

平成28年7月第3回人吉市議会臨時会会議録

平成28年7月8日 金曜日

1. 議事日程

平成28年7月8日 午後1時30分 開会

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議第71号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第3号）

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君
副	市	松	田	知	良	君
教	育	末	次	美	代	君
総	務	井	上	祐	太	君
市	民	今	村		修	君
健	康	村	口	桂	子	君
経	済	福	山	誠	二	君
建	設	大	淵		修	君
総	務	小	林	敏	郎	君
総	務	小	澤	洋	之	君
財	政	植	木	安	博	君
水	道	中	村	則	明	君
教	育	松	岡	誠	也	君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤	池	謙	介	君
議	事	栞	原		亨	君
庶	務	椎	葉	千	恵	君
書	記	白	坂	禎	敏	君

午後 1 時30分 開会

○議長（田中 哲君） 皆さん、こんにちは。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成28年7月第3回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

挨拶の申し出

○議長（田中 哲君） 議事に入ります前に、7月1日付で異動がありました課長から、それぞれ挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○企画審議員（丸本 縁君） 議員の皆様、こんにちは。7月1日付の人事異動によりまして、総務部企画審議員兼財政課行政経営係長を拝命いたしました丸本縁でございます。どうぞよろしく願います。

○契約管財課長（北島清宏君） 皆様、こんにちは。7月1日付の人事異動によりまして、総務部契約管財課長兼カルチャーパレス館長を拝命いたしました北島清宏でございます。どうぞよろしく願います。

○市庁舎建設準備室長（井福浩二君） 皆様、こんにちは。7月1日の人事異動により、総務部市庁舎建設準備室長を拝命しました井福浩二でございます。どうぞよろしく願います。

○歴史文化課長（隅田節子君） こんにちは。7月1日付で教育部歴史文化課長兼人吉城歴史館館長を拝命いたしました隅田節子でございます。どうぞよろしく願います。

○図書館長（上野好史君） こんにちは。7月1日付の異動で教育部図書館長を拝命いたしました上野好史でございます。よろしく願います。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、本日午後1時から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） こんにちは。平成28年7月第3回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日、先ほど議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

会期は本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議にお

いて審議、採決することにいたしましたので、よろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に15番、永山芳宏議員、16番、三倉美千子議員を指名いたします。

日程第3 議第71号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第71号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、こんにちは。本日は、第3回人吉市議会臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。今回、御提案しております議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第71号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）は、市庁舎建設に向けた基本設計及び実施設計に要する経費のほか、本年7月1日付機構改革により設置をいたしました市庁舎建設準備室関連経費及び平成28年熊本地震に伴う経済対策に要する経費などでございます。

歳入歳出にそれぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ155億1,455万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第71号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正によりそれぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて4ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為補正の追加につ

きましては、市庁舎建設に係る設計業務委託が平成29年度までの期間を要することから、平成28年度から29年度までの期間及び限度額を設定するものでございます。設計に関する総予算は1億2,050万円でございますが、このうち30%分を歳出予算として計上し、残り70%相当分8,435万円を債務負担行為として限度額計上をいたしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳入でございますが、19款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金を5,000万円増額補正いたしております。

次に歳出でございますが、主なものを御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。1款、1項、1目議会費90万1,000円の増額補正は、市庁舎建設に関する特別委員会の行政視察に要する経費でございます。次に、その下でございますけれども、2款総務費、1項総務管理費、14目市庁舎建設事業費3,774万7,000円の増額補正は、市庁舎建設に向けて協議を進めるための基本設計及び実施設計に要する経費3,615万円のほか、7月1日付の機構改革により設置をいたしました市庁舎建設準備室関連経費を計上いたしております。

その下、9ページをお願いいたします。7款、1項商工費、3目観光費1,045万1,000円の増額補正は、平成28年熊本地震に伴う経済対策としての熊本地震復興特別対策事業補助金でございます。これは地域振興のためのクーポン券発行事業945万1,000円などがこの中に含まれております。その下でございます。11款災害復旧費、5項、1目その他公共施設公用施設災害復旧費146万2,000円の増額補正でございますが、これは旧看護専門学校駐車場用地として民有地を借り上げる経費でございます。

めくっていただいて10ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を29万1,000円減額いたしております。

以上で、議第71号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第3号）についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第71号について、質疑はありますか。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 7款、1項、3目、19節熊本地震復興特別対策事業補助金の算出根拠についてお伺いいたします。

まず、補助金の財源措置は。クーポン券の発行枚数は。クーポン券の発行元は。クーポン券の発行条件は、これは利用者に対して。クーポン券の利用先は。クーポン券の使用期間は。以上6点、お尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

まず、財源のことでちょっとお話しいたします。財源は一般財源でございます。それから、発行枚数でございますが、これにつきましては1万枚を予定いたしております。それから、発行いたします対象につきましては、人吉温泉観光協会、こちらのほうでございます。それ

から、発行の算出根拠でございますけれども、これは市内で大体21施設でございます。その中で、部屋が243室、これが一般の旅館・ホテルでございます。それから、ビジネスホテル関係が321室でございますけれども、その中の平均稼働率が大体50%で私ども計算いたしまして、対象期間が8月と9月と大体2カ月間通用するクーポンということで、利用者の数から算出しましたのが、先ほどの1万枚という数でございます。算出の根拠につきましては、この部屋数から割り出して大体2カ月使えるものということで出しておるところでございます。

それから、算出のいわゆる幾らのを出すかということでございますね。これにつきましては、1部屋1万5,000円以上の部屋がございますが、それに対しまして2,000円のクーポンを発行いたします。それから、あと5,000円から1万5,000円の部屋、これに対しては1,000円をお出しするということでございます。これにつきましては、今、温泉旅館組合のほうは7月はいわゆる自分たちの予算でされているわけなんですね。これが大体1カ月ほどで終了いたしますので、その後、8月と9月を補うといえますか、一番観光シーズンということでございますので、それに対応するということが人吉温泉観光協会が補助金申請をされたこと。それに対しまして私どもが補助をするということでございます。

以上、お答えいたします。

大変申しわけございません。期間につきましては、先ほども言いましたように2カ月でございます。8月、9月でございます。

大変申しわけございません。利用先と申しますのは、これは人吉市内、今、国それから県の宿泊クーポン券、これ出ておりますね。これにつきましてはあくまで旅館とかホテルでしか使えないわけですが、それに対しまして私どもが使えるこのクーポンというのは人吉市内にございます飲食業、これはスナックとか、それとかうどん屋、ラーメン屋でございますけれども、それからくま川下りなんか、いわゆる温泉観光協会に入っている会員を中心としまして、その後、温泉観光協会のほうから声をかけまして、協会に入っていない方にも入って、今回やりませんかという声はかけます。そういったところで、まず利用ができる。今までの何といいますか、観光協会だけでなく、幅広く使っていただければということで、お土産屋さんなんかも使っていただける。例えば、タクシー会社でもしやりたいということであれば、タクシー会社でも使えるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） クーポン券の発行枚数は1万枚というふうに言われましたけど、金額は945万1,000円だということですね。どこで1万枚が出てきたのかちょっとわからないですけど、それはいいです。

次に、多分未使用のクーポン券が出てくるのかなと思います。また、評判がよくて、非常に枚数がちょっと足りないと、追加発行はあるのか。それと、未使用のクーポン券が出た場

合には補助金の返還というのがあるのか。返還された場合には繰越金として計上されるのか。その3点お聞きします。

○**経済部長（福山誠二君）** まず、期間でございますけれども、終了したらどうなるかということなのですが、今の予定では8月、9月なんですね。これ、国のほうの宿泊クーポンにつきましても、7月、8月は熊本県の場合は7割引きと、それ以降は5割引きというそういう制度が出ております。それに従いまして、私どもも一応の設定としては8月と9月、これでやっていただきたいと。しかし、余った分につきましては、これはまだ国のほうの制度も続いておりますので、引き続き終了するまで使っていただければと、そういうように考えております。

それから、繰り越しということはないというところをお願いしたいとそういうふうに思っております。

それから、追加、これは今のところ私どもは考えておりません。なぜならば、今のところ国のほうで65億6,000万とこういった補助が熊本県に来ております、実際のところ。それに対しまして、この宿泊クーポン券が熊本県と大分県は7割引き、ほかの県は5割引きと、10月からはこれが全部5割引きないし4割引きになるわけですね。こういうところがまだことしの12月まで続きますので、そういうところで、私どもは、後は国の制度等も見きわめながら考えておりますので、追加というのは今のところは考えておりません。

以上でございます。

○**議長（田中 哲君）** ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第71号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（田中 哲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議第71号は原案可決確定いたしました。

○**議長（田中 哲君）** 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年7月第3回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 三 倉 美千子

平成28年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月6日 火曜日

1. 議事日程第1号

平成28年9月6日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 議第72号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
 - 日程第4 議第73号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第5 議第74号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第6 議第75号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 議第76号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議第77号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議第78号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議第79号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議第80号 平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第12 議第81号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
 - 日程第13 議第82号 人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議第83号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議第84号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議第85号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第17 議第86号 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について
 - 日程第18 議第87号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第19 議第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第20 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期事業計画書）
-
-

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君
総	務	部 長 井上祐太君
市	民	部 長 今村修君
健康福祉部	長	村口桂子君
経	済	部 長 福山誠二君
建	設	部 長 大淵修君
総	務	部 次 長 小林敏郎君
総	務	課 長 小澤洋之君
財	政	課 長 植木安博君

水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
議事係長	栗原亨君
庶務係長	椎葉千恵君
書記	白坂禎敏君

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成28年9月第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る8月30日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。平成28年9月第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る8月30日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月6日開会、あす7日午前10時から治水・防災に関する特別委員会、午後1時30分から市庁舎建設に関する特別委員会、8日から12日まで休会、13日、14日一般質問、15日一般質問及び委員会付託、16日予算委員会、17日から19日まで休会、20日、21日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、22日休会、23日午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、24日から27日まで休会、28日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は9月9日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。

会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に1番、塩見寿子議員、2番、宮原将志議員を指名いたします。

日程第3 議第72号から日程第20 報第5号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第72号から日程第20、報第5号までの18件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆様、おはようございます。平成28年9月第4回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

熊本地震発災後ということで、例年以上に心配された梅雨前線の停滞による長雨や集中豪雨から、列島全体に及ぶ連日の猛暑まで大変厳しい夏を過ごしてまいりました。本市におきましても、35度を越す猛暑日が観測史上最多の21回を記録するなど、市民生活への影響や市民の皆様の健康状態を憂い、厳しい暑さが続く盛夏をどうか乗り切られますようにと、皆様の御無事をお祈りしていたところでございます。

8月末、本州に襲来しました台風10号は東北、北海道に未曾有の大被害をもたらし、特に岩手県下閉伊郡岩泉町の高齢者グループホームでは、入居者9人の方々が濁流に飲まれ、とうとい命が奪われるなど改めて自然災害の恐ろしさを再認識したところでございます。

先日の台風12号の本市接近に際しましては、昨年度から取り組んでおります「球磨川水害タイムライン（事前防災行動計画）」に沿い、八代河川国道事務所、熊本地方気象台、球磨村及び本市などの関係者により、テレビ会議を通じた情報の共有化を図りながら、試行運用、連携の実証を行ったところでございます。9月2日午後4時40分のタイムラインの立ち上げから、5日午前10時の振り返り会議まで、通常の災害対策本部及び支部を設置しながらの運用でありましたが、一線級の情報に基づく適時性のある台風対策を展開できたものと存じます。関係各位の御協力と御支援にお礼を申し上げますとともに、今後もさらに関係機関との連携を深め、防災の精度を高めてまいりたいと存じます。

このような集中豪雨、猛暑、台風の襲来と自然の驚異にさらされる中、市行政内部において業務上の過失や不適正な事務処理が相次いで発覚するなど、議員各位を初め、市民の皆様

に重ねて御心配、御迷惑をおかけしましたことは、遺憾のきわみに存じます。全てが組織として細心の注意を払っておけば防げた事案であり、弁明の余地もございませんが、市の最高責任者として深くおわびを申し上げますとともに、再発防止と信頼回復に向け、格段の覚悟を持って取り組んでまいり所存でございますので、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

具体的には、本年1月に各部への照会を経まして、事務処理ミスに係る原因分析、対応策及び進行管理の報告をもとに、「事務処理ミス対応基本方針」を定めたところでございますが、さらに事態が深刻なことから、これを確実に運用し、全庁的に継続した取り組みを行っていくために、「人吉市事務処理ミス対策協議会」を設置いたしまして、今後は年間スケジュールのもと、本協議会において全庁的な進行管理を行いながら、組織的な課題である「業務の見える化」、「職員の育成環境」及び「情報の共有」を目標に、事務処理ミスの防止に全力を挙げて努めてまいりたいと存じます。

さて、世界に目を向けますと、8月6日から17日間、世界最大のスポーツの祭典リオデジャネイロオリンピックが開催をされ、地域間紛争や内戦、テロの勃発する中、恒久的な世界平和のとうとうさが改めて問われる大会となりました。

開幕直前までテロ対策、政情不安や建設準備のおくれなど、負の側面が懸念される中で開催をされた大会でありましたが、4年後の東京オリンピック・パラリンピックに多くの示唆を与えてくれた大会でもございました。女子柔道57キロ級でファベラ、いわゆるブラジルのスラム街出身のラファエラ・シルバ氏が貧困と差別を乗り越えて金メダルに輝き、表彰台で国歌を聞きながら大粒の涙を流している姿を見て、多くのブラジル人が泣いている映像が放映されておりました。3年前からスポーツを通じた人間育成を国策としているブラジル連邦共和国は、スポーツには人を同じ立場に立たせる力があり、そこには貧富の差もないことを、今回の五輪をもってブラジルの子供たちに再認識させ、伝えられたという意味でも本大会を評価する声も上がっているようです。

これらのことを総括して4年後の東京オリンピック・パラリンピックをどう日本の将来や子供たちにつなげていくのか、そういったことも非常に大切なことだと認識を新たにいたしました。本市としましても、国家的イベントであり、世界の祭典である東京オリンピック・パラリンピックを通して、本市の子供たちにも大きな夢や希望、そして平和への思いを育んでもらえる契機にすべく、スポーツの振興、教育の充実に努めてまいりたいと存じます。

一方、熊本県63校の代表として夏の全国高等学校野球選手権大会に出場した秀岳館高等学校の活躍もまた、熊本地震の影響で1カ月間練習ができなかったという逆境に立ち向かい、白球を追い、戦う選手たちの姿を通して、この夏、熊本に大きな希望と感動を与えてくれました。

選手の多くが県外出身という状況にあつて、震災で苦しむ第2の故郷熊本へ恩返しをした

いという気持ちを「プレーで熊本に元気と勇気、笑顔を届けたい。」という目標に託して夏の甲子園に臨み、見事にベスト4入りを果たした選手たちの思いや願いは、多くの熊本県民に確かに届いたものと信じております。

このような中、熊本地震から4カ月半が過ぎましたが、被災地では今なお復旧活動の一方、山積する課題への対応が続いておりまして、本市におきましても被災地である宇土市、御船町、益城町に相談業務や住家の被害認定調査業務への支援として、5月から8月までに延べ43人の職員を1週間の交代制で派遣しておりまして、今月も御船町に8人の職員派遣を予定しているところでございます。熊本県の自治体として、被災地支援は当然の責務でございますが、職員の災害対応へのスキル向上という点でも、非常に貴重な体験をさせていただいているというのも事実でございます。連日の猛暑の中、支援活動に従事している職員各位の活躍が、被災地の復旧、復興はもちろん、本市の将来にとっても一助となる機会と捉え、被災地支援を継続してまいりたいと存じます。

去る8月3日、熊本県におきましては、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランを策定し、発表されたところでございます。このプランは、今回の熊本地震で被災した本県の将来像を「災害に強く、誇れる資産（たから）を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本」とし、痛みの最小化、創造的な復興、未来の礎の構築といった段階的な方向性により、おおむね4年間で達成すべき復旧・復興の目標や具体的な取り組みが示されております。

また、その基本理念を「県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する。」とされておりますが、私としましては、未曾有の大震災から立ち上がるためには、行政の施策と県民180万人の力を結集していくことが極めて重要であると感じております。本市におきましても、震災直後から個人や企業、団体等においてさまざまな支援、復旧・復興に係る活動がなされており、今後も熊本県民の一人として何ができるか、何が必要かを考え、行動することが大切であります。本市の振興、活性化が熊本県の復興につながる、そのようなことも心に持ちながら、日々市政を進めてまいりたいと存じます。

我が国における70年ぶりの選挙制度改革ということで、7月10日、選挙権年齢が満18歳に引き下げられてから初の国政選挙である第24回参議院議員通常選挙が執行されました。改正までにさまざまな議論が行われておりましたが、選挙権を世界標準ともいえる18歳に引き下げることにより、あすの日本を担う若い世代が、政治や国づくりへの関心を高めてくれるものと期待をするところでございます。

この選挙後に表明された経済対策でございますが、8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」として閣議決定をされ、1億総活躍社会の実現の加速、21世紀型のインフラ整備、英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化などが取り組む施策として示されており、今後の国の動向に注視をしてまいりたいと存じます。

市庁舎移転建設関係でございますが、去る7月14日、田中哲市議会議長とともに県庁を訪れ、熊本県知事並びに県議会議長に対し、市と市議会の連名で熊本地震によって被災した市庁舎建てかえに伴う国の財政支援措置等を求める要望を行いまして、県を通して国に強力に働きかけを行っていただくようお願いをしまいにしました。また、7月21日、8月4日には上京し、総務省並びに財務副大臣、そして熊本県選出の衆参両院議員へ要望を申し上げたところでございます。おかげをもちまして、国におかれましては原形復旧にとどまらず、現在、本市で取り組んでおります「公共施設等総合管理計画」の策定が前提要件となりますが、行政機能強化のため、増床する部分までを新たな再建庁舎として、一般単独災害復旧事業債を再建事業費の100%に充当、最大で85.5%の交付税措置も行うことを熊本地震の特例として認めていただきました。

今回、国が示されている再建庁舎の規模でございますが、正職員1人当たり35.3平方メートルを基準とされており、本市の正職員で算出しますと、1万2,000平方メートルほどの規模の庁舎まで認められることとなります。総務省、熊本県、熊本県議会、地元の国会議員の皆様を初め、関係各位の御尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。

さきの7月20日に市庁舎建設に関する特別委員会が徳島県阿波市と高知県四万十町の庁舎の視察を実施され、私も阿波市の視察に同行させていただいたところでございます。阿波市庁舎の全体構造やスケール感、常設の災害対策本部室、地域性を取り入れた外観、想定される災害とその対策、併設された交流防災拠点施設「アエルワ」の思想など、今後、本市が目指す総合型市庁舎の最も具体的なモデルとしてまいりたいと感銘を受けたところでございます。

また、四万十町は、庁舎の外装、内装とあらゆるところに地元産材を使用することで、林産地らしさを追及した庁舎であり、今後の基本設計等の中で十分に参考にさせていただきたいと考えております。視察に際し、懇切丁寧に御説明いただきました阿波市、四万十町の関係の皆様には厚くお礼を申し上げたいと存じます。

市庁舎建設に伴う校区説明会でございますが、7月15日の大畑コミュニティセンターから、8月9日の西瀬コミュニティセンターまで5会場6校区におきまして、合計約160人の市民の皆様の御出席を賜り開催をいたしました。説明会では、本年2月にお示しいたしました見直し案から現行計画に基づく総合型市庁舎へ方針転換をした経緯や背景、その内容を御説明し、おおむね御理解を得たものと総括をしております。暑い最中に御出席いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

また、8月18日には、人吉市庁舎等移転建設審議会を開催いたしまして、市庁舎移転建設の方針転換と今後の予定等について説明を行い、2月12日に行いました諮問の取り下げについて御理解をいただいたところでございます。今後の審議会等に諮る内容等については、議会にも御相談を申し上げながら改めて整理をしまいにしたいと存じます。

庁舎建設設計業務委託業者選定に係る進捗でございますが、去る7月22日に第1回選定委員会におきまして、庁舎建設設計業務プロポーザルに係る実施要領、審査方法、審査基準等について決定し、第2回選定委員会におきまして第1次審査を実施したところでございます。今月中にプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査を行いまして、最優秀者を決定し、その後、市内企業との設計共同企業体の協定手続を経て、委託契約の締結を完了することといたしております。

地方創生関係でございますが、平成28年度地方創生推進交付金事業につきましては、8月30日、国から地域再生計画の認定をいただき、平成28年度の地方創生推進交付金の交付が決定されたところでございます。

交付決定がなされた事業は、人吉球磨地域の森林資源に着目し、近未来技術を活用した林業の成長産業化に向けた取り組みとして行う「スマート林業展開事業」、さらに、交流人口増加から定住人口増加につながる施策の実施とともに、地域資源のブランド化に向けた取り組みを複合的に行う「人吉賑わい創出事業」の2つの事業でございます。国が進める地方創生をより強力に推進するとともに、本市の特性に光を当て、磨き上げることで地域社会の創生につなげてまいりたいと存じます。

市民との対話の促進につきましては、市民の皆様と行政が協働してまちづくりに取り組む活動の一環としまして、地域座談会「ひとよし未来カフェ」を本年度から開催してまいります。本年度は21の町内において開催することとしておりまして、8月17日、西間下町公民館での開催を初回に、現在、4町内において実施したところでございます。この「ひとよし未来カフェ」では市政全般や、新市庁舎建設に関する説明とともに、御参加いただいた市民の皆様とさまざまな意見の交換をさせていただいているところでございます。引き続き各町内を回らせていただきますが、多くの市民の皆様にご参加いただき、人吉のまちづくりについての対話を進めてまいりたいと存じます。

公共交通関係でございますが、地域公共交通利用者、交通事業者及び公的機関で組織する人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、本年度中に人吉市地域公共交通網形成計画を取りまとめることとしております。計画の策定に当たりまして、自宅での乗降が特定の区域に限り可能となる新しい予約型乗合タクシーの実証試験を行うこととしております。この実証試験は、大畑及び永野の2地区を選定し、住民の方々に御協力をいただきながら、その地域のニーズにあった運行形態を検証するものでございます。今後も市民生活の実情に即した利便性の高い交通体系を構築してまいりたいと存じます。

また、一連の熊本地震の影響に伴い、市庁舎機能が移転及び分散したことにより、公共交通のアクセスという点においても、市民の皆様にご不便をおかけしているところでございます。西間別館におきましては、市民生活に密接に関連する市民課や福祉課などの部署がございますので、人吉医療センターを経由する路線バスの運行ルートを平日のみ延伸し、西

間別館まで乗り入れできるよう、現在、産交バス株式会社や熊本運輸支局などの関係機関と協議を行っており、10月のダイヤ改正にあわせ実施できるよう準備を進めているところでございます。

なお、現行の予約型乗合タクシーにつきましても、同様の延伸を検討しておりまして、実現に向け、鋭意関係機関と協議を進めてまいりたいと存じます。

交通安全関係でございますが、平成28年秋の全国交通安全運動が9月21日から30日までの10日間実施されます。今回は、子供と高齢者の交通事故防止を基本に、「夕暮れどきと夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止」、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を重点的に取り組んでまいります。期間中は街頭指導、街頭パトロールなどにより交通事故撲滅に努めてまいりたいと存じますので、関係機関及び市民の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

臨時福祉給付金関係でございますが、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、4月1日から7月1日までの3カ月間申請の受け付けを行いまして、支給決定しました5,341人全ての方々に対し、7月25日までに支給が完了したところでございます。

また、平成28年度の簡素な給付措置、いわゆる臨時福祉給付金につきましては、昨年度に引き続き実施され、対象者1人につき3,000円が支給されます。さらに、この臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金受給者の方々を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましても、対象者1人につき3万円が支給されることとなっております。本市におきましても、国の基準に従ってこれらの給付を行うこととしておりまして、9月20日以降に随時申請用紙を同封したお知らせを発送し、同月の26日から受付を開始いたします。いずれの給付金とも対象者の方々が漏れなく受給されますよう、申請に関する個別通知や広報等を初め、さまざまな機会を捉えて制度の周知を図るとともに、円滑な事務執行に努めてまいりたいと存じます。

本市の高齢化率は、本年7月末で33.72%でございまして、90歳以上の高齢者の占める割合も、100歳以上の高齢者の占める割合も全国や熊本県の平均より高く、長寿都市となっております。9月の敬老月間に合わせて、社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老行事が各地域において開催されます。高齢化が進む現代では、介護の問題を初め、さまざまな課題が存在しておりますが、本市においては地域全体で助け合い、支え合う地域福祉コミュニティを形成し、高齢者の皆様が元気いっぱい、楽しく暮らすことができるまちづくりを目指してまいりたいと存じます。

農業関係でございますが、現在、JAくまにおきまして、下球磨選果場内のクリ選果選別機の老朽化に伴い、国の産地パワーアップ事業推進費補助金を活用したクリ選果選別施設の整備が計画されております。さらに、今回の施設整備とあわせまして、高齢農家対策、改植

事業及び生産部会への加入促進についても実施されることとなっております。

本市といたしましても、これらによる選別出荷作業の省力化、品質向上による球磨グリブランド力のアップが生産意欲を向上させ、栽培面積の増加につながることを期待しておりまして、引き続き生産農家の所得が向上するよう支援してまいりたいと存じます。

商工関係でございますが、国における平成28年熊本地震に係る商店街支援策としまして、商店街等の震災復興を促進することを目的とし、商店街振興組合等が実施するイベント等に対し、経費の一部を補助する「商店街にぎわい創出事業」が創設されたところでございます。

本市におきましては、東九日町商店街振興組合及び球磨焼酎酒造組合が事業主体となりまして、国の「商店街にぎわい創出事業」を活用し、去る7月23日に、まちのにぎわい創出及び熊本地震の影響で売上げが減少しております球磨焼酎の消費拡大を目的として、「百円焼酎フェス」が実施されたところでございます。初めて夜間の開催となりました百円商店街との同時開催ということもあり、多くの方々に喜んでいただいたものと存じます。

また、11月には、人吉駅前通りにおいて、同様の補助事業を活用し、「人吉駅前トキめきハンドメイドマルシェ」が企画されるなど、このほかにも商店街の特色を生かしたさまざまなイベントの実施が計画されております。本市といたしましても、このような民間主導の取り組みを引き続き応援してまいりたいと存じます。

去る8月15日、62回目を数える人吉花火大会を、中川原公園及びふるさと歴史の広場をメイン観覧場所として開催をいたしました。日中は猛暑となりましたが、打ち上げ時間には上流に向け心地よい風が吹き、絶好の花火日和となり、人吉城跡を背景に、夏の夜空に広がる優美で色鮮やかな5,000発の花火は、球磨川河畔でごらんいただいた市民の皆様はもとより、帰省されている方々や市外からの多くのお客様を魅了したことと存じます。

また、今回で6回目となるアニメ「夏目友人帳」花火ポスターでございますが、秋に新たなシリーズ放送が予定されており、話題性が高く、全国のアニメファンから大きな反響をいただいたところでございます。大会の開催に当たり御協力をいただきました人吉警察署、人吉下球磨消防組合、人吉市消防団、各団体の皆様並びに御協賛のスポンサー各社と関係各位に深く感謝を申し上げる次第でございます。

熊本地震における観光産業復興対策といたしましては、震災後の6月から人吉温泉観光協会やひとよし温泉女将の会さくら会のほか、関係団体の皆様と一体となり、さまざまな観光客誘致活動を行ったところでございます。九州各地のイベントでパンフレットの配布を行い、福岡、宮崎、鹿児島県の3県におきましては、テレビスポットCM放送や情報番組、あわせてフリーペーパー等による情報発信の取り組みを行ったところでございます。

これらの取り組みと、7月から熊本県でも販売されました国の「九州観光支援交付金」を活用した「九州ふっこう割熊本宿泊券」の効果によりまして、多くの観光客の皆様が本市を旅行先に選択いただき、温泉観光旅館及びビジネスホテルから抽出した8事業所で調査いた

しましたところ、5月から6月における宿泊数は前年に比べ90から93%と減少しておりますが、7月は118%と増加に転じているところでございます。

また、8月8日からは、本市を訪れていただきました観光客の皆様へのおもてなしと、お土産等の小売店や飲食店等への経済波及効果を狙った「地域振興のためのクーポン券」を配布しているところでございます。引き続き関係機関、団体等と緊密に連携を図り、現状把握に努め、より効果的な観光産業復興対策に取り組んでまいりたいと存じます。

国民宿舎くまがわ荘の管理運営でございますが、指定管理者であるくま川下り株式会社において、去る9月1日に臨時株主総会が開かれ、施設の老朽化及び業績不振が継続したこと等を理由に、本年度末をもって国民宿舎くまがわ荘の管理運営から撤退する旨の議決が行われまして、平成29年度以降の国民宿舎くまがわ荘の管理運営に関する協定締結について辞退の申し入れをされております。まことに残念でございますが、今後、国民宿舎くまがわ荘のあり方につきましては、さまざまな形で議論し、関係の皆様から御意見をいただきながら、本市の将来を十分に見据えた上での方針を見出してまいりたいと存じます。

スマートインターチェンジ整備事業でございますが、1月30日、東間コミュニティセンターにおきまして、地権者の方々を対象に用地説明会を開催したところでございます。2月中旬からは個別に用地交渉を行っておりまして、昨日までに取得予定面積の97%に当たる約2万6,000平方メートルの用地について売買契約を締結させていただいたところでございます。これを受け、共同事業者であります西日本高速道路株式会社熊本高速道路事務所におきまして、工事発注に伴う公告の準備が進められており、着実に事業を推進しているところでございます。

学校教育関係でございますが、恒例となりました市内小学校3年生の希望者を対象とした「夏休みパワーアップ教室」を、7月21日から29日までの7日間、市内全ての小学校を会場に開講し、合計138人の児童が受講いたしました。また、年々児童の学習態度はよくなり、学習意欲も向上しているという報告も受けております。これもひとえに学習サポーターの皆様のご協力のたまものであると存じております。さらに、今回は球磨工業高等学校から2人の生徒さんにも学習サポーターとして御協力をいただいたところでございます。学習サポーターの皆様には、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。今後も、本市の子供たちの学力向上に係る取り組みを、より充実させてまいりたいと考えております。

学校ICT推進関係でございますが、昨年度から取り組んでおります文部科学省の委託事業「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」の「ICT活用実践コース」につきましましては、人吉東小学校、人吉西小学校及び東間小学校の3校を実証校としまして、ICT活用モデルカリキュラムの作成に取り組んできたところでございます。本年度は、さらに大畑小学校、西瀬小学校及び中原小学校の3校を加え、市内全ての小学校におきまして児童の情報活用能力の育成をテーマに、理科、社会、道徳及び総合的な学習の時間におけるICT活用モ

デルカリキュラムの作成に取り組むこととしております。作成されたカリキュラムは市内小中学校で共有することはもちろん、広く文部科学省のホームページにおいて公開される予定でございます。

社会教育関係でございますが、7月26日、8月2日及び3日の夏休みの3日間、市内小学校の花まる教室に通う小学2年生81人の子供たちを対象に、3年目となる人吉型サマースクール人吉市草木山川学校を開講いたしました。当日は天候に恵まれ、会場である万江川の高橋周辺は、子供たちの歓声であふれておりました。子供たちは川遊びや水生生物の捕獲など、豊かな自然体験を通して「ふるさと」といったものを体と心で十分に感じてくれたものと存じます。開催に向けて御尽力を賜りました井ノ口町内会の皆様を初め、関係各位に心からお礼を申し上げます。

小学校運動部活動の社会体育移行につきましては、平成31年度の完全移行に向けて準備を進めておまして、昨年から競技団体、教育委員、学校長、校区公民館長及び社会教育委員など、スポーツ団体及び教育関係団体の皆様との意見交換会を開催しているところでございます。また、本年6月から8月にかけて、市内小学校の保護者の皆様及び先生方を対象といたしまして、説明会及び意見交換会を開催いたしております。

今後は指導者の確保などさまざまに解決していくべき課題はございますが、運動部活動の社会体育移行が、小学校、地域及び保護者が連携する好機として捉えまして、引き続き子供たちがスポーツに親しむことができる環境をつくるため、市民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

日本遺産関係でございますが、人吉球磨の10市町村と関連団体で構成される人吉球磨日本遺産活用協議会におきまして、さまざまな取り組みを行っているところでございます。去る7月23日から25日にかけて、2020年東京オリンピック・パラリンピックの主会場となる新国立競技場のデザインを手がける建築家隈研吾氏及びグラフィックデザイナーの原研哉氏をお招きし、人吉球磨の文化財を視察いただき、日本遺産のブランド確立及び魅力発信などに対する貴重な御意見をいただいたところでございます。

また、8月22日から9月19日までの間、福岡市内2カ所の書店におきまして日本遺産人吉球磨のコーナーを設け、広く情報発信を行っているところでございます。さらに9月2日及び3日の2日間、ツタヤブックストアアテンジンにて、「仏像等の仏教文化の魅力」をテーマに、球磨郡錦町在住の写真家濱田喜幸氏によりトークイベントを開催いたしまして、多くの方々に人吉球磨の日本遺産について理解を深めていただいたものと存じます。今後とも、人吉球磨地域の関係機関が連携し、一体となって日本遺産人吉球磨ブランドづくり事業を進めてまいりたいと存じます。

文化振興関係でございますが、犬童球溪顕彰音楽祭は、本年で70回という大きな節目を迎えます。去る8月20日及び21日の2日間、人吉市カルチャーパレスにおきまして個人コンク

ールの予選を行い、11月3日に開催いたします本選に46人の出場が決定したところでございます。また、11月4日に碑前祭と学校発表会、さらに同月6日には「音楽のひろば」を計画しております。特に最終日の「音楽のひろば」では、「今、心を1つに～70年のあゆみ～」をテーマに音楽祭ゆかりの方々や、人吉東小学校及び第一中学校の皆さんの御協力を得まして、節目の年にふさわしいステージとなりますよう準備を進めているところでございます。

図書館関係でございますが、去る7月24日、人吉市カルチャーパレスにおきまして、第32回人吉球磨児童による童話発表大会を開催したところでございます。

この大会は、読書を通じて豊かな人間性を育成するとともに、読書意欲の向上を図るために実施しているものでございまして、本年度は、本市及び球磨郡内の各学校から合計29人の代表が出演し、人権、震災、平和などを題材とした童話の発表がございました。登場人物や物語の情景が目につかぶようなすばらしい内容に、会場からたくさんの拍手が送られ、審査員からは「近年まれに見るレベルの高さに甲乙つけがたい内容であった。」との講評をいただいたところでございます。本市からは6人が出演し、人吉西小学校の児童が最優秀賞を受賞したところでございます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げます。

議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）は、国・県の補助事業の内示、申請などに伴う補正のほか、人事異動に伴う人件費及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ4億7,586万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億9,041万9,000円とするものでございます。

議第73号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ2億6,418万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億1,097万5,000円とするものでございます。

議第74号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ972万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,812万5,000円とするものでございます。

議第75号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、前年度繰越金のほか、介護給付費負担金の精算などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ1億2,417万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億5,513万5,000円とするものでございます。

議第76号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金の追加などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ425万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,616万8,000円とするものでございます。

議第77号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第2号）は、人事異動に伴う人

件費などの補正でございます。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を176万8,000円減額し、支出予算総額を5億806万3,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を9,000円減額し、支出予算総額を2億8,811万5,000円とするものでございます。

議第78号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。収益的収入及び支出のうち、支出の営業費用を39万8,000円減額し、支出予算総額を11億1,181万9,000円とするものでございます。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を93万4,000円減額し、支出予算総額を7億3,457万8,000円とするものでございます。

議第79号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第1号）は、前年度繰越金のほか、人吉中核工業用地造成に伴う防火水槽新設工事等の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ1,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,516万6,000円とするものでございます。

議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成27年度人吉市水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての案件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金を処分することについて議会の議決をお願いすること及び同法第30条第4項の規定に基づき、平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

議第82号人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例案は、人吉市庁舎等移転建設審議会における事務局の変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第83号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、介護保険事業計画等策定・運営委員会の報酬を年額報酬から日額報酬へ変更すること、既存の地域包括支援センター運営協議会等における報酬額を規定すること、及び所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議第84号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用について、新たに事務を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第85号市道占用料徴収条例の一部を改正する条例案は、道路法施行令の一部改正に伴う規定の整備及び所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

議第86号国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分についての案件は、国営川辺川土地改良事業の計画変更等に伴い、国、熊本県、市町村及び受益農家の負担区分を変更することについて、関係6市町村の同文議決をお願いするものでございます。

議第87号及び議第88号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2案件は、三倉範子氏が平成27年5月31日に辞職したことに伴い、後任として永田ミキ氏を任命すること及び宮山惇氏から平成28年9月30日をもって辞職する旨の申し出があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づく同意をしたことに伴い、後任として長船法文氏を任命することにつきまして、同法第4条第2項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（井上祐太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第2条の債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正により、第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

めくっていただいて5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加は、地域おこし協力隊設置事業でございます。平成29年4月採用予定の地域おこし協力隊を募集するに当たり、本年10月から募集を開始するため、根拠となる予算を確保する必要があることから、事業の期間及び限度額を設定するものでございます。第3表地方債補正の追加は、まず、農業農村整備事業債ほか2件でございます。農業農村整備事業債は、鹿目川における山口地区頭首工改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の670万円を計上いたしております。その下、コミュニティセンター改修等事業債は、中原コミュニティセンター改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の1,570万円を計上しております。一番下、現年発生補助災害復旧事業債は、平成28年熊本地震のほか、本年6月の梅雨前線豪雨及び7

月の豪雨により発生いたしました上永野地区農業用施設災害復旧工事、七地赤池線ほか2路線の道路災害復旧工事及び村山公園災害復旧工事に対する起債でございますが、農業用施設災害復旧事業につきましては、充当率90%の80万円を、また公共土木施設災害復旧事業につきましては、充当率100%の1,090万円を、合計で1,170万円を計上しております。

めくっていただいて6ページをお願いいたします。地方債補正の変更でございますが、臨時財政対策債は、普通交付税の交付額決定に伴い、発行可能額が確定しましたことから限度額を変更するものでございます。農業基盤整備事業債から一番下の体育施設改修事業債までの6件は、いずれも工事等の追加に伴い、限度額を変更するものでございます。

めくっていただいて9ページをお願いいたします。ここからは歳入でございますが、10款、1項、1目、1節地方交付税2億4,648万7,000円の増額補正は、地方交付税のうち普通交付税の交付額決定によるものでございます。1つ飛びまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金2,205万3,000円の増額補正は、平成28年熊本地震のほか、本年6月の梅雨前線豪雨及び7月の豪雨により発生いたしました七地赤池線ほか2路線の道路災害復旧工事及び村山公園災害復旧工事に対するものでございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金336万5,000円の増額補正は、平成28年度地方創生推進交付金の交付決定によるものでございまして、課題となっております鉄道ミュージアムの管理運営費につきまして、10月以降の6月分の経費につきましても補助採択がありましたことから増額をするものでございます。

10ページをお願いいたします。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金796万8,000円の増額補正は、介護施設等におけるスプリンクラーの整備及び介護ロボット導入事業に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。5目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金2,030万円の増額補正は、史跡大村横穴群保存修理事業に対するものでございます。7目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金1,650万円の増額補正は、鹿目川における山口地区頭首工改修工事に対するものでございます。それから、3項委託金、6目農林水産業費委託金、1節農業費委託金240万円の増額補正は、川辺川農業水利事業計画変更等に伴い、関係農家から同意を得る業務に対する委託金でございます。

11ページをお願いいたします。中ほどからになります。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金8,809万5,000円の増額補正は、戸越原野組合におけるトラクター1台購入に対する土地利用型構造改革推進事業補助金や、JAくま栗選果選別施設整備事業に対する産地パワーアップ事業推進費補助金などでございます。6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金203万円の増額補正は、史跡大村横穴群保存修理事業に対するものでございます。一番下、7目災害復旧費県補助金、1節農林水産施設災害復旧費補助金182万円の増額補正は、本年6月の梅雨前線豪雨により発生いたしました上永野地区農業用施設災害復旧工事に対するものでございます。

12ページをお願いいたします。中ほどからになります。18款繰入金、1項特別会計繰入金3件の増額補正は、いずれも前年度の療養給付費などの精算などに伴う特別会計からの繰入金でございます。

13ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

めくっていただいて14ページをお願いいたします。歳出でございます。各款、項、目の中の給料、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動などに伴うものでございます。また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございまして、説明のほうを省略させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,356万2,000円の増額補正は、人件費に関する補正のほか、15ページでございますが、くま川鉄道の平成27年度経常損失を補填する人吉市くま川鉄道経営安定化補助金や、上のほうになりますけれども、鍛冶屋町公民館新築事業などに対する地区公民館施設整備事業補助金が主なものでございます。

16ページから17ページにかけて省略をさせていただきます。18ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費368万7,000円の増額補正は、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等緊急一時避難支援事業のほか、19ページの人事異動による人件費の補正等に伴う3特別会計への繰出金などでございます。

19ページの3目老人福祉費806万4,000円の増額補正は、介護施設等におけるスプリンクラーの整備及び介護ロボット導入事業に対する補助金が主なものでございます。

21ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費300万円の増額補正は、平成28年10月から定期予防接種の対象疾病にB型肝炎が追加されますことから、委託料を増額するものでございます。

めくっていただいて22ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費9,144万5,000円の増額補正は、23ページの一番上になりますけれども、JAくま栗選果選別施設整備事業に対する産地パワーアップ事業推進費補助金8,142万5,000円や、JAくま栗選果選別施設整備事業の補助残の一部を人吉球磨地域の自治体等で助成いたしますJAくま栗選果選別施設整備事業補助金、これ上のほうになりますけれども、447万5,000円などでございます。5目農地費4,556万2,000円の増額補正は、補助事業として取り組みます鹿目川における山口地区頭首工改修工事のほか、水路改修のための測量設計委託料及び水路改修工事、農道等改修・補修工事などでございます。

24ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費302万円の増額補正は、中神町小柿地区における倒木災害防止のための保安林伐採事業委託料などでございます。7款、1項商工費、2目商工業振興費91万8,000円の増額補正は、人吉商工会議所が創立70周年の節目に当たり、創立70周年記念事業に対しての補助金などでございます。

25ページをお願いいたします。3目観光費437万円の増額補正は、平成28年熊本地震に伴う観光客の落ち込み及びふっこう割終了後の観光客入り込み数の揺り戻し対策に係る経費などでございます。

26ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費4,082万4,000円の増額補正は、中林二中線ほか2路線の改良のための測量設計委託料や、祇園堂栗林線ほか5路線の工事費などでございます。

27ページをお願いいたします。3項住宅費、1目住宅管理費2,696万5,000円の増額補正は、28ページでございますけれども、桜木団地1、2号棟屋上防水改修工事や、蟹作団地雨水処理側溝敷設工事などが主なものでございます。

30ページをお願いいたします。9款、1項消防費、2目非常備消防費140万円の減額補正は、平成28年度の熊本県操法大会が中止となりましたことから、消防協会人吉支部交付金を減額するものでございます。

31ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費988万7,000円の増額補正は、人吉東小学校昇降口靴箱改修工事などでございます。

32ページをお願いいたします。3項中学校費、3目学校建設費120万円の増額補正は、人吉第三中学校屋内運動場放送設備改修工事でございます。5項社会教育費、2目公民館費2,100万円の増額補正は、中原コミュニティセンター施設改修工事でございます。

33ページをお願いいたします。5目文化財保護費4,151万6,000円の増額補正は、補助事業として取り組みます史跡大村横穴群保存修理工事などでございます。

めくっていただいて34ページでございます。6項保健体育費、2目体育施設費、33ページの下から34ページにかけてでございますけれども、1,133万9,000円の増額補正は、平成29年度の人吉球磨県民体育祭に向けた市民プールコース画線設置工事などでございます。

35ページをお願いいたします。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費530万円の増額補正から3項公共土木施設災害復旧費、5目河川災害復旧費100万円の増額補正までは、平成28年熊本地震のほか、本年6月の梅雨前線豪雨及び本年7月の豪雨により発生いたしました災害復旧工事でございます。一番下、14款、1項、1目予備費を404万2,000円増額いたしております。

以上で、議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算案（第4号）について、補足説明を終わります。御審議のほうよろしくをお願いいたします。

○水道局長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。私のほうから議第80号と議第81号につきまして、御説明させていただきます。20分ほどお時間をいただくことになるかと存じます。

初めに、議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成27年度人吉市水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただいて2ページと3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第1款水道事業収益、予算額5億5,873万8,000円に対しまして決算額5億6,779万9,348円で、予算額に対し906万1,348円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額5億3,291万5,000円に対し決算額5億4,079万5,009円で、788万9円の増でございます。第2項営業外収益、予算額2,582万円に対し決算額2,699万9,309円で、117万9,309円の増でございます。第3項特別利益、予算額3,000円に対し決算額5,030円で、2,030円の増となっております。

支出でございますが、第1款水道事業費用、予算額5億1,597万4,000円に対し決算額4億8,772万6,434円で、不用額2,824万7,566円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額4億6,603万4,000円に対し決算額4億4,099万9,767円で、不用額2,503万4,233円でございます。第2項営業外費用、予算額4,743万8,000円に対し決算額4,635万4,206円で、不用額108万3,794円でございます。第3項特別損失、予算額50万2,000円に対し決算額37万2,461円で、不用額12万9,539円でございます。第4項予備費、予算額200万円に対し決算額はゼロでございましたので、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入予算額5,420万2,000円に対しまして決算額5,303万3,930円で、予算額に対し116万8,070円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額4,000万円に対し決算額は同額の4,000万円でございます。第2項工事負担金、予算額1,420万円に対し決算額1,298万4,273円で、121万5,727円の減となっております。第3項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額4万9,657円で、4万8,657円の増となっております。第4項繰入金、予算額1,000円に対し決算額ゼロで、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額2億7,282万4,000円に対し決算額2億6,477万813円で、不用額805万3,187円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額1億9,211万円に対し決算額1億8,605万7,539円で、不用額605万2,461円でございます。第2項企業債償還金、予算額7,871万4,000円に対し決算額7,871万3,274円で、不用額726円でございます。第3項予備費、予算額200万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額5,303万3,930円が資本的支出額2億6,477万813円に対し不足する額2億1,173万6,883円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,299万7,648円、当年度分損益勘定留保資金1億5,951万8,476円、繰越利益剰余金3,922万759円で補填をいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成27年度における水道事業の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、5億105万8,740円に対しまして2の営業費用は4億3,253万9,954円で、差し引き営業利益は一番右の列の6,851万8,786円でございます。3の営業外収益2,699万9,156円に対し4の営業外費用2,850万6,506円で、150万7,350円の不足を生じます。上の営業利益からこの不足額を差し引いた経常利益は6,701万1,436円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減した、下から4行目でございますが、当年度純利益は6,666万9,353円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億6,423万9,982円と、その他未処分利益剰余金変動額6,756万5,747円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億9,847万5,082円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。下段の表の平成27年度人吉市水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金4億9,847万5,082円のうち、減債積立金として3,922万759円、建設改良積立金として3,000万円、合計6,922万759円の処分を予定しております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は4億2,925万4,323円となります。

以上が、議第80号平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

続きまして、議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

企業会計に移行しまして初めての決算となります。平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計決算でございますが、お手元の決算書のページをめくっていただきまして、2ページと3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、金額は消費税込みの額でございます。

収入でございますが、第1款下水道事業収益、予算額11億6,479万円に対しまして決算額11億7,888万1,009円で、予算額に対し1,409万1,009円の増となっております。その内訳でございますが、第1項営業収益、予算額7億2,548万9,000円に対し決算額7億3,632万9,125円で、1,084万125円の増でございます。第2項営業外収益、予算額4億3,329万円に対し決算額4億3,342万4,734円で、13万4,734円の増でございます。第3項特別利益、予算額601万1,000円に対し決算額912万7,150円で、311万6,150円の増となっております。

支出でございますが、第1款下水道事業費用、予算額11億4,880万4,000円に対し決算額11億3,468万9,271円で、不用額1,411万4,729円となっております。その内訳でございますが、第1項営業費用、予算額9億5,805万円に対し決算額9億4,455万2,397円で、不用額1,349万7,603円でございます。第2項営業外費用、予算額1億5,024万9,000円に対し決算額1億5,320万5,078円で、不用額295万6,078円でございます。第3項特別損失、予算額3,694万

5,859円に対し決算額3,693万1,796円で、不用額1万4,063円でございます。第4項予備費、予算額355万9,141円に対し決算額はゼロでございますので、全額不用額となっております。

次に、4ページと5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、第1款資本的収入予算額1億920万3,000円に対しまして決算額9,900万2,370円で、予算額に対し1,020万630円の減となっております。その内訳でございますが、第1項企業債、予算額7,600万円に対し決算額7,120万円で480万円の減となっております。第2項負担金、予算額350万2,000円に対し決算額350万2,370円で、370円の増となっております。第3項補助金、予算額2,970万円に対し決算額2,430万円で、540万円の減となっております。第4項固定資産売却、予算額1,000円に対し決算額はゼロで、1,000円の減となっております。

支出でございますが、第1款資本的支出、予算額5億7,565万9,000円に対し決算額5億5,914万1,572円、地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額1,080万円で、不用額571万7,428円となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費、予算額1億1,320万6,000円に対し決算額9,739万9,347円、翌年度繰越額1,080万円で、不用額500万6,653円となっております。第2項企業債償還金、予算額4億6,174万3,000円に対し決算額4億6,174万2,225円で、不用額775円でございます。第3項予備費、予算額71万円に対し支出はございませんでしたので、全額不用額となっております。

下の欄外をごらんください。資本的収入額9,900万2,370円が資本的支出額5億5,914万1,572円に対し不足する額4億6,013万9,202円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250万1,561円、当年度分損益勘定留保資金3億8,716万1,952円、繰越利益剰余金7,047万5,689円で補填をいたしております。

次に、6ページと7ページをお願いいたします。特例的収入及び支出は、地方公営企業法の適用に伴い、平成26年度以前の会計年度において発生した債権及び債務を平成27年度分として整理するためのものがございます。

収入でございますが、特例的収入、予算額9,353万1,000円に対しまして決算額9,345万5,696円で、予算額に対し7万5,304円の減となっております。支出でございますが、特例的支出、予算額3,735万4,000円に対しまして決算額3,385万3,796円で、不用額350万204円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。これは平成27年度における公共下水道事業の経営成績をあらわすものございまして、金額は消費税抜きの額でございます。1の営業収益、縦の右のほうから2列目でございますが、6億8,595万645円に対しまして、2の営業費用は9億2,812万8,304円で、差し引き営業利益は一番右の列の2億4,217万7,659円の不足でございます。3の営業外収益4億3,343万3,577円に対し4の営業外費用1億1,783万8,882円で、差し引いた額は3億1,559万4,695円となります。この額と営業

利益を合わせました経常利益は7,341万7,036円となります。これに5の特別利益、6の特別損失を加減した、下から4行目でございますが、当年度純利益は4,512万8,482円でございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億6,550万7,773円を加え、その他未処分利益剰余金変動額1万8,545円を減じた当年度未処分利益剰余金は2億1,061万7,710円となります。

次に、利益の処分について御説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。平成27年度人吉市公共下水道事業剰余金処分計算書（案）をごらんください。当年度未処分利益剰余金2億1,061万7,710円のうち、減債積立金として7,047万5,689円の処分を予定しております。したがって、翌年度繰越利益剰余金は1億4,014万2,021円となります。

以上が、議第81号平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定の概要でございます。

なお、先ほど御説明いたしました議第80号とともに、それぞれ剰余金計算書、貸借対照表、また監査委員によります決算意見書なども添付しておりますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○**経済部長（福山誠二君）**（登壇） 皆様、こんにちは。報第5号くま川下り株式会社の経営状況につきまして、御報告をさせていただきます。報第5号でございます。

本来でありますならば、会社からの提出を受けまして、6月の定例市議会のときに第54期の決算報告の御説明の後に、第55期事業計画についてお示しすべきところでしたが、熊本地震によります大きな影響の中、会社としての来期目標を設定することが非常に厳しい状況、そういうことがございまして、議会に対しまして御報告はできておりませんでした。このたび来期目標に加え、損益計画書が提出されましたので、お手元の資料によりまして、要点を中心に御説明させていただきます。

報第5号、2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。第55期事業計画書でございまして、事業期間は平成28年3月1日から平成29年2月28日まででございます。

2ページをお願いいたします。4月16日の本震以降風評被害によるものが主でございますが、7月までの状況といたしまして、くま川下り予約客のキャンセルが約4,900名、またラフティング利用の教育旅行につきましても、訪問先の変更などで約2,800名のキャンセルが発生いたしております。このような状況の中、平成28年度の目標としまして、今回のキャンセル分を見込み、くま川下り乗船客数2万500名、ラフティング利用客数1,900名、国民宿舎くまがわ荘の宿泊客数5,400名、休憩宴会客数2万5,600名と設定をしております。また経費をぎりぎりまで節減し、事業活動の維持・継続に努められるとのことでございます。

今後の状況につきましては、一刻も早い原状復旧を進め、営業面では12月まで九州ふっこう割利用の企画商品や、九州自動車道の周遊割引など、業界全体に対する支援策を有効に活用し、集客に努め、財務面におきましては、政府を初めとします行政などからの支援策や特

例措置について最大限活用し、極力経費節減を実行しまして、かつ営業活動の継続及び受け入れ体制の充実を図りまして、売り上げの回復に努められるとのことでございます。

国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業につきまして、年々宿泊者数の減少が続く中、管理運営に関する協定の指定期間が平成29年3月までとなっております。協定の更新に際し、取締役会において長期にわたり検討・協議を重ねられました結果、経営の健全化を最優先といたしまして、本市に対し、次回の協定更新を行えない旨の申し入れを行うことを決定されまして、臨時株主総会において承認をされております。

これを受けまして、本市では市内において国民宿舎くまがわ荘の今後について早急かつ慎重に議論を進め、市議会を初め、関係各位へ御報告、御相談を行いながら検討してまいります予定でございます。

お手元の資料の4ページをお願いいたします。第55期の損益計画書でございます。震災の影響により、今期は船賃収入や国民宿舎収入を含めました純売上高1億5,840万1,000円、営業損失は2,084万5,000円で、営業外損益を含めた経常損失を2,005万円と見込んでいるところでございます。

以上、くま川下り株式会社の経営状況について御報告いたします。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時50分 散会

平成28年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月13日 火曜日

1. 議事日程第2号

平成28年9月13日 午前10時 開議

- 日程第1 議第72号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第73号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第74号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第75号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第76号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第77号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第78号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第79号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第80号 平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第81号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第82号 人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第83号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第84号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第85号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第86号 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について
- 日程第16 議第87号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期事業計画書）
- 日程第19 一般質問

1. 笹山欣悟君
2. 福屋法晴君
3. 塩見寿子君
4. 大塚則男君

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
-
-

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教育	長	末次美代君
総務部	長	井上祐太君
市民部	長	今村修君
健康福祉部	長	村口桂子君
経済部	長	福山誠二君
建設部	長	大淵修君

総務部次長	小林敏郎君
総務課長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
議事係長	栗原亨君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 皆さん、おはようございます。12番議員の笹山でございます。

6月議会は最後のトリを務めさせていただきましたが、今議会はくじ運がよかったのか悪かったのか、トップバッターを務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。執行部の明快な答弁をいただきながら、スムーズに終わっていきたく思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、市長の施政方針から、事務処理ミスにおける対策協議会設置、熊本地震における災害対応、市庁舎建設、国民宿舎くまがわ荘のあり方、市民の声から、西瀬小プールの水道水流失についての5点を通告しております。

まず初めに、市長の施政方針から、事務処理ミスにおける対策協議会設置についてであります。市長は、施政方針において、一連の業務上の過失や不適正な事務処理について、市民の皆様へ深く陳謝をされ、再発防止と信頼回復に向け、格段の覚悟をもって取り組んでまいるとの意気込みを述べておられます。

改めてお尋ねをしておきたいと思いますが、今回、発覚をいたしました一連の事務処理ミスについて、なぜこのようなミスが発生したとお考えでしょうか、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君） 皆様、おはようございます。それでは、笹山議員の御質問にお答えをいたします。

私は、行政の経験がございませんので、一連のミスの原因が何なのかということにつきましては、明確な御答弁を用意できないというのが本音でございます。ただ、ミスは誰もが犯したくて犯しているのではないと思っておりますし、逆に、職員は本当によくやってくれていると、いつも感謝しているところでございます。

今回の教育部、経済部の補助金をめぐる事務処理におきましては、上司、部下の関係上、連帯責任のもと、戒告という重い処分を下すことになりましたが、私自身、やるせない思い

であったこと、あわせまして士気の低下につながらないか、心から心配したところでございます。

議員御指摘のミスの原因につきましては、さまざまなことが考えられると思いますが、私なりに考えてみますと、まず第1に、職員間のコミュニケーション不足があるのではないかと考えております。私自身もコンピューター世代であり、日常的にもパソコン、スマートフォンの中で生活をしており、非常に便利で快適であることは言うまでもありません。役所の業務も現在は全て電算化されておまして、パソコンなしでは仕事が進まない、いや、もうできないと言っても過言ではないと存じております。

そのような中、現在の40代後半、50代の職員さんから若いころの話をいただく機会が多々ありますが、その内容はほほ笑ましく、そして温かみを感じるエピソードが多数ございまして、昔の古きよき時代の人吉市役所に思いをはせたところでございます。ロウるさく厳しいながらも、しっかりと最後まで部下職員のことを見ていただいたとか、中には部下の仕事が終わるまで、気になって守衛室で帰庁を待っておられた管理職がおられたなど、その手法はアナログでありながらも、とても大事なことであり、いま一度思い起こさなければならない大切なことではないかと気づかされたところでございます。

2つ目に、職員間に事務量の偏りがあるのではないかと感じております。毎日ではございませんが、被災前の麓町本庁舎では、夜間や土日に残っておられる職員さんの顔ぶれが同じような傾向が見られたとっておりますし、事務量のバランスが崩れているのであれば、早急に管理職が中心となり是正をしていってほしいと、部長会におきましてもお願いをしているところでございます。

次に、3つ目が、おのおの職員の行財政への実務経験が不足しているのではないかと考えております。これも古参の職員さんから聞いたことなのですが、平成11年度に財務会計システムが導入される以前は、歳出予算の管理は予算執行整理簿、古称予算差引簿において行われており、予算計上されていない歳出の執行はほとんどなかった。また、差引簿を上司も確認することから、予算執行上の確認作業も同時に行われていたということで、アナログの確実性を改めて実感したところでございます。パソコン至上主義というわけではありませんが、現行のやり方を継続しながらも、仕事のやり方に際し、何かしらの工夫が必要ではないかと存じます。

最後に、4つ目が、職場環境の不備。これは現在の分庁舎の弊害でありまして、このことは市長である私の責任でもあり、新庁舎を総合庁舎にすることで、かつ執務環境をしっかりと整えることで、必ずや解決できるものと信じております。いずれにいたしましても、活気ある職場、温かみのある職場、励まし合える職場を目指して、この難局に職員とともに向き合っていきたいと存じます。

なお、一連の事務処理ミスは、市政を預かる最高責任者として私の責任でございまして、

本来であれば、開会日に何らかの形でお示しするべきところでしたが、建設部の問題、市道占用料徴収条例の改正の不備及び誤徴収案件に際し、懲戒等審議会の開催がおくれ、開会日に間に合わなかったというのが事実でございます。審議会も終了し、私の処分も給料減額という方向でまとまりましたので、速やかに関係条例の改正案を追加で御提案させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、今、市長答弁されましたように、さまざまな課題があるように思っております。先ほど市長が言われました4点の課題、職員間のコミュニケーション不足、それから事務量のバランスの崩れ、行財政の実務経験の不足、また職場環境の不備と。そういったものについては、やはりさまざまにミスの原因につながっているように私も思うところでもあります。しかしながら、先ほど答弁されましたように、課題を少しでも解決をしながら、そして前進するように取り組んでいくことがやっぱり重要だと思いますので、そういったいろんな課題がありながらも、課題の解決に向けて、一歩ずつ前進をしていただければというふうに思うところでもあります。

また、市長御自身の処分についても、給料減額という形で追加提案を行いたいということでも答弁がありました。実は私自身、開会冒頭の施政方針をお聞きしながら、やはりそういった陳謝をされながらも、市長御自身の処分について触れておられなかったもので、どうお考えなのかなということになっていたところでもあります。やはりもうあれだけ、あれだけといいますか、一連のそういった不祥事で、本当に市民に迷惑をかけたというふうに思われながらも、なぜ自分の処分はというのがずっと不思議に気になっていたところでもあります。

ただ、今、答弁の中で、きちっと懲戒等審議会の開催がおくれたので間に合わなかったということで、事情等をお話をされましたけども、そういった部分については、そのような事情を理解しましたので、恐らく全員協議会の開催通知が来ておりましたので、本日一般質問終了後の全員協議会の中で、具体的な部分について提案をされると、お話があると思っておりますので、そのときに十分にお聞きをして、また考えていきたいと思っておりますので、これについてはもう割愛をしておきたいと思っております。

そのような中で、そういった事務処理ミスに係る原因の分析とか対応策、また進行管理の報告をもとにしながら、事務処理ミス対応基本方針を定めたということで施政方針でうたっております。その事務処理ミス対応基本方針の具体的な内容、それから職員に対してはどのような形で周知を行われたのか、この点をお尋ねしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

事務処理ミス対応基本方針は、事務処理ミスによる市政への信頼喪失を引き起こすことの

ないように、全庁、全職員が一丸となって取り組んでいくことを目的として定めたものでございます。具体的には、原因分析、それから対応策、それからスケジュール及び進行管理の3点について、本年の1月から作業を続けてまいりまして、各部からの報告をもとに作成をいたしましたところでございます。

今回、さまざまにあった関係で、できたように見えていますが、基本的には昨年から決算特別委員会での主要な施策等々の修正がかなり出てまいりまして、これじゃあもうちょっと厳しいねというようなことを執行部でも話をいたしまして、何らかの対応策を考えていかなければならないということで、年明けから少しずつ始めてきたというような状況でございます。それでも今回、こういうような状況でございますので、非常に心苦しく思っているところでございます。

まず、原因分析につきましては、事務量の増加や細分化等によるチェック体制機能の不備、職場での教育や研修の機会が少ないことによる事務処理手順に対する職員の知識・経験不足、それから、職場における、市長も申しましたけれども、コミュニケーション不足や上司への報告（報・連・相）の希薄化などを要因として挙げておるところでございます。

次に、これらの要因を取り除くための対応策といたしまして、業務の見える化、それから職員の育成環境、それから情報の共有の3点を、これは重点課題として、担当者以外でも理解できるマニュアル、それから引継書の作成、複数確認の徹底、それから法制、文書事務、補助金の事務研修の強化、ローテーションによる担当がえ、二重三重のチェックが必要な事務のリストアップ、間違いやすい事例の共有化、最後に新人職員への指導職員の配置、組織内会議の定例化、そういうものに取り組むことといたしております。

スケジュール及び進行管理といたしましては、人吉市事務処理ミス対策協議会を立ち上げまして、対応策として上げさせていただきました先ほどの取り組み等につきまして、定期的に協議会を開催することで、進行管理に努めていくことといたしております。

それから、職員への周知方法でございますが、ことしの3月の基本方針作成時に、各部長を通じまして、各部の所属職員への周知を行っておりましたが、今回一連の事務処理ミス発生という深刻な事態を受け、本年度におきましても、職員向けのグループウェアや行政改革の情報紙、これは「市役所ばーじょんあっぷ」というのを定期的に発行しておりますけれども、そういうものにおいて、繰り返し周知を行っておるところでございます。いずれにしましても、まだ道半ばでありながらこういう状況が出てまいったということは、もう非常にやっぱり厳しい、何と申しますか、私たち自身にまだまだ足りないということを職員一人一人がやっぱり感じて、取り組んでいかなければならないということを最後に申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 具体的な事務処理ミスの対応基本方針について、今、3点にわたって説明いただきました。そのような基本方針を定めながらも、なかなかそれが周知をしていなかったというようなことで、非常に反省もしておられるようでありますけども、さらにいろんな形を使って周知をしていきたいというふうに答弁をされたところなんですね。そういった状況であっても、さらに事態が深刻になったから、これをやはりどうしても確実に運用しなければならないと。また、全庁的に継続して取り組んでいかなければならないと。そういったために、事務処理ミス対策協議会を設置したんだということなんですよ。ならば、その事務処理ミス対策協議会を設置して、どのように具体的に取り組むのかなというのがちょっと不思議で、よく理解できないんですよ。それぞれ周知をしてあっても、それでもなかなか周知が徹底できない。だから対策協議会を設置したんだと。で、全庁的に取り組みを行うんだということであれば、具体的にそういった対策協議会で、具体的にどういった取り組みを行うのか、この辺もちょっと私は確認をする必要があると思っていますんで、この点について、具体的な中身についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉市事務処理ミス対策協議会は、今般の事態を深刻に受け、スピード感をもって、確実に対応基本方針、先ほどのを進めていく、運用していく、全庁的に継続した取り組みにしていくために設置をしたものでございます。構成員は、私総務部長、それから総務部次長、総務課長、市民部次長、会計管理者、財政課長、それから総務部企画審議員、これは行革担当でございますけども、その7名で、先月12日に第1回目の会議を開催したというような状況でございます。

会議では、基本方針を確実に実施していくため、目標を短期、中期、長期、短期は大体1年、それから中期というのは2年から3年、長期というのは5年に分け取り組むこととし、この5年というのは、大体市役所の職員の異動、長い人は5年ぐらいで、その状況の間にしっかり職員を育てていくというような考えもありますので、その短期、中期、長期に分けて取り組むこととし、短期では事務処理に対する意識の向上、それから事務局による各課のヒアリング、それから補助金の交付事務、予算執行事務の適正化に対する注意喚起を促す通知を出すということですね。それから先ほど申し上げました情報紙「ばーじょんあっぷ」の発行、グループウェアによる周知、そういうものが入っております。

特に具体的に、まださらに具体的に掘り下げて言うならば、補助金の交付事務なんかは段階的に10ぐらいあるんですよ、カテゴリーが。要するに、補助金の申請があって、事業実績報告を確認して、補助金を支出する。そのカテゴリーでさまざまに上司もかかわってくるような状況の中で、今回の2件はそういうものが、しっかりマニュアルがありながら、守られていなかったということでございますので、こういうもう少し基本的なことから、やっぱり職員の研修会を行いながら、今の若い職員さんというのは、そういう補助金の申請等々が

なかなか、段階的にこうなっているんだよというのを細かく説明した機会がございませんので、そういうところまでやらせていただくということでございます。

中期では、事務処理能力の向上を目指して、文書、法制事務の研修、それから財政、会計事務の研修、それから優良事例集の活用、最後に長期では、これはもう仕上げになりますので、人材育成を最大の目標として、各課の業務マニュアルの活用、そしてその完全な会得ですね。職員が全て会得する。その課の業務を全て会得するぐらいまで高めていく。さらには、今、非常に不足している職場でのコミュニケーション力、これはつくり上げるのに多分時間がかかると思いますので、その集大成、恐らく5年、そこに所属する職員を中心に、その課を新たに、新しい課につくりかえていく。さらに確実なチェック体制、引き継ぎ体制の完成といいますか、そういうものの浸透を図っていくということを具体的な取り組みとして、御答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 対策協議会で具体的な取り組み、今、部長が答弁されましたように、具体的な取り組みを説明いただきました。私ちょっと気になったのが構成ですよ。対策協議会の構成が、総務部と市民部だけで構成されているようにちょっと感じたところなんですね。と会計でしたか。ですので、ならば経済部、建設部、教育部、健康福祉部はどうなるのかと。例えば総務部中心もしくは市民部の次長が入っていることで、7名でということありますけども、そこでそういった全庁的なほかの部の状況、また事務処理状況が理解できるのかなと。また、その中でどういった協議ができるのかなと。報告をどうやって受けるのかなと。そういった部分がちょっと気になったところなんですね。その辺は、果たしてその7名の構成で十分なのかどうか。これは、私は今後、もう少しちょっと深めて検討いただきたいなというふうに思っているところであります。これが果たしてこれでいいのかどうかというのは、もうあえてお尋ねするつもりはありませんが、そのメンバー等について、これで本当に十分に全庁的な取り組みができるのかという部分については、私はちょっとまだ理解に苦しみますので、その辺をもう少し検討をしていただければなというふうに思っているところであります。

そういった状況の中で、やはり職員の職場環境を考えてみましても、確かに事務量の増加とか、事務量のバランスが崩れているとか、そういった状況が見受けられると思っています。また、その職場における、それぞれの職員の皆さんが受けるストレス感とか、もしくはやはり休みがとりにくいとか、ゆっくり休憩をすることもできないとか、さまざまな要因が今あると思っているわけなんですよ。ですので、そういった状況によっても一連の事務処理ミスとか、ひいてはそれが市民サービスの低下を招いている状況があるんじゃないかなと私は思っております。ですので、そういったことについて、やはり職場環境について、やっぱり

どうにかしなければいけない。これはもう庁舎の建設を早めることが、一番その改善にはつながっていくと思いますが、今の状況の中で、そういった状況についてどうお考えなのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） 議員が今申されましたとおり、事務処理ミスを引き起こす要因として、業務量の増加、細分化、専門化、複雑化するシステムの対応など、これはもう当たり前でございます。それ以外に、もう本当に現在の分庁で西間の別館なんかは相当狭くて、なかなか職員も息が抜けないぐらいの中で仕事をされているということで、ここはもうこの間、6月も申し上げましたけども、非常に心苦しく思っているような状況でございます。執務環境の変化に伴い、職員の負担感、それからストレスの増加も懸念をされておるところでございます。

現在、執務環境の中で、ハード部分、これはもうなかなか抜本的な改善は困難な部分でもありまして、さっき議員も申されましたように、新市庁舎ができることによって、そういうものはおのずから改善していく方向性は多分見えていくんじゃないかなと思いますけども、それでもやはりさまざまに職員のストレス、そういう職場環境から出てくるいろいろなマイナス要素が、市民の皆様にも最終的には返ってきていると。要するに、迷惑をかけているということにもなるところでございます。

やはり今後は、職員一人一人へのかかわり方、それはしっかりやっていく必要があると思いますし、新庁舎完成までの期間におきましては、ソフト面に関しては、特に重点的にサポートをしていかなければならないというふうに考えております。ストレスや負担軽減のためには、労働安全衛生上の取り組みを強化すること、これは現在、副市長を中心にセクションがあるわけでございますけども、あと手法的には、指定管理制度、それから民間委託導入、そういうものも織りまぜながら、実際に今の業務の見直しもあわせてやりながら、職員の事務量の軽減というものは、あわせて進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

各課長、各係長による職員へのサポートの強化、職員がストレス、悩みを一人で抱え込まないように、常に周りの職員もかかわり、支え合い、助け合いながら、チームとして支えていけるよう、あらゆる方策について、今後、速やかに実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） やっぱり確かに職員の職場環境、これは非常に重要な問題、課題であると私も思っているところなんです。やはり今、部長答弁されましたように、さまざまに難しい部分はありますが、ソフト面においていろんなサポートをしていくことは重要なことだと思っております。今現在でも、それこそ数名の職員の皆さんが、いろんなストレスとか、

いろんな課題、問題で休養をとっていらっしゃる方も数名いらっしゃるようでもあります。やっぱりそういったことがないように、環境を進めることが重要でありますし、やはり労働安全衛生委員会、こういった中で、やっぱりいろんな職員の意見等を吸い上げながら、こういった形で進めたら職員の職場環境がよくなるのかと、そういった部分について、やっぱり検討をすることも必要だと思いますので、ぜひそういった取り組みもよろしくお願いを申し上げたいと思っております。ぜひこういった事務処理ミスがないように、防止すること、それから、ひいては市民サービスの低下につながらないように取り組むことが重要だと思っておりますので、ぜひそういったことを考えていただきながら、職場環境の改善に努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、この項目については終わっておきたいと思っております。

次に、熊本地震への災害対応についてであります。このことにつきましては、6月議会におきましても、さまざまな質問がなされておまして、今回、市長の施政方針において、被災地である宇土市、御船町、益城町に、相談業務や住家の被害認定調査業務の支援として、5月から8月までに延べ43人の職員を一週間の交代制で派遣したというふうに述べられております。相談業務とか住家の被害認定調査業務の支援ということを考えますと、やはり自治体の罹災証明の発行につながる業務の支援を捉えたところなんですね。そこで、今回はこの罹災証明関係について、ちょっとお尋ねをしたいなということで、こういった形で通告をしたところでもあります。

6月議会におきましても、罹災証明の発行件数に伴っては、答弁があっていると思っておりますが、今現在どのように変わったのか、変わっていなかったのか、発行体制ですよ。それから発行状況については、今現在どうなっているのかということでお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

熊本地震における罹災証明の発行体制は、防災安全課におきまして受け付けを行い、被害が軽微な場合には、写真確認で速やかに罹災証明書を発行しているところでございます。現地調査につきましては、防災安全課職員と御船町や宇土市などの被災地に直接派遣されて、支援業務を経験してきました建設部の、これは都市計画課の職員が多かったんですけども、あと税務課、それから総務課などの職員と、複数の職員で現地調査を行いまして、住宅の被害認定を行っておるところでございます。9月9日現在の罹災証明の発行状況は、本市の場合は82件で罹災証明書を発行しているところでございます。82件の内訳は、住宅が40件、店舗や事業者などが42件、判定の程度は全て一部損壊となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 82件の発行があったということで、かなりの件数が上がってきたんだ

など、ちょっとびっくりしたところでもあります。ただ、そういった罹災証明を発行することによって、ならばその罹災証明の発行によって受けることができる公的な支援、それから民間における支援、これについてはどのようなものがあるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

公的支援につきましては、被災の程度によって受けられる内容は異なりますが、まず1番目に被災者支援策として給付されるもの、2番目に融資、それから3番目に減免や猶予、4番目に現物給付、そういうものが定められておるところでございます。

具体的には、1番目の給付といたしましては、被災者生活再建支援金、それから義援金。それから2つ目の融資でございますけれども、これは住宅金融支援機構の融資、それから災害援護資金。それから3つ目の減免、猶予は、これは税とか保険料とか公共料金などでございます。4つ目の現物支給というのは、これは応急仮設住宅への入居、それから住宅の応急修理、そういう制度があるわけでございます。

民間の支援につきましては、1点目に、民間金融機関から有利な条件で借り入れができる場合がございます。それから2つ目に、私立の学校の授業料免除が受けられる場合がございます。3つ目に、見舞金や保険金の支給が受けられるなどの支援策があるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） さまざまな公的な支援、それから民間の支援があるようでありましてけれども、そういったことを受けるために、罹災証明の発行というのはやっぱり非常に重要な役割を担っているというふうに思っております。

最初の答弁の中で、簡単なものについては写真で判断をして、すぐに罹災証明を発行しているんだというふうに答弁されたと思っているんですけども、自治体によってはその罹災証明ではなくて、被災証明を発行している自治体もあるように聞いているところなんですよね。ですので、本市においては、そういった被災証明の発行はしているのかどうかをお尋ねをしたいと思いますし、例えば被災証明と罹災証明とはどのように違うのか、この点もちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市におきましては、被災証明書の様式はございませんが、証明書の依頼に来られた方に対しましては、罹災証明書の様式で発行をしておるところでございます。

罹災証明書と被災証明書の違いでございますけれども、被災証明書は家屋以外の工作物の被災について証明をするものでございまして、具体的には、家財道具、それから納屋、それから倉庫、車庫、門、塀などの物件の被害についての証明となっております。一方、罹災証明書は、これはもう住家、家屋、建物の被害状況を証明するものでございまして、市が被災家

屋の被害認定調査を行いまして、先ほどから申し上げましたように、その確認した事実に基づき発行する証明書が罹災証明書となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 人吉市においては、そういった被災証明書にかわる部分についても、基本的には罹災証明書で発行しているというふうに理解しているのかなというふうに今、思ったところであります。やはり罹災証明書のほうが、よりいろんな有利な部分で支援が受けられると思いますので、恐らく今後も、そういった形で取り組みをされるのかなというふうにちょっと感じたところであります。

その中でまたもう1点、被災地へのそういった職員の派遣によって、派遣された職員の皆さんは貴重な体験をされながら、そしてやはりさまざまなノウハウを持って帰ってこられたんじゃないかなって思っているところでもあります。ですので、やはりそういった貴重な体験、ノウハウですね、これをやっぱりこの人吉市によって生かすべきじゃないかというふうに、今後生かしていくべきではないかと思っているところなんですけども、そのような体験とかノウハウを今後どのように生かしていくと考えておられるのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思えますし、もう1点は、1995年に発生をいたしました阪神・淡路大震災ですよね。このときに西宮市の市街地全域が被災をしながら、市庁舎も大変な被害を受けたという状況があるようでもあります。コンピューター機器とかネットワーク回線が大きなダメージを負った中で、市の日常業務の復旧とあわせながら、被災者を支援するシステムを構築しながら、被災者支援とか、復旧・復興業務に大きな力を発揮をしたというようなことで、ちょっと記事を見たところなんです。もしそういった大規模な自然災害に見舞われたときに、直ちにそういった被災者を救護もしくは支援する。そして、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくということが、やっぱり地方公共団体に課せられた責任、責務ではないかなというふうに思っているところでもあります。そういったことを考えますと、やはり大規模災害が発生してから、そういったことを考えるのでは非常に遅くなるというふうに思いますので、やはり早目に今からでも遅くないと思いますが、やはりそういった被災者支援システムと、そういったものを構築する必要があるとも思っているところなんですけども、このような構築の考え方についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

施政方針におきまして、市長が御報告をしましたとおり、被災地への職員派遣としまして、5月から8月までに延べ43人の職員を御船町、益城町、宇土市に派遣し、今月も御船町に8人の職員派遣を予定しておるところでございます。

この職員派遣による被災地支援は、被災地復興の一助となるだけでなく、これは本当に議員も申されましたように、本市の将来における貴重な力、財産になっていくと、これは私

たちも確信をしておるところでございます。非常に勉強していただいているというような状況でございます。

先ほどの御質問で説明をいたしましたとおり、罹災証明書、この発行のための家屋の被害認定調査には、現在、被災地へ派遣された職員が同行いたしまして、学んできたノウハウを生かして調査を実施している。要するに、戦力になってもらっているというようなところでございます。この貴重な体験、財産を今後どのように生かしていくのかは、非常に重要であると認識をしておりますし、現在、本市のほうで策定中の業務継続計画（BCP）の中でも、大災害が発生した場合に、この計画の中に、やはりその発災後すぐにやらなければならない業務等々の一つとして、さまざまに計画、301ぐらいあるんですけども項目が、その中にも当然この罹災証明の発行なんかも重要な業務として位置づけられておりますので、そのノウハウをしっかりと生かした体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

被災者支援システムの構築、これは事例を申し上げられて、西宮市、これは独自でつくったということで、あの地震の中でよくぞこういうものをつくり上げた、私たちも非常に驚いているような状況でございまして、その西宮市でつくられたものが、これはお金をかけず職員だけでつくって、それがどンドンバージョンアップしていっていると。そんな状況なんですけども、熊本県は、これはほとんどの自治体においてはこういうシステムがなかったということで、震災後に、現在、拍車がかかっていると、そういうような状況を聞いておるところでございます。被災地を中心に、被災者台帳、生活再建支援システムの導入が熊本県を中心に今進められておまして、その重要性が認識をされておるところでございます。

幸いにも、本市ではこのような被災者台帳をつくる被害は、今回発生はいたしませんでしたが、やはり議員も申されましたように、大災害に備えて速やかな対応ができる体制づくりは、これはもう喫緊の課題でもございますし、その体制づくりは急がなければならないと、そういうことを考えておるところでございます。当然被災者支援システム構築のほうもしっかりやらせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひそういった形で、今後取り組んでいただければなと思いますので、よろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

一応この項目については、以上で終わっていきたいというふうに思います。

市庁舎建設についてであります。施政方針において述べられているとおり、市長は県知事及び県議会議長に対しての要望活動、それから上京されての総務省及び財務副大臣、また熊本県選出の衆参両院議員への要望活動等、精力的に活動されたようであります。その結果、原形復旧にとどまらず、行政機能強化のための増床部分までを新たな再建庁舎として、一般

単独災害復旧事業債を再建事業費の100%に充当しながら、最大で85.5%の交付税措置も行うことを、熊本地震の特例として認めていただいたようであります。このように精力的に活動されながら、またこのような特例が認められたということにつきましては、やはりそういった市長のロビー活動の評価もあると思いますので、市長にも敬意を表したいと思ひますし、また評価をしたいというふうに思っているところであります。

ただ、そこで気になったのが、公共施設等総合管理計画の策定が前提要件となるということなんですよ。そういった計画を策定しなければ特例も受けられないんだというふうに思ひますので、ならば今、庁舎建設問題については非常に進んでいる状況がございますが、ならばその中で、その公共施設等総合管理計画の策定状況は今どうなっているのかお尋ねをしておきたいと思ひますし、この策定期間についてはいつごろになるのか、この点についてもお聞きをしておきたいというふうに思ひます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

ちょっと前段で、公共施設等総合管理計画のことを少しお話をさせていただきたいと思ひます。これは26年度から国が積極的に推し進めておりまして、本市の場合は昨年着手、そして2年間の債務負担行為の中で、現在進行中でございます。今後、本市が保有する公共施設等の老朽化対策に多額の経費が必要になってくること。それから、財源の確保がますます厳しくなってくること。それから、早急に公共施設等の全体状況を把握して、長期的な視点、要するに、更新なのか、統廃合なのか、長寿命なのかの計画をつくらなければならない。要するに、公共施設の総量最適化を図らなければならない。そういうものがこの計画書の中には含まれているということでございます。

2年間、今、事業が進んでいるわけでございますけれども、市のその進捗状況は、固定資産台帳の整備作業と各施設の概況、現状の調査等につきましては、ほぼ終了をいたしてございまして、現在は公共施設等の維持管理の考え方を問うための住民意識調査、及び公共施設総合管理計画の柱となります考え方ですよ、基本方針等の分析、考察を行っているということを受注業者のほうから伺っておりますのでございます。当然契約管財課のほうで、この1年間この事業にかかわっておりますので、適時に私のほうには情報は来ているというような状況でございます。

今後は、10月末までにこれまでの業務の中間報告を受け、さらに公共施設等の将来の見直し、管理方針、数値目標を設定していきながら、28年度中には策定完了を予定してございまして、まだ議会のほうにはお話をできるところまで整理ができておりませんので、近いうちに第1回目中間報告というような形で御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

策定後は、国が進めておりますインフラ長寿命化基本計画と調整を図りながら、個別の施設計画を作成しまして、実施計画がございまして、当然実施計画に計上の上、年次による

整備を進めてまいりたいと存じます。特に指定避難所として位置づけられておりますコミュニティセンターというのは、東西コミュニティセンター以外は全て昭和50年代の後半、これは56年の耐震基準は全部クリアしているんですけども、かなり古い建物でございますので、今回の地震では、体育館とかそういう避難所が被害を受けて、もうほとんど用をなさなかったというようなこともございますので、特にそういうところは集中的にやらなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、委託をされておって、まだ報告するまでには至っていないというような状況のようではありますが、ただ、1つ策定計画の中で気になっているのが、恐らくそういう公共施設等について、当然市庁舎も入っていると思っておりますので、市長が今回、方針転換されていますので、そういった方針転換する前のときに、この計画についてはもう委託をされていると思っているんですよ。ですので、転換する前、また転換後に、そういった庁舎に関する部分がどのように影響するのかなというのはちょっと気になっているところなんですね。ですから、その辺はできたら議会に報告していただくときに、この部分については、こういうふうに変わったんだという部分を説明いただければなというふうに思っておりますので、そういったところも検討していただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思っています。

もう1つは、また何かわけのわからんインフラ長寿命化計画って、また初めて聞いたような話を聞きました。これについても、まだよく私、国の進めているということでもありますけれども、やはりいろんな国の方針の中から抜け出すことはできないんだなというふうにちょっと感じたところであります。これはまた今後報告できる時点で、きちっとやっぱり報告をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう1つ気になっていまして、先日開催された市庁舎建設特別委員会において、建設事業費のシミュレーションを説明されたところなんですね。そこで、なかなかよく理解できなかったといいますか、ちょっと気になっている部分があるんですが、果たして普通交付税に算入される元利償還額ですよ。これについて、やっぱり交付税算定をする場合に、実際の償還額によっていろいろ数値とかが決まってくると思っているんですけども、本当にシミュレーションどおりに措置が受けられるのかなというのが、非常に私はなかなか理解に苦しむところなんですね。ただ、そういった部分で、新聞記事にもこれだけの有利になるというようなこと、これだけの措置が受けられるというようなことで掲載もされていますので、本当にそういったシミュレーションどおりの財政支援が受けられるのか、これは改めてこの場でちょっとお聞きしておきたいというふうに思っています。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先日開催されました市庁舎建設に関する特別委員会での説明と少し重複するところがございますので、御了承をいただきたいと存じます。平成28年熊本地震により被災した自治体の建てかえに伴う地方債の取り扱いにつきましては、去る8月3日に、これは総務省のほうから、原形復旧にとどまらず、行政機能強化のため増床する部分まで認めると、そういう方針が示されたところでございます。このことは臨時の閣議決定をされ、終了後に高市早苗総務大臣が記者会見の中でその構想を明らかにしております。その内容等々が前後して新聞のほうでも取り上げられたというような状況でございます。

さらに、平成28年熊本地震の特例としまして、公共施設等総合管理計画、先ほど議員が申されました。これが必ずつくらなければならない前提条件でございまして、原形復旧分に加え増床部分、本市の場合は原形復旧というのは4,000平米ですよね。今、公表されているのは9,000平米でございますので、増床部分というのは5,000平米になります。その5,000平米分まで交付税措置のある有利な起債が対象とされた。これは今までのことを少しおさらいをさせていただきたいと思っています。これ、一般単独災害復旧事業債と名称を申します。この一般単独災害復旧事業債における交付税措置は、自治体の財政状況に応じて、地方債ですね、起債の元利償還、元金と利子をあわせました元利償還額の47.5%から85.5%までの割合で普通交付税に算入されるということでございます。

以前は、地震が発生して、ちょうど5月でしたか、あの時点でお流ししていた情報というのは、起債の対象にはなりませんけども、交付税算入はあくまでも理論算入といたしまして、要するに交付税の中に算入しても補正係数なんかで割落として、実際はそこまで見れなかったというようなことが多々あったわけなんですけども、今回の場合は、その理論的な算入ではなくて、人吉市、市の財政力、財政力は非常に本市の場合はよくないというか、弱い財政自治体でございますので、財政状況に応じて算入するというところでございまして、私たちも心配でしたので、本当に議員が申されるように、シミュレーションどおりの財政支援が見込めるのかということで、今年度の普通交付税の、私たち算定台帳と申し上げておりますけども、そこに実際に載せかえまして、当然それはシミュレーションにより算出した起債の元利償還ですよね。この間お話しして、ちょっと詳細は省略させていただきますけども、実際それを載せかえて仮試算を行いましたところ、これは国が示しているとおおり、85.5%の算入がなされているということで、これは私たちも安堵をしたところでございますし、それがあったものですから、しっかり施政方針、それから特別委員会のほうでもお話をさせていただいたというような状況でございます。

普通交付税の元利償還の算入ということにつきまして、少し補足をさせていただきますけども、算入の方法には2つのパターンがございまして、これは今度の庁舎移転、新しい制度の中でありまして、実際の元利償還に対して交付税のバック、交付税で見られるということが丸々見られると。これは実額算入方式と言っています。

もう1つが、実際の元利償還に対して、補正係数で割落としを行って調整を行い、理論的に算入される。要するに、これだけ入っているんですよというような状況で、実際そういう具体的なものをきょうはちょっと示せませんが、そういう2つの算入の方法があるということでございます。今回の災害復旧事業債とか、こういうものは実額で算入されると。普通交付税に算入されるやり方をとらせていただくということで、理論算入と比較いたしますと、普通交付税の総額の変動にはほとんど影響がないと。実際に入ってくるというようなところでございます。

より実例を挙げさせていただきますと、クリーンプラザの建設事業におきまして、これも一般廃棄物施設という起債をお借りしていますので、これも実際実額算入だったわけでございますけれども、交付税算入の状況を、もうこれ来年までですか、算入は終わると思っておりますけれども、算入状況を検証いたしております。要するに、人吉に入ってきて、その分を償還分として行政組合にお出ししているんですけど、それは想定どおりの算入があつていると。もう間違いなく、国が示している何%と言っていますけど、その分がちゃんと入ってきていると。それも15年だったと思うんですけども償還年数が、しっかり、きっちりその分は算定してあるということをご申し上げておきたいというふうに思っています。

市民生活に直結する部門、先ほどのクリーンプラザ、一般廃棄物処理施設建設事業、それから辺地対策事業、それから球磨郡のほうでおやりになっている過疎対策事業、もうこういうものは従来から実額算入、交付税に丸々元利償還見ますよと。そういうものが優先をされておるということになっておりますので、すごく安心ということにはなりませんけれども、現状では国が方針を出したということは、かなりやはり有利な状況で庁舎建設を進めることができるということをご申し上げておきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） その国が示すと通りの85.5%で算入がなされる結果になったんだということで、また実額算入方式により普通交付税に算入されると。そういったことで、本当に影響はないんだというようなことなんですよね。確かに今の説明を聞きますと、市庁舎建設事業費のその建設事業費だけを考えれば、確かにそういうふうな形で元利償還も繰り入れて、それだけになるというふうに思います。ただ、ちょっと私がまだ理解できていないところが、そういった普通交付税を普通交付税総枠で捉えたときに、本当にそれでいいのかなということなんですよね。

例えば、国の地方財政計画の中でも普通交付税枠というのは決まらないわけですよね。その一定の決まった枠の中で、それぞれの自治体に、その総枠の中から、それぞれの財政状況とか、いろんな財政需要の基準額等に合わせて交付をされるというふうに思っております。ですので、そういった形で、実際、本当に算定した場合に、この分は普通交付税に算入され

ていますよってということで捉えることはできていると思っています。

ただ、果たして、その年度に来る地方交付税総枠の中での部分ですから、例えば毎年度行っているほかの事業等に対して、普通交付税の中で行う事業等に対して、全く影響がないような状況で、その分が実額算入されるんですかというところなんですよ。今までの普通交付税に全く元利償還分が単純に増額されて、そしてほかの事業も予定どおり行うことができる、そしてこの元利償還もきちっと行うことができると。そういった状況で普通交付税が、逆に今度は、普通交付税がその年度年度で交付されているんでしょうかというところが、非常に疑問に思っているところなんですよ。ですので、1つ1つの事業を見ていけば、そういった元利償還分の普通交付税算入については、それぞれの事業、事業で、この部分は算入されていますから、一般の持ち出しはこれだけで済みますよというふうなことで、それぞれの事業に対しては説明がつくと思っています。ところが、その部分を総枠で、1年間の総枠の中で捉えたときに、ならば、ほかの事業に対して影響は全くないんでしょうかと。ほかの事業も同じような形で継続して行えることができるんでしょうかと。それだけの交付税がきちっと来ているんですかということなんですよ。それはどうしても、ずっといろんな決算等を見ながらも、なかなかその普通交付税、本当にそう対応できているのかというのが理解できないので、こういったことをちょっと考えたところなんですよ。その辺はどうでしょうか、お尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

交付税というのは非常に制度的によくできておりまして、マクロ、ミクロの世界で、さまざまな状況の中で、自治体のそういう財政支援的な働きを担っているわけですが、交付税制度の抜本的な見直しというのは、これは旧大蔵、要するに財務省のこれは悲願でございます。国の借金を減らすためには、地方財政計画の中で、やはり国の一般会計予算の中で交付税の占める枠というのは相当大きいものですから、これをどうかしないとというのは、もうずっと財務省は、大蔵省の時代からずっと抜本的な見直しを論じてきたと。それに対して交付税の総額を確保、死守するのは、もうこれは総務省の最後のこれはとりででございますので、その攻防は国の予算編成の中ではもう熾烈を極めまして、最後は大臣折衝という政治決着を毎年毎年行われていると。総額にはこれまで一番きつかったのが、小泉内閣のときに三位一体の改革があったときに、やはり3年間で7兆円程度減額になったというような状況で、非常にこのときは、済みません、5.2兆円ですね。削減になったということで、このときには、このくらい減額になると、普通の自治体だったら、力があるところは風邪を引くし、本市みたいなところは肺炎になるというふうなことでやゆされたわけでございますけども、そういうもの、要するに交付税の総額の減額は、現在、臨時財政対策債というような状況で、国と自治体で半分ずつ折半しながら対応をやっていっていると。要するに、だけど借金ですよ。そういう状況でいくなれば、やはり安閑としておれないというような状況ですけど、現

在、平成13年度の森内閣、それから現在の安倍内閣まで、普通交付税というのは、大体现在、多いときに20兆円ですね。20兆円、平成13年当時。現在は安倍内閣では大体17兆円で推移しています。それはどこで下がったかという、小泉改革のとき、要するに三位一体の改革のときに相当下がったんですけど、その分を何とか、その後さまざな経済対策とかそういうもの、そして民主党政権の中で、さまざまに少しずつ持ち直しをしているということで、本市は13年度の普通交付税の総額は44億円でございました。平成28年、ことしは43億で、そんなに影響はないと。人口が減少していましたので、非常に算定前は心配をしておりましたけども、それは影響がなかったということで、現状でいけば交付税は、私たちの見立て、財政課の見立てでは確保できるというようなことで考えております。ただ、これはさっき何回も言いましたように、安閑とはしておれないと。当然財政計画の中で庁舎建設がどんどん入ってまいりますので、しっかりした財源調整を行いながら、庁舎が入ってきたから、ほかの事業に影響があるということは絶対にやらないような状況も考えていかなければなりませんので、そういうところをしっかりと、機会があれば、また財政計画ということでお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 非常に難しい問題でありますけども、今のところ大丈夫なんだというふうな部長答弁されました。ただ、やっぱりそういった財政計画をきちっと組み立てていかないと、本当に大変なことになる状況もあると思いますし、果たして本当に普通交付税が果たす役割というのが非常に重要な部分だと思っておりますので、そのことを考えれば、やはり年度年度の財政計画の中で、どれだけ確保できるんだということで、やっぱり検討していただきたいと思いますと思っております。このことについては、まだまだ私もよく理解できない部分がありますので、また改めて詳しくは次の機会、またの機会にでもお尋ねをしながら、理解を深めていきたいというふうに思いますので、この項目については以上で終わっておきたいというふうに思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時18分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）
12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 次に、国民宿舎くまがわ荘のあり方についてであります。このことについては質問する予定はなかったんですが、実は、記事の中で、市は国民宿舎として存続できない可能性も踏まえ、福祉関連などの別の利用形態も含め、方向性を検討したいと

しているというふうな記事を見まして、ちょっと気になって通告をしたところなんです。ですので、まず初めにお尋ねしておきたいと思いますが、国民宿舎が市の観光に果たしてきた役割、また位置づけについては、どのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆さん、こんにちは。国民宿舎が本市の観光に果たしてきた役割と位置づけということで御質問でございます。

まず、国民宿舎というものでございますけれども、これは昭和31年でございますが、厚生省が制度化したものでございまして、その目的といたしますのが、自然公園や国民保養温泉地、人吉は温泉地でございますので、そういった自然環境にすぐれました休養地に建てられた宿泊施設、休養・休憩施設であるということでありまして。これは戦後のちょうど復興になったところでの健全なレクリエーションと健康の増進を図って、国民の誰もが低廉で、しかも快適に利用できると、こういうことを目的に建てられたものでございまして、国民宿舎くまがわ荘はその1つでございます。こちらでも健全なレクリエーションと健康ということで、公共の宿でございます。

これは昭和39年4月、相良家の下屋敷跡にオープンをいたしました。開館以来でございますけれども、球磨川河畔に位置いたします大変すばらしい眺めのところ、緩やかにくま川下りと球磨川が流れているところでございますので、非常に手ごろな価格帯で多くのお客様に御利用、御愛顧いただきまして、一番多かったときは昭和48年でございますが、1万8,000人を超えるお客様が御宿泊をいただいたということでございます。また、国民宿舎の温泉は大変市民の皆様に好評を得ております。宴会等も含めまして、たくさんの方に御利用いただいているところでございます。

このほかの役割といたしまして、くまがわ荘につきましては、平成11年度から管理委託契約の受託者、それと18年度からは指定管理者といたしまして、くま川下り株式会社が国民宿舎の管理運営を行っておりますので、くま川下り事業と宿泊パックをセットいたしました旅行商品造成、これによります相乗効果と宿泊事業の収益がくま川下り株式会社の経営安定に大きく寄与しているところでございます。

このように、国民宿舎くまがわ荘は、開館から今日に至るまででございますが、人吉市観光産業に非常に大きな貢献を果たしてきた重要な施設であると位置づけをいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 12番。笹山欣悟議員。

○**12番（笹山欣悟君）** 観光産業に非常に大きな貢献を果たしてきたと。やっぱり重要な施設であるというふうなことでありますが、確かにこういった人吉市のような観光立市にとっては、国民宿舎は本当に重要な施設、また重要な役割を果たす施設になると私も思っております。

ただ、全員協議会、それから施政方針においても、指定管理者であるくま川下り株式会社

から、平成29年度以降の国民宿舎くまがわ荘の管理運営に関する協定締結について、辞退の申し入れをされている。今後、国民宿舎くまがわ荘のあり方については、さまざまな形で議論し、関係者の皆様から御意見をいただきながら、本市の将来を十分に見据えた上で、方針を見出してまいりたいというふうに述べておられるわけなんですね。全員協議会の中でもそういう説明があったというふうに思っております。

しかしながら、先ほど冒頭言いましたように、市は国民宿舎として存続できない可能性も踏まえ、福祉関連などの別の利用形態も含め、方向性を検討したいとしているという記事を見たときに、もう執行部のほうでは、そのような福祉関連の利用形態を頭に入れながら、取り組みを進めているのかなというふうに、ちょっと気になったところなんですよ。ですので、ちょっとお尋ねしているんですけども、やっぱり改めてそういったことを踏まえて、改めて国民宿舎くまがわ荘のあり方と今後の方向性、これはどうなのかということをお場で聞いておきたいというふうに思います。

○**経済部長（福山誠二君）** 国民宿舎の今のあり方、それから市の方向性ということでございます。

施設の老朽化及び業績不振、これが継続したこと等によりまして、去る9月1日でしたが、くま川下り株式会社の臨時株主総会が開かれまして、そこで次回の協定更新を行わない旨の申し入れがございました。正式には9月5日に文書でいただいております。申し入れがありました現時点での宿舎のあり方といたしましては、指定管理の期限であります3月までは、協定を結んでおりますくま川下り株式会社によって、管理者として責任を持って管理運営を行っていただくことになるわけでございます。そのために本市といたしましては、会社と協力しながら、今月以降の予約の方々などもいらっしゃると思いますので、まずはお客様の御利用される方に対しまして、不利益が発生しないように努力しなければならないというところでございます。

また、国民宿舎に関する市の方向性につきましては、これは申し入れから日が大変まだ浅いわけでもございまして、全くの白紙状態でございます。早急に国民宿舎の今後を検討する場を設けまして、宿舎の存続、廃止を含め、検討、協議を行ってまいりたいわけでもございますけれども、仮に協議の結果、廃止の方向で検討することに進めることになりましても、今後の活用につきましては、ありとあらゆる方向、角度から、さまざまところから検討を行いまして、関係者の皆様の御意見をいただきながら、スピード感をもって、かつ慎重に議論を進めてまいりたいと。

1つ福祉ということが出ておりましたが、あれは福祉も含めまして、さまざまな角度という意味でもございまして、これは国民宿舎の歴史をちょっと申し上げさせていただきますが、あそこは元相良家の下屋敷でございますね。その下屋敷を、これは人吉市のほうが昭和27年でございますけれども、相良頼綱さんの所有でございましたので、そこから買収をしたとい

うことでございます。これは黒木市長のときでございますけども、土地と建物をあわせまして520万円で、当時の金額でございます。これは購入したその当時の目的が、実は養老院でございまして、老人ホームでございますね。それを買ったという、そういう福祉的なことが以前ございましたもので。それから養老院は失火によって焼けてしましまして、その後国民宿舎が建ったという、そういう歴史がございますので、そのところで福祉という1つの観点もお話をしたということでございますので、御了承いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 私も、そういった当時、養老院だったというのは初めて聞いたところであります。ただ、やっぱりきちっとした全員協議会なり施政方針を受ける中で、私たちが聞いた範囲と、それ以上のことが出た場合には気になるところなんですよ。えっというふうに思うところがあるものですから、そういうふうに思っているところです。

ただ、部長答弁されましたように、今のところは全くの白紙状態であるということであれば、今後、やっぱり十分に検討しなければいけないとは思っていますが、ただ、時間的なことを考えますと、もう半年もないわけですよ。半年の中で本当にきちっとした方向性が見出せるのかということをやっと不安には思っています。ただ、やはりその中でも一番いいあり方は、今から協議をやっぱり行っていく必要があると思っておりますので、早急なそういった検討、協議は十分に行っていただきたいというふうに思っているところであります。

ただ、やっぱり今の人吉市の置かれている立場といいますか、人吉市が目指す観光立市のことを考えた場合に、そういった観光の中で果たす、やはり観光に及ぼす国民宿舎の果たす役割等も十分に認識をしながら、検討する必要があるのかなというふうに思っていますので、そういったことも含めながら、今後十分な検討をお願いをしたいというふうに思っています。ただ、やはり時間がありませんので、私たちもいろんなそれぞれが考えがあると思っています。そういったいい方向性を見出すためには、なるべく早い段階において、きちっとした情報提供が必要だと思いますので、ぜひ一定の方向性等が見出せた時点においては、一日も早い、そういった情報提供等で説明をいただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。このことについては、ただ、その記事に絡んでということで、気になったことだけについて今回通告しましたので、以上で終わっておきたいというふうに思います。

最後に市民の声から、西瀬小プールの水道水流失についてであります。このことにつきましては、7月28日の全員協議会で報告があったところであります。市民の方からも、その水道水の流失事故、これはどうなっているんだというふうな問い合わせもちょっとあったものですから、通告したところなんですけど、まず全員協議会における報告の後、その後の経過等について、現在までどのようになっているのか、この点をまずお尋ねをしておきたいと思

います。

○**教育部長（松岡誠也君）** 皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まず、今回の西瀬小学校プールの水道水流失事故につきましては、議員の皆様、また市民の皆様にも御心配と御迷惑をおかけしたことに對しまして、この場をかりて改めておわびを申し上げます。どうも済みませんでした。

さて、この件につきましては、去る7月28日の市議会全員協議会で、事故の概要について御報告を申し上げたところでございますが、その後の経過につきましては、再発防止に向けた取り組みや流失した水道水の料金をどうするか検討しているところでございまして、時系列で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、7月1日のプール水道水流失事故発覚後、すぐに当該小学校長へ事故の経過を含めたてんまつ書の提出を依頼いたしまして、てんまつ書が提出されるまでに、市内の小中学校の校長会議が7月7日に開催されましたことから、その会議で今回の事故を報告し、再発防止の注意喚起をしたところでございます。

7月15日に当該小学校長から事故のてんまつ書が提出されましたので、その内容について教育委員会で事情聴取をいたしております。その後、教育委員会で事故に至った経緯や問題点を整理し、7月22日に市内全小中学校長宛てに、プールの設備や水道量水器の定期点検の実施、操作マニュアルの見直しなど記載した再発防止のための通知を發出しております。また、同日に当該小学校長から市長へ事故のてんまつ書の説明と謝罪がっております。

また、さらに8月19日には、熊本県球磨教育事務所長へも今回の事故のてんまつ書を報告したところでございます。その後は教育委員会において、ほかの自治体の同様の事例の処理結果を調査いたしまして、本市の場合と比較検討をしているところでございます。

また、8月22日には、本市の顧問弁護士へも今回の事故のてんまつ書を報告し、今後教育委員会の対応につきましても御見解をいただく予定となっております。

以上、お答えいたします（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 12番。笹山欣悟議員。

○**12番（笹山欣悟君）** 時系列にそれぞれ説明をいただいたところであります。そのように再発防止に向け、てんまつ書の報告を求めながら、再発防止に向けた注意喚起等も行っておられるようでありますが、ならばそういった水道水流失に伴っての水道料金の支払い、これについてはどうされているのでしょうか。この点をお尋ねをしておきたいと思っております。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

今回の水道水流失事故に係る水道料金につきましては、本年6月分の水道使用料が対象となりますが、水道局に相談いたしましたところ、水道管の老朽化などによる減免の対象となる漏水扱いではなく、水道利用者の不注意による表現漏水、水道の用語で表現漏水というそうですけれども、そういう扱いとなるということで、減免の対象とならないということござ

いましたので、当該小学校の水道料金も含めて、市内全小学校の水道料金として水道局から請求がありましたので、小学校管理運営費の既決予算の中から既に支払いを済ませたところでございます。

なお、水道料金の支払い予算の補正につきましては、小学校全体の水道使用料を含めた管理費の年間支出状況を勘案しながら、12月議会以降の補正予算案で増額、あるいは組み替えなどの予算の計上をさせていただければと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 小学校管理運営費の既決予算から、この部分も含めて支払ったということでもあります。ただ、この流失したその水道水については、部長答弁されましたように、管理者の不注意による表現漏水扱いとなるんだと。ですので、漏水の減免対象にはならないということですよ。ですから、全員協議会において説明がありましたように、流失した水道水の水量と料金、これは7,194立方メートルと。また、金額にすれば108万7,732円と推定されるというようなことで説明があったと思っています。非常に大きな金額になるんじゃないかと思っています。

ただ、管理者の不注意によって発生した水道水の流失分について、既決予算で支払ったということに対しての正当性がどうなるのかなというふうに感じるところなんです。その点、どのようにお考えなのか。また、今回の事故の責任の所在、これについてはどのように今考えておられるのか。この2点をお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

今回の西瀬小学校プールの水道水流失事故につきましては、議員の皆様、また市民の皆様にも御心配と御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、私のほうからも重ねておわび申し上げる次第でございます。本当に申しわけございません。

議員お尋ねの流失させた水道水に対する水道料金への対応につきましては、先ほど部長答弁の中にもありましたように、既決予算の中で支払いを済ませているということでございますが、本市顧問弁護士の御見解や、他の自治体の同様な事例の処理結果と本市の場合の比較検討結果を参考に決定いたしたいと考えているところでございますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

また、事故の責任の所在につきましては、当該小学校の教職員に第一義的な操作管理上の責任があるとは考えておりますが、そのみならず、教育委員会も学校運営管理者としての責任があると考えております。

なお、教育委員会といたしましても、今後は絶対にこういうことがないという強い気持ちで、改めて再発防止策を検討し、さらに周知徹底させたいと考えております。各学校で異なるプールの設備の操作マニュアル等を再提出していただき、学校現場と一緒に内容の

チェックや見直しを行い、校長などの管理職や担当教職員のみならず、全教職員が情報共有できるようなマニュアルの整備等を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 顧問弁護士の見解、それから他自治体の同様な事例の処理結果と本市における場合の比較検討結果を参考にしながら、決定をしていきたいというふうに答弁されましたけども、一応既決予算の中で支払ってはいるけども、最終的な結論はまだ出していないんだというふうなことかなって、ちょっと感じたところなんですね。今後、決定をしていきたいということであればですね。ただ、やはりそういった部長が答弁された既決予算の中で支払った。そして、不足する分については、また補正予算なり、もしくは組み替え等でまたお願いをしたいというふうな答弁もありましたし、今、教育長は、そういった一義的な責任はやっぱり当事者にもある、学校側にもある、また教育委員会もあるんだというふうなことで答弁をされながら、今後、やっぱりそういった形でいろんな状況等で結論を出していきたいんだというふうなことだったと思っています。果たしてどうなのかなと。全て既決予算の中で対応して本当にいいのかなと、ちょっと私は疑問が残っているわけなんですね。

そこで、他自治体と同様な参考事例ということで検討されていると思いますが、私も実際にちょっと調べてみました。恐らく東京都庁へ提出をされた同じ趣旨内容の住民監査請求の監査報告結果による事例じゃないかなというふうに思っているところであります。これについてはホームページで公開してありましたので、内容を私もちょっと見てみました。これを改めて問う気持ちはございませんが、私のほうからも話をしていきたいというふうに思っております。

東京都庁のこの事例については、都が行った流失量1,600トンに相当する約116万円を公費支出した行為に対してではなく、プール水の流失事故において、原因者に損害を求める請求権の行使を行っている事実があるか否かを監査請求をしているわけなんですね。そこで、この場合の賠償請求額については、プールの管理を主たる業務としない教職員が、流失状況の確認が容易にできない設備状況のもとで、流失の把握がおくれたことが損害の拡大を招き、また排水バルブが開いていた原因も特定できない状況にあることなどから、最高裁判例における施設の状況、被用者の業務の内容等に鑑み、本件事故に係る損害は、都教育委員会と過失の当事者とが50%ずつを分担することが適当であると考えます。また、まとめとしては、東京都教育長は、本件請求に係る事故について、本件事故の都立学校に対する信頼への影響を重く見るとともに、公務員の個人的責任に係る判例や、法令の趣旨を踏まえた結果として、プールの管理に係る本件関係職員に対して、損害額の50%について損害賠償請求を行うことが適当であるとして、請求を行い適切に対応したところであるというふうにあるわけなんですね。

今回のこの監査結果としましては、結論は請求には理由がないということで棄却をされております。ただ、意見が付されておまして、教育長にあつては、各校の実情に合った再発防止策が確実に実施されるよう指導を徹底するとともに、プール水管理における責任をより明確にすることなどにより、プール水流失事故の重大性を全教職員に周知し、事故の根絶を期されたいというふうにされております。

ですので、今回のその西瀬小学校のプール水流失事故を考えてみたときに、その原因がどこにあるかということで考えてみますと、やはり止水弁の閉め忘れという関係者の過失は当然あるのではないかなというふうに考えます。また、その流失した水道水の料金約108万円ですよね。これについては、市が税金を使って支払っているという行為になりますけども、その市が支払った行為については、やはり公平の分担という見地から、どうなのかという問題が出てくるんじゃないかなと私は考えます。つまり、関係のない市民に責任転嫁をしているんじゃないですかということも考えられると思うんですね。ですので、教育長は今後、最終的な結論を出したいということでもありますので、今、私が申し上げたことをやっぱり十分に検討していただきたいというふうに思いますし、今の状況を考えますと、やはり市に損害が生じているのは事実じゃないかなと私は思います。そういったことを考えますと、やはり当事者の責務、それから行政の責務、これについてはきちっと明確にすべきではないかなというふうに思いますし、明確にしながら対応をきちんとすべきではないかなと考えるところであります。ですので、今後、顧問弁護士等に相談をされながら、十分に対応したいということでもありますけども、私はそういった問題があると捉えておりますので、ぜひそういったことを十分に慎重に検討されながら、今後対応されて、結論を出していただきたいというふうに思っているところであります。

また、教育長が最後に答弁されましたように、プール管理におけるマニュアルづくりについては、早急な体制整備等を行って、こういった事故が二度とないように、徹底した取り組みをお願いしたいというふうに思っております。そういったことを要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） こんにちは。13番議員の福屋です。

通告に従いまして一般質問をいたします。質問は、1点目に、学校教育から小学校部活動の社会体育移行について、2点目に、市民の声から、市庁舎案内板についてです。

質問の前に、今年9月16日から北海道で開催されます、軟式野球の頂上大会とも言われます全国大会、天皇賜杯全日本軟式野球大会に、熊本県大会を勝ち抜き、熊本県代表として人吉市の深野酒造サイバースが出場されます。熊本県代表としてしっかりと頑張ってきていただきたいと思います。天皇賜杯を目指して、持ち帰っていただきたいと思います。私も地元からしっかり応援をしたいと思います。出場されるだけではなく、人吉市の知名度アップにもなります。また、少しでもいいですから、人吉市の観光を北海道の地でアピールをしてきていただければ大変うれしい限りです。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、学校教育から、小学校部活動の社会体育移行についてですが、9月定例会の所信表明の中で、松岡市長は、小学校運動部の社会体育移行について、平成31年度の完全移行に向けて準備を進めておられるようですが、昨年12月定例会で笹山議員が一般質問されておりますが、熊本県からの通達を受けての取り組みのようですが、あれから5カ月が経過していますので、いま一度確認のために質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、熊本県教育委員会の基本方針として、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針とはどのようなことなのか、説明をいただきたいと思います。

1回目を終わります。

○**教育部長（松岡誠也君）** お答えいたします。

基本方針は、昨年3月に児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針という表題で、熊本県教育委員会から公表されております。基本方針として4つの方針が示されておりますので、その概要を申し上げますと、1番目としまして、小学校の運動部活動は社会体育へ移行する。2番目に、中学校、高等学校の運動部活動は社会体育と連携する。3番目に、児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行う。4番目に、指導者の資質向上を図るという内容になっております。また、その後、基本方針を推進するための具体的な取り組みが示されているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 13番。福屋法晴議員。

○**13番（福屋法晴君）** ただいま答弁の中で、基本方針に4本の柱があるということで、1つ目に、小学校の運動部活動は社会体育へ移行する。2つ目に、中学校、高等学校の運動部活動は社会体育と連携をする。3つ目に、児童生徒の発育発達に応じた運動部活動を行う。4つ目に、指導者の資質向上を図るとの説明ですが、これは12月の笹山議員のときにもこのような答弁がなされておるようです。

そこで、なぜ社会体育へ移行しなければいけないのか。移行しなくても、これまで学校教育でできているのではないかなということをお私に思います。それと、中学校、高校とも、運動部活動の連携とはどういうものか。また、3つ目の児童生徒の発育発達に応じた運動部活

動を行うとはどのようなことなのか。これまで各校での取り組みは行ってこられたことは間違いであったのかな、説明を聞いていると、そういうところが理解に苦しむわけですね。私としては余り理解できません。なぜ社会体育へ移行する必要があるのか。今後、必ず人吉市の学校運動部活動は社会体育へ移行しなければならないのか。このことについてお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

社会体育へ移行する必要性と、本市の対応ということでございますが、こちらも県の教育委員会の基本方針からの御説明になりますけども、少子化に伴うチーム編成の困難さ、保護者や児童のニーズの多様化、また指導者不足などの課題が指摘されておりまして、このような課題に対応し、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するために移行するという内容が掲げられているところでございます。

次に、本市の対応につきましては、熊本県教育委員会が小学校の運動部活動は社会体育へ移行するとの方針を決定されたことによりまして、社会体育活動は学校教育の一環としての位置づけがなくなり、現在のように先生方が勤務中には指導できなくなります。このまま何も対策を講じませんと、社会体育活動を指導する方がいなくなりますので、結果としまして、放課後実施されております部活動は自然消滅をしてしまうというようなこととなります。

現在、本市の子供たちの社会体育活動は、平日の夜や土曜日、日曜日の昼間の時間帯に、スポーツクラブであったり、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ（カルヴァーリョ・ラッソ人吉）といったさまざまなスポーツ活動が活発に実施されております。運動部活動とは発足の趣旨が少し異なっておりまして、専門性、いわゆる競技力や技術力の向上に主眼を置いた指導がなされているところでございます。こういった専門性を育てる社会体育活動は、現状どおり維持していきながら、さらに多くの子供たちが参加できますよう、放課後における社会体育活動も継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 説明いただいて、どこそこわからないのがいっぱいあるんですけど、これが今、道半ばでされているということで、どういう方向に行くのかということで、今回だけは質問していきたいと思えます。

まず、人吉市では、昨年笹山議員のほうにも説明してありますが、NPO法人人吉市体育協会加盟の競技団体、教育委員、学校長、それから校区公民館長、社会教育委員、スポーツ団体、関係各団体、それぞれに対して説明及び意見交換を行われておるようですが、それぞれの団体に対してどのような説明をされてきたのか。また、意見交換を行ってこられたのか。その意見交換の中ではどのような意見が出されてきたのか。また、保護者に対して、一番当事者であります子供たちの保護者に対しましては、アンケート調査はどうであったのか、お

尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、各団体への説明内容につきましてですが、初めに熊本県教育委員会が示した基本指針を御説明申し上げまして、次に小学校の先生方が運動部活動の指導に携われなくなるということから、それにかわる指導者を誰にお願いするかという点について、それぞれの団体から御意見を伺ったところでございます。

まず初めに、NPO法人吉市体育協会加盟の競技団体の方に対しまして、昨年の6月に3回の説明会を開催いたしました。その理由を申し上げますと、現在実施されております運動部活動は、バレーボールや野球などの競技種目ございまして、競技団体から指導者を派遣していただくことが一番の解決策であると考えたからでございます。説明会では代表者の出席となりましたので、各団体にその内容をお持ち帰り御協議いただき、その結果を後日、文書にて御回答をいただいております。多くの競技団体は、指導者の高齢化や人数不足が深刻化しており、放課後の時間帯に指導者として派遣することは難しいという回答でございました。

次に、学校長会議を初め、それぞれの団体の皆様からどのような御意見をいただいたかということでございますが、その御意見といたしましては、一様に、どうして今、社会体育移行なのか。実際問題として指導者の確保はできるのか。指導者の資質、いわゆる技術面もさることながら、子供たちの人間育成を任せても大丈夫なのかということ。それから、練習中に事故が起きた場合の責任の所在はどうなるのかといった御意見に集約されるところでございます。

また、昨年12月に行った小学校の保護者を対象としたアンケート調査の結果についてでございますが、13の設問と自由意見をお伺いしております。その概略を御報告申し上げます。回答総数は910人、回答率は71%でございました。

まず設問1につきましては、あなたはお子さんの小学校で放課後に行われている運動部活動についてどうお考えですかという質問に対して、運動部活動をさせたい、どちらかといえばさせたいという割合が95.6%でございました。

設問3につきましては、県の方針として部活動が学校教育から社会体育へ移行することを御存じでしたかという質問に対しまして、知っていると回答された方が49.4%でございました。

続きまして、設問7では、スポーツ活動の活動時間について、適当と思われるものはどれですかという質問につきましては、放課後の実施を望む方が89.3%でございまして、土曜日、日曜日または平日夜間がいいという方は10.7%でございました。

設問8では、スポーツ活動の練習日数で、1週間当たり適当と思われるのはどれですかという質問に対して、2日から3日の現状維持の回答が92.3%でございました。

設問9では、スポーツ活動の活動場所について、適当と思われるのはどこですかという質問に対して、通学している小学校を望む方が97.3%でございました。

最後に設問10では、保護者であるあなた自身は、一般指導者として協力することができますかという質問に対しましては、できないと思う、わからないという回答をあわせて92.1%という結果になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今の答弁の中で、指導者の資質、これが一番大切だと思います。指導者によって子供たちの将来は決まってくるので、そのあたりもしっかりと、今後検討していただかなければならないと思います。

それと、保護者に対してのアンケートで部活動させたいというのは、これは今までもそうだろうと思います。大体100%近くの人は何らかの運動をさせて、肉体的にも精神的にも子供たちを育てていきたいというのは保護者の考えじゃないかなと思います。

放課後の実施を望むということで、なかなかそのあたりが今後のネックになるんじゃないかなと。放課後というのがですね。このあたりも、今後いろんな場所での会議あたりで対応していただかなければいけないのかなと。

ちょっと質問していきますが、部活動というのがなくなりますので、そのあたりの指導者が子供の保護者になってくるのかなと思いますが、保護者はみんな仕事をしているので、92.1%が無理かなと、もう当たり前だろうと思います。これが92だから100じゃなくてよかったのかなと。8%あれば指導もできるのかなというのも考えました。そのあたりもしっかりと今後対応していただきたいと思います。

次に、市内各小学校の現在の部活動の取り組み状況、及び活動と部員数について、またこれまで部活担当の先生がいろんな大会に参加されるときに引率をされていたと思います。この大会参加についてお尋ねしますが、今後、人吉市内の小学校の運動部活動の交流は、社会体育になれば一切ないということになります、それぞれの小学校の部活動とした結束力に影響というのが、今後生じてこないのかなということをお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えをいたします。

まず、今年度の5月末現在の小学校の種目数、人数、加入率につきまして、小学校ごとに申し上げます。初めに、人吉東小学校でございますが、種目が陸上競技、バスケットボール、バレーボール、サッカー、軟式野球の5種目で、人数が169人、加入率は74%でございます。次に、人吉西小学校は、今の東校の中からサッカーを除く4種目、すなわち陸上競技とバスケットボールとバレーボールと軟式野球ですけれども、その4種目で120人、加入率が88%となっております。東間小も西小と同じく4種目、人数が123人、加入率が74%でございます。次に、大畑小学校が、バスケットボールと総合運動部の2種目で、人数が30人、加入率は

97%でございます。西瀬小学校が西小学校と同じく4種目で、93人、加入率が79%。次に、中原小学校が、ここも西小と同じく4種目で、99人で加入率が63%となっております。全体としまして、人数が634人、加入率が76%となっております。

次に、活動日数、時間帯につきましてお答えいたします。季節や学校行事等での変動はありますけども、おおむね週に2回、放課後の午後4時20分から午後6時までの時間帯で実施をされております。

次に、運動部活動の交流、結束力についての御質問でございますが、結束力はチームとして試合や大会に出場することにより培われていくものと考えております。運動部活動の受け皿となります団体や、運営方法が自治体ごとに異なってくるのが予想されておりますので、社会体育移行後の平成31年度から、すぐに試合や大会が開催されることは、現時点での判断は難しく、試合や大会を主催、主管する団体が決定されますまでは、今しばらく時間がかかるものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 各学校の、今、部活動の状況というのがわかったんですが、説明の中で東間小学校はサッカーを除くということで、このサッカーに関しては、社会体育といえますかクラブチームがありますので、野球とサッカーに関してはそうなのかなということで今思ったんですけど、2点だけちょっと確認なんですけど、大畑小学校で行われている総合運動部とはどういうものか。大会のために人間を集めるのか、なんでんかんでんなものをするのか、人間の関係というか、生徒の数によっていろんなことをするのかなということもありますけど、もしわかればそれですね。もう1点が、西瀬小学校と中原小学校が4種目ということですが、何をされていないのか。この2点、もしわかれば御答弁いただきたいと思っております。

○教育部長（松岡誠也君） まず大畑小ですけども、いろんな競技の種目にこだわらず、人数も少ないですから、いろんなことを幅広く取り組んでいるという意味での総合という部活でございます。

それから、西瀬小学校と中原小学校は、東間小、西小と同じく、サッカー以外の4種目ということでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） サッカーというのは、世界で一番、人間の多いスポーツですので、人吉のほうでもそういうクラブチームができ上がっていて、そちらのほうに行っておられるのかなということを感じました。

そこで、今後について少しお尋ねしますが、これまで各学校で部活動をされてきているわけですが、それぞれ異なる部活の指導については、それぞれ各学校の先生が担当されておら

れると思います。その時点での指導については、公認指導者と考えていいのか。どのような立場での指導なのか。また、今後、社会体育に完全移行となれば、それぞれの競技ごとに、競技団体の指導者の確保が必要になってくると思いますが、指導者の確保、また指導者育成について、どのような計画を執行部で考えておられるのか。また、競技によっては指導資格というのが必要になってくるのではないかなというのを思います。この指導資格が必要になるのか。それぞれの指導資格取得について、また安全対策について、それぞれの競技団体、指導者に対しての指導料及び認定指導料、講習会参加等費などについてどうなっているのか。指導者というのは、毎年か3年か5年か置きに指導講習会を受けなければなりません。この講習会を受けていかなければなりませんので、その資格取得を行った後、この社会体育というのは登録をどのようにされるのか。講習会参加、登録などに対しての補助を行っていかれるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

現在の小学校の運動部活動は、先生方に学校教育の一環として実施していただいておりますので、学校の教員として教育の一環という位置づけにございます。

次に、指導者に関する質問にお答えいたしますが、指導者の確保につきましては、一番課題と捉えておまして、指導者を確保するための手段といたしましては、募集チラシなどの作成を検討しているところでございます。学校を取り巻く地域の皆様、保護者の皆様方の積極的な参画がなければ、現在のやり方を維持していくことは大変困難なものになると考えております。今後も、地域や各関係団体への説明会などを開催いたしまして、社会体育移行につきまして御理解と御協力をいただきたいと考えているところでございます。

次に、指導者の資格につきましてですが、小学校における運動部活動は、県大会あるいは九州大会を初めとする公式な大会に出場することが目的ではなく、スポーツに親しむ、スポーツを楽しむ、体力づくりや子供の相互の親睦を深めるといったレクリエーション的な要素も活動の主眼に置かれておまして、今後もその方向性が変わることはないものと考えられます。そのため、試合に出場するために必要な公認資格は必要ではありませんが、今後、設置を予定しております検討委員会、協議会におきまして、指導者の資格の有無や助成等については、具体的に検討してまいることになるかと考えております。

なお、安全対策といたしましては、人吉下球磨消防組合に御依頼を申し上げまして、救命救急の講習会などを開催していただきまして、指導者の方には受講をお願いしたいと考えているところでございます。

最後に、指導者の育成につきましては、競技指導の経験が浅い方や、技術指導、指導における対人関係といったことに対しましては、競技団体の皆様をお願いすることが、現時点で考えられる最良の方法ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 社会体育というのを聞いていると、今の答弁で、これまでのチャンピオンシップではなくて、学校でも、例えば学校対抗で勝ち負けを競うのではなくて、子供たちにスポーツを楽しんでいただくとか、それとかこういうスポーツというのはどういうものか、そのスポーツに親しんでいただくとか、体力づくりということで考えて、県のほうも移行するのかなという説明のもと、少し理解をできました。今後、検討委員会とか協議会を立ち上げられて、そのあたりもしっかりとしていかれることだと思います。

それと、安全対策というのが、学校の施設を使ったりしますので、大変重要になってくると思うんですね。そこで、今、答弁で、人吉下球磨消防組合にお願いをして安全対策をするということですが、そこは救命救急活動とかそういう対応ですので、もしされるんだったら指導者だけでなく、指導者というのはほとんどそういうのに参加するんですね。それを習得しなければいけないという条件がありますので、できたら社会体育で楽しむスポーツであっても、いざというときのためのAED対応とか、そういうのを行うためには、やはり保護者とか児童さん、それとかそういう指導に携わるサブ的な人とか、そういう人たちも引き込んでしていただければと思います。でないと、万が一責任指導される方がその日に、その場所にいなかった場合に対応ができなかったら、どこにくるのかと。教育委員会が毎日そこに行くわけにもいきませんので、そのあたりも協議会の中でちょっと考えていただいてもらいたいと思います。

次に、社会体育に参加を考えている児童・生徒についてお尋ねをいたしますが、これまでは他の校区に行くときには保護者同伴と聞いていました。今後の活動の場所が校区外であるときに、児童・生徒が自由に移動できるのか。また、事故への対策はどのように考えておられるのか。また、それぞれの競技を行うための場所の確保についてですが、それぞれの競技団体、また指導者がその場所を確保するのか。それとも、教育委員会のほうがそれに沿って指導されるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

活動場所につきましては、安全に活動を続けるためにも、通学している小学校や校区公民館での活動を基本として捉えておりまして、実施できる社会体育活動によりましては活動場所が決まってしまうので、今後、設置を予定しております検討委員会や協議会の中で、その安全対策につきましては、十分な検討を進めてまいりたいと存じております。

また、移行後の活動場所としては、主に学校施設を使用することになりまして、現在行われている部活動の時間帯と同じ時間帯で実施する方向で進められることになると存じます。人吉市立学校施設の使用に関する条例や規則に沿いまして、授業等が終了しまして、引き続き社会体育活動に使用することになりますので、特にその点の問題はないと考えているところでございます。その活動場所の確保ということでございますが、基本的には子供たちの社

会体育活動を実施する主催団体が確保することになるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） その社会体育移行になった場合に、それを運営する、例えば保護者であつたら、保護者がその場所を確保するというのはしていくんだなということと、先ほど説明がありましたが、各校区で大体行っていくのが、今のところいいのかなということですね。

例えば、私、東間校区におりますので、東間小学校で、もし例えば野球チームをつくりたい。そこで野球チームをつくったとしますよね。そのときに、その保護者の中に野球の経験者がおられて指導をしていく場合に、今の答弁では、それぞれの団体が東間小学校を使いたいということで、多分申し入れをされると思うんですけど、現在、年間を通して使用する場所には、教育委員会のほうで年間使用の何かを出さないかんというふうになっていますよね。この社会体育に移行したら、その団体が直接学校の校長先生のほうに、年間を通してこういうことをしたいということ一度出せば、もう年間契約といいますか、年間使用はできるといふふうに判断していいんですかね、もしわかれば。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

今回の社会体育移行について、まだ今お尋ねになったようなところまで詳細に検討しているわけございませんけども、一般論として申しますと、現在でも学校施設を夜の時間帯に体育館とか、ナイター施設とか使われる場合がございますけども、そのような利用と同様の形態で予約していただいて、使用していただくということになると考えております。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今はまだ31年まで時間がありますから、いろんなことを検討されながらしていられるんだと思います。

最後に、やはり教育長のほうに聞いていかなければいけないのかなということで、道半ばですので、いろんなことを聞きたいんですけど、聞くわけにもいきませんので、まだ途中ですので。今後の小学校運動部活動についてですが、中学校、高校との連携についてというのがうたわれております。これ、どのような計画、方針を考えておられるのか、また去年は3年という答弁がされていましたが、もうあと残り2年しかありませんので、2年で移行できるのかなというのが心配なところなんです。運営方法については県指導で行っていかれると思いますが、今後どのようになるのか。万が一、人吉市でうまく移行できなかったときは、子供たち、保護者への対応、またこういう県からの指導のものと事業に対しての説明、どのように考えておられるのか。教育長の責任はどうなっていくのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

先ほどから出ておりますように、この社会体育への移行ということで、私自身もそうですが、これまでの社会体育と、それから部活動、この言葉の概念の整理を私自身もしなきゃいけないなということを、取り組みをしながらいつも考えているところでございます。

御質問の内容にお答えいたしますけれども、先ほど教育部長が御答弁申し上げましたとおり、小学校の部活動を社会体育へ移行するためには、先ほどから出ております、残り2年ちょっとでございます。さまざまにクリアしなければならない課題がたくさんございます。その1つである中学校や高校との連携ということもございますが、競技、目的というものがまた違って来る部分もございますので、その競技の連携のあり方、また、競技の連携をどうしていくかということ、方法につきましては、現在、まだ模索中でございます。しかし、着地点は31年度から実施になりますので、それまでの間に、十分中学校、高校とも連携をとりながら、協議を重ねてまいりたいと思っているところです。

しかしながら、私どもの思いは1つでございます。全ての子供たちにスポーツや運動ができる環境を整えてあげたい。また、スポーツの楽しさであるとか、スポーツを通じて友達をつくり、友情を深めること。さらには、さまざまな指導者の方と接することで、多様な考え方、生き方に触れ、スポーツに親しむことで、子供たちは多くのことを学び、大きく成長することができるものと信じております。

これらの課題解決、そして子供たちの成長を考えるときに、今まさに学校と地域と保護者が協働できる、また協働しなければならない、好機ではないかと考えております。近い将来の姿を思い描いたとき、小学校の運動場では、おじいちゃんやおばあちゃんと子供たちが一緒になってグラウンドゴルフをされている。また、体育館からは、保護者や地域の方々が子供たちとビーチボールバレーをする歓声が聞こえてくる。校区公民館では、愛好会の方が子供たちに卓球の指導をされているなど、まさに縦割りの社会ではなく、年齢を超えて、性別を超えて、交流が促される。お互いを支え合う、すばらしい本市の未来の姿が見えてくるように思います。

私ども教育委員会としましても、まずは保護者と手を取り合い、さらには地域の方々とも手を取り合ひまして、子供たちの健やかな成長を願い、お互いに協働しながら、この社会体育移行に取り組んでまいりたいと考えております。保護者や地域の皆様のお力添えなくしては、これはできることではございません。このお力添えによりまして社会体育を支えていただくことは、人と人とのつながりが強く、非常に人情に厚い本市だからこそできる、独自の取り組みではないかと期待をしているところでございます。

議員御質問の取り組みがうまくいかないということは、放課後の時間帯に社会体育活動ができなくなる。現段階での運動部活動がなくなるということを意味しているものと存じますが、本市におきましては、さきに教育部長が御答弁を申し上げますとおり、平日の夜間や土曜日、また日曜日の昼間に、社会体育活動としてジュニアスポーツが盛んに実施されてお

ますので、その皆様方にも情報を提供し、スポーツクラブの新設や受け入れ人数の拡大についてお願いすることになるものと考えております。

社会体育移行につきましては、私ども教育委員会、学校、地域、そして保護者の皆様が共通意識を深めながら、ともに手を取り合い、協働して進めることによりまして、初めて実現できる大きな取り組みでございます。その結果がどのようなものになるとしましても、それまでの御尽力を賜りました保護者や市民の皆様方の合意形成がなされた結果といたしまして、受けとめていただけるものと存じております。ただ、平成31年4月1日、スムーズにスタートができますように、最大限の努力をし、地域の方々、保護者の方々と一緒に考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 教育長のほうから、今、るる説明ありました。全ての子供たちにスポーツや運動ができる環境を整えてあげたい。スポーツの楽しさであるとかを通じて友達をつくり、友情を深めたり、さまざまな指導者の方と接することで、考え方、生き方に触れ、スポーツを楽しむことで、子供たちは大きく学んでいくということで答弁をいただいておりますが、こういう場所をつくるというのであれば、今度は市長のほうに答弁をいただかないといけないんですが、このことは道半ばですので、今後、次回、その次、毎年、どのように進んでいっているのかを質問していきたいなということを考えておりますが、私として一言申し添えますが、運動部活を楽しんでいる子供たちにとって、とても大切な年齢であるということですね。小学校3年生から6年生、それから中学校へ上がるということで、これまで何度も一般質問の中で発言をしてきましたが、子供たちにとっての一番の成長期、これは御存じだと思いますが、この年齢をゴールデンエイジとって、このときに運動を覚えたら、学力も伸びるし、いろんなことに対して知識が深まっていくという年齢であります。それが社会体育のほうに移行して、それがなくなれば困ります。昔の人が三つ子の魂百までというようなことを言って、ことわざの中でもいろんなことに使われております。運動力を一番吸収できるこの年齢ですので、社会体育に完全に移行される31年度までにはしっかりと、先ほど申しましたように、保護者との意見交換会、指導者との意見交換会とか、競技団体との意見交換会、この中で問題を1個ずつでも解決していただいて、それと先ほど答弁ありました学校施設を使うということですので、今度は学校、教育長の考え方というのも大切になってくるんじゃないかなと思います。

それとまた、地域の協力もということですけど、学校のところで大きい声を上げたらうるさいとか、今いろんなところで言われておりますので、そのあたりは地域の学校で、学校長の指導のもと、解決していただかなければいけないのかなと思います。小学校部活動が社会体育に移行できるこの31年までは、教育委員会としても大変な御努力をしていただか

なければいけないのかなと思います。なるべく実施に向けて、何事もなく、スムーズに移行し、人吉の子供たちが本当にスポーツをしてよかったと思えるように、先ほどまず初めに深野サイバースの件も言いましたが、子供のときに頑張った結果が、そのスポーツを一生継続したいという考えになります。アンケートのほうで何か書いてあったのが、一生懸命スポーツに親しむようなことを行うための社会体育移行ということを知っておりますので、やはり小学校でこのスポーツをしたから、それをしなさいじゃなくて、スポーツというものを楽しんで、今度は自分でも行う、見るスポーツにも移行するというようなことを、今後、教育長を初め教育委員会としては一生懸命頑張ってください、育ててつくっていただきたいと思います。また、この件については質問をさせていただきたいと思います。

次に移ります。次に、市民の声から、市庁舎案内板について質問をいたします。4月の熊本地震から5カ月になります、あすで。震災後、人吉市庁舎が危険とのことで、それぞれ機能移転をしたわけですが、市民の方々から、いまだにどこに行けばいいのかわからないとの声をたくさん聞きます。職員の方々はそのようなことはないと思います。なぜか、毎日通っておられるから。でも、これまでは市役所に行けば事は済んでいました。どこに行く、市役所に行ってきませんで事は済んでいたんですけど、市役所という言葉自体がもうないわけですね。市役所仮本庁舎とか、そういうぐあいになりますので、なかなかどこに行ってもいいかわからない。多くの市民の方々には、現在、本当に話を聞くと、カルチャーに行かないかのか、西間別館に行かないかのか、よくわからない。周知はされておりますけど、なかなか見えないんですよね。皆さん方も来られるときに交通標識とか見つけたことはあると思いますが、全部見てこられているのかなということ。今、まずどこに行けばいいのかなということから始まります。現在は市役所と呼べる場所が本当にありません。それぞれに名前が違って明記をされております。

そこで質問なんですが、移転に際し、どのような案内板を設置されたのか。設置場所ですが、屋外、屋内の設置看板に何が明記されているのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

なるほどこれが分庁舎の弊害というふうに私自身は思っております、当然このサインをしっかり計画して、そして分庁舎につなげていけば、本当は一番よかったんですけども、まずは被災庁舎から出るというのが喫緊の課題でございましたので、今の課題、このサインの問題というのは、おのずから、やはり市民の皆様非常に御迷惑をかける一端となっているということ、まずおわびを申し上げたいというふうに考えております。

今回の庁舎移転による、道路における、まず新設箇所は、移転いたしました高等看護学校のところの保健センター、勤労青少年ホームの表示看板で田町橋のたもと、それとパチンコCORE21人吉店の道向かい、これは国道敷ですね。ちょうど入り込む、そこですね。市道敷に設置した2カ所でございます。これがお尋ねの道路関係ですね。その施設の所在地であ

ることを示す看板につきましては、まず西間別館に入る部署の変更に伴い、西間別館前の看板の書きかえが3カ所、これ非常におくれて、非常に申しわけなかったんですけど、しばらくあそこは経済部、教育委員会の表示が出ていて、御迷惑をおかけいたしました。今はもうしっかり市民部と健康福祉部の表示をさせていただきました。それから、カルチャーパレス入り口のここですけども、カルチャーパレスとスポーツパレスの案内板への仮本庁舎、それからスポーツパレス第2別館の追加記載が2カ所ございます。

このほか、旧庁舎と旧保健センターを表示していた看板の撤去、それから消去が1カ所ずつございます。それと、南泉田町の愛生会外山病院前の看板内にあります人吉市役所という表示がございますけど、これはもう消去しなければ、消さなければならないというふうに計画をいたしております。

このほかに、市が設置しました以外の道路看板の設置、変更につきましては、これはさまざまに設置管理者がございますので、その確認を行い、今後、計画を進めていきたいというふうに考えております。例えば人吉市役所を表示してあります華の荘前の看板に、これは恐らく管理者は国道沿いですので県だと思えますけども、あと裁判所前にもう1つあるそうですので、こういうところをしっかりと確認をして、さまざまに対応していかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これを取り上げようかどうか迷ったのが、大口のほうから高速道路を通って来られて、おりてこられているときに人吉市庁舎と書いてあったので、え、人吉市庁舎はまだあるのかなということで、迷われたということで、実はそのとき、たまたま私カルチャーパレスの下のほうで座っていたときに横に来られて、3人の方が待ち合わせをされていて、そこで「いや、向こうに書いてあったけど、向こうに行ったら何もなかった」と。1人の人は、「こっちかわったたいって」、「そやんとは知らん」とか、そういう話をされていたんですね。ああ、これは国道沿いの入り込みには必要じゃないかなということで、今回取り上げております。

高速を通られると、割と加久藤から来られるところ、私のところにちょっと看板を上げていますので、何人かの方が尋ねてこられましたけど、なかなか地元の方ならわかるんですけど、地元以外の方には説明するのが難しいものですから、地図を書いてお教えしているんですが、人吉市民の方でもカルチャーパレスにはどうやって行くのか、尋ねられたこともあります。まして、他地域から来られたら、国道からどう行ったらいいのかはわからないと思います。

実は、人吉市役所仮本庁舎と玄関に書かれていますが、待ち合わせをされて、国道のちょうど219のそこから入らなければいけないのを通り過ぎて、ナビで見ていったら、だんだん離れていく。いや、違うかと帰ってきたら、また違う。じゃあどこに入るんだということで、

非常に迷われたということを知っています。例えば国道から入ってくる交差点前に、人吉市役所という誘導看板が小さくてもあればいいのかなと。例えば薩摩瀬通りになるか、相良通りですか、あのあたりには標識に、ここは相良町ですとか書いてありますよね。ああいうのもわかりやすいのかなということで考えました。

今後、庁舎完成までが、来年できるというんだったらつくらなくてもいいと思うんですけど、32年ですか、四、五年かかります。それまでに、やっぱり時間的なことを考えたら、設置することが必要じゃないかなと私は考えますが、できるかできないか、お尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

案内板は、支柱から新設する場合のほか、既存の案内板の修正とか、追加記載が考えられるわけでございます。また、市が設置するもの以外の案内看板の新設、それから変更につきましては、これは当然、設置者、管理者への協議が必要になってまいります。国道沿いでしたら県あたりへの届け、そして確認、そして許可が要るわけでございますけど、仮本庁舎や別館をあらわす表示につきましては、短期間限定ということ想定するならば、全てに対応するということは難しいと感じておりますが、例えば、今、議員がおっしゃったように4年間、恐らく4年程度だと思っておりますよね、新庁舎ができるまで。それまでに、じゃあこのままの状態でもいいのかといったときに、金がかかるからやめとこうとか、そういうような議論はやっぱりできないわけございまして、市役所としてのやっぱり玄関口、仮本庁舎の玄関になります。市の玄関ですので、やっぱりそこはしっかりした対応をとっていかなければならないというふう感じております。書きかえではなくて、例えばシートを張るとか、さまざま方法があると思いますので、これは何とかこの仮本庁舎、西間別館、スポーツパレス第2別館がやっと落ちついてまいりましたので、しっかりサインの件につきましても、秋口に入って、それこそ御旅行、それこそ御移動等で、車の移動で人吉市内に入ってこられるお客様も多いと思いますので、これはしっかり研究、検討させていただきたいと思っております。

あと、カルチャーパレスとかスポーツパレスは、恐らく新庁舎ができて完成いたしましても、そのままここに残るわけでございますので、やっぱりこの周辺の人吉市内のランドマークとしてのわかりやすい建物でもございますので、やっぱり高速を通過してこられる方とか、国道から入られる方に、しっかりこの表示、そしてこの位置がわかるような案内看板については、しっかり検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、説明いただきましたように、保健センターと勤労青少年ホーム、新しい看板ですので、通る時にはっきりわかります。こちらに来ると、なかなかどこにあるのかなと。私、もう何回もどこにあるのかなという、要らん詮索をしながら来るんですけど

ど、そういうのがありますので、できたら部長も部長会の中でもそういう話を出していただいて、検討していただければと思いますが、今、入り込みについての話だったんですけど、現在、カルチャーパレスには人吉市役所仮本庁舎と書かれていて、それぞれの場所に担当部署も、先ほど説明されたように教育委員会とか、スポーツパレスのほうに行ったら経済部とか建設部とか書いてあります。それは書いてあるんですけど、仮本庁舎に入ってきてすぐ右側に、ドアをあけましたら担当部署のプリントが置いてあります。これぐらいですね、A3といますか、小さいのが書いてあります。あんなの高齢者の方が来てもどこに行ってもわからないし、入ってきて市民部だどうのこうのと言われても、わからないと思うんですよ、ああいうのは。

別館のほうにも行ってきました。別館のほうも、あそこにちゃんと市民部とか健康福祉部が書いてありますけど、いや、あそこはそれだけであって、そのほかはどこに行ったらいいんだよというのがないんですよ。だから、私の、何と申しますか、考え方というのは間違いかもかもしれませんが、市民の皆さんが目にするところ、入り口のすぐ横、このあたりに、工事用看板ってございますよね、1メートル30ぐらいの幅のですね。ああいうのに、例えば本庁舎はここですよとか、例えば経済部に関しては、カルチャーパレスから向こうのほうのスポーツパレスですよとか、スポーツパレスには何がありますとか、はっきりと記述したのを出していただければ、わざわざこの下まで来て、中に入って経済部の話を聞かなくても、ああ、入ってきて、経済部は向こうなんだというのがわかるんじゃないかなと。別館のほうも一緒です、それは。やはり表に行って、市民課に用事があって行ったとしても、行くたんびに目にしていたら、ああ、仮本庁舎はこちらのカルチャーにあるんだなということが頭の中にすり込んでいかれると思うんですよ。大体、向こうに行ったらいいんだよねと。今のところ高齢者の方に聞けば、市役所というのが、先ほども言いましたがなくなりましたので、市役所に行ってくるけんといったら、カルチャーに行けばよかぐらいに思っとなつとですね。間地区の方は、どうせ別館に行くとかやっで、別館にあつとやろもんというような格好です。行って違ったとか、そういうのがありますので、もしそういうことが可能であれば、やはり市民に対しての啓発をするんだったら、広報紙などの小さい字でするんじゃないかと、伺ったときに目にできるようなことができないかなということで提案をしておりますが、もしこの件について御回答をいただけるようでしたら、お願いをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市役所の機能を、現在、新保健センターを含めて4カ所に分庁しております、本当に御迷惑をおかけしているということをおまじ申し上げて、おわびを申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、迷われているお客様の数はどんどん減ってはきておりますけども、本来、西間別館やスポーツパレスの第2別館の御用の方が、カルチャーパレスの仮本庁舎の玄関のフロアのところで、どこなのかと、うろうろされているようなことは、やはりあるよ

うな状況でございます。

議員がおっしゃったボードは、入って右だったり左だったり、あの辺の清掃の状況によって変わっているんですけども、なるほど見にくい状況で、これは契約管財に確認しましたら、移転当初に、当時の市民文化課のほうで作製されたということで、これじゃちょっとだめだよねということで、今、話をしております、設置場所も含めて、しっかりした見やすいものを近々に対応していきたいと思っています。例えばこの本庁舎だったら、階段とかああいうところは、さまざまに議員さん方からもいろいろアドバイスを受けまして、見やすいものをつけて、何とか今、対応できるようになっておりますので、少しずつ改善はされているのかなというふうに考えております。

あわせて、市民の皆様のさらなる周知を行うとともに、市から発送します案内文の中に、建物や場所の表記を大きく太字で強調して、わかりやすいものも工夫して、今後やってまいりたいと思っていますので、さまざまな状況でサインのほうも、今後、計画、検討していきたいと思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） くれぐれも、やはり安心・安全を目指している人吉市ですので、そのあたりもしっかりと考えていただきたいと思います。それと、ましてや公民館長あたりを通して、各町内会でもいいと思うんですよね。町内会長さんのほうにお願いをいたしまして、例えば高齢者が集まるデイサービスのときに意見を聞いて、じゃあどこに行ったらいいですよとか、じゃあ子ども会が来たときにはどちらですよとか、そういうのを各町内でも啓発していただくように、指導していただければいいのかなと思いますので、今後、人吉市が庁舎建設が一日でも早くでき上がり、職員を初め市民も安心して市役所というところに行けるような場所を早急につくっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時17分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。1番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は2項目を通告しました。1項目めは、防災対策、人吉盆地南縁断層地震についてです。2項目めは、市民の声から3つ、鳥獣被害についてと市営住宅について、そして廃屋対策について質問します。

熊本地震から5カ月がたとうとしています。4月14日のマグニチュード6.5の前震と、16日のマグニチュード7.3の本震を中心とした一連の地震活動は、建物の壊滅的な被害や大規模な斜面崩壊など甚大な被害を引き起こし、活断層の脅威を改めて見せつけました。熊本地震は、政府の地震調査研究推進本部が主要活断層として注目してきた布田川断層帯・日奈久断層帯が起こしたものです。

私は6月議会で、もしも人吉盆地南縁断層を震源地とする地震が起きたらどうなるか質問しました。震度7を想定した防災計画を練り上げることを求めました。しかし、それでは不十分でした。大畑校区にお住まいの方が、どこら辺に断層は走っているのかしらと私に聞かれました。人吉盆地南縁断層は、湯前町から多良木町、あさぎり町、錦町、そして大畑町に走っているということは知っていましたが、それがどこなのか、その方は心配しておられました。私はその心配に答えることができませんでした。断層があることは知っていたけど、山の中にあるのか、国道沿いなのか、調べていませんでした。もし私が調べていたら、大丈夫ですよ山の中だからとか、そんなふうに言うことができたと思うんです。実際に調べなかったことを反省しています。人吉盆地南縁断層はどこを通っているのでしょうか。市は具体的に把握されているか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

位置のほうをきちんと把握しているのかというような内容でございますけども、平成18年5月に報告されました人吉盆地断層帯の活動性および活動履歴調査によりますと、人吉盆地南縁断層とは、人吉盆地の南縁ですね、まさしく、に沿って分布する活断層を示しております。断層の位置及び形状でございますが、これはもう議員には、この間、6月にお話ししたけども、球磨郡の湯前町から多良木町、あさぎり町、錦町を経て、人吉の東部、まさしくこれは大畑付近に至る断層でございます、延長は約22キロ、おおむね北東から南西方向に延びておりまして、本断層は、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する正断層となっているようでございます。現時点におきましては、国土地理院が都市圏活断層図として発行しております2万5,000分の1の地図が、最も詳細な地図でございますので、こちらを使用いたしまして、防災安全課のほうでは位置の確認を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 確かに2万5,000分の1の地図には断層が地図に記してありました。

しかし、具体的に把握というのは、現地に行って調べることではないでしょうか。現地で確認をする、そういうことはされたのでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

現地で調査をして確認をしたというような事実はございませんけども、恐らく大畑に行く機会は何回もありますので、その地図を見ながら、恐らくこういうところになってくるんだ

ろうなというようなところの、そういう現場での正式な確認ではなくて、現場に行って、そういう状況確認ですかね、そういうことはやらせていただいておりますけども、これはもしやるならば、それは専門家のほうと一緒に、やっぱりしっかりした形で現地を調査しなければならないというふうに考えております。防災安全課が直接現地に赴いて調査をしたとか、確認をしたとか、そういうようなものは現在はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） その専門家の方が行かなくても、やはり足を運んで、ここら辺なんだと確認をする。そして、あたりには何があるか確かめる。そういうことを、やはりまずはそれが必要なんじゃないかなと思います。

熊本地震では、断層沿いはいずれも震度7以上の揺れに見舞われ、断層から500メートル以内は建物が壊滅的な被害を受ける、いわゆる震災の帯ができました。そこでは最新の耐震基準を満たす新しい建物ですら倒壊しました。ですから、位置が確認できたら、次にすべきことは何か、明らかだと思います。少なくとも行政は対応する条例をつくり、活断層の上を特定して、活断層防災特別推進地域などを指定し、そこに保育所や学校など公共施設があれば移転させるなど、何らかの対策を講じるべきではないでしょうか、お尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

人吉盆地南縁断層の周囲にある施設の調査、それから公共施設の移転、それも含めましてそういう検討は、本当、議員がおっしゃるように、それぞれ、さまざまに考えていかなければならない時期、検証等々をしていかなければならない時期に来ていると考えておりますけども、現在ではまだやれておりません。

今、それこそ業務継続計画（BCP）策定中でございまして、この計画は、やっぱり対象となるのは人吉盆地南縁断層に対して対応していくということでございますので、特化していくような状況ではありながらも、やっぱり実際、この断層が大畑地区に向かって走っているという事実は、これは否定できませんので、そしてまた、事実としてちゃんと図面上に記載してありますので、そういう状況も踏まえて、地図上で断層の両脇、おおむね50メートル以内に設置されている市有施設の調査、今後の検討、そういうものが、現在、山形市のほうで国土地理院の都市圏活断層図を使用してされているというような情報もございまして、本市も何らかの形でそういう協議をしていかなければならないというふうには考えております。それはもう当然、大畑には大畑小学校、それから中学校、それから大畑コミュニティセンター、それからたくさんの民家もございまして、そういう状況をしっかり踏まえながら、今後、検討、協議は、長いスパンではなくて、やっぱりこの業務継続計画と合わせたようなスパンの中で、しっかりやっていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 今、お話に出てきた山形市、その山形市では、熊本地震を受けてから、山形盆地断層帯に5つの市有施設があることを公表しました。そして調査をしています。そのうち、西山形小学校、西山形コミュニティセンター、西部児童館の3施設は、移転や建てかえの措置が必要と判断しているそうです。このように先進的な取り組みをしている自治体もあります。

市長は人吉盆地南縁断層地震への具体的な対策についてどう考えておられるか、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えをいたします。

まず、新市庁舎建設の財政支援に際し、国の機関、国会議員へロビー活動を行いました際にも、人吉盆地南縁断層地震につきましては、その状況、活断層の位置や規模、周期、そして発災後の被害予測などにつきましても説明をさせていただいております。議員がおっしゃいましたように、本市にとっての最大に備えなければならないのは、私も人吉盆地南縁断層だというふうに認識をいたしております。

去る7月の阿波市の新市庁舎視察研修におきまして、野崎市長さんから、庁舎建設のコンセプトは南海トラフ地震を迎え撃つと力強い御挨拶をいただきまして、南海トラフ地震が発生するという前提のもと、考えられる備えを全てやるという覚悟を感じたところでございまして、野崎市長さんの気構えを私自身も持って当たらなければならないと、改めて思ったところでございます。

御質問の人吉盆地南縁断層地震に対する私の考えでございしますが、本圏域に分布する人吉盆地南縁断層地震は、市にとりまして最大の脅威であることは言うまでもなく、それゆえに、市民の命、財産を守り抜くためのしっかりとした対応、迎え撃つための準備をしっかりとっていかなければならないと意を強くしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 今、市長がお話されましたけど、やはり阿波市の市長さんが言われたこと、その中から抜粋して紹介します。県も中央構造線については条例をつくっています。もしも千年に一度でも動くかもしれないから、その上に家を建てるなど。うちもその地区は閉鎖しています。子供を預かる場所も移転して、そういう備えをやっています。千年に一度、来るか来ないかわからない地震ですけど、とにかく迎え撃とうと。行政ができることを徹底的にやっつけてしまおうと、そんな感じで動いております。そう話されました。

阿波市役所の危機管理課にお尋ねしたら、その徳島県の条例は、南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例、愛称は「命を守るとくしまー0（ゼロ）作戦条例」というそうです。県が特定活断層調査区域を指定し、被害を未然に防ぐため、土地利用の適正化を

図っている。例えば区域内で学校や病院など、多数の人が利用する建築物や危険物を貯蔵する施設を新築する場合は、県に届け出て、特定活断層の上を避けることになっている。それで、阿波市は中央構造線上にある温泉施設は閉鎖し、放課後学童クラブは移転させたとのことでした。

人吉盆地南縁断層に正面から向き合うのなら、県の取り組みがおこなわれているんだったら、市が独自に条例をつくり、断層上には新築の建物は避けるとか、耐震性能を強化するなど、具体的な対策をとることが必要だと私は考えます。

市民の皆様が、断層が家の近くを通っていることは知っていたが、何も対策をしなかったからと無念な思いをさせないためにも、改めて市のイニシアチブを強く求めて、防災対策についての質問を終わります。

次に、市民の声より、鳥獣被害についての質問に移ります。このままいくと、猿の惑星になっとじゃなかろうかとの声をお聞きしました。きのうも猿が庭まで来たので、窓ガラスを両手でばんばんとたたいて音を出して追い払ったと言われました。市役所の農林整備課に電話されたかとお聞きしたら、猿が行ってから電話しても無理、前は電話しよったけど、もう通報しよらん。以前、柿の実が食べごろになったころ、猿の群れがやって来て、一日で食べ尽くした。猿のふんと食べかすとで物すごく臭くてたまらなかつたなど、次から次に猿の被害について話をされました。

クリの収穫期で、猿よけにボリュームをいっぱい上げてラジオを流しっ放しにしておられるおうちもあります。これまでも3月議会で福屋議員、6月議会で宮崎議員が質問をされてきました。連続の質問になりますが、それだけ鳥獣被害は深刻であり、市全体でも考えなくてはならない問題だと思っています。

平成27年度の被害状況は、鹿は5.5ヘクタールで約860万円、イノシシは5.9ヘクタールで約576万円、カラスは0.3ヘクタールで約344万円、猿は1.0ヘクタールで約59万円、アナグマその他が0.3ヘクタールで約128万円と報告がありました。その数字を聞いて、猿の被害が59万円とは少ないように感じました。実際には猿によってさまざまな被害が起きている印象を受けましたから。そこで、このような被害状況はどのようにして把握されるのか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。猿のことがちょっと最初に出ましたが、ことはさる年ですので、御容赦いただきたいと思えます。

有害鳥獣によります被害状況の把握方法、こちらにつきましてお答えいたします。被害状況につきましては、毎年5月になりますが、熊本県から前年度の農作物の被害状況調査がございまして、本市では毎年3月の中旬から4月中旬にかけて、事前に被害状況調査を各集落にいらっしゃいます農家振興組合長を通じまして、組合員の皆様方の1年間の被害状況調査を行っているわけがございます。この調査結果をもとに、原則、熊本県が示しておりま

す農作物等災害単価表がございますので、これに照らしまして被害額を算出したしております。単価表に記載がない場合もありますので、そういう場合には、農業共済対策の作物、こういったものにつきまして、農業共済組合とか、JAでございますけども、こちらへ照会し、算出をしているということでございます。

また、本調査結果につきましては、これは1つ、法律がございまして、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて公表をされているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 農家振興組合の皆さんのアンケート結果をまとめているということでしたが、アンケートを出さない方もおられるのではないのでしょうか。家庭菜園などの被害、どこに書けばいいのか。そして、組合員でない方もおられると思います。農業被害の全てではないと受けとめたいと思います。被害はもっと大きいのではないのでしょうか。そして、被害が続くことで、作物をつくる意欲もなくなり、諦めてしまうことにならないよう、耕作放棄を生み出さないためにも、対策をとる必要があります。さらに、猿の場合は、農業被害以外にも、留守の家に上がり込んで荒らしたり、干し柿を食べるなど、人家の近くで問題を起こし、暮らしを脅かしています。手をこまねいては、それこそ猿の惑星になってしまいます。

そこで、次に、平成27年度の有害鳥獣の捕獲実績をお尋ねします。また、捕獲実績はどのようにして把握されているのかもお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲実績、それから把握方法ということでございます。これは、確かに議員がおっしゃいますように、家庭菜園と、こういうような数値は確かにつかめません。私もそうであります。私も昨年サラダタマネギをやられました。それで、実績と捕獲の把握方法でございますけども、平成27年度の捕獲実績でございますが、鹿が1,331頭、これは前年度比でお答えさせていただきますと、17.6%増加しているわけでございますね。それから、イノシシが273頭で、前年度比が約51.7%の増加でございます。それから、先ほどおっしゃってました猿でございますけども、猿は31頭、前年度比で申しますと158.3%、これは頑張っって捕まえていただいたというところがございます。それから、カラスでございますが225羽で、前年度比約64.3%の減でございます。アナグマでございますが42頭で、前年度比で23.5%の増となっております。カラス以外は前年度を上回る実績となっているところでございます。

次に、把握の方法でございますが、人吉市鳥獣被害対策実施隊、こういったものは班長がそれぞれいらっしゃいますので、その班長から毎月5日までに、前月分の実績報告書と捕獲写真を提出していただいております。さらに、捕獲報償費を出しておりますので、その証拠

物件が必要でございまして、それにつきましては、鹿、イノシシ、猿、アナグマにつきましては尻尾と。それから、カラスにつきましては右足を提出いただいております、これは検査を行った後、熊本県に報告を行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 人吉市鳥獣被害対策実施隊の皆さんの活動によって、多くの有害鳥獣が捕獲されているとわかりました。実施隊では、班長さんを中心に毎月のスケジュールを決め、要請があった場所に出向いて活動されており、最低で月に2回、平均で月に7回程度実動されているそうです。大変なこともあると思いますが、これからも活躍していただきたいと思っております。

捕獲について、県の森林保全課の元担当の方から話をお聞きしました。捕獲が始まったころの話です。平成15年当時の鹿の捕獲数は、上球磨地方に比べ、人吉下球磨地方は極端に少なかった。鹿の肉はうまくないなどという理由があったようだ。市は、県とともに鹿捕獲に関するデータを検討。このまま放置すると森林被害が大変なことになるとの結論に達し、それまでにあった捕獲隊以外に、鹿専門の捕獲隊を設けることになった。その後、鹿の捕獲数は増加したとのことでした。

また、猿については、捕獲に抵抗があったが、研修会にて専門家による、たたりがあるのは迷信だという話があり、猿の捕獲も始まったそうです。そこで、猿の生態や行動パターンについてお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

猿の生態と行動パターンということでございます。この人吉球磨地域で荒し回っております猿ということで、猿にもいろいろおりますから、チンパンジーとかですね。ニホンザルということでお話をさせていただきます。ニホンザルは群れで生活をしております。その群れは、主に雌とその子供を中心に構成されておまして、大人の雄は群れの中に数頭しかいないと言われております。雄は四、五歳ぐらいになりますと、群れを離れて単独で行動したり、雄だけのグループ形成、こういうのもこれはあるわけですね。それとか、ほかのグループに加わるとか、時々1匹でいる猿がいますけども、離れ猿ですね。こういうのもいるわけでございます。本市で把握いたしております群れにつきましては、これは赤池、古仏頂、木地屋、こういった地域の一群が1つございます。それから、大畑地域の一群、この数といえますか規模でございますけども、全体で100頭を超えているようでございます。

また、生態の中では繁殖ということで申し上げますが、雌は生後5年から7年で出産するようになりまして、2年から3年に1回、時期につきましては、春から夏にかけて1頭を出産するというようでございます。しかしながら、栄養状態のよい猿では、さらに初産の時期が早くなったり、毎年出産するようなものも少なくはないということで聞いております。寿

命につきましては、野生の猿の場合は25年以下とのこととございます。それから、生態の中でも食性でございますけども、植物食傾向が強いという雑食でありまして、ベジタリアンなのかなというところで、主に果実を好むようでございますが、ほかにも葉っぱや木の芽、それとかキノコ、昆虫、小鳥の卵、こういったものも食べているようでございます。

それから、行動パターンでございます。これにつきましては、主に昼間、大体昼間皆さんよく見かけられる。そして、通報していただくということとございます。行動範囲が10キロから20キロ平方メートル程度の範囲を行動圏にして、食べ物などを探して移動している、生活しているということとございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 猿について、ほとんど困っておられる方々の話を紹介します。昔の猿は人間を怖がっていた。今は怖がりもしない。逃げもしない。山で暮らしていたころは、その猿は、冬は食べ物がなく、飢えて死んだり、生まれても育たなかったり、数が減ることもあったろうが、里の猿は艶々して太っている。ふえるばかりのような気がする。まるで人間がすること、引き抜いた大根を両手にぶら下げて、ねぐらへ帰りよっとですばい。俺が猿語が話せれば、猿に山に帰りなさいって言うばってんがな。ゴム銃や脅しのための鉄砲を手元に置いて、追い払いもされていますが、猿は山より里が好きみたいで、よく出没しています。

そこで、猿に限らず有害鳥獣の被害に対し、市はどのような対策をとっておられますか。また、その成果と課題についてお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

有害鳥獣による被害対策とその成果、課題ということでの御質問です。現在、市としましての被害対策といたしまして、まず1つ目は、本市の特別職の非常勤職員であります人吉市鳥獣被害対策実施隊、これは67名でございますけども、銃器、鉄砲ですね、それとかわなを使用しました捕獲活動を1年を通して実施いたしております。

2つ目でございますが、人吉市有害鳥獣被害対策協議会におきまして、国からの補助金であります鳥獣被害防止総合対策交付金を活用いたしました侵入防止柵、いわゆる電気柵でございますけども、これを設置する事業を行っております。この事業は、3戸以上で組織をしていただきます地元営農者の要望を受けまして、要件を満たしている場合におきまして、協議会が電気柵の資材一式を購入し、電気柵の設置と、設置後の管理を申請された方たちで行っていただくことが条件と。電気柵一式を無償で貸与するという事業でございます。

3つ目が、市の単独事業として行っております人吉市農業活性化対策事業補助金でございます。これは、国や県の補助の対象とならない農作物の販売をされています農家を対象にしたもので、電気柵などの設置に対して事業費の2分の1以内、50万円を限度として助成をするものでございます。本事業は、設置後3年間、農作物の栽培、販売、状況報告を提出して

いただく必要がございます。

このほか、無償で追い払い用の電動ガンでございますけども、これは市のほうにございますので、この貸し出し、それからロケット花火の交付でございますね。さらにわなの免許を持った方に限りますが、大型と小型の箱わながございますので、この貸し出しを行っております。

また、毎年、人吉市鳥獣被害対策実施隊、それとか農家振興組合長を対象といたしました研修会を開催いたしております。これは、有害鳥獣の捕獲等の技術の指導や、地域ぐるみで、特に地域全体でやるというのが必要なんですけども、この追い払い、それから残菜などを田畑に捨てないと。食べ物を残さないということですね、まずは。有害鳥獣の餌場とならない環境の改善策についての指導、周知を図っているところでございます。

成果と課題ということで、まず成果といたしましては、銃器やわなを用いました捕獲活動につきましては、活発な活動を行われ、毎年、捕獲実績は上がっているところでございます。国や市単独の事業を活用しました電気柵等の設置につきましては、実績報告の中で、有害鳥獣の侵入がなくなったとか、それとか事前に防止できたといった報告がなされているところでございます。きちんとした管理ができているところにつきましては、被害がゼロといった報告もなされております。

課題でございますけども、全国的な問題といたしまして、狩猟免許所持者の減少でございますね。特に若い人たちの免許取得数が減少いたしております、人吉市鳥獣被害対策実施隊におかれましても、隊員の高齢化が非常に進んでおります。それから、若手後継者の確保が課題でございます。

また、電気柵につきましては、農地への入り口部分が開放されたままであったりとか、そのままどこでも入れるようになったりとか、それとか、草刈りなどの適切な対応ができていないと。そのために漏電、こういうものもございますし、また作付がない冬場も通電するほうが一番いいんですけども、実態として通電がなされていないと。正しい設置の理解不足というのがございまして、電気柵の効果が十分に発揮されていないという、そういうような課題がございます。

さらに、農地につきましても、餌場としないことが大変重要なわけございまして、農地に残菜を、残った野菜とかを残したりとか、果樹を収穫せずに放置したりすると。こういったことが餌場をつくってしまうということになります。また、耕作放棄地の管理が行き届かないために、鳥獣のすみかとなぐら、こういうものになってしまうという、そういったものが有害鳥獣による被害拡大につながる課題となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 実施隊などの有効な対策は継続して実施されるように希望します。部

長も言われましたけど、電気柵を設置する事業では、時間がたつと、申し込みのときには3戸以上、そういう申請をされて、現物を自分たちで設置されるんですけど、高齢化とか、やっぱり後継ぎがないとかの理由で、電気柵の下の除草をできない状態も見受けられるようです。税金を使っただけの事業なんですから、交付してそれで終わりとせずに、適宜、指導や見回りも必要ではないか、そういう御意見もいただいています。

そこで、市は、今までの課題に対してどのような解決法を考えておられますか、お尋ねします。

そして、私も解決法を3つ考えました。1つ目は、鳥獣被害を受けている町内ごとに実施隊を2名ずつ任命することです。この町は自分たちが守るという責任感をもって、何かあったらすぐ出動するような機動力のある、地元の土地カンのある実施隊、小回りのきく実施隊に再編したらどうでしょうか。

2つ目は、報償金を上げることです。現在、猿の報償金は、本市では3万円ですが、山江村では数年前から5万円だそうです。球磨郡内の町村は全部5万円になったとも聞きました。人吉市も5万円に引き上げたらどうでしょうか。

3つ目に、捕獲目標を上げることです。山江村の猿の捕獲数は44頭、対して人吉市は31頭。目標が50頭になれば、捕獲頭数も上がるのではないのでしょうか。この提案は実現可能かどうか、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

御提案いただきまして、ありがとうございます。まず、解決の全体的な方法ということで申し上げますが、人吉市鳥獣被害対策実施隊につきましては、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するということが大変重要となっているところでございます。この対策といたしまして、猟友会の方々と連携をとりながら、専門的知識を持った、まずスペシャリストの育成ですね。鳥とか、そういった有害鳥獣のことをすることも大事ですけども、例えば山のことを知るとか、そういうのも必要になるわけですね。それとか、狩猟免許取得に対します助成、それとか狩猟に対するイメージを向上させると。若い人が狩猟に対しての理解と興味を持ってもらえるような、そういった環境づくりなども、こういったことを進めることも必要かと存じております。

また、行政、私どもにおきます補助事業等の活用を推進するというところで、効果的な電気柵の設置や管理方法でございますね。また、耕作放棄地の解消とか農地の管理、こういったものも、市の広報紙や農業広報紙みのりというのがございますので、こういったものの啓発、それとか関係者での会議、説明会、こういったものも通じまして、適切な指導、助言も行わなければならないかと思っております。

提案されました実施隊の増ということでございますが、実施隊員は狩猟免許の所持はもちろんのことでございますが、捕獲に対しましての高い技術と知識が必要になってくるという

ことで、先ほど申しました山のことも知らない、イノシシの生態とかはよくわかりませんからですね。そのために、町内に2人の配置は、全体数から考えても、非常に今のところ厳しいのではないかと考えております。また、現在におきまして、それぞれの校区に隊員が配置されておりますので、鳥獣の出没や被害が発生した際には、これは町内を問わずに連携して迅速な対応ができるよう、今後も引き続き努力、努めてまいりたいということでございます。

それから、報償費でございますけれども、報償費を上げますと捕獲頭数が上がるという御提案でございましたけれども、猿の実績につきましては、先ほど申しましたけれども、平成27年度は前年に比べまして約2.5倍の実績があるわけですね。これは鳥獣被害対策実施隊のいわゆる使命感ですね。猿につきましては、議員も先ほどおっしゃいましたけど、迷信的なこともあるということがございますので、猿を撃とうとしたら、こうやって手を合わせて拝んできたとか、まだ撃っていないわけでありまして、それから子猿は撃てないとか、そういう話はよく聞いております。それもございますので、こういった隊員の方の使命感、それから捕獲意欲や技術の向上が図られたために、この実績が上がったということでございます。報償費を上げることにしましては、ほかの町村の状況、先ほどお聞きしましたけれども、そういうものも調査した上で、私ども、今後、検討してまいりたいと思っております。

それから、目標頭数を上げればということでございました。これにつきましては、平成26年度までは目標の頭数に達しておりませんでした。平成27年度につきましては、目標頭数を上回りましたので、今後は目標頭数を上げる方向も検討してまいりたいと。ただ、その中で、じゃあ猿の目標を例えばもっとぐっと上げるとか、そういうことになると、今度は鳥獣の保護の問題が出てまいります。一方では鳥獣被害を駆除するのがあって、一方では鳥獣を保護しなければならないというのがございます。これにつきましては、熊本県のほうが鳥獣保護管理事業計画書というのをつくっておりますので、ここと照らし合わせながら、その今の鳥獣、猿とかイノシシとかの頭数の状況を見ながら、どれぐらいの目標を立てたらいいとか、そういうことを検討してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今の最後の目標頭数、上がるのかなって期待して続きを聞いていたら、複雑ですけども、ぜひそういう保護管理計画とも話し合って、検討していただきたいと思えます。

それと、実施隊をふやすということですけど、どこもそこも実施隊を置くんじゃなくて、例えば鳥獣被害の多い町に重点的に、実施隊と別の例えば臨時実施隊を置いて強化することも考えられると思えます。ぜひ実現の運びになるように御検討ください。よろしく申し上げます。

さて、鳥獣被害対策には、銃やわなによる捕獲や、電気柵による侵入防止のように、個人で取り組む方法、そして、先ほどから言われています、動物を寄せつけない環境づくりのように、地域ぐるみで取り組む方法があると思われまます。では、集落ぐるみで追い払う方法は具体的にはどんなことをするのか、重ねてお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

地域ぐるみで取り組む方法でございます。まず、集落や田畑に有害鳥獣を近づけないと、これが最も大切でございます。休耕地の草刈りを行っていただきまして、集落の周辺から鳥獣の隠れる場所をなくすと。それから、残菜や収穫しない農作物など、鳥獣を引き寄せるような原因を取り除くと、こういうこともございます。それから、有害鳥獣を見つけたら、ロケット花火とか、それとか大きな音、こういったので、ここは非常に危険なんだということを知らしめるといいですか、そういったことで追い払う、こういうこともございます。それから、集落が餌場として魅力のない場所と、そのように思わせるということが、これが地域が一丸となって取り組むことが大切であると思っております。

また、被害防止の対策づくりを進めるとともになんですけれども、地域ぐるみで計画的に電気柵といったものの侵入防止施設を整備、点検する。これも必要でございます。それから、防護対策を実施することが効果でもありますので、このほかには、定期的な研修会、これは鳥獣対策を、駆除する側でございますけれども、それから地域のリーダーやアドバイザー、いわゆる有害鳥獣に取り組む人を育てていくと。かなり高齢化というのを先ほど私申し上げましたので、それに続いていく、それに若い人にもどんどん取り入れていくといいですか、一番は人を育てるといのが重要ではないかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 今おっしゃったようなことが実現すれば、できれば素晴らしいと思います。その前提条件としては、地域の皆さん、住民の皆さんが、鳥獣被害の問題を出し合い、対策が必要だという結論になって、集落ぐるみで、よしやってみようという合意できるような場が必要ではないでしょうか。行政のほうから、ぜひそのような場づくりの働きかけをしていただきたいと思っております。

鳥獣被害についての対策について、農林整備課に質問に行ったら、松尾集落に研修に行けば参考になると教えられました。早速、本村議員と、あさぎり町須恵の松尾集落に出かけて、取り組みの実際を伺ってきました。松尾集落は、有名な遠山桜の近くにあり、多良木や湯前が遠くに見渡せる中山間地で、雲海が下に見えるようなところです。自分たちの土地を自分たちで守ろうと、4世帯9人の小さな集落が一丸となって、その取り組みでした。要望しても100%通るとは言いがたいが、自己負担してもやりたいという覚悟をもって、みんなで勉強会もしながら、地道な取り組みだったそうです。鳥獣被害対策の優良活動で農林水産大臣

賞に輝き、人吉新聞にも紹介されました。九州各地から視察研修に来られるそうです。住民の方がまとまったら、小さな集落でもやればできるのです。みんなでやろうという気持ちがどれだけ大切か学びました。

最後に、市長にお尋ねします。鳥獣被害について、多くの方が困っておられること、農林業の被害ばかりでなく、安全な生活も脅かされているという現実をどうお考えでしょうか。また、鳥獣被害についての対策はどうお考えでしょうか。例えば市長みずから、猿は山に帰りなさいキャンペーンの先頭に立っていただけないでしょうか。住民の皆さんが励まされるような取り組みがあれば、大変ありがたいのですが、お尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えをいたします。

ことし5月、秋田県での事故で、タケノコ狩りの人々が連続してツキノワグマに襲われて、犠牲になられるというニュースが全国を震撼させましたが、自然との共生が叫ばれる21世紀に当たって、非常にゆゆしき状況だと心配をしております。また、有害鳥獣による農作物への被害は、依然として深刻な問題と受けとめておまして、今後も引き続き、その対策を推進していくことが重要であると認識をしているところでございます。

私も、猿が発生する現場または鳥獣被害で実際に捕獲をされる現場などにも自分で赴きまして、確認をさせていただいているところでございまして、塩見議員のおっしゃることも重々承知をしているところでございます。その対策といたしましては、まずは人吉市鳥獣被害対策実施隊の活躍に期待しているところでございます。捕獲実績は年々増加傾向にありますので、今後も使命達成に向けて、任務を遂行していただきたいと存じます。

さらに、国、県、市の補助事業を有効に活用して、市内全域に電気柵の設置ができるよう、今後も防除策を推進してまいりたいと存じます。

あわせて、先ほど議員もおっしゃいましたように、地域の皆様が丸となって、有害鳥獣を寄せつけない環境づくりに取り組むことも重要であると考えておりますので、定期的な研修会の開催や、市広報紙等を通じて、鳥獣被害防止意識の向上を図ってまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、鳥獣被害で大変困っていらっしゃるという方がおられる一方、やはりこの生き物生態系のバランスというものもあるというふうに捉えておりますので、そのあたりが共生できるような方策を今後も考え、そして皆様方と協力しながら対策を行ってまいりたいと、そのように感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 野生の動物との共生というのは本当に大切だと思います。有害鳥獣被害がひどくて、本当に捕獲なんか前面に今出ていますけど、山に帰りなさいキャンペーンです。つまり、キャンペーンをしていただきたいというのは、先ほど市長は現場に赴いている、足を向けているとお話されました。そのときに、猿被害に遭われているとか、鹿の被害

に遭っているところに、大変ですね、そういう一言とか、あるいはそういうふうに、ああ、市長さんも私たちのこととか、被害に遭っている、こういう思いをしていることをわかってくれなさいという、市も考えておりなさいというような、そういう気持ちに皆さんを励ますことができたらと思って、そういう話をしました。

山江村の産業振興課の係の方に、どうして山江では捕獲が成功しているのかお尋ねしました。やはり地道な取り組みの積み重ねがありました。猿が出たとの目撃情報や通報のたびに捕獲隊に出動をお願いした。あと少しで収穫だったのに全滅してしまった。悔しいという農家の声、困っている皆さんの声、猿を捕獲しなければという皆さんの思いになった。一部の人でなく、多くの人の世論になっていったようです。

また、ケーブルテレビや広報を使って、電気柵周囲の管理をお願いするとのことでした。これをヒントにして、有害鳥獣が出たら、被害の有無にかかわらず、まず情報を通報すること。実施隊は小まめに出動すること。市の広報を使って世論をつくること。鹿やイノシシや猿たちに、ここはすみにくい、人間は怖いと思わせるなど、できることを始めてはどうかと思います。諦めたり放置したりしたら、それこそ猿の惑星になってしまうのです。

これで、鳥獣被害についての質問を終わります。

次に、市民の声より、市営住宅についての質問に移ります。団地に住んでおられる方が高齢になられて、階段の上り下りが厳しくなった。上の階から下の階に移るには、部屋をもとどおりにするのに多額のお金がかかり、順番を待たなければならない。結局、下の階に移るのを諦めて我慢しておられる。何とかできないかという声をお聞きしました。

公営住宅法の第1条には、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとうたっています。

そもそも公営住宅の対象は低額所得者であることを鑑みれば、明け渡しの要件、畳がえ、ふすまの張りかえ、網戸の張りかえを入居者に求めるのは負担が重いように思います。特に相談のあった団地は、家賃が低い団地です。例えば月8,000円の家賃の方にとって、10万円以上の出費は耐えがたいことでしょう。民間住宅と同様に、畳がえやふすまの張りかえ、網戸の張りかえは、大家に当たる市が負担するという考えも成り立つのではないかと思います。でも、本市の場合、入居されている方は、その旨の誓約書に同意されているのですから、そのとおり実行されなければなりません。ですから、この点は問題提起として触れておきたいと思います。

では、市営住宅の戸数や空き部屋、そして入居申し込みなどの現状はどうなっているかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。それでは、塩見議員の御質問にお答えいたし

ます。

現在、市営住宅の管理戸数でございますが、25団地、121棟、1,127戸を管理しております。

次に、空き部屋の状況でございますが、107戸が空き部屋となっております。このうち、東間米山団地、三日原団地の31戸の空き部屋につきましては、老朽化していることから、用途廃止を予定しております、入居者が退去した部屋を募集停止としております。また、ほかの2団地の2戸につきましては、緊急用として募集を行わず、空室としております。したがって、9月1日現在で募集をしております空き部屋は74戸でございます。

次に、入居申し込みの現状でございますが、一般世帯の申し込みが15世帯、高齢単身世帯が7世帯となっております。それぞれの世帯が希望する団地、または下の階を待っておられるという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市営住宅は1,127戸、そのうち1,020戸が入居、空き部屋が74戸、入居申し込みは22世帯で、それは希望の団地や下の階があくのを待っておられるからだとわかりました。この第5次総合計画では、それまでは現状維持の1,127戸となっていた目標数が、平成31年度には1,058戸へ減少しています。市営住宅の今後の計画はどうなるのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

平成24年3月に第5次人吉市総合計画に基づき、既存公営住宅等につきまして、地域の住宅需要に対応した総合的な活用方針を明らかにし、予防安全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善事業等の計画であります人吉市公営住宅等長寿命化計画を策定しております。この計画におきましては、老朽化や耐震性などの施設の状況や立地条件など、さまざまな観点から、団地ごとの今後の活用計画を定めております。その中で、近年の民間借家の増加や人口減少、空き部屋が常に50戸以上あること、並びに団地ごとの検討結果を勘案し、老朽化が進み、耐震性に問題がある東間米山団地、三日原団地の2団地、及び他の木造の2団地2戸を用途廃止する方針としたところでございます。

また、今後の計画でございますが、現在、人吉市公営住宅等長寿命化計画の中間見直しを行っているところでございまして、それに基づいて適正な維持管理を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 適正化というのは減らすことではないと思いますが、人口減や空き部屋の問題がその要因となっているようです。たしか東間米山団地や三日原団地は、現地建てかえや非現地建てかえの計画があったのですが、それが変更になったんですね。では、東間米山団地や三日原団地に現在住んでおられる方はどうなるのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

現在、募集停止を行っている団地につきましては、入居者の方へ用途廃止することの説明を行っておりますが、長年住んでおられますので、移りたくないとか、あるいは各家庭の御事情などということもあろうかと存じます。しかしながら、先ほど申し上げたように、用途廃止予定の団地は耐震性に問題があることから、本年4月の熊本地震では大きな被害がなかったとはいえ、できるだけ早目にほかの団地などへ移転をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 取り壊しありきではないので安心しました。耐震性や安全性のことを考えると、その兼ね合いもありますが、やはり長年住みなれたところで住み続けたい。家賃のことを考えると、簡単に引っ越しできないというお気持ちに配慮していただくようお願いいたします。

市営住宅について取り上げるきっかけとなった問題は、上の階にお住まいの高齢者の方が下の階に移るには、部屋の原状復帰に出費がかさむことと、順番を待たなくてはならないことでしたが、申し込みの方法は順番待ちなのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

入居の順番につきましては、受け付け順に行っております。新規に申し込みをされる方も、現在入居をしておられて、高齢等により下の階に移動を希望される方も、同じように順番待ちにてお願いしているところでございます。移動を希望される方は、理由をお聞きした上で、障害者手帳などをお持ちの場合は写しを添付していただいております。

また、入居申し込みをされておられる方の中にも、身体的や病気等の理由により、下の階を希望の方もおられます。団地によりましては、なかなか空き部屋が発生しないことから、長期間待っておられる場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 例えば抽せんなどの方法をとっている公営住宅もあると聞きます。順番待ち以外の方法はないのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

現在、市営住宅の申し込みにつきましては、申込者の判断で希望団地を1カ所だけ指定していただきまして、住宅があき次第、申し込みの順番に従って入居いただいております。

先ほどお答えしたように、空き部屋も70戸ほどございますので、特定の団地を希望されない方には、空き部屋の中から選んでいただいております。しかしながら、高齢者の方が入居を申し込まれる場合には、病院や買い物の利便性などを考慮して、団地を特定された上で下

の階を希望されるために、あくのを数年にわたって待っているということもございます。そのようなことを考えますと、現在入居をしておられ、高齢等により下の階に移動を希望される方につきましても、新たに入居申し込みをしていただきまして、入居順番を待って、希望する条件に合った部屋があくまで待っていただくのが、入居の公平性の観点から、最もよい方法ではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） あくのを数年間待っておられる方もおられるそうです。人吉市みたいに随時受け付け、あいていたら申し込み順にどうぞというやり方だったら、申し込み順でないと本当に公平を保てないとわかりました。しかし、相談した方はもう亡くなられたそうです。しかし、同じように下の階に移りたいのに、移れなくて困っている高齢者は少なくないそうです。以前も仲村議員、大塚議員が取り上げられましたし、これからも必ず出てくる問題だと思います。高齢者の皆さんに十分に配慮した対策をよろしく願いいたします。

最後に、市営住宅について、市長はどのようにお考えでしょうか。市営住宅の役割を考える場合、3つの柱で整理することができると私は考えます。1つ目に、低所得者対策に市営住宅は、これまでもこれからも必要不可欠です。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する憲法25条の精神の具体化が公営住宅だと思います。高齢者や障がい者も、誰もが安心して住み続けられる市営住宅を提供していくことです。

2つ目に、定住化政策や若者政策にも市営住宅は重要な役割を果たします。山江村は若者が定住するための住宅を平成21年に4軒、24年に10軒新築し、28年にも6軒の建設を予定しているそうです。子育て世代の人口がふえると、子供もふえ、税収もふえていきます。魅力のある市営住宅を提供することです。

3つ目に、地域経済の活性化のために、市営住宅は大きな影響力を持ちます。地元の業者の仕事おこしにつながります。建てかえを初め、内装、設備の維持管理など、さまざまな仕事が発生します。住宅リフォームの経済効果が大きいように、地域循環型の経済効果が期待できます。

この3つの柱で本市の市営住宅政策を確立させてはどうでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市営住宅につきまして、今、3つの柱ということで御質問をいただきました。市営住宅は、住宅に困窮する所得の少ない方々に低廉な家賃で住宅を提供することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的といたしております。また、近年の急速な高齢化の進展など、大きく変化する経済社会情勢に対応して、高齢者や障がい者など、真に住宅に困窮する方々に対して、良好な居住環境を備えた市営住宅の的確な供給を図ることが、より

一層必要となっているところでございます。戦後の住宅難を解消することから始まった市営住宅も、昭和40年代後半から50年代にかけて、年間100戸以上が新築や建てかえにより供給され、その後においても、戸数は少ないものの、計画的に建てかえを進めてきたところでございます。これにより、住宅に困窮する所得の少ない方々に低廉な家賃で住宅を提供するという本来の目的、そして若者に対する定住対策という大きな役割も果たしてきたのではないかと考えております。

また、議員もおっしゃいましたように、地域経済に対する役割というものも非常に大きなものがございます。市営住宅に限らず、住宅産業はその経済波及効果には大きなものがあり、多くの人携わる裾野が広い産業です。近年、建てかえを行いました団地は、高齢者に優しいバリアフリー仕様の木造低層住宅としておりますが、人吉球磨の木材や職人の手によって建設されております。

第5次人吉市総合計画（後期計画）では、近年の民間借家の増加や人口減少、空き部屋が常に50戸以上あることから、管理戸数の減ということも盛り込んでおりますが、これは市営住宅政策の後退を意味することではなく、少子高齢化を初めとして、大きく変化する社会状況の中で、市民幸福のために、低廉で良質な住宅を提供していくということには変わりはありません。既存の団地の長寿命化対策を行いながら、適正な管理を進め、老朽化した団地については建てかえとし、高齢者に配慮したバリアフリー仕様の住宅を整備、良好な地域コミュニティを形成していきたいと考えているところでございます。現在、人吉市公営住宅等長寿命化計画の見直し作業を行っているところでございますので、議員からも御指摘いただきましたことも踏まえまして、今後の市営住宅の整備や維持管理につきまして、しっかりと検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） その第5次総合計画、この後期計画では、施設の老朽化、人口減少、市営住宅の需要の減少など、マイナスの面が強調されて、したがって住宅政策は縮小するのではないかなと、仕方がないかなと、そういう印象を受けました。しかし、今の市長のお話では、そうではない方向に進むような気がします。マイナスをプラスに転じるような、攻勢的な住宅政策を展開することを、それもできるのではないのでしょうか。市営住宅がどんな方向に進むのか注目し、期待したいと思います。

これで市営住宅についての質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時43分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで時間の延長をいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 最後の質問は、市民の声より、廃屋対策について伺います。

まず、廃屋条例ができてから3年8カ月、その実績、進捗状況についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成25年1月に人吉市廃屋対策条例を施行いたしましてから、今、議員申されましたように、3年と8カ月が経過しているところでございます。これまでに撤去されました廃屋の件数でございますが、合計の19件となっております。また、年度別の実績といたしましては、平成24年度に2件、平成25年度に8件、平成26年度に3件、平成27年度に5件、本年度1件となっております。このうち、本市からの条例に基づく助言等をきっかけとして、撤去していただいたものは11件となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 条例をもとに11件が撤去、処分というかきれいにされたということなんですが、どんな対策をとられたのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 対策というのは、個人の方もしくはさまざまに近隣、廃屋の周辺にお住まいの方からの通報、そして情報提供によって、本市の防災安全課のほうにそういう通報をいただいて、当然関係者の方、要するに所有者の方たちと、状況説明、そしてそういう非常に廃屋として危険性等々を御了解いただいて、そして双方での話し合いの結果、そういう話し合いの中で撤去をしていただいたと。要するに、本市のほうからは代執行等は現状ではやれませんので、持ち主の方のやはり積極的な撤去、そういうことに対しての本市でわかる範囲内での助言をします。そういう状況で取り組ませていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 担当の方は、その廃屋と思われるというか、そういう危険な家屋の持ち主と思われる方のずっと追跡調査をしたり、大変な御苦労だったと思います。そしてまた、連絡がとれないところもあるし、協力的な対応をいただけた場合には苦労も吹っ飛ぶと思うんですけど、なかなか進んでいない事例もあると思います。その困難な具体例、もしよかったら紹介できる、報告できる範囲で教えてください。また、廃屋ですから、危険な状態にあるのが廃屋だと思います。責任の所在がはっきりしない場合、万が一にでも事故が起きたら、責任は誰が取るのでしょうかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 困難な状況というのは、やはりこれは所有者とか、そういう相続

権者との連絡がとれないケース、これが一番大変な状況で、所有者が死亡されていたり相続が行われていないために、権利関係が非常に複雑になってきていると。そういうものがやっぱり防災安全課の担当者のほうですごく悩んでいるというか、大変な思いをしながら対応しているというような案件でございます。

危険な状況というのは、これは本当に物を見てもらえば、本当によくわかるわけでございますけども、基本いずれにしましても、やっぱり家屋の所有者、要するに第一義的な責任は家屋の所有者にございますので、やはり私たちができる範囲内というのは限られておりますので、やはり撤去に必要な情報提供、アドバイス、そういうところまでだと思っておりますので、いずれにしても、所有者の方のやはり意思がしっかり働かないと、なかなか撤去は厳しいというようなことで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 実は、私の家の近くにも廃屋があります。御近所の皆さんが口をそろえて、危ない、今度台風が来れば崩れるかもしれない、小学校の通学路なのにと心配されます。が、進んでいません。市からは、立入禁止、危険の標識は立てていただきましたが、もう1年になろうとしています。問題は、危険だと指摘されているのに、所有者が行方知れずで、万が一事故が起きたら、市の責任になりはしないかということです。所有者不明のまま、そうではないんですが、市が対策を怠ったことにはならないのでしょうか。ほかにも中断しているケースがあると思います。最後に、廃屋対策の問題について、市長の考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

本市の廃屋対策に関しましては、熊本県内でもいち早く人吉市廃屋対策条例を制定して取り組んでいるところでございまして、本年の12月末で丸4年が経過しようとしております。市が把握している廃屋の中でも、特に状態の悪いものに対しましては、これまで日常的な状況確認に加えて、台風や大雨が発生するたびに被害状況の確認等を行ってきたところでございます。本年4月に発生いたしました熊本地震に際しましても、地震の揺れにより、廃屋の倒壊が発生しなかったか大変危惧いたしました。幸いなことに大規模な倒壊や事故が発生することはございませんでした。

次に、今後の廃屋対策でございますが、危険な状態が改善されないままの廃屋が数多く存在する現状と、10年後、20年後の将来のことを考えますと、これまで以上に有効な施策の必要性を感じているところではございますが、現段階におきましては、人吉市廃屋対策条例を適正に執行しながら、廃屋の所有者に市の住宅リフォーム促進事業を活用した解体撤去を実施していただくよう、引き続き努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） もうすぐ4年になります、廃屋条例ができてから。それで、廃屋対策は次の新たな段階に進んでいるように思います。もう所有者に連絡がとれて、依頼できるところは当たり尽くしたというか、それはできて、それでも宙に浮いているところがあるんです。ですから、行き詰まっている廃屋対策を解決する、どうしたら解決するのか、弁護士や法律の専門家の力もかりて、前に進むようにしてほしいと強く要望いたしまして、一般質問の全てを終わります。（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4 番。大塚則男議員。

○4 番（大塚則男君）（登壇） こんにちは。4 番議員の大塚です。本日、最後の登壇となりました。皆さんのさまざまな思いがある視線をじかに受けながら、一般質問をやってまいります。本日はすごく緊張しておりますが、しばらくの間おつき合いをよろしくお願いいたします。

今回、通告しましたのは、1 点目、くま川下り株式会社と国民宿舎くまがわ荘の運営について、2 点目、スマートインターチェンジの進捗状況について、3 点目、クラフトパーク石野公園の活性化策について、4 点目、人吉中核工業用地、誘致企業について、市民の声から、球磨川で行われるアユやな場について、温泉町老人福祉センター温泉利用についてお尋ねします。

まず、くま川下り株式会社の運営についてお尋ねします。ことしの6月22日、経済建設委員会において、くま川下り株式会社の社長様にお越しいただき、熊本地震発災後、大変厳しい状況であるとの報告をされました。まだ2カ月ほどしか過ぎていませんが、1 点目として、熊本地震後の夏休み期間中から今日までの乗船客の動向はどうであったのかお尋ねします。

また、厳しい運営状況であると述べておられましたが、2 点目、人吉市はくま川下り株式会社の今後の経営において、資金調達あるいは増資などの支援策が生じた場合、どのような対策を考えておられるかお尋ねします。

平成26年6月議会において、経営基盤強化の資金として、人吉市から3,500万円の貸し付けを決定しました。本来なら株主様に対して増資をお願いすべきだとの意見もありましたが、株主様それぞれに厳しい経営状況にあり、借入保証、増資ともに協力いただけない中、苦渋の選択として、市からの貸し付けを認めたわけです。貸し付けの条件として、無利子、償還期間は据置期間を含め20年以内、据置期間は5年以内としたものです。3 点目としてお尋ねしますが、現在の運営状況で、今後の返済に支障を来すようなことは起こらないのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

3 点いただいております。まず、熊本地震後の夏休み期間中の乗船客の動向でございます。ことし7月の乗船客数は2,097人、昨年の乗船客数が2,668人でございますので、比較いたし

ますと21.4%の減でございました。しかしながら、ふっこう割等の効果によりまして、ことし8月の乗船客数は6,173人、昨年が6,058人でございましたので、比較いたしますと1.9%ではございますが増加に転じております。

2点目の資金調達や増資等の支援策の必要性についての御質問でございます。遊覧船事業は、会社の経営改善の努力によりまして、この2年間は黒字を計上いたしております。しかしながら遊覧船事業は、天候や今回の震災、台風等、自然に左右される特質を持っておりますので、場合によりましては、いつでも経営悪化に陥る可能性があるということは否認しません。くま川下り事業を存続させるためにも、今後の経営状況を常に把握しながら、状況に応じまして、増資や資金調達も検討する必要があると認識いたしております。

3点目の貸付金の返済について、支障を来すことにはならないかということでございますので、会社におきましては、人件費を含む経費削減と再建計画にのっとりまして、健全経営に努めていただいております。本市といたしましても、返済に支障を来さないために、引き続き再生計画を着実に実施していただきますよう、指導、助言を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、8月には乗船客は持ち直したということなのですが、しかし全体的に見ますと、かなり伸び悩んでいるというふうに私は受けとめております。答弁の中で、増資や資金調達も検討する必要があるということなのですが、先ほど述べましたように、市としても26年に3,500万貸し付けを行っております。こういったことも株主さんあたりもしっかり受けとめていただいて、じゃあ資金調達のときにはどういったぐあいにするのか。これは市もですけど、株主さんも、今回は真剣に考えて取り組んでいただきたいというふうに私は思います。また、返済に支障を来さないように努力、助言、指導を行うということなのですが、これはもちろんまだ期間はあるとはいえ、しっかり見詰めてやっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そのような中、仮に資金不足になった場合、市としての対応と株主さんの対応について、どのような対策がとられると考えられるのか。また、これは重複しているんですが、株主様はくま川下りを現在も人吉市の観光の1つとして必要であると受けとめておられるのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

株主は、観光資源の1つとしてということでございます。これは歴史的に見ますと、明治41年の肥薩線、人吉―八代間の鉄道開通によりまして、物資や人々の輸送手段が取ってかわりましたので、船の需要がなくなったということで、いわゆる船頭さんたちの職が奪われたわけでございます。これまでの生活に密着した川の役割、これを観光に何とか活用できな

いかと、そういったアイデアを出して、始まりましたのが現在のくま川下りということでございます。また、長年、船頭の技術が途切れることもなく、今日まで継承されておりますし、また明治43年から現在に至りますまで、多くの人々にこの急流下りのスリルを与えるとともに、歴史と文化を伝えてまいっております。

株主の皆様方におかれましても、この歴史的背景は十分に承知されております。株主の皆様方の中には、元観光協会の会長さんとか、それから現在の観光協会の理事の方もいらっしゃいますし、また旅館経営者の方も入っていらっしゃいます。観光に非常に詳しい方々が多いということでございます。

くま川下りは人吉の観光資源のみならず、例えば、これは船頭さん方の遊船技術といえますか、操船技術でございますね。こういったものも長年受け継がれてきた、いわゆる歴史的財産ではないかと。そのようなところもございまして、そういったところを十分に、役員さん方にも認識いただいていると。非常になくてはならないものだとは認識していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、歴史的あるいは地域の財産として、十分に認識されているというように伺いました。ならば、やはり先ほど申しましたように、くま川下りそのものが厳しくなった折には、やはりそういった方も十分御理解いただいて、力を注ぐということ、こちらもしっかり認識していただきたいというふうに私は思います。よろしく願いいたします。

今後、くま川下り株式会社が抱える問題として、運転資金の確保、船頭さんの高齢化、後継者対策、新コースの検討、船の新造船、改修、さらなる待遇改善、安定した雇用対策など、避けて通れない諸経費がかかることとなります。現在の社長は、社内改革、業務改善などを行い、大変頑張っていただいております。その社長でさえ、今回の熊本地震の影響には太刀打つことができなく、悔しい思いをされておられました。現在の状況が長引くことにより、人吉市の観光の1つとしながらも、大変厳しく、株主様におかれましても、くま川下り株式会社存続の危機が避けて通れないこととなります。今こそ社長任せでなく、将来に向けた早急なる計画、方向性を示していくべきだと考えます。そのためには、くま川下りの存続について、人吉市と市の観光協会、旅館組合など、一体となって協議すべきだと考えますが、人吉市の役員としての松田副市長はどのようにお考えかお尋ねします。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

くま川下り株式会社の存続につきまして、市、観光協会、旅館組合等で協議すべきではないか、私の考えはという御質問でございますが、くま川下り株式会社及び人吉温泉旅館組合は人吉温泉観光協会の会員であり、市を含めて情報共有は、毎月開催されます理事会等で行われておりますが、議員御提案のくま川下りの存続といったテーマでの協議は、過去におい

で行ったことはないと存じます。しかしながら、くま川下りは人吉市の重要な観光資源でございますので、会社の存続につきまして、市、観光協会、旅館組合等でしっかりサポートしていくべものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 副市長もしっかり受けとめていきたいということですけど、先ほど答弁いただいた中で、やはりこのくま川下りというのは、自然との闘いといいますか、自然が大事なんですね。ですから、今回みたいな熊本地震で非常に大打撃をこうむると。あるいは大雨とか台風とかになってきますと、即できなくなるということで、大変厳しい状況に陥ります。そういったことも十分私は、そういった協議会の中でくま川下りのことを検討していくべきだと思いますし、私も経済建設委員会で常時見せていただいています事業再生計画があります。これをやっぱり着実に進めていただくということを、これをやっぱりやっていたかないと、私たちが認めた3,500万がどうなっていくのかということになりますので、しっかりそのところはよろしく願いいたします。

私は先ほど松田副市長に答弁を求めましたが、やはりくま川下り株式会社の社長が方向性を示すのでなく、株主、中でも筆頭株主がリーダー的立場として方向性を示していくべきではないかと思えます。例えば、将来を見据えた場合、現在の運営そのものを検討すべきことも起こり得るのではないかと考えますが、それについてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

筆頭株主として将来を見据え、現在の運営そのものを検討すべきことも起こり得るのではないかといった趣旨の御質問でしたが、本市は、くま川下り株式会社の株式の50%を有する筆頭株主であるとともに、平成26年度には経営基盤強化資金として、会社に対し3,500万円の貸し付けを行っております。遊覧船事業は先ほど申し上げましたとおり、昨年度2年連続の黒字を計上されたやさき、今年4月に発生した熊本地震の二次被害により、窮地に陥られました。会社におかれましては、乗客の減少に歯どめをかけるために、半額プランの設定など身を切る対策を実施され、市といたしましても、各県におけるイベントでの宣伝や、フリーペーパーへの掲載、CM放送やテレビ取材等、情報発信を積極的に支援しました結果、国のふっこう割や、本市の地域振興のための無料クーポン券事業の効果とあわせ、ことし8月には、昨年の乗船実績をわずかではありますが上回り、回復の兆しも見えてきたところでございます。

議員もおっしゃいましたように、今後もくま川下り事業を存続させるためには、市といたしましては、会社全体の経営に関しまして、再生計画の着実な実施に向け、指導、助言を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長に答弁いただきましたけど、現在のくま川下り社長になられて2年目ですか、今までできなかったことを断行されました。大変な努力です。私はすごい功績だと思っております。こういったことを無にしないためにも、やはりしっかりとしたバックアップをぜひよろしくお願いをしたいと思います。

何度も申しますが、やはりくま川下りが人吉からなくなることは寂しいことなんです。何とか存続できるように、よろしく願いをしておきます。

次に、国民宿舎くまがわ荘の今後についてお尋ねします。来年3月で指定管理が終了しますが、その後は、現在の指定管理者であるくま川下り株式会社は指定管理を受けないとされました。6期続いた赤字となり、休憩、入浴は増加傾向にあるとしても、宿泊者の伸びは、指定管理を受けた平成18年に8,600人受け入れた後、毎年減少をし、平成27年の宿泊者は4,800人にまで減少し、大変厳しい状態になりました。さらに、国民宿舎くまがわ荘も老朽化となり、現在の宿泊者ニーズに合わなく、現在はふっこう割引があり、微増しているとはいえ、今後の増加は期待が持てないとの思いから、本意ではないとされながらも、指定管理を見送る結論を出されたと思います。

これまでの経緯については、新聞報道で御存じのことと思いますので述べませんが、毎年の宿泊減少については、市としても以前から把握されていたと考えます。指定管理を受けていたくま川下り株式会社の株主、そして筆頭株主の人吉市は、早い段階で改善策など検討されたのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

市は早い段階で改善策等を検討したことがあるかということでございます。ハード面に関しましては、平成24年度に実施いたしました耐震診断結果を踏まえまして、実情に沿った計画的かつ実質的な国民宿舎くまがわ荘施設整備方針を平成26年の1月に策定いたしまして、この方針に基づき、平成26年度には耐震改修工事並びに木造倉庫の撤去工事を実施いたしております。

また、ハードに対しまして、ソフト面でございますけれども、指定管理者の業務が適正かつ的確に実施されているか。また、市民サービスの向上が図られているかを検証するとともに、指定管理者の業務に対する取り組み意欲を高め、より一層の指定管理業務の充実や発展を目的といたしました指定管理候補者選定委員会における、いわゆるモニタリング報告でございますけれども、これを平成21年度分から実施いたしております。このモニタリングでは、くま川下り株式会社におきまして、毎年度終了後でございますけれども、指定管理業務に関する自己評価を行っていただきまして、指定管理者モニタリングチェックシートを事業報告書とともに市に提出いただいております。その自己評価に基づき、人吉市指定管理候補者選

定委員会におきまして総合評価を行っているところでございます。このモニタリングの結果を踏まえ、市といたしましても、経営の安定化につながる業務改善策につきまして、くま川下り株式会社と検討、協議しながら、連携、支援をしてきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただ、答弁の中で、モニタリング、これは状況把握をして評価をするということだと思っておりますけど、ここにちょっと資料を持っているんですけど、実際、これを述べていきますけど、平成11年度から24年度までのくま川下りとくまがわ荘の売り上げの中の当期損益なんですけど、これを見ますと、くま川下りは13年間のうち、平成12年と13年、15年の3年間のみが黒字で、他の11年間は全て赤字なんです。逆に、くまがわ荘は、平成20年、23年、24年の3年のみが赤字で、他の年度、11年間は黒字が出ていたわけです、国民宿舎はですね。このことから、くまがわ荘の基金積み立てにならず、経営が厳しくくま川下り株式会社の運営資金に充てられていたのではないかと考えますが、事実どうであったかお尋ねします。また、現在の社長は、みずからの給料を半額に減額されたとお聞きしました。では、現在の社長より以前の社長の給料は倍近く支払われていたことになりませんが、間違いなにか、この2点をお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

2点いただきました。宿舎の収益を基金として積み立てずに、川下りに流用したことについての市の考えはということでございます。国民宿舎くまがわ荘は、平成11年度から17年度までは管理委託制度でございます。また、18年度から28年度までは指定管理制度によりまして、くま川下り株式会社へ管理運営をお願いしているところでございます。

地方自治法第244条の2第8項、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる、このように規定されておまして、委託料、指定管理料ともに支払わずに、料金収入をもって管理運営をお願いした経緯がございます。

また、当時のくま川下り株式会社は赤字経営で、てこ入れといたしまして、宿舎の運営を委託した経緯もございますので、国民宿舎の収益はくま川下り株式会社の収益として必要でございましたが、経費を節減し、将来の投資、それとか経営改善等の資金として剰余金の一部を基金に積み立てするなどの検討の必要はあったと存じます。

もう1点の御質問でございますけども、当時の社長給与のことで、現在の倍以上を支出されていることに関しましてでございますけども、これはくま川下り株式会社にお聞きしましたら、ある時期におきましては、役員報酬が現在の倍以上支払われた時期もあったということでございます。なお、役員報酬は、年間の枠を株主総会で承認を受けまして、社長の報酬額は、その枠の限度内で取締役会で協議して決定されているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） モニタリング、状況把握と総合評価ということですが、これがどういったぐあいでしたのか。例えば先ほど申しましたように、くま川下りさん自身がもう既に赤字の状態指定管理になっているんですね。なおかつ、おっしゃいましたように、委託料とか指定管理料を支払わないで、料金収入で管理運営はできるということなんです、つまりそうなりますと、くま川下りが赤字であっても、国民宿舎がそれを補っていったというふうに、私、受けとめるんですね。くま川下りは赤字経営でわかっていた。それを向こうに指定管理を与えたということは、国民宿舎の売り上げでくま川下りを賄ってくださいということなんです。そういうふうには受けとめるんですが、そこら付近はそういった受けとめ方でいいのか、1点ちょっとお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

会社経営の中で、その経費の中でということでございますので、それは議員のお考えでよろしゅうございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私の判断でということですけど、状況をどう見ても、やはりこれで指定管理を任せたとすることは、やはり国民宿舎の売り上げを全部食ってしまったんじゃないかなと思います。当時の社長、株主様がくまがわ荘の長期的経営計画を検討されていたら、くまがわ荘の基金積み立ても起こり得たのではないかと考えるところです。今になって過去のことを言っても仕方ないと思うんですけど、くま川下り株式会社、国民宿舎ともに厳しく、平成23年、24年以降どちらも赤字となり、補填できる状態ではなく、経営危機に陥っている状況にあると捉えざるを得ません。

しかしながら、国民宿舎くまがわ荘は、宿泊者の増加などを目指していくためには、室内の例えばトイレとか、宴会場、浴場、お部屋など、大幅な改修を行うべきと考えます。また、くまがわ荘自体の運営方式そのものを変えていくことも検討すべきと思います。まず、人吉市が今後も維持していくとした場合、利用計画と施設改修のための財源が必要になってきますが、施設に利用できる国の制度などを確認いただき、取り組むことができないかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

まず、宿舎を維持していくとした場合に改修等でございますね。これに取り組むことができないかという質問でございます。現在の厳しい財政状況を考慮いたしますと、国民宿舎くまがわ荘に大規模な設備投資を行うことは非常に困難であると申し上げざるを得ません。しかしながら、国民宿舎に関する本市の方向性としたしましては、現在のところ、これは笹山議員のときにも申し上げましたが、全くの白紙状態でございます。まず、庁内の国民宿舎の

今後を検討する場におきまして、維持改修費用それから財源の問題を含めた上で、検討、協議を行ってまいりたいと存じます。

また、御質問で国の制度ということでございましたので、これはちょっと確認してみたんですが、国民宿舎というのは、昭和31年に制度化されたものでございまして、このときには財政投融资計画をもとに厚生年金保険積立金還元融資、それとか国民年金特別融資を用いました特別地方債の起債が認められていたんですね。ところが、平成12年にこの制度が終了いたしております、今のところこの国民宿舎に関する国の制度というものはちょっと見当たらなかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、お答えの中で、国の制度もちょっとないと。市の財政としても厳しいということで、なかなか大変厳しい状況にあるのかなというふうに受けとめました。そのような中、これは私の提案として、今後も人吉市が維持していく場合、先ほど申しましたように、改築、改装を行うべきと考えます。まず各部屋の改装とか、あるいは和室を洋室に変えるとか、温泉を地下から1階へ上げるとか、宴会場を和式、洋式の兼用にするとか、また地域の方、市民になじんでもらうために、現在の樹木一体地をグラウンドゴルフ場にして、その管理を人吉市老人クラブ連合会に管理していただくと。また、敷地内の一角を農業を営まれる皆様に農産物直売所として場所を提供していく。将来は道の駅にならないかという考え方です。

もう1点は、財源確保の1つの方策ですが、ただ、この方策は、物件などに魅力があり、将来、期待が持てる施設とした場合の取り組みです。提案として、市民に向けて、あるいは市外を含め、幅広く出資金のお願いをする。出資者には特典として、出資額に対して、例えば入浴券とか、お食事券とか、くま川下り券とか、宿泊券などをそれぞれ進呈すると。その出資金については何年間の据え置き、元金保証とすると。その他、詳細については検討をしてほしいんですが、こういった取り組みも含めて、今後考えることはできないかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

改修の際、市民、市外を含め、広く特典つきの出資金を募るということでございまして、いろいろ御提案いただきましてありがとうございます。この御質問に対しましても、市民に対しくまがわ荘への出資をお願いしまして、くまがわ荘の入浴券や宿泊券、こういったものを進呈していくということは、平成29年度以降もくまがわ荘の運営形態、これが現状に近い状態で存続させることが条件になろうかと存じます。

繰り返しということになりますけども、国民宿舎の今後、検討する場におきまして、今いただきました御提案、出資金募集による債権、こういったものもさまざまな角度から考えて

みたいと。いわゆる出資金と申しますと、ここは歴史的に、午前中ちょっと私申し上げましたが、もともとが相良家の下屋敷でございますので、例えば熊本城では一口城主とかありますよね、1万円ぐらい出してですね。そういった考えも、1つおもしろいアイデアではないかと思っておりますので、参考にさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） いろんな角度から、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

そこで、再建計画において、再度民間委託か、あるいは地元民間への売却、きょう午前中も述べていただきました福祉関係施設に変更、あるいは公募しての売却などの決断を行う時期が近づいていると私は考えます。そこで、市として、今後どのように検討されるかということをお尋ねしようと思いましたが、これは午前中、現段階で白紙ということですので、これは割愛しますが、ただ、1点心配なのが、くま川下り株式会社が指定管理を受けないとされたことにより、国民宿舎くまがわ荘に勤務されています従業員の皆さんの処遇が気になるところです。このことについてはどこが対応していただくのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

宿舎に現在勤務されている方々の処遇ということでございます。会社におかれまして全従業員と面接を行っているということで、可能な限り御本人の希望に沿えるように努力をされると確認をいたしております。また、退職金や失業保険支給に関しましても、会社において従業員の不利益にならないように対応されるということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、従業員の不利益にならないように対応するということをしていただきました。やはり従業員さん、多分今現在16名程度いらっしゃると思うんですが、みずからの失態でやめるんじゃなく、いわば会社の都合でやめていただくということになるわけなんです。そういったときに被害をこうむるのは従業員なんですね。一番もう本当、なつては困ることなんですけど、そういったことが近づいておりますので、これには真剣に、やはり何度も申しますけど、従業員のことを第一に考えていただいて、不利益にならないように、しっかりよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、スマートインターチェンジ整備事業についてお尋ねします。この事業は平成26年8月に連結許可をいただき、スタートしています。今日まで、地形測量、地質調査、用地測量、合同設計会議、地元説明会などを経て、用地交渉、文化財調査を行い、28年度の8月下旬には工事着手、工事完成を31年度予定とされています。

市長の所信で、用地交渉も97%の売買契約を締結させていただき、着実に事業を推進していると述べられました。改めてお尋ねしますが、事業は計画どおりに進んでいるのか、用地

交渉を含んだところの現在までの進捗状況についてお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

市長の施政方針の中でお伝えいたしました内容を、改めまして詳細にお答えしたいと思います。事業用地といたしまして、2万6,748.43平方メートルが本事業に必要な面積となります。9月13日現在、2万6,163.52平方メートルの用地が取得できておりまして、取得面積達成率といたしまして97.81%となっております。地権者件数で申し上げますと、代表地権者38件のうち、36件が売買契約締結させていただきました。残りの2契約、2件についてでございますが、1件は先週、地権者の方と合意ができ、現在、土地売買契約書を郵送させていただいているところでございます。2件目は、地権者の方で相続登記の手続を進めておられます。手続が済み次第、用地交渉を行います。事前の訪問におきましても、おおむね同意をいただいておりますので、用地取得の協議に時間はさほど要しないものと考えております。また、間もなくNEXC O西日本高速道路株式会社熊本事務所から、本体工事の入札公告が公表される予定となっております。述べましたとおり、事業は計画以上に地権者の方の御理解と御協力のもとに着実に進んでいるところでございます。事業用地に協力いただきました地権者の方々に、この場をかりてお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたように、本当にありがたいことに、38件のうち36件が契約締結、残りの2件の方もほぼ同意をいただいていると。本当にスムーズに進めさせていただいて、ありがたいことだと受けとめます。ぜひ一日も早い竣工ができることをお願いしたいと思います。また、NEXC O西日本さんが、本体工事入札が間もなく公告されるということは、年末までには総事業費も明らかになるのかなと思っておりますので、一応注目しておきたいと思います。

皆さん御存じのとおり、氷川ですかね、スマートインターができましたけど、あそこができて、最近アクセス道路というんですかね3号線まで、もう、すぐ行けるようになったんですね。近くには道の駅、またちょっと行きますと大型商業施設が、すごく便利になって、私はやはりあの地域も、もっともっと伸びてくるのかなと。おまけにスマートインターチェンジ間はすごく空き地が多いんですよ、低い山といますか。だから、人吉にとって脅威だなというふうに私も思っているんですけど、そういった中で、今回うちもスマートインターチェンジをつくっていただくんですが、各町村においても利便性や経済効果など期待されていると思います。中でも当市にとりましては、現在の人吉インター出口と農免道路の渋滞緩和、そして上漆田町の中核工業用地の活用、それに伴う物流の輸送車両の増加など、期待が持てるものと考えます。

そこで、スマートインターチェンジが完成した後の経済効果については、どのように捉え

られておるのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

議員御質問の経済効果ということですが、整備効果ということで、連結許可をいただく際に提出しております実施計画書に、大きく6項目の整備効果を上げておりますので、その説明をさせていただきます。

1つ目に、インターチェンジへのアクセス性が向上することにより、生活利便性が向上します。人吉インターチェンジとスマートインターチェンジとにアクセスが分散されることにより、市道下林北願成寺線、通称農免道路でございますが、混雑の緩和が期待できるものでございます。

2つ目に、インターチェンジへのアクセスが向上することで、物流が効率化し、工業や地場産業の振興が期待できます。工場立地につきましては、インターチェンジから10分圏内に全国の半数以上の工場が立地しているとの統計結果があり、スマートインターチェンジができれば、現在整備を行っております、議員おっしゃいました人吉中核工業用地が10分以内で到着できるエリアに含まれ、有利な企業誘致の展開が可能になると思われます。

3つ目に、農畜産物の物流効率化が向上し、農業による地域活性化が図ることができます。一般道の混雑に左右されることなく、農畜産物の輸送時間が短縮し、鮮度確保が保たれます。

4つ目に、観光客が人吉球磨全体にアクセスしやすくなり、広域観光振興が期待できます。人吉球磨地域全体の広域周遊観光ルートが形成しやすくなり、宿泊観光の活性化も期待できるものでございます。

5つ目に、医療関係までの所要時間が短縮され、救命率の向上につながることを考えられます。人吉インターチェンジ周辺の交通混雑を避けて、第二次救急医療施設への搬送が可能になります。

6つ目に、球磨川氾濫時において、球磨川を南北に移動ルートが確保され、横断できるようになり、球磨川の両岸から自衛隊等の災害派遣を実施することができ、迅速な救助活動が可能になります。

このように、多方面に大きな効果をもたらすと考えられているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） スマートインターチェンジ完成後の効果として、6つの効果、本当に多方面にすごい効果を発揮するものと私も期待しておりますので、やはり一日でも早い完成を期待しておきたいと思っております。

次に、やはりこれもスマートインターチェンジができれば、もっと伸びてくれたらなという期待を持っておりますクラフトパーク石野公園の運営についてお尋ねします。

まず、石野公園運営委員会及び石野公園事業審議会として、2つの会があります。人吉市

石野公園運営委員会規程、人吉市石野公園事業審議会条例となっていますが、それぞれ年何回、会合を持たれるのか。また、運営委員会と審議会のそれぞれの役割と目的は何かお尋ねします。

クラフトパーク石野公園の運営管理費の決算額として見た場合、24年度が2,500万円、25年度は2,400万円、26年度が2,200万円前後の金額が計上されています。歳出を見ましても、維持管理費として必要であることは理解しますが、入園者減少、それに伴う各使用料などの歳入は減少の一途をたどっている中、決算に係る施策の成果報告においては、イベントのマンネリ化と、イベント以外の誘客方法についても検討する必要があるとされています。

そこで、運営委員会、審議会の中で、予算、決算、施策の成果報告などについての意見、検討などはあっているのか。そのことはどのような形で反映されておられるのかお尋ねします。また、運営委員会、審議会などで意見が出されています道の駅、加工食品の販売などに取り組むことは私も必要に考えますが、財源の確保または進出事業所などが必要になると考えます。クラフトパーク石野公園の活性化策、存続していくための課題の1つとして捉え、ぜひ検討すべきだと考えますが、実際に取り組むことができるかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

大きく3点いただきました。まず、石野公園運営委員会、石野公園事業審議会、これは年間の会議回数に関する御質問でございます。運営委員会、これは市職員10名で構成されております。それから事業審議会、こちらは民間の方も入れまして12名と。開催回数は、ともに年に1回開催をいたしております。

それぞれの役割と目的に関する御質問でございます。まず、石野公園運営委員会でございますが、石野公園の管理運営及び利用に関することを審議するために設置されておりました。審議結果を市長に、意見を申し出る建議するということになっておるところでございます。次に、石野公園事業審議会でございますけれども、石野公園事業の推進に関して調査研究を行いまして、事業の円滑な運営を図るために設置されておりました。運営委員会から建議いただいた内容を含め、事業の計画及びその推進、管理、運営、利用計画、利用促進、こういったものに関しまして審議を行っていただいております。

2点目の運営委員会、事業審議会からの御意見と、その意見はどんな形で反映されているかということで、こちらにつきましては、具体的な事例を申し上げますと、平成26年度の石野公園運営委員会で頂戴いたしました御意見の中でしたけれども、子供の作品展等の回数をふやすことで、利用促進が図られないかといった御提案がございました。石野公園事業審議会でも審議いただきました結果、本市と美術協会、文化協会、それから美術教育に携わっておられる先生方によります人吉クラフトパーク石野公園展示館活用検討会をすぐに立ち上げまして、平成27年度には多くの市民を初めまして、球磨郡町村を含みます多くの方々に展示館を御活用いただいて、入場者の増加につながったということがございます。これは人吉美術

協会の会員展でもございます、写真家の写真展もございます。それから、書道連盟展、こういうのもやりました。それから人吉工芸会の作品展など、こういった今までと違った利用がされ始めているというところでございます。

また、体験メニュー等の情報発信強化に関する御意見も頂戴いたしております。平成27年度中にインターネットの大手旅行会社と提携いたしまして、体験クーポンを販売いたしましたところ、大阪在住のドイツ人御夫婦でございましたけれども、この方々が鍛冶体験を目的に御来館された例もございます。このクーポン券は、熊本県の震災復興対策であります遊び体験予約九州応援キャンペーンのメニューの1つとして採用いただいております。特に鍛冶館の体験というのは、非常に日本全国でもほとんどないということでございますので、特に外国人の方がこういうのをもうピンポイントでいらっしゃるということでございます。

それから、3点目にいただきました御質問でございますが、道の駅や加工食品の販売等について、取り組むことは可能かということでございます。この道の駅に関しましては、建設部の都市計画課と今後は協議を進めてまいりたいと存じます。また、加工食品の販売等に関しましては、これは売店の対応となりまして、現在も納入業者によります冷蔵庫、こういったものを使いました什器の持ち込みがあつておりまして、加工品の販売に関します、例えば種類とか品目によりますが、規制とスペースの問題をクリアできるならば、販売は可能と存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今の質問の中にある道の駅というのを出しましたけど、前回、6月の議会でしたか、宮原議員のほうから1回提案されております。ですから、このことは、やはり皆さん必要であろうということで考えていらっしゃいますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

今の質問の中で答弁いただいたんですが、予算に関して、運営管理費について答弁いただいているわけですけど、運営委員会、審議委員会とあるわけですので、当然私は、石野公園の運営がどうなっているかというのは、当然予算も絡んでくるものと私は思うんですね。確かに公園ですから、利益を追求するということはないかもしれませんが、現在をよくよく考えてみますと、この2,400万、2,600万を出すとして、じゃあ、幾ら入ってくるんだとしたときに、商工費、雑入で、26年の場合は330万しか入っていないんですね、市のほうに入っているのは。でも、支出はこんなに出て。もちろんそれは維持管理費で必要というのはわかるんですけど、ところが、途中で入場料もなくなっています。原因は何かと、入場者が減っているからということで減額されています。じゃあ、例えば2,400万の運営管理費だけで賄っていけばいいのかと。私はそうじゃないと思うんですね。やはりこの運営費をもらっているのに対して、さらに、やはり誘客をして、たくさんの方が来て利用していただいて、や

はりある一定の売り上げを上げていかないと、私は運営でないと思うんですね。例えば、26年を見ますと、電気代だけで380万かかっています。あそこにですね。報酬で370万出ているんです、報酬で。それさえも賄えない状態なんです、今、収入で入ってくるのは。やはりこれはもう少し運営管理費に対してどうなのかということ、私は考えていってほしいというふうに考えます。よろしく検討をお願いいたします。

そこで、クラフトパーク石野公園内にて、手づくり体験コースなどを営まれている方にお聞きしますと、昭和63年、開園当初はたくさんの方にお越しいただきました。しかし、時代の変化とともに来館者が減少となり、最近ではさらに減少の一途になっていく中、立派な建物があるクラフトパーク石野公園の存続はどうなっていくのか、危惧されていました。中でも気になる部分として、市民のクラフトパーク石野公園利活用の捉え方に温度差が生じているのではないかと感じた次第です。市民の皆様の憩いの場、石野公園と意識していただけるためにも、国のさまざまな制度を利用し、魅力ある公園づくりを行うべきと考えます。

まず、クラフトパーク石野公園正面の階段ですが、審議会でも意見として述べてありますように、年齢が増すにつれ、階段を上るのが苦痛になります。石野公園に出向き、お話をお伺いしますと、全く同じお考えをされていて、ぜひ車道をお願いしたいとの考えでした。

そこで、階段両サイドから一方通行で車の乗り入れができるような改良工事と駐車場の整備は、解決すべき課題と捉えますが、取り組む計画はあるのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

石野公園の正面駐車場と伝統工芸ゾーン、クラフトゾーンの高低差は約9メートルございまして、現在のところ、伝統工芸ゾーンを利用されるお客様は、主に正面階段を利用して入園されております。

正面階段両サイドから一方通行で車の乗り入れができるような改良工事と駐車場の整備に取り組む計画はあるのかという御質問でございますが、以前にも車の乗り入れと、乗り入れに伴う駐車場の要望があり、検討したところでございまして、車の伝統工芸ゾーン乗り入れ工事に数千万円の費用を要することや、伝統工芸ゾーンには既存の施設が多くあり、各館の配置の関係から、十分な駐車スペースをとることができないなどの理由から、計画策定までには至っていないところでございます。そういったところから、現在のところ、一方通行で車の乗り入れができるような改良工事と駐車場の整備に取り組む計画はないところでございます。

階段を上るのがおつらい方や、高齢者の方、身障者の方への現在の対応ですが、伝統工芸ゾーンにあります管理棟横に身障者用の駐車スペース3台分を設けておりますので、正面右側の園路に設置しております案内標識の指示に従い、車でお進みになり、御利用いただきたいと存じます。

また、石野公園管理室では、身障者の方や高齢者の方がマイクロバスを利用して、伝統工

芸ゾーンへ車で上がりたいとの電話連絡がありましたら、石野公園管理室のほうで誘導し、陶芸館横の広場へ入っていただいております。スペース等に限りがありますが、電話連絡等によりまして、そちらのほうも御利用いただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁として、車道をつくる計画はないということなんですけど、実際、利用される方としては、何とか車で上がるような工面はできないかということをおっしゃっているんですよ。今の答弁の中で、確かに右側を上がっていくのはあります。車が上がっていくのはですね。私も上がってみました。ぐっと左に曲がるのは、体が不自由な方が上がると言われたんですけど、あれ、結構急なんですね。ちょっと大きな車は1回で切れません、あそこは。そして段差が結構あるんですよ。あれはやはり、使ってくださいじゃなくて、1回使ってみてください。上がれませんよ、あれは。ですから、あれをまず改良することですね。

それから、その奥に車どめがしてあるんですけど、車どめに必要性があるかなと思ったんですね。やはり限られたスペースかもしれませんが、今現在見ますと、そんなたくさんの車が来るわけじゃないんですよ。ですから私は、やはり昼間は車どめを外して、利用される方は上に上っていただいてもいいんじゃないかと思うんですよ。それくらいがないと、余りにも何か、上にありますよ、じゃあ来られた方、階段上がってくださいじゃ寂しい気がします。

あそこには左側にも道があります。あれをちょっと見たんですけど、道路があるんですけど、上のほうは門が閉まっているんですね。あれがどうかわかりませんが、あの門も閉めておかなくちゃならないのか、ちょっとわかりませんので、もし開けておけるのであれば開けて、こちらは上れますという案内、あるいは右側のほうも車で上れますという案内、そういったのはやっぱり行っていくべきじゃないかと思います。

また、もう1つ、ついでに言わせていただくなれば、あそこにレンタサイクルがあるんですよ。レンタサイクルは、下のトイレの横にあります。でも、借りに来られた方は管理室のほうへ上がってくださいなんですね、必要な方は。じゃあ、お客様が上に上がって行って、それからまたおりにこなくちゃいけない。あれは僕、いかななものかと思うんですよ。例えば私たちが飲食店に行って、自分でとことこ行って、済みません、あれをお願いしますというのと一緒ですよ。やはり向こうから来られてするのが普通なんですね。ですから私は、あそこは下にでも何かボタンでも置いて、御用の方はお知らせくださいと。そしたら上からおりにくるというのが私はスタイルと思います。それくらいの親切がないと、必要な方は管理室が上ですと、それはないと思うんですけどね。もうぜひこれも検討していただきたいと思います。

次に、キャンプ場についてですが、利用者はふえつつあるかと思いますが、こちらも審議会などに述べてありますように、オートキャンプ場の設備まで取り組んでいただき、さらに温泉施設を設けることで、利用者は大きく変化していくものと考えます。財源がないではなく、どうしたら財源の確保ができるか、ぜひ検討していただきたいと考えます。場所としていい景観であり、素晴らしいところですので、皆様から親しまれる充実したキャンプ場、あるいはオートキャンプ場にしていくべきと考えますが、取り組むことが可能かお尋ねします。

もう1点は、今後のクラフトパーク石野公園の利用状況にも参考になると考えますが、これまでクラフトパーク石野公園前の通過車両などを調査されたことがあるのかお尋ねします。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

石野公園キャンプ場は、芝生広場、炊事棟、トイレ及び駐車場という施設で構成されましたキャンプ場となっております。キャンプを初め、バーベキューやグラウンドゴルフに御利用いただいております。その利用実績でございますが、平成25年度から27年度までの3カ年で申し上げますと、平成25年度326件、平成26年度258件、平成27年度358件でございます。内訳でございますが、キャンプ利用件数が、平成25年度318件、平成26年度235件、平成27年度335件。バーベキュー利用件数が、平成25年度8件、平成26年度21件、平成27年度20件。グラウンドゴルフ利用件数が、平成25年度はございません。平成26年度2件、平成27年度3件となっております。現在、人吉市の都市公園におきましては、供用以来、数十年経過したものが多く、人吉市都市公園施設長寿命化計画を策定いたしまして、公園施設の改築等を行っております。

石野公園におきましても、開園以来、二十数年が経過しておりますので、公園施設の改築等を平成25年度から27年度まで行いました。その中で、キャンプ場におきましては、テーブルとベンチがセットになりました野外用のテーブルセット、防護柵、側溝の改築、公園灯部一照明でございますが、の取りかえを実施しております。

充実したキャンプ場あるいはオートキャンプ場にしていくべきではないかという御意見をいただきましたが、今後どういったキャンプ場が望まれているのか、利用される方々に利用の感想やニーズ等のアンケートを行い、施設整備計画等の検討に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、石野公園前地点における国道219号の通過車両の調査についてでございますが、今まで行ったことはございません。平成21年11月に本市が行いました市内主要交差点30カ所の交通量調査におきまして、石野公園から西間上方面に約600メートル行った地点にあります、市道七地蟹作線と国道219号の3差路交差点、ちょうどローソンの交差点でございますが、調査結果がございますので、それをお答えさせていただきます。

この調査は、午前7時から午後7時までの12時間の交通量を計測しております。上り下りの合計交通量は、小型車1万4,381台、大型車1,254台、自動二輪（原付バイクを含みます）

が122台、自転車40台、合計1万5,797台という結果でございました。ここで言います大型車は5トン以上の車両、マイクロバス、路線バス、観光バスのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁の中で、キャンプ場、またオートキャンプ場ともに、いろいろ検討していきたいということをおっしゃっていただきましたので、いきなり例えば30台も20台もとめるようなスペースをつくれじゃなくて、まず何台でもとめられるオートキャンプ場ができる。それから試験的にやっていってもいいのじゃないかなと思います。やはりキャンプ場充実と、それをさらに伸ばしたオートキャンプ場まで、ぜひしていただきたいと思います。

ただ、現在このキャンプ場のチラシ、案内というんですか、これなんですね。石野公園に行きましたら。何かできましたらもう少しできないかなと思って、これ印刷で。これがクラフトパーク石野公園のパンフレットなんですね。もう少し宣伝してほしいなというふうに思うんですよ。よろしくこちらは検討ください。これは、こんないいのができているんですよ。ぜひあわせてよろしくお願ひいたします。

それとこれなんです、経済部長、人吉球磨の小中学校といますか、いろんなところへ、これ配布されているんですか。どんなですか。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

配布につきましては、各学校のほうに、例えば年末といいますか、卒業記念として、伝統工芸の中のきじ馬とか花手箱、これもつくったらどうかということで、そういうPRには行っておりますので、そのときには渡しているんですよ。常に置いているというわけではございませんけど、宣伝には行っております。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、宣伝には年末かには行っているということなんです、今回、クラフトパーク石野公園の活性化策についてお尋ねしてきましたが、私の1つの提案として、市民の皆様がクラフトパーク石野公園を理解していただき、家族で参加できる場所としてアピールすることも必要に思います。例えば、まず地元の児童・生徒の皆さんに、歴史を学び、文化に触れていただき、みずから体験できることを教育委員会と連携を図り、人吉球磨の各学校へお知らせし、PTA主催の学級行事として、学年行事などで利用できるなら、よき思い出づくりになると思います。また、第5次総合計画に示してあります“郷土愛”育みプランの推進事業としても生かされてくるものと考えますが、どのように受けとめられるか。今回、答弁者として出しておりませんが、教育長、よろしくお願ひいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、現在のクラフトパーク石野公園の学校教育等での活用状況について御説明申し上げます。平成27年度に教育課程に位置づけて、事業を実施した市内の小中学校は4校ございま

す。大畑小学校では1、2年生の生活科で、石野公園において自然の中での秋探しと銘打つての校外学習を行ったということでございます。一中校区の小中学校では、石野公園で特別支援学級の交流会を実施しており、児童・生徒は、民芸館において竹トンボづくりを体験いたしております。さらに、学校行事の1つとして、第一中学校、第三中学校は、4月の歓迎遠足で石野公園の運動広場等を利用しており、レクリエーションや清掃活動を行ったということでございます。

また、PTA主催の親子行事といたしましては、人吉西小学校の1年生が、石野公園の民芸館において花手箱づくりを体験しております。このほかにも、先ほど経済部のほうからも御紹介がございましたが、人吉球磨図画工作美術教育研究会の主催で、石野公園の展示館を利用して、郡市の小中学生の美術展や工作展をそれぞれ2週間程度開催し、期間中には800人程度の来場があるということでございます。

また、人吉市と指宿市の子ども会交歓会が人吉市で行われる際におきましては、石野公園でのものづくり体験活動が取り入れられております。

学校の事業として、石野公園での体験活動を実施するためには、児童・生徒の移動手段、教育課程に位置づけるための授業時間の確保、そして体験活動の費用負担など、解決しなければならない課題も現在のところはございますが、活用状況としては、今、御紹介したとおりになっております。先ほど経済部長のほうからもお話がありましたが、各学校で卒業の記念として、きじ馬づくり等の絵つけを体験したいというようなことは御紹介をいただいて、実施している学校もあるということでございます。

議員がおっしゃったように、教育委員会といたしましては、教育目標に「人吉市民としての誇り、郷土愛を育む歴史・文化環境の整備」を掲げており、地域理解教育や郷土教育を全ての小中学校で進めているところでございます。地域の施設であるクラフトパーク石野公園での体験活動を通じて、児童・生徒の地域に対する理解を深め、ふるさと人吉市に対する愛情を育むことは大変意義深いことだと認識しております。

今後も、クラフトパーク石野公園が児童・生徒にとって、伝統工芸や郷土玩具などの地域文化を身近に感じることができる学びの場となりますように、経済部の担当課とも連携しながら、学校を通じて、先生方もしくは保護者の方々へPRをして、学校教育やPTA行事等での活用をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、教育長から大変ありがたいお言葉をいただきましたので、経済部と連携をしていただいて、やはりこれは行政の連携だと思うんですよ。つくるのは経済部かもしれませんが、実際利用するのは児童・生徒が使いますので、まずこういったのを人吉市の生徒さんに知っていただく。保護者に知っていただく。そういったのをやはり連携して

やっただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田中 哲君） ここで、暫時休憩いたします。

午後 5 時 07 分 休憩

午後 5 時 20 分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4 番」と呼ぶ者あり）
4 番。大塚則男議員。

○4 番（大塚則男君） 次に、中核工業用地への企業誘致についてですが、平成 26 年 4 月に人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画が内閣府から認定され、今日に至っています。ことし 2 月に説明をいただきましたが、その後、企業誘致に関する進捗状況はどうなっているのかお尋ねします。

さきの全員協議会において、クリアしなければならない問題が山積みしている。何年度に着工と明確にお示しできない。資金調達の方法、その後の許認可などのめどが立ってからなどで、数年間はおけると報告されました。なぜここに来て問題が山積み、着工も不透明、許認可のめどが立ってからとか、そういうことであるなら、全然何も進展していない状況だと捉えてしまいます。これまでも全員協議会、経済建設委員会において説明をいただいています、中核工業用地造成事業については、年度ごとに進んでいます。企業誘致については、足踏み状態にあるように思ひます。そこで、今後どのような方向性になるのか、詳細な説明をお願いします。

○経済部長（福山誠二君） お答えをいたします。

中核工業用地における企業誘致の方向性についてということで、議員御指摘のとおりでございますが、人吉中核工業用地へ進出を希望されている企業といたしまして、現在のところ株式会社カミチクがでございます。市の方針といたしましては、これまでと一寸の揺るぎも変更もございません。進出を希望されている企業を迎え入れる、そのために屠畜場設置に伴う許認可とか食肉加工センター建設に向けましての資金調達の方法など、クリアすべき問題解決、課題解決でございますけれども、これにつきまして、株式会社カミチクさんと密接に情報を共有しながら、現在、1 つずつ取り組んでいるところでございます。

企業を迎え入れるための方策といたしましては、ソフト面とハード面の両側面の同時並行の取り組みが必要不可欠でございます、まずソフト面でございますけれども、企業誘致の側面のみならず、人吉球磨全体の農業及び畜産振興という点も構想実現のために必要不可欠であると認識いたしております。引き続き農畜産関係者の皆様、それとか周辺の町村に対しまして、さまざまな会合の場で、シミュレーション等、これは畜産を初めといたしました、この地域全体の振興のために行いましたシミュレーション事業でございますけれども、この結果をもとにいたしまして、本事業の十分な説明を行うとともに、より理解を深めていただ

くよう努力をしているところでございます。

そこで、関係者間にある程度の理解を深めることができましたならば、その次のステップといたしまして、近隣町村や畜産関係者とのコンセンサスとプロジェクト全体のマネジメントでございますけども、推進体制を構築していくために、人吉球磨の畜産を初めとした地域産業の将来を検討する協議会の設置へ向けてまいりたいと思います。協議会の場におきましては、本事業の推進によりまして、具体的に地域全体の農畜産振興、ひいては産業の振興と雇用の確保をいかにして推進していくべきかの議論を行いまして、人吉球磨地域が一体となりました地方創生、それと地域活性化につなげてまいりたいと存じます。

また、工業用地の周辺環境整備を進めるとともに、企業誘致に関連いたしまして、さまざまな企業や観光客に対して、本市の構想や取り組みを知っていただくこと、これが1つまた重要でございますので、その一環といたしまして、受け入れ体制の構築を図るためのおもてなしの拠点化も同時に進めております。広域観光推進プロモーション活動、これについても継続して行ってまいります。企業誘致、これは国から認めていただきました地方創生というのは3つの柱で行っております。企業誘致とかツーリズムとかですね、その中で行っているものでございます。現在、プロモーション活動といたしまして、国内及び国外へのPR活動の両方があるわけでございますが、まずは国内へのPR活動といたしまして、株式会社カミチクで雇用予定のムスリムの方ですね。それが立命館アジア太平洋大学、APUと申しておりますけども、そのムスリムの留学生などを対象にいたしまして、人吉市内におけるインバウンド推進事業を継続して実施する予定でございます。国内在住のムスリムへの安心な牛肉が提供できる地域として、実施経験に基づく優位性、こういったものを周知するということで、これを図りたいということでございます。引き続き、おもてなしにかけますハラール・ニューツーリズム事業の地道な基礎を築き上げてまいりたいと存じます。

さらに、ふるさと納税制度を活用いたしまして、現在、ゼンカイミート株式会社のハラール屠畜牛肉を返礼品のラインアップに追加しまして、PR活動を実施いたしております。

また、人吉中核工業用地は約4.5ヘクタールの有効面積があるわけでございますけども、株式会社カミチクだけでは全ての区画が埋まらない可能性もございます。そこで、既に流通企業といったところから複数の、実はありがたいお問い合わせがあっております。本市といたしましても、待ち受けの姿勢ではなくて、主に食に関連した企業への誘致活動を積極的に展開しておるところであります。企業訪問の頻度といたしましては、現在、月に2社程度の訪問を実施いたしておりますし、食品関連企業が出展いたします企業誘致フェアやハラール関連セミナー、こういったものに職員が参加いたしております、本市の取り組みをPRするとともに、関連企業の情報収集を行っているところでございます。

なお、来月の10月5日から7日にかけて、東京ビッグサイトを会場といたします食品開発展2016、これに人吉球磨の市町村合同でブースを出展いたしまして、PR活動を展開す

る計画でございます。この出展でつながってまいります関連企業とか、ホテル、レストラン、こういったところの間で、さらなる国内及び国外市場の動向、こういった情報交換や企業訪問の場をふやしてまいりたいと存じます。

あとはハード面でございますね。こちらのほうをちょっと申し上げておきましょう。ハード面といたしましては、基幹施設となります食品加工センター、これは関連企業の立地に向けての開発行為に伴います、人吉中核工業用地の受け入れ環境整備が今年度中には整う予定でございます。課題解決と同時進行で、今後は具体的な区割りに伴う用地売却の協議も進めてまいりたいと存じます。現在、私どもは方向性を変えることなく、取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、お聞きしましたように、安心しましたというか、誘致企業に向けていろいろ取り組んでいただいて、ハラールツーリズムとか、おもてなし、あるいはふるさと納税でゼンカイミートさんの返礼品に使うとか、また東京に出向いて、食品開発のほうに人吉球磨は出向くとか。いずれにしても、最初言われましたように、人吉球磨のコンセンサス、賛同を得ることが一番じゃないかというふうに考えています、今ですね。それを何とか一生懸命やっていたらありがたいなと思っておりますが、そうはいいいましても、ハラール促進区として企業誘致が成立して、初めて地域再生交付金が認められるものではないかと思えます。数年おくれるということになりますと、これまで中核工業用地造成事業に費やした地域再生交付金の返還ということも起こり得るのではないのかお尋ねします。株式会社カミチク様との合意は継続しているといっても、現在さまざまに不透明なことが多い中、センター建設に少しの揺るぎもないと述べられていますが、企業誘致については、市民の皆様はさまざまな思いで関心を持たれています。今後期待を込めて、その時期を待っていてよいのかお尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

大きく2点いただきました。まず、これまで造成事業に費やした地域再生戦略交付金の返還の可能性でございますけども、この点につきましては、さまざまなケースを想定すると、返還の可能性につきましては、必ずしもゼロではございませんが、株式会社カミチクとの覚書が、今、当然継続いたしておりますので、進出に向けました活動として、国が認めている期間におきましては、可能性は低いのではないかと、そういうふうに見込んでおります。

また、ハラール促進区に関連した企業だけではなく、仮に残りました区画残地も地域再生計画の趣旨とは全く異なる業種、例えば半導体などの製造業や情報通信業、こういったところの工場建設のために、進出企業に売却する場合、交付金の返還は想定されると認識してお

ります。

以上、さまざまなケースが想定されますが、交付金返還とならないよう、国と随時、相談を行いながら進めてまいりたいと存じます。

また、ことし7月にフォローアップがございまして、また国にいろいろヒアリング等行きましたときには、私どもは企業誘致の、先ほど申しましたように、ツーリズムとか、そういった3本柱でやっている。そういうところを理解していただいておりますので、その点は現在の方向で進めていきたいと。

また、もう1ついただきました。次に、誘致については、少しの揺るぎもなく、今後の期待を持ってよいのかということでございます。この点に関しましては、今後のコンセンサスの進捗次第では、早期着工の可能性もあるかもしれませんし、また数年後になる可能性もあるわけでございます。したがって、進出時期についての明言はなかなか難しいわけでございますが、日本国内で企業誘致に向けて、おのおのの自治体がさまざまな方策を用いて地域間競争を進めている中でございまして、その中で進出を表明されております株式会社カミチクにおかれましては、南九州の結束地となります交流拠点都市として、進出に際し、社運をかけて本市を最適地と判断していただいたというところでございます。本市といたしましても、進出を表明されている株式会社カミチクを唯一無二の誘致企業として、企業が求めます的確なニーズの把握に努めてまいりまして、第5次人吉市総合計画（後期基本計画）の施策に掲げております、企業誘致のさらなる推進におきます雇用の場の確保のため、市民の皆様の期待に反しないよう市の総力を結集して、一步ずつ着実に誘致へ向けまして取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市民の皆様も、私もそうですけど、すごく期待をしています。ここ最近、企業誘致はなかなか難しい中で、今回、カミチク様が何とか人吉のほうに進出したいということが、揺るぎのない気持ちで思っているということは非常にありがたく、何とか一日でも早く実現するようにお願いしたいと思います。

そこで、松岡市長にお尋ねしますが、今回の所信においては、中核工業用地への企業進出については述べておられませんが、このハラル促進区を実現するための地域再生交付金事業は、前市長の積み残し分と考えます。しかし、市長を交代された現在、市長としてどのように受けとめておられるのか。4月の市長当選以来、この事業に対してどのような取り組みを行ってこられたのか。国・県との交渉には、市長みずから何度出向かれたのか。ぜひ実現させたいとの思いを御表明いただければありがたいです。よろしくお願いたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

昨年4月、市長当選以降に、この事業に対してどのような取り組みを行い、国や県との交

渉にはみずから何回出向いたのか。また、この事業に対する実現に向けて、私の決意をというような御質問だというふうに捉えます。

私が就任させていただきましてから、最も時間をかけ、協議を重ねてきた案件がこの事業でございまして、3月の宮原議員に対しての答弁でも述べさせていただいたとおり、また先ほどの部長からの答弁でも述べさせていただいたとおり、計画を具現化するに当たりましては、さまざまな解決すべき問題、課題が浮かび上がってまいりました。それを1つ1つ解決すべく、市役所全体で情報を共有し、方向性を同じくした中で、それぞれの担当が、現在、鋭意努力を重ねておりまして、私の決意も何ら揺るぎはございません。

松尾芭蕉の俳句に代表されます「不易流行」という言葉どおり、私の政治姿勢は、残し伝えるべきものはきちんと残し、変えるべきものは英断をもって変える姿勢でございます。いわゆる継続性と変革性であり、市として取り組む必要のある施策に対し、その時々々の情勢を踏まえた新たなスパイスを加えることで、よりよい施策として発展させることが私の使命であると存じます。そのような意味でも、この事業に対する重要性を鑑み、市長就任以来、これまで取り組んだ内容といたしまして、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略にハラール対応の食品供給基地を目指したセントラルキッチンの整備を行うことを掲げております。

また、第5次人吉市総合計画（後期基本計画）におきましても、施策の1つとして、企業誘致のさらなる推進の具体策といたしまして、ハラール市場をターゲットに、関連企業の集積を図ることを掲げており、本市における上位計画の2つに掲げる重要な取り組みとして位置づけております。

また、地域活性化モデルケースに選定された団体に対する有識者によるヒアリングが、年に一度の割合で内閣府にて実施されております。今年度は7月21日に実施をされましたが、私みずからそのヒアリングの場におきまして、進捗状況の報告と、今後の課題と取り組みについて説明を行っております。

また、さきにお認めいただきましたシミュレーション事業における交付金獲得の際も、実際に内閣府に出向き、交渉をさせていただきました。そのほかにも、相談や助言を受けるために、国・県及び地元選出国會議員に、これまで10回程度は出向いておりまして、さらに本市に来訪される折にも、その都度相談を重ねております。

また、必ず実現させたい思いがあるのかという点に関しましては、この事業を成功に導くことができるならば、安定した雇用の創出と、南九州の農畜産業の振興に大きく寄与するものと確信しております。株式会社カミチクにおかれましては、安心・安全で、安くておいしい牛肉を届けたい。そのために餌となる飼料づくりから、子牛の生産、肥育、製造・販売、外食までを全て自分たちで手がける一貫体制をビジョンに持つ、日本の農畜産業の再生に真に取り組む企業であり、また、ともに連携するために対話を重ね、そのノウハウや技術、人材も人吉球磨の農家に還元してよいとまで言っていたいただいている企業でございます。したが

いまして、これまでどおり決意を変えることなく、構想実現のために、引き続き課題解決と企業誘致のため、積極的なトップセールスに取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長から力強いお言葉で、積極的に取り組んでまいりたいと。国・県のほうには10回ほど出向いていただいて、ヒアリングにも出向き、説明をいただいたということで、大変ありがたく思います。なかなか、きょう、あすというふうに進む問題じゃないと思うんですけど、やはり皆さん方の熱意で、一日でも早くこの事業が進みまして、市民の皆さんもよかったなという声が出るように頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、市民の声から、まず1点目がアユやな場の新設についてですが、関係者の方から、球磨川にアユやな場を設置する方向で進めていると伺いました。まずは試行的に行いたい。開所当日は、環境学習の1つとして、子ども会などに参加を呼びかけ、楽しんでいただきたいなどお聞きしたところです。

人吉市においては、観光客が伸び悩む中、日本三大急流の球磨川を利用するくま川下りとおわせて、アユやな場が観光の目玉になることに期待するところです。九州内においても、日田市や延岡市、近いところでは甲佐町などでアユやな場を設置され、限られた期間ですが観光の1つになっているようです。

今回のアユやな場設置についてお尋ねします。設置者はどこなのか。設置にかかる経費の負担はどこが出されるのか。開所案内などはどのような方法で行われるのか。駐車場の確保、やな場設置の期間は何月から何月までなのか。設置、撤去はどこがされるのか。人吉市観光協会、温泉旅館関係、商工会などのかかわり方はどのように考えておられるのか。今後、継続するとした場合、さまざまに諸経費が必要となってきますが、財源についてはどのように考えておられるのか。アユやな場に関する窓口はどこが行うのか。以上、お尋ねします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

全部で8つあったかと思しますので、一つ一つ御説明します。まず設置場所でございますけれども、これにつきましては中川原の下流のほうの、ちょっと大橋よりも下流になりますけれども、九日町側でございますので、九日町の大橋の上から見て斜めのところに設置するということになっております。

それでは、一つ一つ御答弁申し上げます。まず最初に、やな場の設置者に関する質問でございます。設置者は球磨川漁業協同組合でございます。

次に、やな場の設置に関する経費の負担につきましては、組合で負担されるということでございます。やな場の、これを始めます案内はどのような方法ということでございます。これにつきましては、現在、組合において、観光やな場のチラシを作成中であるとお伺いして

おりまして、あわせまして10月1日には、観光やな場のオープニング式典を開催されると。それから、マスコミを通じまして情報発信を行われるということでございます。チラシの内容や式典開催等につきましては、本市のホームページとか、人吉温泉観光協会、人吉温泉旅館組合等の各ホームページを通じまして情報発信を、これは市も協力するというところがございますので、そういうところでございます。さらに、本市といたしましては、組合と協力しながら、さまざまな媒体による情報発信、こういったところで宣伝してまいりたいと存じます。

それから、やな場設置の期間に関する御質問でございます。こちらにつきましては、国土交通省の河川占用許可はおりているとも聞いておりますけれども、許可日から平成28年12月15日まで受けられております。本市といたしましては、国土交通省への河川占用許可申請に際しまして、やな場事業は非常に公益性が高い事業であると、そういった意見書を付させていただきますまして、申請していただいたというところでございます。なお、観光やな場の営業期間、それから設置及び撤去期間を除きました10月1日から45日程度と伺っております。

設置、撤去、これをどこがされるのかという御質問でございますけれども、設置、撤去にしましては、組合主導で行われる予定でございます。このやな場設置のいわゆる検討委員会というのがあるんですけれども、その中で熊本県の建設業協会人吉支部が入っておられまして、こちらに協力を求められる予定であると聞いております。

それから、人吉温泉観光協会、人吉温泉旅館組合、人吉商工会議所、こういったかかわりでございますけれども、これ、まず最初に、私どもが漁業組合からお話を伺いましたときに、やな場を設置するとき、どのような手順があつて、どういう申請があつて、どうやったらいいのか全くわからないと。そこで、私どもに御相談にいらっしやいまして、その中で、いろいろこういった旅館組合とか、観光協会とか、そういうところにも行ったほうが良いですよと、そういうことがございまして、そこで、第1回目の球磨川観光鮎やな場設置委員会というのがあるんですけれども、ここで組合と行政であります国土交通省、熊本県、人吉市だけの会議だったわけですね。ちょっと少なかつたものですから、そこで本市から検討委員会のメンバーとしまして、温泉観光協会、温泉旅館組合、商工会議所、ここに参画、協力を御提案したところでございます。その経過は、それぞれの団体も第2回目の会議から御出席いただきまして、それぞれの立場から運営に関する御助言を行っておられます。特に、やはりこういうものは観光に一番大きく関係するわけですから、観光関係がないと話にはならないということがございます。また今後も御協力を継続されるということでございます。

来年以降も継続するとした場合、必要となるさまざまな経費について、市の考えということでございますが、今年度は観光やな場の事業実施計画、事業費予算、こういったものが確定しなかつたということがございまして、補助金を申請されるまでには至っておりません。今後は、来年の設置に向けまして、運営方法等の事業実施計画、事業予算等が決定されました時点で、補助、助成等の検討を行ってまいりたいと存じます。

アユやな場に関する窓口はどこかということでございます。これにつきましては、アユやな場の設置運営に関する窓口は、これは漁業組合でございます。

やな場の営業内容とお客様からのお問い合わせに関しましては、組合と連携協力いたしまして、私どもの観光振興課、それとか観光案内所等でも行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、8つの質問ですか、全て明確にお答えいただき、ありがとうございました。要は、漁業組合さんですかね、やっぱり連携をとりながら、せっかくの企画ですので、今回、試行的ですけど、やはりこれが継続できたらいいなと思います。例えば先ほど言いました日田市とか延岡市、大体多いときで1万5,000人とか、3万人とか、そういうところも来ているという実績があります。やはり早く仕掛けたところはいいいのかなと。長い球磨川の中で、ひょっとしたらば、下のほうか、上のほうか、始めるところもあるかもしれませんので、ぜひ、今回は試行的であっても、1つの人吉の目玉になるように、協力、連携をしながら、成功するように努力していただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

もう1点、最後になりますけど、市民の声として、温泉町老人福祉センター利用についてお尋ねします。

まず、老人福祉センターは、平成25年に改装されていますが、改装前の24年、改装後の26年、27年の利用者数をお尋ねします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えさせていただきます。

今、お話がありましたとおり、平成25年に大規模改修を行っておりまして、その際に料金の改定を行っております。利用者の動向についてでございますが、利用料金改定前の平成24年度は利用者数3万1,417人、改定後の平成26年度は利用者数2万2,794人で、人数といたしまして8,623人の減少、率にしまして約27%の減少となっております。また、平成27年度につきましては、利用者数2万2,082人で、前年度比で712人の減少、率にしまして約3%の減少となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、お伺いしましたように、改装前の利用者から、改装後の利用者が減ってしまっているということで、これも1つは、料金によるものかなという気もします。そのような中で、この施設は改修を終えた後も、近隣町内の方の利用、そして各町内会の老人会の皆様の憩いの場として、現在利用いただいています。

利用料金について、地域の皆さんよりお声がありましたのでお尋ねします。施設改修後、事業費、費用対効果などの面から、料金の見直しが行われて新料金になりました。利用され

る皆様に御理解していただきたいところもありますが、今回、要望されていますのは、団体割引を実現していただきたいということです。この件については、幾度か提案されていることですが、残念ながら、心温まる回答がいただけず、やがて寒い冬を迎える中、老人会の皆様は、老人福祉センター温泉利用回数を少なくしなければならないと悩んでおられましたので、再度お尋ねさせていただきました。

もう1点は、民間の温泉施設が活用されています回数券ですが、老人福祉センターでも取り組むことはできないかお尋ねします。このことについても、たくさんの御要望があります。今後も進む高齢化、御高齢の皆様への心のよりどころ、語らいの場、そして健康増進、医療費の減にもなる高齢者福祉対策の1つとして受けとめていただき、身も心も温まる御回答をお願いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました料金改定後の利用者の減少につきましては、大変大きな課題と本市でも捉えているところでございます。指定管理者であります人吉市老人クラブ連合会及び当該団体が設置されております老人福祉センター運営委員会におきましても、その対応策について検討、議論がなされておきまして、その中で、先ほどお話がありましたように、団体割引の復活の声も上がっているということも承知をしているところでございます。市としましても、老人福祉センターは高齢者の健康づくり、介護予防、仲間づくりなど、集いの場を総合的に共有するという目的を有しておりますことから、利用者の減少はゆゆしき事態であり、打開策を講じる必要があるとの認識をいたしているところでございます。現在、団体割引や回数券のお話もございましたけれども、そちらの導入につきましては、身も心も温まるかどうかはわかりませんが、前向きに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 大変ありがとうございます。今、回答の中で、前向きに検討したいと。非常にこれは大きな回答だと思うんですね。私は、必ず近い将来といいますか、近々、実現させていただくものと思います。もう本当にこれで皆さん、温かい気持ちで迎えることができますので、私もきょう、この一般質問を温かい気持ちで終わることができます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時54分 散会

平成28年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成28年9月14日 水曜日

1. 議事日程第3号

平成28年9月14日 午前10時 開議

- 日程第1 議第72号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第73号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第74号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第75号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第76号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第77号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第78号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第79号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第80号 平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第81号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第82号 人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第83号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第84号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第85号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第86号 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について
- 日程第16 議第87号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期事業計画書）
- 日程第19 一般質問

1. 豊 永 貞 夫 君
2. 本 村 令 斗 君
3. 宮 原 将 志 君

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君		
副市	長	松田知良君		
教	育	長 末次美代君		
総	務	部 長 井上祐太君		
市	民	部 長 今村修君		
健	康	福	祉	部 長 村口桂子君
経	済	部 長 福山誠二君		
建	設	部 長 大淵修君		

総務部次長	小林敏郎君
総務課長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
議事係長	栗原亨君
書記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。9番議員の公明党の豊永貞夫です。

本日は9月14日、熊本地震発生からちょうど5カ月がたちました。今回の熊本地震では家屋の倒壊や大規模半壊、大規模な土砂災害など、甚大な被害が発生し、多くの方が亡くなりました。また、今もなお避難生活を余儀なくされている方もたくさんおられます。復旧、復興への支援が始まっていますが、まだまだ復興への道は遠いように感じます。しかし、一步一步前に進んでいかなければなりません。私たちもさまざまな形で支援していきたいと思っております。

また、ことしの夏は連続しての台風上陸で、岩手や北海道で災害が発生し、多くのとうとい命が犠牲になりました。このたびの台風災害により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、まだまだ台風シーズンは終わってはおりません。昨日も台風16号がフィリピンの東に発生しました。九州への進路が気になるころですが、災害がないように祈るばかりであります。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。項目は2項目です。1項目めは被災者支援についてであります。2項目めは市民の声からです。

まず、被災者支援についてであります。熊本地震では、家屋が全壊などの被災された方に発行される罹災証明書の発行のおくれが、地震発生から一月ぐらいいはテレビや新聞報道でも取り上げられていました。御承知のとおり、罹災証明書は被災後の公的支援を受けるときに重要な証明書であります。この件につきましては、昨日、笹山議員も質問されておりました。質問が重複する部分がございますので、基本的な部分は質問しながら、重複する部分は割愛し、整理して何点か質問していきますので、答弁のほうはよろしく願いいたします。

今回の熊本地震では、本市では家屋の全壊や半壊はなかったわけですが、罹災証明書が発行されております。きのうの答弁では、82件の発行数との答弁がっておりますが、確認の

意味でお尋ねいたします。

今回の本市の被災者支援の状況として、罹災証明書発行数と被災内容、支援内容についてお尋ねします。また、罹災証明書の発行は、申請をすれば全ての方に罹災証明書を発行されるのか。本市では申請されても発行されない方もおられたのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。御質問にお答えをさせていただきます。

まず、本市における9月9日現在の罹災証明書の発行状況でございますけれども、議員申されたとおりに82件の罹災証明書を発行しておるところでございます。内訳でございますけれども、住宅が40件、店舗や事業所などが42件、判定の程度は全て一部損壊となっております。支援の内容でございますけれども、一部損壊につきましては、これは融資制度が準備されておりますけれども、現在利用実績については把握をしておりません。全ての方にすぐ罹災証明書発行云々ということでございますけれども、当然、申請のときに写真等をつけてもらいますので、写真等で目視判断ができるものにつきましては、速やかに罹災証明の発行をさせていただいております。その状況がわからないものにつきましては、直接出向きまして状況を確認させていただいて、罹災証明を発行するに至るかどうかの判断をさせていただいているところでございます。

本市のほうで罹災証明が発行できなかったケースがあるのかということでございますけれども、それはございます。損壊まではっていないというようなところでございますので、それはお答えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁にありましたように、罹災証明書を発行されないケースもあるんだということがわかりました。また、一部損壊というのは、公的支援の対象ではありませんので、公的ないろんな支援はないということで、本市での一部損壊、全ての方が一部損壊という判定だったということで、支援にはやはり判定次第では厳しいものがあつたのではないかと感じております。もちろん人吉市に災害がなかったというのは本当によかつたということは申し添えておきたいと思っております。

罹災証明書の発行までの体制につきましては、昨日の答弁でもありました。まず、防災安全課が受付をするということ。また、先ほども申されましたように、被害によっては写真でも罹災証明を発行しているということでありました。また、これも重複するかもしれませんが、本市の調査員の人数、それと今回の現地調査は全員本市の職員で調査されているのかお尋ねいたします。

また、もう一点ですが、今回の発行件数の全てが一部損壊だったわけですが、もし本市が大規模な災害が発生して、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4つの基準で調査されると

きに、調査対象の家屋が調査員の親戚や知り合いの家屋だった場合、調査の判定基準が不公平な結果になる可能性があるのではないかと考えられます。公的支援が受けられるのとならないのでは大きな差があるので、災害の大小はあるかと思えますけれども、この辺については公平性は保たれるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

熊本地震における罹災証明書の発行体制は、議員も申されましたように防災安全課において受付を行いまして、被害が軽微な場合には写真確認で速やかに罹災証明書を発行しているというところでございます。

現地調査につきましては、防災安全課の職員、それから御船町、宇土市などの被災地に派遣されて支援業務を経験した職員、これは建設部の都市計画課の建築の担当者とか、例えば税務課の資産税系の固定資産の担当者とか、総務課の法制の担当者、そういう複数の職員、大体4名から5名でチームを組んで現地調査を行い、住宅の被害認定をしておるところでございます。

判定の基準につきましては、内閣府が示しております災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き、それから同じく内閣府から出されております災害に係る住家の被害認定基準運用指針を用いておりますので、これはもうもちろん公平、公正な認定調査を実施しておるところでございます、手心が加えられるとかそういうのは一切ないところでございます。職員は必ずやはり厳しい目で判断をさせていただいているということを申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 厳しい目で、公平な目で調査をされるということでございますけれども、やはり一部損壊などはある程度見てわかると思うんですけれども、大規模半壊、半壊、あるいは全壊、大規模半壊の差というのが、その辺が被災された方ではよくわからない部分で、これは全壊でしょうか、やはりそういった意味で調査員に対していろんな意見だったり、苦情だったり言われる可能性があると思います。今回、熊本地震においては、調査員の中には、皆さん行かれた方は御存じだと思いますけれども、防災服に背中に県外の自治体の名前が入っている方がかなり入っていらっしゃいました。大規模だということで、何万件という調査の中で、熊本市の調査員の数だけでは足りないということで支援に来られたと思いますけれども、そういった意味で外の目で見るとということで、その辺が公平性が保たれているというふうに熊本市の今回の被災では思った次第です。

人吉市において、今回は一部損壊ということでありましたけれども、もし大規模な災害とかあったとき、そういったときに調査員がどうするのか。言うなれば、職員は大規模のときには自分の仕事に従事するほうがメインになってしまうと思いますので、そういったときの

体制づくりというのは、やはりよそから支援には入ってこられると思いますけれども、そういった意味でも、この調査に対しての公平性というのは、外から見てもわかるようにしていかなければならないと私は思った次第であります。

その調査結果に不服があった場合とかの対応としてはどうなるのかということで、熊本では、家屋の外観からの被害状況を見て判定される1次調査の結果を不服として、2次調査を申し立てた件数がかなりあったようでございます。罹災証明書の内容次第で行政から受けられる支援内容に差があるために、被害程度が想定より軽く診断されたとして、被災者からの不満が出ていたということでもあります。調査結果で不服がある場合はどうされるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市の場合は、幸いにも再調査の事案に該当するものはございませんでしたが、一般的に、仮に被災者から判定結果に関する再調査の依頼がありました場合には、当該被災者の、被災された方のその判定に対する不服の内容をしっかりと精査をいたしまして、その点について再調査を行うものと考えております。これは県のほうからしっかりとマニュアル等々も出ておりますし、先ほど厳しい目で見るといふふうに話をしましたけれども、それはうちの職員もかなり経験を積んできておまして、要するになかなか自分たちでは、これは半壊だろうと思っても、結果は一部損壊だったとか、そういう程度は非常に高いレベルで見られておりますので、ただ今回は議員がおっしゃったように、かなり不服がある方が再調査を申し出られて、かなり変わってきているということはもうこれは事実でございます。再調査に基づく住家の被害程度の判定を行う際は、判定の根拠や理由を被害者のほうに必ずしっかりとお伝えする、お示しをしなければならないということで考えておりますので、できるだけ再調査がないように、本市のほうはきめ細かなそういう調査の結果報告をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 2次審査というか、不服がある方はすることができるようであります。私の知り合いで松橋の方だったんですけども、1次では一部損壊という判定が出されまして、どうしてもやはり納得いかないと。結局、住むことができなかつた状態ということで、2次調査を依頼して、それでは半壊という判定が出されたということでありました。一時金も出て、団地の家賃も半年間は無料、こういう公的な支援が一部損壊と半壊の差ではあるんですね。そういった意味で、また家の解体も市の順番待ちでは2年後に解体ということで、それはどうしても待てないということで、そこは自費で解体されたということでもあります。やはり一部損壊、半壊の差でも、やはり大きな違いがありますので、この辺についてはやはり調査については公平な目で、先ほど言ったとおり市職員が地元の家屋を見るときに、やは

りそういった意味では厳しいものがあるんじゃないかというところはやはり指摘しておきたいと思っております。

公的支援の内容とか、民間の支援の内容については、昨日答弁がっておりますので、割愛をさせていただきます。

今回の地震被害での罹災証明書に関して質問しておりますけれども、災害は地震だけではないわけで、台風や水害もあります。この風水害の場合の調査方法と判定基準については、どうなっているのかお尋ねいたします。また、火災の場合の罹災証明書の発行体制はどうなっているのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

水害による被害や風害による被害の調査方法と判定基準でございますが、これは内閣府が示しております災害に係る住家の被害認定基準運用指針によってさせていただいております。水害による被害の場合は、第1次調査は木造、プレハブの戸建てでありまして、堤防決壊等水流などで瓦れき等の外力被害がある場合を対象に利用するものでございまして、外観の損傷状況、それから浸水の深さ、その目視によって把握を行い、住家の損害割合を算定し、被害認定基準に照らしまして、被害の程度を判定しております。ちょっと専門的なことで、なかなかわかりにくかったと思うんですけれども、そういう状況で、やっぱりこれも先ほどの地震と同じで、国の基準が示されているということでございます。2次調査は、1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施を行っております。これも変わっていません。

それから風害、風ですね。台風、その風害の被害の場合は、竜巻や台風等により住家の損傷が考えられますが、外観の損傷状況の目視による把握、それから住家の傾斜の計測等、傾きぐあいの計測等を行って、屋根、壁、柱、はり等の箇所別による被害認定基準等に照らし合わせて、被害の程度を1から5、5段階だそうでございますけれども、それで判定をされているようでございます。

また、火災の場合は、これは罹災証明書も含めて人吉下球磨消防組合で調査、それから発行されるということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 風水害については市役所、火災については消防署が罹災証明の発行をするということでございます。また、判定基準も国が定めた基準で、やはり先ほどの地震の際の調査と同じように、国の基準でされるということでございました。今、台風が、先ほど申したとおり近づいておりますので、人吉球磨については、風水害のほうがやはり重要でないかと思っております。

この罹災証明書は、その後のさまざまな支援の内容に大きな影響をする重要な書類になり

ます。被災者の方はそれを求めて来られるわけですが、発行までの期間を1日でも短縮できるように行政としては備えていくべきであると考えます。皆さんもそう思っているところであろうかと思いますが、そこで次の項目ですが、さまざまな災害の大小によって被災者の人数も変わってきますが、被災者のさまざまな情報を管理する必要があるわけですね。まず、災害対策基本法第90条の3第1項において、市町村の長が作成することとされております被災者台帳について、その概要をお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

災害対策基本法第90条の3、少し読み上げてみますけれども、議員も先ほどおっしゃいましたが、市区町村長は当該市区町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳、これが被災者台帳といいますけれども、これを作成することができる規定を法的には定められております。その被災者台帳でございますけれども、大規模災害が発生した際に、先ほど申し上げましたように作成するもので、台帳の中には氏名、生年月日、それから住所、電話番号、それから住家の被害状況その他の個人情報等が記載され、管理をされるということになっております。

そして、その運用でございますけれども、これは中・長期にわたり総合的かつ効率的に被災者の支援をしていくために、台帳において管理されておる情報について必要かつ最低限度で情報の提供を行っていくと。そういうものをさまざまに使っていくというような状況で、一過性で終わらせないということですね。大規模災害の場合は、やはり家屋をなくされた方とか、人的被害を受けられたとか、たくさんいらっしゃいますので、そういうところを一括的に、これは神戸震災のときに西宮市が始めたのがきっかけになっておりますけれども、そういう非常に大事な状況の中でやっていくと。ただ、被災者が居住する自治体において、さまざまな支援のためにそれが活用されることが主ではございますけれども、これは本人の同意が得てあればほかの機関、例えば電力会社とか、ガスの会社とか、電話会社などへの情報提供も、個人情報の関係もありますけれども、可能であるというふうにされております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 支援のためには重要な台帳であるということでありまして。この台帳は市長が作成するというふうになっておりますので、昨日もこの被災者支援システムの件が少し出ておりましたけれども、この被災者支援システムについては、実は東日本大震災の年の平成23年9月に私は導入の提案をしておりました。この被災者支援システムをちょっとまた説明させていただきますと、被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待されています。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震など

大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まりつつありますが、その作成は必ずしも進んではおりません。こうした実態を踏まえ、内閣府において平成26年被災者台帳調査業務報告書を取りまとめておられます。

この内閣府の報告書によりますと、被災者台帳の先進事例の1つとして取り上げておられます被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災の壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、西宮市の職員が試行錯誤を繰り返して震災から10日ほどで構築し、約1カ月後から稼働を始めました。実践の中で活用され、被災者支援や復旧・復興業務に大きな効果を発揮したシステムであります。現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて、全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害ではなく、被災者を中心に据えている点であります。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明の発行、支援金や義援金の交付、支援物資の管理、仮設住宅の入退去など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理することができます。これによって被災者支援業務の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。

また、導入自治体も確実にふえておりまして、平成28年5月時点で910自治体が導入されております。行政がシステム導入に当たって、導入しない理由として、導入されている以外の理由としては、厳しい財政情勢の中、システム経費までは捻出できない。いつ起こるかわからないことにお金も労力もかけられない。またはSEのようなコンピュータに精通した職員がいないなど、消極的な意見が上げられているようでありました。しかし、被災者支援システムは、阪神・淡路大震災のさなかに職員が被災住民のために10日間で開発したもので、必ずしも高いIT能力のある職員がいなければならないわけではありません。また、導入に当たって、地方自治体からの求めに応じて、被災者支援システム全国サポートセンターから講師派遣をすることも可能で、仮に民間企業に導入支援を委託したとしても、20万円から約50万円弱程度しかかからないということでもあります。私が提案したときに、平成23年当時で、埼玉県桶川市で約21万円、福井県敦賀市で約46万円で導入をされております。また、新たな設備は特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できるというものであります。

さきに述べましたように、23年9月に提案して、その答弁では、部長答弁でしたけれども、経費やシステム運用についての調査を行い、導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございますという答弁をいただいたわけですが、私は取り組んでいたというものと考えておりますが、その後の状況についてお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

議事録で確認をしましたところ、当時の坂崎総務部長のほうから9月議会でそういうふうな御答弁をされているのを確認をいたしております。恐らく東日本大震災の後でございます

たので、意気込みはかなり市全体的にそういうさまざまにでき上がっていたんですけど、それから既に5年経過して、結論から申し上げますと、なかなか進んでいないというのが現状でございます。これは本市だけではなくて、熊本県自体がやはりなかなか地震が少ないというような、少しさまざまに東北地方に支援活動に行ったわけでございますけれども、要するに本気度がなかったと。今回の熊本震災をきっかけに、かなり県、それから県内の市町村のほうでやっぱりその必要性をしっかりと受けて、現在、かなり県主導で今進んでいるというような状況でございます。

本市のほうも経費やシステムの運用について調査は行いましたものの、その後はどちらかというと、防災無線とかそういう災害が起きた後のことではなくて、起こる前のそういう予防、そういうものに特化していったがために、なかなか進まなかったということで、さまざまな課題があるとはいえ、そんなに難しくはないシステムであるというふうに考えておりますので、これはやはりしっかりやっていかなければならないというふうには考えております。

ただ、これは住民基本台帳システムを使いますので、やはりセキュリティの問題とか、そういうクリアしなければならない問題は必ず出てくると思いますので、この辺をしっかり頭に入れながら、今後やっていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 残念ながら導入までは至っていなかったと。防災も重要です。防災無線、その当時はなかった大きなものでありましたので、確かに防災無線は必要だと私も思います。ただ、同時にやはり備えというのも必要だと思います。そういった意味では、やはりこのシステム自体はそんなに、無償で提供されているものでございましたので、やはり導入して稼働がどうなのかという検証まではしておく必要があったのではないかと私は思っております。

また、昨日の笹山議員に対するこの被災者支援システムの構築について、答弁として取り組むという答弁がありました。5年前も私は取り組むという形で答弁を受けたんですけども、きのうの答弁に対しても本当に取り組むのかという疑問を私は持っております。先ほど部長が本気度がなかったと、やはり対岸の火事だったというふうに皆さん思っていたのではないかと思っております。

そういったことは、先ほど910の自治体が導入したと言いましたけれども、全ての自治体が導入して、それを稼働したということではございません。やはり災害がないと、稼働することはないわけでありまして、奈良県のほうでも2015年6月19日にはこのシステムについて、世界銀行が視察に来られたという新聞報道もありました。また、一昨年広島土砂災害や今般の熊本地震においてもシステムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切にされていなかったため、いざというときに十分使えなかったという事例も発生しております。

広島市においては、その後サポートセンターの支援のもと、適切に運用されているということでした。

この熊本市においては、また違ったシステムを導入されているようでございます。かなりの数万件の膨大な情報、データを処理するためには、やはり西宮バージョンとは違うシステムを導入されたようでございます。被災者台帳生活再建支援システムというのが導入されておりますが、NTTが開発されたようでございますけれども、この熊本市が導入されたシステムと、西宮のシステムではどういった違いがあるのか、わかれば御説明をいただきたいと思っております。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

先ほどから言いわけばかりになるわけでございますけれども、本市の場合のこれまでの災害対策というのは、防災計画の中でさまざまに位置づけられて、そこである程度はできていたわけでございますけれども、御存じのように熊本地震、未曾有の大災害ですよね。本市の場合も、きのう塩見議員にもお答えさせていただきましたが、人吉盆地南縁断層、こういうものが本当に起こったならば、そういう防災計画だけでは当然対応できないというような状況の中で、現在、これも何回も申し上げておりますけれども、業務継続計画、これもきょうのインターネットでは全国で5割もいってないというような状況で、今本気度を持ってこの計画をつくり上げていると。その中では、当然、さまざまな対応もさせていただかなければならないし、この業務継続計画はやはり被災した後の住民の方々へのそういう支援等々もたくさん入り込んでおりますので、そういう状況からしましても、やはりこの被災者支援システムの位置づけはもう5年前とは比較にならないくらい、やはり高いレベルで進めていかなければならないというふうに思っています。

ただ、いかんせん本市の防災安全課の職員は課長を入れて5人しかおりませんので、その防災安全課だけではさまざまなことに対応していくのは非常に厳しいところがございますので、現在、各課から人に寄っていただいて、業務継続計画もつくり上げているというような状況でございます。恐らくそれが発展的に、この被災者支援システムを構築していくためのチームにもなっていくんじゃないかなというふうに考えております。

熊本市で導入されました被災者台帳生活再建支援システムは、これは28年、ことしの4月22日に熊本県情報企画課、市町村課、それから健康福祉政策課からの呼びかけで、本システムの説明会が開催をされております。県内の広域にわたる被害状況に鑑みまして、被害状況の統一的判定が実施できること、及びその後の生活再建支援が被災者台帳として使用できることなど、生活再建支援連携体の支援を受けることを被災の多くの自治体が決定し、熊本市では導入されたと。当然、議員も申し上げられましたように、西宮市のものは手入力で、それがバージョンアップしてどんどんどんどんやっぱりつくり上げられていったと。民間のNTTの関与もあるわけでございますけれども、非常に違いというよりもかなり実務的に高い

レベルになってきているということでございます。基本的には、長期になる被災者支援を実施するため、基礎となる台帳を作成しまして、生活再建の各段階を支援するというで、目的に沿ったものでございまして、根本は変わらないと。西宮のものと今度の熊本市が導入したもの、根本は変わらないというふうに私たちは思っているところでございます。

いずれにしても、きのう笹山議員にも申し上げましたけれども、被災者支援システムの必要性については、やはり私たちはかなり高いレベルでつくり上げていかなければならない、それもそんなにお金をかけてやるのではなくて、現在の考えられる状況の中で、例えば一例をとらせて言うならば、選挙の期日前受け付けシステムとか、そういうものは本市のほうで独自に法改正があったときに電算のほうでつくり上げた経緯もありますので、やはりその辺の力も借りながらやっていきたいと。お金をかけなければならぬところは、当然かけさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 熊本で導入されておりますシステムでちょっと聞き及んだところによりますと、やはり西宮はデータは手入力でされるけれども、熊本市が導入したのは膨大な量ですので、OCRに読み込んで、データ化したと。数万件、10万件近い罹災証明に対するデータでございますので、そういった意味では手入力では間に合わないということで、熊本市は新しいシステムを導入されたというふうに聞き及んでおります。

いずれにしても、地震に限らず、本市においては水害や土砂災害のほうは災害に対しては確率が高いわけですので、こういうシステム、災害の大小には関係はございません。こういうシステムは備えておくことは重要であると考えております。最後に市長の考えをお尋ねしてこの項目は終わります。

○市長（松岡隼人君） おはようございます。お答えをいたします。

災害後に被災した市民が生活基盤を取り戻すための第一歩として、非常に重要であるのが罹災証明書になります。笹山議員、そして豊永議員もおっしゃいますように、罹災証明書を受給することにより、さまざまな支援制度を受けることができるようになりますが、罹災証明書を発行するためには、住宅の被害調査を早急に終了させるかということが非常に重要であると考えます。大災害時には多数の被災した住宅の被害状況を正確に調査、把握し、記録しておく必要があり、被災件数が多くなれば、支援を早急に漏れなく、重複なく実施するために、何らかの支援システムが必要になると私も認識をしているところでございます。

本市におきましても、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項などを一元的に集約し、市関係部署で共有、活用することができるような大災害に備えた支援システムの導入等については、前向きに検討する必要があると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今度はぜひ導入に向けて取り組んでいただきますよう要望しておきます。この項目は終わります。

次に、市民の声からです。市民の方から御指摘をいただきました。人吉城跡側の球磨川の河川内に、水ノ手橋周辺ですけれども、気づいたら樹木がかなりの高さまで成長しているということであります。水ノ手橋の歩道を歩いていると、欄干よりも高くなっている木もあり、夜にはライトアップされ、石垣や城塀など幻想的な景観をつくり上げているが、そのライトが樹木に直接当たっていて、魅力が半減しているんじゃないかと。伐採とかの対処はできないかという指摘でございました。

実際に昼と夜、ちょっと確認に行きました。水ノ手橋の上流側に五、六本、下流側には何本かわからないんですけれども、かなりの本数で生えております。夜はちょうど照明ライトが樹木に直接当たっておりました。そのライトは城塀とか石垣を照らす目的でされておりましたけれども、1本の木に直接当たっているために、樹木のためのライトアップじゃないかと思わせるような状態でしたので、この辺については、やはり球磨川河川内ということで国交省の管轄にはなろうかと思えますけれども、ぜひ市のほうからそのライトアップのその部分だけでもよろしゅうございますけれども、ぜひ伐採のほうを要望していただけないかと思えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○建設部長（大淵 修君） 皆様、おはようございます。豊永議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘の箇所は、1級河川球磨川の河川敷内でございます。現地を確認しましたところ、水ノ手橋上流側の左岸側に人吉城跡を照らすライトが2基設置されております。議員御指摘のとおり樹木が繁茂いたしまして、夜間に行っております人吉城跡のライトアップを遮っている状況でございました。市におきましても、人吉城跡の景観やライトアップを考慮いたしまして、早期に伐採をしていただけるよう、国土交通省人吉出張所に要望書の提出などを行ってまいりたいと思えます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） ぜひ、早目の対応をしていただきますよう要望をしていただきたいと思います。秋になりまして、気候的にも涼しくなりました。観光客もこれからまたふっこう割が出ておりますので、かなりふえてくるんじゃないかと思えますので、そういった意味でも早目の対応をお願いしたいと思います。

もう一点関連してお尋ねいたします。人吉橋左岸の民間企業から下流300メートルぐらいまでに、やはり土砂とか樹木がかなりの本数で生えております。もちろん計画的にその辺については国交省のほうもされると思えますけれども、その辺についての伐採計画、そういっ

たことがどうなっているのかわかれば教えていただきたいと思います。

○建設部長（大淵 修君） お答えいたします。

人吉橋下流側左岸の樹木伐採及び土砂の除去につきまして、今後の計画を国土交通省人吉出張所に確認しましたところ、計画的に検討してまいりたいとのことでもございました。大変短い答弁で申しわけございません。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 簡潔な答弁、ありがとうございました。

全ての項目で質問は終わったわけですが、6月に引き続き今回も災害対策について質問しました。地球の気候の変化に影響しているとみて、最近の災害は間違いないと私は考えます。ことしの日本の気象状況を表現すると、間違いなく災害の年、異常気象の年と位置づけられるのではないのでしょうか。日本全国で観測史上初が頻発しました。人吉市でも8月の35度以上の猛暑日が19日間あったという、これも史上初ということでもございます。まさに暑い夏でございました。ことしもまだまだ3カ月半ありますが、災害のないことを願いつつ、一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。

まず、第1点目には障がい者への理解につきまして質問してまいります。2点目には組体操について質問しますが、事故防止と教育的意義を考えた形態について質問を行ってまいりたいと思います。3点目には防災行政無線で、聞こえにくい世帯への対応について質問してまいります。4点目は介護保険料につきまして、保険料の減免制度について質問してまいりたいと思います。

まず、1点目の障がい者への理解についてです。本年7月に相模原市の障害者施設津久井やまゆり園の入所者19人が殺害され、26人が重軽傷を負った事件は、容疑者の残忍性と計画的な犯行から、社会に大きな衝撃を与えています。このような事件を再び起こしてはなりません。人権軽視と差別がなく、個人を大切に作る社会をつくっていくべきだという思いから、この質問を行います。

容疑者が2月に大島理森衆議院議長に宛てた手紙には驚くべき障がい者差別と抹殺、人権

をさげすむ思想が表明されており、その狂気的な考えを早くから準備して実行したことが明らかになっています。同志社大学で政治思想史が専門の岡野八代教授は、「今回の事件は、社会的に弱い立場に憎悪を向けるという点で、明らかな差別に基づく犯罪であるヘイトクライムです。他の国であれば、そのようなヘイトクライムに対して、首相なり大臣がそうした増悪犯罪を繰り返さないためにはっきりと何が必要かを考える姿勢を見せるでしょう。しかし、日本では、そうした姿勢を見せられない政治と、その政治によってつくられている社会がある」と指摘しています。私は、この事件を一個人の特殊性として考えるだけでなく、社会に根深く残る障がい者への偏見の中から生まれてきていることを考えていくべきだと思います。そして、障がい者に対する理解を進めていくことが、改めて重要になっていると思います。人吉市障害者計画においても、障がい者への理解が書かれていますが、その重要性についていかがお考えかお答えください。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まず、本村議員のお話にありましたように相模原市の障害者施設における殺傷事件につきましては、19人という大切な命が瞬時に奪われ、大変痛ましい事件でございまして、亡くなられた方々、またその御遺族や関係者の悲しみ、苦しみを思いますと、大変心が痛み、本当に言葉もございません。

さて、障がい者への理解、障害者計画の中で障がい者への理解についてどのように捉えているかということですが、まず前提としまして、人は、一人一人の人格と個性を持っており、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが社会を構成する対等な一員であるというふうに認識をしております。お互いに尊重し合い、支え合って暮らせる共生の社会を実現すること。つまり、障がいのある方が身近で普通に生活しているのが当たり前であることが必要だというふうに認識をしております。

現在、国及び地方公共団体では、この共生社会の考え方に基づいて障がいのある人もない人も、ともに生活できるための環境づくりを進めているところでございまして、本市におきましても、先ほど申しました人吉市障害者基本計画を策定し、共生の社会の実現に向けて取り組みを進めているというところでございます。

一方、議員からもお話がありましたように、内閣府が平成24年に実施しました障害者に関する世論調査によりますと、世の中には障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うかとの問いに対しまして、あると思うが56.1%、少しはあると思うが33%と、高い割合を示していることもまた事実でございまして、今後ともさらなる継続した取り組みが必要であるということを感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 人吉市としても、本当にこの障がい者への理解が大切であることを考

えておられるという答弁だったと思います。そこで、ちょっと次なんですけれども、障がい者への理解を得る上で、とりわけ大切なのは、レクリエーションやゲームなどを通じた交流だと思っています。それは、私自身の経験からそう思っております。

3年前の秋に、私は精神保健福祉ボランティア養成講座を受講しました。そこで、話の中で障がい者の方は私たちと何ら変わりはありません。ただ、心の一部に病を持っているだけですという話がありました。頭の中ではそのとおりで思いうんなんですけれども、やはり私の中で近づきたいという思いが残っていたのも事実です。それを克服するためにも講座終了後に、精神福祉ボランティア麦の会に私は入会しました。月に1回か2回、障がい者の方とレクリエーションなどに取り組んで、偏見は少しずつ消えていったんですけれども、ある日、大変衝撃的な出来事を私、経験しまして、百人一首が行われたんですね。かるた大会が行われまして、私は取り手のほうで参加したんですけど、そのとき私はどれぐらい手かげんすればいいのかなと考えていたんですね、障がい者の方です。ところが、始まってみると、私が取る暇もなく、どんどん取られていくんですよ。結局、6人中3番目だったんですね。聞いてみたら、百人一首を覚えているのかと障がい者の方に聞いたら、違うということです。私もそんなによく覚えていないのですが、同じような立場なんですよ。でも、周りにおられた障がい者の方のほうが早いんですね。私は自分のおごりを反省するとともに、養成講座での話が実感として胸に落ちたところです。そして、心の底にある偏見が消えていったという体験をしています。

そこで、障がい者の理解を得る上で、このようなレクリエーションやゲームなどを通じた交流の重要性をどう認識されているのかお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

今、本村議員からお話がありましたように、日ごろ麦の会のほうで御活躍いただいているということで、大変感謝を申し上げます。議員のお話のとおり、レクリエーション等を通じて障がい者の方と実際に身近で交流するということは、障がい者への理解を深める第一歩であると、それによって心と心の通じ合いが生まれ、親近感も深まるものというふうに考えております。

市内におきましては、人吉市社会福祉事業団で毎年開催されていますふれあい村夏祭りとか、民間の実行委員会で開催されておりますとっておきの音楽祭を初め、各障害者施設や介護の施設など地元の住民の方々の参加や協力を得て、夏祭りなど多くの交流イベントを行っていただいているところでございます。また、障がい者と地域住民の方との絶好の交流の場であり、今後もぜひ継続していただきたい取り組みというふうに考えているところでございます。

一方、本市におきましては、熊本県や各団体が行います障がい者のスポーツとかレクリエーションの大会への参加なども含めました活動の補助を行っておるところでございます。大

会への参加により、障がい者同士だけでなくボランティアなど地域の方々との交流の場ともなっており、障がい者の社会参加に向けて理解の促進になっているのではないかとというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市としても交流支援の重要性を考えていることはよくわかりました。中で使われた言葉が親近感ですけれども、特にそういうのをやっぱり感じますよね、一緒に行動、いろんな取り組みをしていると。そういうのを本当、重要だと思います。

そこで、障がい者と健常者の交流について、取り組んでいる自治体の例がないか、私もインターネットで調べてみました。大阪府岸和田市の障害者計画の平成26年度事業進捗状況を手に入れることができました。その中で、④精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等への理解の促進の項目において、実施内容にはこのように書かれています。岸和田精神障害者の生活を支える会「げんき」の会へ委託し、一般市民が精神障害者に対しての偏見をなくし、理解を深めるための事業を行った。将棋、オセロ大会、ボーリング大会、市民公開講座、ペタンク大会、卓球大会、心の居場所（予算額50万円）とも書かれています。岸和田市のほうに電話でお伺いしたところ、障がい者支援や障がい者へのボランティア活動に興味のある方であれば、誰でも参加できるということでした。一步ずつですが、交流を通して障がい者への理解の輪を広げていこうという取り組みだと感じました。

さらに調べていくと、ほかの自治体でもいろいろな交流の取り組みがなされていることと思います。人吉市においても、このように障がい者と健常者の交流が行われる取り組みを探求すべきではないかと思いますが、いかがお考えかお伺いします。

○健康福祉部長（村口桂子君） お答えいたします。

先ほど申しました障害者計画の基本理念の趣旨に掲げておりますように、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、個人としての人格と個性を尊重され、共生していくことができるような社会の実現に向けて、障がい者が健常者と分け隔てなく社会参加できるよう、さまざまな分野においてお互いに交流する機会をつくっていくということは、大変重要であるというふうに考えております。

市としましても、その手段の1つとしまして、スポーツや文化を通じた交流の促進を初め、相談支援の充実、講演会の実施による理解の促進など、健常者等との意識改革により障がい者への理解を深めるのに有効な取り組みを、今後より考えてまいりたいというふうに考えております。

さらに幼いときからの障がい者との共生に対する正しい教育や、障害者施設等での体験学習なども大変重要であると考えておまして、保育園や小中学校等でも障がいを持った児童・生徒との学校生活など、あらゆる場面での日常的な交流の中で理解促進が培われていく

ものと考えておるところでございます。

また、本市のみならず人吉球磨圏域で取り組みを行う必要があるというふうに考えておりまして、今後、人吉球磨障害者総合支援協議会においても、障がい者と健常者の交流促進に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今後、いろいろ検討していくということで、ぜひそうお願いしたいと思います。とりわけ子供たち、幼い子供たちへの教育も必要だと言いましたが、いろんな世代に対して、そういう理解を進める活動を進めていっていただきたいと思います。

いろんな自治体で取り組みの形態は変わってくると思うんですね。そこにおられる団体や個人、また施設の方によってどういう形態がこの人吉ではいいかというのは、それは探求、どういう形が一番いいのかはまたいろいろ考えるものも必要だと思いますが、それを考えられて取り組んでいっていただきたいと思います。

あと、こういう交流は、障がい者の方にとっても大変私は望まれることではないかと考えております。施設とかに交流に行きますと、施設の方は来てもらうと、もう大変障がい者の方が喜ばれますと言われますけど、それ、実際に感じます。行くと、握手を求めてこられて、しゃべったり、あるいはいろんな踊りとかやりますけど、手を合わせるなんかありますよね。ああいう踊りでは障がい者の中に入って行って、お互いに手をぱんと合わせるようなダンスとかすると喜んで、性格によってそういうのは得意じゃない障がい者の方もおられますけど、多くは喜んで手を合わせられますので、そういう健常者の方との交流を望まれるというのはよくわかります。

というのも、例えば通所をされている障がい者の方は、家と施設との行き帰りで、途中で人と会う、何というか対話がなかったりして、あるいはもうずっと入所されている方は全然施設の方としか交流がないものですから、やはり障がい者の方も私たちと何らその辺は変わることはなく、広く社会の方と、やはり触れ合いたいと思っていますので、そういった面でもやっぱりこういう交流を進めていただきたいということを申しておきたいと思います。

次に、市長の障がい者の福祉に対する思いも話していただけるかと思っておりますので、市長にお尋ねしてまいりたいと思います。私は、交流以外にも障がい者について理解を啓発する講座や、出版物もやはり大切だと思います。近隣の自治体でもそのような取り組みがなされています。湯前町では2012年の広報ゆのまえ10月号において、特集「精神障害」カベの向こうへという11ページにわたる特集記事を組んでいます。精神障害のことを一緒に考えてみましょうという呼びかけに始まり、障がいに対する基礎知識、障がい者を支える方たち、発達障がい、特別支援教育、障がいを持つ方の思い、相談の連絡先などが各ページに掲載されています。そして、最後に、精神障がいや障がい者に対する差別や偏見、それは今までの歴史と

私たちの意識が作り上げてきた不要な壁、そんな壁はきょうから取り除けばよいのですという内容が入った文章とともに、壁の向こうに踏み出そうと呼びかけています。このような特集を、広報ひとよしでも行う必要があると思いますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

質問のお答えに先立ちまして、本村議員におかれましては、人吉球磨精神保健福祉ボランティア麦の会におかれまして、精神障がい者の方へ寄り添い、悩みの相談を受けるなど自立に向けての支援活動に御尽力をされておりました、その活動に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

さて、議員から御紹介がございました湯前町の広報ゆのまえ、2012年10月号の特集「精神障害」カベの向こうへについて、私も読ませていただきましたが、大変力のこもった記事であり、内容も読者の胸を打つものでございまして、障がいへの理解を深めようという湯前町及びその担当者の方の強い思いを感じたところでございます。

さて、障がい者への理解を深める啓発についてでございますが、人吉市障害者計画に掲げる基本理念である地域社会における共生の実現を図るためには、障がいのある方々が必要な支援を受けながら、社会のあらゆる活動に参加され、自己実現できるよう支援していく一方で、障がい者の方々の活動を制限し、社会への参加を制約しているいわゆる社会的な障壁を取り去ることもまた重要であると認識しているところでございます。そのためには障がい及び障がいのある方々に関する市民の皆様の理解を促進し、あわせて障がいのある人への配慮等について、市民の皆様の協力を得るため、幅広い方々の参加による啓発、広報活動を強力に推進することが重要でございまして、特に、将来を担う子供や若者への啓発、広報活動の一層の推進が重要であると考えているところでございます。つきましては、地域や職場、学校といった身近なところでさまざまな機会を通して、障がいや障がいのある人への理解を深めていただくことで、地域社会全体に理解の輪を広げてまいりたいと存じます。

具体的には、御紹介いただきました広報誌による啓発なども参考にさせていただきながら、あわせてパンフレットの配布や講演会等の開催、町内会や職場、サークルにおける勉強会の支援、ボランティアスクールや学校教育での取り組みなど、多方面から理解促進に向けた事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の市長の答弁では、広報ひとよしのみならず、いろんな場で理解の促進のために取り組んでいかれたいということを申し上げられましたので、ぜひそのようにしていただくことをお願いして、この質問については終わっていきたいと思います。

次に、組体操について質問してまいりたいと思います。昨年9月に大阪府八尾市の中学校

で10段ピラミッドが崩れ、中学1年生の男子生徒が骨折、生徒5人が軽傷を負うという事故が起きました。事故の様子を映した動画がインターネットにアップされ、1カ月で57万人が見るなど話題になり、組体操の安全対策を求める声が広がりました。私は、組体操そのものを否定する気は毛頭ありません。また、この秋の運動会に向けて既に組体操の練習をされている中学校もあるかもしれませんが、その中止を求めるものでもありません。これらの事故を通して、事故防止と教育的意義を踏まえた組体操とはどういうものかを考えていく必要があると考えています。そこでこの質問を行うものです。

この10段ピラミッドは、151名の生徒によってつくられるものです。名古屋大学大学院の内田良准教授が計算したところ、土台の中で最も負荷が大きいのは、背面から2列目の中央部にいる生徒で、3.9人分の負荷がかかることがわかっています。中学校2年男子ならば、その平均体重で換算すると、大体190キロ、3年生では211キロとなります。想像できるでしょうか。1人の生徒が四つんばいになり、およそ4人の人がその上に乗って何分も耐えなければならぬ。それが教育の名のもとに行われています。また、高さも問題です。上に乗った子供は、10段ピラミッドだと高さ7メートルです。労働の安全衛生についての基準を定めた厚労省の労働安全衛生規則によれば、床面から高さ2メートル以上の高所での作業について、墜落による防止のために囲い、手すり、覆いなどを設けるなど、厳しい管理が事業者には義務づけられています。一方、当然のことながら、組体操には囲いも手すりも覆いもありません。大人の労働環境としてあってはならないことを、学校で子供たちにさせていることになります。

さて、このような大きなピラミッドだけでなく、いろいろな組体操で多くの事故が起きていると聞いています。そこで、毎年どれぐらいの事故が起きているのか、教育委員会もつかまれていることと思いますのでお答えください。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

組体操による全国の事故の状況、これは独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータにて公開されております。その独立行政法人日本スポーツ振興センターと申しますのは、スポーツの振興及び児童・生徒、学生または幼児の健康の保持、増進を図るため、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校等の管理下における児童・生徒等の災害に関する必要な給付等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として設置されているものでございます。

その日本スポーツ振興センターのデータによりますと、組体操による災害共済給付の支給件数は、平成23年度が8,264件、平成24年度が8,883件、平成25年度が8,561件、平成26年度が8,592件でございます。また、平成26年度につきましては、8,592件のうち、小学校が6,289件、中学校が1,885件、高等学校が418件となっております。

さらに負傷の種類別で最も多いのは、挫傷、打撲で37.8%、次に捻挫が26.9%、骨折が

24.4%となっているようでございます。議員が負荷のことについて御紹介いただきましたように、確かにけがの中でもピラミッドでは最下段が、そしてタワーにおいては中段が一番けがの状況に遭っているという結果も出ております。

また、平成27年度分につきましては、11月に公表されますので、26年までの情報としてお伝え申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 毎年8,000件を超える事故が起こっているということですね。本当にたくさん起こっているなという気がいたします。それで、ちなみに過去46年間でどうなっているかがちょっとわかったんですけども、その間には死者が9名、障がいが残った子供は92名にのぼるということがちょっと調べてわかりました。このように組体操は危険な要素を含んでおり、人吉市の状況が気になります。人吉市の小中学校では、何校で組体操が行われており、どのような組体操が行われているのかをお答えください。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成28年度運動会または体育大会で組体操を実施した市内の小中学校は5校、中学校は2校でございます。ちなみに、第一中学校が男女別の集団演技を実施しており、一中のみが組体操の実施はございません。また、小学校の残り1校が、今後運動会において実施を予定しております。

組体操の内容といたしましては、小学校では個人技であるバランスや3点倒立、2人組のサボテンや肩車、補助倒立。さらに3人組の補助倒立やタワーなどがございます。さらに集団での組体操といたしまして、3段ピラミッドや学級全員のピラミッド、3段タワーや5段タワーなどが行われております。中学校におきましては、プロムナードやダンスなどの集団演技の一部として、2人サボテンや4人扇、6段ピラミッド、3段タワーなどに取り組みされたとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 人吉の状況はわかりました。今後、事故防止のためにもどうやっていくべきか考えていく必要があると思います。スポーツ庁政策課学校体育室は、3月25日付で組体操等による事故の防止についてという連絡文書を出しました。その中で、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いいたしますとなっていますが、記のところにはどのようなことが書かれているかお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

平成28年3月25日付のスポーツ庁政策課学校体育室からの注意喚起の事務連絡は、組体操等による事故防止についての通知文でございます。その内容といたしましては、まず第1に、

各学校において、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。第2に、各学校においては、練習中の児童・生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童・生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり、さらなる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。第3に、各学校においては、タワーやピラミッド等の児童・生徒が高い位置に上がる技、飛んできた児童・生徒を受けとめる技、1人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。第4に、各小学校においては、組体操に関しては小学校の事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で、体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については、特に慎重に選択すること。第5に、各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障がいの残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を現場で指導する教員に周知徹底すること。以上、5点について通知されております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、お答えになったように、まずもってスポーツ庁は組体操を実施するねらいを明確にとしています。私は、組体操を実施する意義としては、人と人とが組み合わせることの楽しさ、おもしろさを知ること、それから、力を合わせることの大切さを知ること、集中力をつけることなど、ほかにもあるかと思えますけれども、などだと思えます、中心的にはですね。教育委員会はその点、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

本村議員の御説明のとおり、これまでの小中学校の運動会や体育大会で伝統的に取り組まれている組体操には、教育上多くの効果が見られると認識いたしております。組体操には一人一人の動きの美しさや力強さ、そして集団が規律正しく行動することによる美しさなどのよさがございます。また、児童・生徒が組体操に取り組むことは、バランス調整力や筋力などの体力の向上はもとより、友達と力を合わせる協調性や物事を最後までやり遂げようとする忍耐力や持久力など、さまざまな力を育むことにつながるものでございます。さらに一生懸命練習に取り組んだ成果を運動会や体育大会といった発表の場で表現することによって、1つのことをやり遂げた満足感や達成感を味わうこともできるものでございます。

このような子供たちがひたむきに演技に取り組む姿や、達成感を味わっている表情をごらんいただいた保護者の方々や地域の方々には、きっと深い感銘や感動を覚えられたものと存じます。しかしながら、運動会等での組体操の実施につきましては、全国で年間8,000件を超

える負傷事故が起こっていることも事実でございますし、46年間トータルしても死亡事故があり、そして障がいが残っている事故が起きていることも確かでございます。こういうことで社会的な関心も集めていることから、活動内容や児童・生徒の状況を踏まえた十分な事故防止対策が必要であり、安全が確保できること、けがに至るリスクを限りなくゼロにすることが大前提であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、御答弁いただきましたが、教育的意義は本当にそうだと思います。ただ、組体操でピラミッドが競うように巨大化されていきましたが、これは、組体操を行う教育的意義を果たして考えてそうなったのかということにちょっと疑問を抱くところがあります。組体操で有名な兵庫県伊丹市の中学校では、10段ピラミッドを成功させています。小学校では、複数の学校で9段ピラミッドの成功が報告されており、ついに昨年秋には6段ピラミッドを成功させた幼稚園があらわれました。このような組体操を奨励する人たちは、下になる子はそれを成功させるために痛みをがまんし、上に乗る子は下の子を信頼してすばらしいものをつくり上げるという一体感を強調します。保護者はそれを見て感動し、さらに学校に来年もぜひと要望します。このような一体感と感動の中で、組体操のリスクが隠されてしまっているのではないのでしょうか。

スポーツ庁の、先ほど答弁いただきましたけど事務連絡は、段数の低いタワーやピラミッドなどでも死亡や障がいの残る事故が発生していることを指摘しています。このことを真摯に考える必要があると思います。資料を準備させていただきましたけれども、この資料ですね、子供たちの絵が載っております。これで、同じ3段タワーをつくるにしても、やり方によって非常に安全なものになっていきます。左の図のように肩に乗っていく形であれば、最上階の子供は、高さ約2メートルのぐらぐらする脚立の上に立ち上がるようなもので、重大事故につながる危険性がありますが、右図のように下で支える子供の足が地面についている組み方であれば、比較的安全な状況をつくれます。

組体操の指導の専門家である日本体育大学の荒木達雄教授は、高さを求めるのではなく、基本的な技、低い段数の技を丁寧に指導することが大事だと主張しています。その指導を受けた、先ほど述べました内田准教授は、荒木教授の実践は、組体操の原点である人と人が組み合うことのおもしろさを感じることができるもの。実際に私自身も体験したが、目からうろこの組体操、低くても魅力的で、効果のある身体活動、表現活動が可能であることを知るべきと感想を述べています。

インターネットのY o u T u b eで、荒木教授の指導のもとに日本体育大学の学生が演じた組体操を見ることができるので、私も見てみました。動きの正確さや美しさ、ランダムな動きからまとまった体形へ移るおもしろさなど、私もなるほどと思う組体操でした。事故防

止のためにもこのような組体操が広がるべきだと感じました。低くても魅力のある組体操を丁寧指導することが大事であり、その視点に立って共通認識できるように各学校と協議すべきではないかということをお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしましたスポーツ庁からの注意喚起の通知を受けまして、教育委員会といたしましても、平成28年4月4日及び平成28年5月2日付で各小中学校宛てに組体操等による事故防止の徹底についての通知を送付いたしまして、児童・生徒の安全確保と事故の未然防止について周知を図ったところでございます。

その内容といたしましては、まず組体操を実施するねらいを明確にし、全職員で共通理解を図ること。次に、児童・生徒の体格、体力、運動能力等を十分把握し、複数教員による指導、補助のもとに実施すること。また、練習中の児童・生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて活動内容や指導計画を適時、適切に見直すこと。最後に大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、その危険性を踏まえ、慎重に検討すること。以上、4点につきまして周知徹底を図ったところでございます。このことにつきましては、平成28年4月25日、市内小中学校の校長会議におきましても説明を行い、校長先生方に御理解をいただいたところでございます。

平成28年度の運動会や体育大会において、組体操を実施いたしました7校、そして今後する1校におきましては、この通知と校長会議の説明をもとに、まずは安全に指導できるか、実施の有無を含めまして、実施種目や演技内容について十分検討がなされたと同っております。具体的には、先ほど議員のほうから御紹介がございましたが、高さを競って年々高くなるタワー、また高度化する内容ということで競われる部分がございますけれども、今年度は特に高度な技や高さよりも1つの1つの力強い動きによる美しい表現を重視するようになりたい。前年度まで実施していた4段タワーをより安全で簡易に取り組むことができる3段ピラミッドに変更した。組体操に特化せず、技の難易度を下げ、少人数による組体操のほかに、マ스ゲーム等の行進や円舞等を取り入れた団体演技を行う。そして、先ほど資料として御提示いただきましたような形で、同じ3段にしても同じような工夫をされた学校もあったと聞いております。といった見直しが行われております。

教育委員会といたしましては、本年度の組体操の実施に当たっては、各小学校で熱心に安全面の確保を中心に検討、協議いただいた上での実施がなされ、心配されるような大きな負傷事故がなかったこと、さらに児童・生徒が懸命に組体操に取り組む姿が保護者や地域の方々に深い感動を与えることができたことに、この場をおかりいたしまして感謝申し上げる次第でございます。やはり事故、けががなく当たり前のことでございますので、この面については特に注意を喚起したところでございます。本年度の組体操への取り組みについて、各小中学校において、教育的効果や安全対策等の面から、改めて評価や反省を行い、来年度

の取り組みに向けた検討を進めていただくよう、改めてお願いしてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁をお聞きしまして、本当に学校でも非常に検討されているという状況がわかりました。やっぱり子供たちに事故が起こってほしくないというのは、学校もどの先生も思われることですので、本当に一生懸命論議されているんだろうと思います。

私は質問するに当たって、郡市の小学校の、人吉ではなくて、郡部の小学校の先生なんですけれども、お話をお伺いしました。自分も前はちょっとある程度の高さの組体操をやっておって、事故が心配だということで、もう終わったときに事故がなかったときは胸をなでおろしたと、そういうのを語られて、その後こういう通知文書も出ましたし、自分がことしそれを考えなければいけない立場に立ったそうなんです、どういう組体操をするかというね。そのときに、やっぱり悩んでインターネットで見られたのが、この荒木先生の指導で、映像で、思ったのはこの道しかないというふうに考えられたそうなんですよ。

やっぱりそういうふうに安全な組体操を提案されていますし、事故も一方では起こりますし、その中でやっぱり考えていかなければならないというところも出てくると思いますので、大きな流れとしては、やっぱり高さとか求めるのではなくて、美しいもの、そういうものを実現していく学校も出てくると思うんです、今度は。高くないけど、ここは動きとか、美しさとかすばらしかったなというところが出てくれば、また大きくそういうふうに移っていくと思います。ただ待つておくだけでは、その間にまた事故が起こってはなりませんので、こういう荒木教授のものとか、ぜひ学校でも、多分多くの先生も見られていると思うんですよ、人吉でも。参考にされながら安全な組体操、そして教育的な組体操として各学校などでも大いに論議していただきたいなと思っているということを述べておきたいと思います。

次に、防災行政無線について質問してまいります。防災行政無線から聞こえてくる声がよく聞こえない。そんな声が数件から聞こえてきました。このままでは災害時に大切な情報が伝わらなくなってしまいます。この声に対してどう対応しようとしているのかお答えください。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災行政無線の放送が聞き取りにくい等の御相談をいただきました場合、まず相談者の方の御住所をお尋ねし、どの防災行政無線の支局のどの方角が聞こえにくいかを特定させていただきます。

次に、防災行政無線の支局に設置してありますラップ型のスピーカーの一つ一つは、それぞれボリュームが設定できますので、そのボリュームを1段階上げるなどの調整をしておりますが、通常のボリュームは7で統一をしております、ボリューム7とはゼロから9の10段階の7でございますので、聞こえないと御相談があった場合にはボリュームを8に上げて

様子を見させていただいております。それでも聞こえない場合の対応策といたしましては、支局にありますラップ型スピーカーの向き、角度を業者に依頼をいたしまして調整を行っております。こちらは費用が発生する調整になりますので、一度にたくさんのラップ型スピーカーの調整はできませんけれども、昨年度の事例でいいますと、大畑麓町、矢黒町、下城本町、鶴田町の4町内に向けられている4本のラップ型スピーカーの向き、角度を調整したところでございます。私もたまたま大畑麓町、これは大畑コミセンにありまして、防災無線が、その位置を少し動かすことによってかなり感度はよくなったというふうなお話も聞いております。

また、支局を調整する以外の方法でございますが、これは防災行政無線電話応答サービスを御紹介させていただいております。電話応答サービスとは、強雨、強風及び車の通過等の障がい德音がかき消され、放送が聞こえなかった場合に、指定された番号にお電話していただくことで、放送されました内容を24時間以内に確認できるサービスでございます。

御説明いたしました調整、それからサービスの説明を行っておりますが、住民の皆様方からよく聞こえないというような情報をいただきました場合には、極めてそれを改善する方向できめ細かな対応を現在も行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） どういうふうに対応されるか、非常によくわかりました。そういうふうに対応する方法はあるのに、いまだによく聞こえないという声が出てくることに、ちょっと理解ができません。今言われたような対応ができることをどのように周知されたのかお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

防災行政無線が聞き取りにくいというさまざまな情報、それから御批判等々に対しましては、その対応ができることを周知はするということに関しましては、一つ一つを細かく周知をやっているというわけではございませんで、町内会長さんのほうに調整ができますということをお知らせを現在しているというような状況でございます。

御連絡をいただきました住民の皆様、直接お電話をいただければ、さまざまな対応をさせていただきますけれども、よくありますのは、現在、市政懇談会等を通しまして、町内会長さんのほうから御連絡をいただくものもございまして、そういう状況に対しまして、ケース・バイ・ケース、一つ一つ丁寧に対応しております。本村議員がお住まいの鬼木町のほうでも、昨年、東校区の市政懇談会で町内会長さんからそういうふうなお話も伺っております。うちのほうでもさまざまな対応をさせていただいたというようなところでございます。

現在、作成中でございます人吉市総合防災マップにおきましても、防災行政無線電話応答サービス等々について記載もいたしておりますので、あわせましてこの電話応答サービス、

これも非常に有効的なものと考えておりますので、今後、周知をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 町内会長も、町内の皆さんに十分知ってもらうように努められると思うんですけど、やっぱり市としても、さらに広く周知すべきだと思います。よく聞こえない場合には、対応できる方法があるので御連絡くださいということを、広報ひとよしにも掲載すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御指摘のとおり、周知が不足しているとそういうことは、私たちも重々承知しておりますので、広報ひとよしを用いた周知を行うことは非常に重要であるし、かなり効果があるというふうに考えております。

防災行政無線のボリュームに関しましては、一方では放送の音が逆に大き過ぎると、小さくしてほしいという相談も存在するわけございまして、拡声機のお近くにお住まいの方々、これは新生児、乳児、それから御病人がいらっしゃる御家庭の御事情も伺いながら、防災行政無線への御理解、御協力を今後お願いしていかなければならないと、それも1つの課題というふうに考えております。相反する地域の実情等に沿って、実際にどう対処していくのか、これは大変難しい問題がございまして、防災行政無線の重要性を、先ほど申し上げました広報でも発信をしながら、そして、さらには町内会長さんに御相談申し上げながら、よりよい形で地域の実情にあった対応を今後丁寧に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 例えば広報に載せた後、いろいろな問い合わせとかはどっと来るかもしれないんですが、調整とか、いろいろ大きくしてほしい、小さくしてほしい、いろいろ出ると思いますが、お互いに理解してもらいながらやっていけば、しばらくはかかると思いますけれども、市民から聞こえないという声とかいろいろ、などもなくなっていくと思いますので、ぜひ広報に載せていただいて、周知していただきたいと思います。

もう一つは、これの戸別受信機のことについても質問していきたいと思いますが、人吉市は保育園や小学校、中学校、病院、福祉施設、コミセン、市の施設などの公共施設や私達議員の家、町内会長の家などに戸別受信機を置いています。このことは、より多くの方が正確な情報が伝わるのが市民全体の防災にとって重要だと考えているからだと思います。

そこで、戸別受信機がさらにふえることは、市民全体の防災にとって重要だと考えているのではないかということをお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これは本当に災害時において、避難準備情報、避難勧告、それから最大の避難情報であります避難指示を公表しましたときには、正確にどの地域が危険で、どの避難所が開設しているか旨の情報を細かく市民の皆様へお伝えする、そういうことで非常にこの防災無線は重要であると思いますし、聞こえない地域、聞きづらい地域にこの戸別受信機があることで、非常にそういう災害には有効的であるということは、これはもう言わずもがなと。これは私も多分総務部長という立場である関係で、戸別受信機をつけてもらっておりますけれども、ただ私は裏が公民館で、公民館に防災無線があつて、これは余りどうだったかなというふうに思っているんですけど、戸別受信機は経費、管理の問題がございまして、今後、非常に有効的だけでも、増設には大きな課題もあると。そういう状況でございます。ただ、山間部で孤立のおそれのある町内のお宅、それから災害時に地域のリーダー、それから避難者、それから被災者が多く集まる施設、先ほど幼稚園、保育園とおっしゃいましたけれども、そういうところが現在戸別受信機を重点的に配置をさせていただいている、当然議員の皆様方の御自宅にも配置をさせていただいているところでございます。

ただ保管する、先ほどさまざまなことを述べてまいりましたけれども、やはり現状では戸別受信機以外の対応、要するにラップの位置を変えたり、そういう状況を現在主流としておりますので、特に戸別受信機の必要性を感じながらも、その拡大については、いまいまだそこまで踏み込めないというような状況でございます。

当然、災害時における電話、携帯電話へのエリアメール、それから登録制の県の防災メール、市の防災メール、それからLアラートの情報発信、そういうものがテレビで緊急情報としてテロップが流れますので、さまざまな今現状でマスメディアを使った中で、そういう災害対応の情報というのは、市民の皆様も取得することができるような状況でございます。いずれにしても、正確な情報はこれから先も必ず出していくということ、私たちも心がけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 戸別受信機の有効性は非常に感じておられるということはわかりましたし、現状では先ほどみたいな対応をされていくということで、そこはわかりますけど、多分いろいろな自治体で外から放送するのに限界を感じられている自治体もあるんだろうと思つて、戸別受信機への補助が論議されたと思います。市民の安全を守るために、防災無線が聞こえないという世帯をなくしていくことは、人吉市の責務だと思います。そのために確実な方法は、その上に戸別受信機を設置することです。また、戸別受信機がさらにふえることは、市民全体の防災にとって重要だと思います。インターネットで見ると、個人で戸別受信機を設置する場合に補助を行っている自治体が少なからずあることがわかります。鹿児島県南九州市では、設置に要する経費の2分の1以内で、1台につき3万円を限度として補

助が行われています。そのほか、私がつかんだだけでも福岡県柳川市、香川県観音寺市、長野県塩尻市、大田市、軽井沢町、神奈川県南足柄市、宮城県南三陸町などで補助が行われています。人吉市でもこのような戸別無線機設置への補助ができないかお伺いします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

戸別受信機は今私たちが対応している状況では、1個4万円かかるということで、これ100個であれば400万円。1,000個ならば4,000万円ということで、一部補助にしてもなかなか費用がかかると。それは市のほうの都合でございますので、ただこの戸別受信機の必要性、やっぱり効力、効果というのはかなり高いものがありますので、議員が申されましたことに対しましては、現状の今補助をされている自治体の状況等々も調査をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、これ以外にも何かカラーテレビの普及率は、当然、単身世帯でもかなり高いものがございますので、テレビを用いた情報発信も今のところできないということはございませんので、これもかなり検討していく必要があるということで考えておりますので、いずれにしましても繰り返しになりますけれども、正確な情報がお手元に届くように努力をしてまいりたいというふうに考えております。まずはラップの位置を変えるなどして、聞きづらい、聞こえにくい地域への対応を優先的にさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今おっしゃったみたいにラップのスピーカーの、先ほど答弁されたボリュームとか向き、それを先にされるといのはわかります。ですから、もし、それでも今後やはりいろんな限界があったら、いろいろ状況も調べていきたいということでしたので、そちら調べられて、戸別受信機への補助、これも必要に応じて検討していただくようお願いしまして、防災行政無線に関する質問は終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それでは、介護保険料の質問に入っていきたいと思います。

人吉市の介護保険料の基準額は6,112円と、県下でも3番目に高い料金になっています。この介護保険料の高さに、高齢者からは悲鳴の声が上がっています。私と同じ町内に住まれる方はわざわざ私の事務所まで相談にやって来られて、介護保険料が高過ぎる、少ない年金なのにアパート代を払い、それに介護保険料を払うと残りはわずか、食費まで切り詰め、十

分な食事もできない、何とかならないかと言われました。深刻な問題だと思えます。人吉市は高齢者が経済的に苦しいことは十分にわかっているはずですが、第6期介護保険事業計画・老人福祉計画である人吉市いきいき高齢プランをつくるに当たって、アンケートがとられています。それをまとめた第2章、高齢者の現状の(8)現在の暮らしの経済的な面からのゆとり度合いには何と書かれているかお答えください。

○健康福祉部長(村口桂子君) 御質問にお答えいたします。

平成26年1月から2月にかけて実施しました日常生活圏域ニーズ調査のうち、御質問の内容の結果につきまして御説明いたします。

現在の暮らしの経済的な面からのゆとり度合いについてでございますが、現在の暮らしの状況を経済的に見てどう感じているかという設問をいたしております。回答結果をみますと、やや苦しいの42.8%が最も多く、次にややゆとりがあるの29.2%、その次に苦しいの18.8%となっており、苦しいとやや苦しいの回答を合わせますと、苦しいとするほうの割合は61.6%という結果になっております。

以上、お答えいたします。(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 哲君) 11番。本村令斗議員。

○11番(本村令斗君) 高齢者の生活が苦しいのは、今の答弁からしても明らかだと思います。そうなってくると、果たして介護保険料が払える状況にあるのかということが気になります。そこで、平成27年度の介護保険料の収納状況についてお伺いします。

まず、27年度だけの現年度分について、年金から天引きされる特別徴収と、自分で納める普通徴収を合計した全体の収納率、それと普通徴収のみの収納率は幾らですか。また、27年度と過去の滞納繰越分を合わせた分について、特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率、それと普通徴収のみの収納率は幾らですかお伺いします。

○市民部長(今村 修君) 皆様、こんにちは。それでは、私のほうから介護保険の収納率についてお答えをいたします。

まず、平成27年度介護保険料現年度分の普通徴収、特別徴収の合計収納率でございますが、98.09%でございます。次に、現年度分の普通徴収の収納率は80.65%でございます。それから、現年度分と滞納繰越分を合わせた平成27年度の普通徴収、特別徴収の合計収納率は94.95%でございます。最後に、現年度分と滞納繰越分を合わせた普通徴収の合計収納率は62.19%でございます。

以上、お答えいたします。(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 哲君) 11番。本村令斗議員。

○11番(本村令斗君) 今、答弁いただいたように、介護保険の現年分の収納率を見ると98.09と、いかにも高いように見えますが、そこには年金引き落としというからくりがあり、自分で払う普通徴収になると、80.65%と低くなることがわかりました。さらに普通徴収で

滞納を含んだものになると、62.19%ですから、多くの高齢者が介護保険料を払うにも払えないという状況がそこにあると思います。介護保険料を1年以上滞納すると、介護サービスを受けるためには、一旦介護サービスの全額を払わなければならないと聞いています。そのような方が多くいるのではないかと気になります。1年以上滞納されている方は何人おられますか、お伺いします。

○市民部長（今村 修君） お答えいたします。

介護保険の滞納が1年以上の滞納者数は、延べ473人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今、答弁いただいた方がどのような状況にあるかというのをちょっと考えるんですけど、介護保険料を1年以上滞納されているような方は、一旦介護サービスの全額を払うことが困難だと思います。また、これから普通に介護保険料を納め、一定のサービス料を払うことも困難な状況に陥っているのではないかと思います。すなわち介護サービスを受けたいと思っても、介護認定さえ受けない人も多くいると思います。そのような中、低所得者のために介護保険料を減免している自治体数は500を超えていると聞いています。インターネットで調べてみると、宮崎県都城市は、世帯の前年の年間収入額が1人世帯なら105万円以下、2人世帯なら140万円以下の場合、保険料年額が第2段階または第3段階から第1段階相当へ減額されるようになっていることがわかります。

さらにインターネット上では、福岡県福岡市、飯塚市、大分県宇佐市、兵庫県尼崎市、小野市、大阪府大阪市、枚方市、高槻市、奈良県奈良市、福井県大野市、東京都練馬区、東村山市、調布市、埼玉県川越市、北海道札幌市などなど、低所得者減免を行っている自治体がどんどん出てきます。などなどと言いましたけど、まだまだ出てくるんで、途中で切りがないと思ってやめたんですけども、非常にたくさんあることがわかりました。人吉市でも低所得者に対する介護保険料の減免を実施するべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（村口桂子君） 御質問にお答えいたします。

介護保険料の減免につきましては、人吉市介護保険条例及び人吉市介護保険条例施行規則におきまして、災害などの特別な事情により保険料の納付が困難な方に対する徴収猶予及び減免に関する規定を設けているところでございます。今回の議員からの御質問は、その規定に該当しない方、いわゆる収入が少なく、生活に困窮されている方に対する救済措置として、市独自の減免制度は実現できないだろうかという御質問だったというふうに捉えております。お話にもありましたように全国を見ても、徐々にふえてまいりまして、市町村独自の減免制度を実施しているところも約3割ほどにふえてきたというふうに聞いているところでございます。ただ、あくまでも厚生労働省が示しておりますように条件がございまして、1つに、個別申請による判定を行うこと。2つ目に、全額免除は行わず、減額のみとすること。

3つ目に、一般財源からの繰り入れは行わず、介護保険料の財源の中で行うことという保険料減免の3原則を守りつつ、制度の趣旨に沿って実施をされているところでございます。

今後一層高齢化の進展に伴いまして、要介護認定者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大することが予測されております。特に本市におきましては、高齢化率や後期高齢者などの急増に鑑みますと、その傾向は顕著でありますし、さらに経済状態などを考慮しますと、議員からの御提案がありました市独自の減免につきましては、介護保険料への影響など、詳細な分析や試算を行う必要があるものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、介護保険事業の円滑な推進かつ持続可能な制度の堅持を図ることを考慮しながら、次期の介護保険料の改定となります第7期、平成30年から32年の3年間になりますけれども、その介護保険事業計画等の策定におきまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 次期の介護保険のときの策定で検討していきたいという答弁でしたが、介護保険が始まる時に、たしか言葉はよくはっきりじゃないですけど、みんなで支える介護保険というふうにキャッチフレーズでたしか始まったように思っています。その中で実態を言えば、そんな中で低所得者ですね、介護保険が所得が低いために受けられない、受けることができないという実態があらわれていると思います。ぜひとも多くの自治体でもふえてきていますけど、低所得者に対する介護保険料の減免化、実現していただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。2番議員の宮原です。本日最後の一般質問となりました。最後までお付き合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。まずは、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、昨年6月議会で質問させていただきましたが、我が国における急速な少子高齢化の進展と人口減少に対するため、まち・ひと・しごと創生法が成立し、人口の現状と将来の展望を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び平成27年度から31年度の5カ年の施策の方向性を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されました。これを受けて、本市も人吉市人口ビジョンと人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することになり、どのような視点で人吉版総合戦略を策定するのかということを質問させていただいたところです。

その後、昨年10月に人吉版人口ビジョンと総合戦略が策定され、間もなく1年がたとうとしております。政策が成果を出すためには、一定の時間が必要ではありますが、地方版総合

戦略ではP D C Aサイクルを確立することが必要とされており、基本目標ごとの数値目標やK P I（重要業績評価指標）をもとに実施した事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスが大事になってきます。

そこで、平成27年度に実施した事業について、どのように検証され、どのような効果があったのか。効果につきましては、一つ一つの取り組みについて効果を聞いていくと、かなりのボリュームになりますので、地方創生先行型交付金を活用した事業について、どのような効果があったのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

昨年10月に策定いたしました総合戦略の検証につきましては、平成28年度の第1回人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会におきまして、審議会委員の皆様による検証を7月7日に行っていたところでございます。検証では、本市の総合戦略に係る基本目標1から4までの各項目において、関係各課の平成27年度事業取り組み内容の説明、それから進捗状況といたしまして、K P I（重要業績評価指標）の目標値と実績確認等の実施状況報告を行いまして、あわせまして平成27年度に実施いたしました地方創生交付金事業につきまして、事業ごとに検証シートを作成し、概要説明及び評価検証等の御意見をいただいたところでございます。

平成27年度地方創生交付金事業実施の成果でございますが、本市におきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金といたしまして、地方創生先行型に7つの事業、それから地域消費喚起・生活支援型に4つの事業の合計11事業を申請いたしまして、これは全事業の採択を受けたところでございます。

主な事業といたしましては、スマート林業構築事業、それから日本遺産情報発信事業、人吉市プレミアム商品券発行事業などございまして、総申請額は約1億7,700万円で、補助率は10分の10でございました。事業の成果といたしましては、プレミアム商品券発行事業では、厳しい本市の経済の下支えができたと思っておりますし、G空間情報やI C Tを活用いたしましたスマート林業に取り組むことで、林業を成長産業化にするという事業への足がかりができました。また、日本遺産関係につきましても、旅行雑誌等で情報発信を展開することで、人吉球磨地域の歴史、文化、それから観光でのP R効果があらわれていると存じます。審議会の評価におきましても、それぞれの事業で地方創生に一定の効果があり、引き続き事業を推進してほしい旨の御意見をいただいているところでございます。

なお、平成27年度国の補正予算で募集がありました地方創生加速化交付金におきましても、スマート林業実践事業が採択されるなど、事業の継続に関し、国からの支援をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 昨年実施した事業については、それぞれ一定の効果があり、審議会のほうでも引き続き事業を推進してほしいというような意見が出ているということで、またスマート林業については先行型交付金に続き、地方創生の加速化交付金の事業にも採択されているということで、先駆的な取り組みが認められているのだろうなということを感じております。

検証については、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において検証されたということですが、地方版総合戦略は議会と執行部が車輪の両輪となって推進することが重要であり、効果検証の段階においても十分な審議が行われるようにすることが重要であると言われております。今回はもう既に検証は終わっていますが、検証結果について、議会への説明、意見交換などはどのように考えているのか。また、市民の皆様にも検証結果をわかりやすく公表し、市民の皆様の意見も広く聞くことも必要だと思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

総合戦略に関しましては、策定時に全員協議会で御報告をさせていただいておりますので、それはもちろん検証等につきましても、随時全員協議会の場での御報告をさせていただきたいと考えております。本年は、ことしの分がなかなか補助金の動向がつかめませんでしたので、そういうところを中心にお話をさせていただいたという状況でございます。

また、市民の皆様に対する説明でございますが、地方創生交付金事業などの主要な事業につきましては、市のホームページに検証結果を公表しておりますので、まずはこちらのほうをごらんいただきたいと思いますし、広報誌も活用しながら、本市の取り組みにつきまして詳しくお知らせをしてみたいと存じます。そして、市が行っております事業に、その取り組み内容にもぜひ関心を持っていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ホームページについては、おととい12日に掲載されていたみたいですが、各議員や市民の皆様にも客観的に検証結果を見ていただき、またいただいた意見を今後の総合戦略の推進に反映していただきたいというふうに思っております。

総合戦略のPDCAサイクルでは検証が終わると、検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて総合戦略を改定することになります。人吉版総合戦略にも戦略は毎年定期的に見直し、必要な改定を加えるものとしますと記載されております。

そこで、人吉版総合戦略において、今回の検証の結果を踏まえ、具体的な施策、事業並びに数値目標の追加、修正等を行い、改訂版の総合戦略を策定する予定はあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

総合戦略の改定につきましては、これは昨年策定したばかりでございますので、まずは着実な実施を目指してまいりたいと存じます。一方で議員が御指摘のとおり、PDCAサイクルを意識いたしまして、これは当然さまざまに不足するところはちゃんと補っていかねばならないし、見直さなければならぬところは適宜見直していくこと、そういうことは非常に大事なことでございますので、今後、毎年度評価、検証を継続しながら、必要があるならばKPI（重要業績評価指標）を含めた見直しを行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 今回は改定を行わないということでしたけれども、そもそも策定した段階での目標数値やKPIの数値が妥当であったのかとか、また人吉市総合計画の目標値との整合性ですね。例えば、移住・定住の促進のところ、総合戦略では情報提供媒体等を通じた移住相談件数が、平成31年度の目標値が90件に対して、総合計画では移住に関する年間相談件数は、平成31年度の目標値で50件となっていますので、そのあたりの整合性をどうするかとか、また、ほかにも地方創生につながるような事業に取り組んだのであれば、総合戦略に追加するなど、もう一度審議会でもそのあたりも話していただければというふうに思っております。

昨年からはじめた総合戦略ですが、昨年度はどちらかというと、戦略の策定段階の時期でしたので、今年度からが本格的に事業を推進する段階に入ったと思っております。そこで、平成27年度補正予算で措置されている地方創生加速化交付金を活用して行われるスマート林業実践事業、また8月30日に交付が決定された地方創生推進交付金を活用して行われるスマート林業展開事業、また人吉にぎわい創出事業、これらの事業が具体的にどのような事業であるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成27年度国の補正予算であります加速化交付金につきましては、28年度に繰り越して本年度に実施をいたしております。事業といたしましては、スマート林業実践事業、交付決定額は6,000万円、補助率は10分の10でございます。事業の内容といたしましては、レーザー計測等による森林資源量の把握、スマート林業プロジェクト実施のための普及啓発活動、拠点整備、人材育成事業の実施を計画をいたしております。

それから平成28年度の推進交付金は、先月30日交付決定をいただいております、スマート林業展開事業及び人吉にぎわい創出事業の2事業でございます、交付決定額は合計で3,161万5,000円、補助率は2分の1となっております。事業内容は、加速化交付金と同じ森林資源量の把握でございます、今年度で調査範囲を全て完了させ、森林情報のクラウド化や附属システムの構築もあわせて計画してまいりたいと存じます。ほかにも林業認知度向上のための普及啓発、スマート林業普及に向けた開発等の検証を行ってまいりたいと考えてお

ります。

にぎわい創出事業では、将来的な移住・定住ビジョン作成のための基礎調査、それから先進地の講師による勉強会、それから機運醸成に係る取り組み、鉄道関連資産のブランド化に向けたイベント等の開催、観光や移住・定住に係る相談窓口の整備等を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） スマート林業については、なかなか効果がわからないというような話も聞きますけれども、人吉市の地方創生モデル事業の1つであるというふうにも思っておりますし、事業の効率化や安全性の確保、ビジネスチャンスの創出などさまざまな可能性があると言われておりますので、今後の展開を期待しております。

また、にぎわい創出事業については、観光による滞在人口の増加や、移住・定住策による定住人口の増加をさせようということでもありますので、これはスマート林業もそうなんですけれども、目標に掲げてあるKPIですね、重要業績評価指標、こちらの達成状況、こういったものをしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

総合戦略は平成27年度からの5カ年の取り組みでもあり、先ほども言いましたが、本年度からが本格的に事業に取り組むこととなります。そこで、今後、人吉版総合戦略、地方創生をどのように推進していくのか市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人口減少に歯どめをかけ、市民が将来にわたり安心して暮らしていけるようにするためには、さまざまな施策を展開していく必要がございますが、その中でも、特に仕事の創生、雇用の場の創出が喫緊の課題と考えております。企業誘致という外からの雇用創出に加え、地域の事業所や住民の皆様と行政が一緒になって、地場の産業や地域資源等に新たな価値を見出していくことも大きな目標でございます。また、そこに住む、あるいは移り住んだ人が輝くことにより、地域が輝き、その過程を経て仕事生まれ、その仕事により人との交流へとつながり、さらなる仕事が創出されるという好循環のサイクルを生み出すことが、地方創生の成功の鍵でもありと考えております。

現在は、人吉球磨地域に豊富にある山林資源に焦点を当て、そこに近未来技術を活用するスマート林業事業や、訪れたい町から住みたい町へというコンセプトで移住・定住の促進を図る人吉にぎわい創出事業を国からの支援を受け進めておりますが、そのほかにも人吉球磨には農業を初め、日本遺産にも指定を受けた歴史や文化、鉄道、自然環境など、全国に誇れるたくさんの資源があります。この地域資源をうまく活用し、官民一体となってこれらの新たな組み合わせや、別の分野との連携で相乗効果を高めながら、仕事生まれる環境を整備していくことが重要と考えております。その実現のためにも、今後も国からの支援策を上手

に活用しながら、人吉市における地方創生事業に関し、力を注いでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 特に仕事の創出に力を入れるということとして、ぜひ民間の方々と連携をしながら、また地域資源を生かしながら、仕事を創出していただきたいというふうに思っています。また、国からの支援策をうまく活用するということではたけけれども、事業を進めていくには確かに財源は必要だということはわかっておりますが、例えば、この事業にちょっと予算が必要だから、ちょっと地方創生の交付金のメニューに盛り込んで申請してみようとかそういったのはちょっといかがかなというふうに思っておりますので、ぜひ地方創生につながるような、官民の連携によって地域が活性化するような取り組みを、ぜひ推進していただきたいというふうに思っております。

また、現在、地方創生の交付金を活用して行っている事業においても、今後交付金がなくなっても事業が継続できるよう今からしっかりと方策のほうを考えていただきたいというふうに思っております。

また、交付金を活用する事業だけではなくて、総合戦略にはさまざまな事業が位置づけられております。一つ一つ実行しながら、また検証しながら地方創生を推し進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。無人航空機（ドローン）の規制と活用について質問いたします。ドローンの取り扱いについては、昨年6月議会で豊永議員も質問されましたが、改めてドローンに対する本市の見解について質問していきたいというふうに思っております。

昨年4月に首相官邸にドローンが墜落するという事件が起き、その後も各地でドローンの墜落が相次いだことから、ドローンに対する法整備が急ピッチで進められ、同年12月から改正航空法が施行されることとなりました。今まで曖昧となっていたドローン等無人航空機に関する条文が追加され、より具体的な規制が行われることとなりました。しかし規制の一方で、4月に発生した熊本地震では、国土地理院がいち早くドローンを飛ばし、崩落した阿蘇大橋周辺の土砂崩れの状況や、大きな被害を受けた益城町の断層の様子を撮影し、災害状況の把握にも有効なことが改めて証明され、ほかにも落石などの危険箇所の監視や、構造物の劣化状況の把握など、人が近寄りにくい箇所を見る目としてドローンは活躍しております。

また、先日、テレビでも紹介されていたのですが、ドローンを片手に世界一周の新婚旅行をされた日本人がおられ、そのドローンを使って自撮りした世界の絶景の動画がすばらしいと世界中で話題となっているとの放送がありました。通常では見られない高さや角度から撮られた映像は、これまでとは一味違う魅力が表現されることから、鹿児島県や宮崎県日南市といった自治体では、ドローンによる映像を観光PRに活用している自治体も出てきており

ます。

そこで、本市においてもドローンを導入したらどうかと考えていたところ、何と本市は既にドローンを保有しているという話を耳にいたしました。そこで、まず本市がドローンを保有するに至った経緯、また管理している部署はどこなのかお尋ねいたします。

○**経済部長（福山誠二君）** 皆様、こんにちは。お答えいたします。

ドローンの保有についての御質問でございまして、先ほどの御質問にありました地方創生の中での平成27年度に実施いたしましたG空間近未来技術を活用いたしましたスマート林業構築業務、これの委託事業の中で使用いたしましたドローンを市で保管しているものがございます。これは借用ということで、お借りしているものでございます。保管している部署につきましては、この事業の担当課の経済部農林整備課でございます。

このドローンの使用につきましては、今後、今現在スマート林業の委託をしているところでございますので、スマート林業、そのほかにも林業災害とか、そういうものに使えないかということで、試験的に有効に使ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 2番。宮原将志議員。

○**2番（宮原将志君）** スマート林業の委託事業で使用したものをそのまま保管している、借用しているということですのでけれども、使用してもいいということであれば、さまざまな活用方法を考えていただきたいというふうに思っていますけれども、先ほども述べたように、昨年12月10日から航空法が一部改正され、ドローン等の飛行ルールが新たに導入されており、ドローンに関する制限が厳しくなったと聞いております。

そこで、改正航空法によるドローンの飛行に関する制限はどのようなものであるのかお尋ねいたします。

○**総務部長（井上祐太君）** お答えいたします。

余りこの方面詳しくないのですが、事務方が用意しましたので、しっかり御答弁させていただきます。

無人航空機に関する規制としましては、航空法の改正並びに小型無人機等の飛行の禁止に関する法律が制定されるなど、安全な飛行のための法整備が、先ほど議員も申されましたけれども、なされたところでございます。規制の内容としまして、地表または水面から150メートル以上の高さの空域、それから空港周辺の空域、それから人口集中地区の上空が飛行の禁止空域とされております。また、飛行の方法にも制限がありまして、具体的には、日の出から日没までの間に飛行させること。目視により常時監視して飛行させること。それから第三者または第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に、その距離30メートルを保ち飛行させること。それから、祭礼、縁日など、多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと。爆発物など危険物を輸送しないこと。無人航空機から物を投下しないこととされて

おります。ただし、これらの禁止空域または禁止されている方法にて飛行させる場合には、事前に国土交通省航空局に申請、そして許可を得なければならないとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 飛行する高さや時間、また飛行禁止空域などさまざまに制限があるようですけれども、改正航空法から見たときに、人吉市内において具体的な飛行禁止の空域はどのようになるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

本市において無人航空機（ドローン）の飛行禁止空域となるのは、国勢調査でいいます人口集中地区が規制の対象となっております。平成27年度の国勢調査はまだ公表されておられませんので、既に公表されております平成22年の国勢調査で申し上げますと、いわゆる市街地部分、東側は上新町の新馬場の踏み切りや願成寺町の熊田口団地周辺から、西側はゆめマーケット先の下薩摩瀬町の一部まで、それから川北側は農免道路より南の人吉東小、それから人吉西小学校区の一部から、川南側としましては、麓町から西間下町までの国道219号より北の一部が飛行禁止の空域とされております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） なかなか言葉ではどこからどこまでというのはちょっとわかりにくいところがあるんですけれども、要するに市街地部分においては大体飛行禁止空域なんだろうなというふうに思います。

また、イベント等で人が集まる場所も飛行禁止ということでしたけれども、ことしの花火大会のときに、数台のドローンが飛んでいたという話も耳にしております。そこで、市民の皆様に対して、ドローンの飛行に関する規制等の周知も必要ではないかというふうに考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

ドローン飛行の規制に関しましては、メディアによるドローン事故等のニュースで住民の方の関心も高まってきているものと存じております。人吉球磨地域でドローンを飛ばすというのは、まだケースが少ない状況でございますが、安全確保の観点により規制等の市民への周知を行っております。具体的には、お城まつりや花火大会などのイベント開催におきましては、会場周辺が飛行禁止の空域となっていること。また、多数の人が集まる催し場所の上空において飛行させることは禁止されておりますので、広報やイベントチラシに掲載し、ドローンを使用しないよう呼びかけている状況でございます。

飛行禁止の空域につきましては、言葉で表現するのは難しいこともありますため、先ほどの人口集中地区のことなんですけれども、今後もイベント開催時のチラシ、広報誌、ホーム

ページを活用いたしまして、さらには地図を使った周知、そういうものに取り組んでまいりたいと存じます。

ドローンの技術によるメリットや活用などはさらに広がりを見せておりますが、これはもう誤った利用方法や操作によっては人、物に損害を与えてしまう可能性もございますので、行政としての活用方法、市民の皆様の利用についての周知につきまして、あわせて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 事故があつてからではもう遅いので、イベント開催時には周知を行ってきたということですが、ぜひ地図等も使いながら、周知のほどよろしく願いいたします。

本市におきましても、ルールを守りながらドローンを活用していただきたいというふうに思いますが、本市として、現在借用しているドローンですが、今後どのように活用しようと考えていたのか。また、どのような活用方法が考えられるのか、本市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

ドローンの活用としましては、大きく行政事務への活用と、新たな産業創出につなげる取り組みに分けられると考えております。行政上での利用といたしましては、これは先ほど議員からもお話が出ましたように、災害後の被害の調査、それと人が近づきづらい橋梁などインフラの点検、それから観光PR写真や動画撮影などや、高齢者や子供たちの見守り等への活用、そういうものが考えられると思います。

産業創出では、山間地への物資輸送、既存産業の効率化への導入などへつながるのではないかと検討を進めておるところでございます。他のドローン活用検討事例では、離島での物資輸送の実証実験も行われる予定と聞き及んでいるところでございます。当市では、スマート林業事業を進めておりますけれども、林業の分野におきましては、森林資源の調査、それからニホンジカなどによる林業被害調査、山地林道災害の調査などに活用できるかと存じております。さらに、今後ドローンの技術開発が進むことによりまして、境界の確認、実際に森林施業を行う上で活用できる部分が新たに出てくるのではないかと期待をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 林業分野における活用が考えられるということでしたけれども、答弁でありましたようにスマート林業を進めていく上で、ドローンが活躍しているという話を聞いております。ですので、持っているだけではなくて、スマート林業を進めていく上で、

ぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

また、災害時においても、ドローンは被害状況を把握するには有効な手段と考えられますので、災害時にもドローンの活用をぜひ検討していただきたいというふうに思っております。しかし、ドローン本体があっても、操縦者（オペレーター）がいないとドローンも飛ばせません。現在、オペレーターを育成するドローンの講習会等も開催されておりますが、本市において、職員のオペレーターの育成はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

オペレーター育成に関しましては、当面のところ市が保有しているドローンの操縦に関する資格等が必要ないことから、今後のスマート林業、それから防災事業等の展開による調査、研究の場面で関係職員を対象とした操縦訓練を行ってまいりたいと考えております。しかしながら将来的には林業のほか、災害時の情報収集や緊急時にドローンが必要になった際に対応するために、オペレーター育成は非常に重要と認識をしておりますので、関係職員のほか、ドローン操縦に興味を持たれる職員等を募り、ドローン講習会等に参加する機会を奨励するなど、技術取得の環境を本市も整備してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） オペレーターを育成する環境を整備していくということですので、ぜひよろしくお願ひいたします。今後、ドローンは空の産業革命とも呼ばれるようにさまざまな場合で活躍すると思います。本市においても、今からドローンの活用方法を検討していただき、そしていつでもドローンが飛ばせるようにオペレーターの育成をあわせてお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、地域おこし協力隊について質問をさせていただきます。先日開催された全員協議会の中で、10月から地域おこし協力隊を募集し、来年4月から隊員の活動をスタートさせるとの説明がありました。地域おこし協力隊とは、田舎暮らしや地域の活性化への貢献を希望する都市住民が地方農村部の過疎地域へ移り込み、地域おこしの担い手として活動する制度であり、国においても平成27年度の2,625名であった全国の地域おこし協力隊の隊員数を、平成28年度までに3,000人まで拡充したいというふうに考えているようです。私もよそ者、若者の視点を生かした地域づくり、また隊員の人件費、活動費は特別交付税で措置されるということで、地域おこし協力隊という制度に大きな関心を持っておりました。

そのような中、今回、本市がふるさと納税業務、移住・定住に関する情報発信業務について2名募集されるとのことですが、まず本市が地域おこし協力隊を導入するに至った経緯をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等を行う地域おこし

の支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みである地域おこし協力隊は、年々全国的に取り組む地域がふえまして、平成21年度には全国で89名だった隊員数が、平成27年度には何と2,625名にまでふえるなど、地域活性化に向けた施策の1つとして注目を集めておるところでございます。

人吉球磨地域でも既に幾つかの町村が協力隊の導入を開始しておりまして、さまざまな分野で御活躍されていると伺っておりますことから、本市におきましても、地域おこし協力隊の導入につきまして、担当職員が総務省主催の推進会議に出席して情報収集を行うなど、導入に向けた検討をこれまで進めてきたところでございます。

本年4月の機構改革によりまして、企画課にシティプロモーション推進室を設置し、移住・定住促進に向けた体制づくりができましたので、今回の地域おこし協力隊を皮切りに、より積極的に事業を展開してまいる所存でございます。今回の協力隊の募集においては、ふるさと納税、移住・定住の推進に向けて協力隊の募集をしまいいりたく存じますが、どちらの業務につきましても、地域を外から見る視点や従来のやり方にとらわれない新しい考え方を持って取り組むことが必要であり、いわゆるよそ者ならではの知恵、経験を有する地域おこし協力隊が力を発揮するのにふさわしい業務であると考えたのが、今回の導入に至った経緯でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ふるさと納税、また移住・定住を推進していく上で、地域外からの視点、いわゆるよそ者の視点でそういったものが必要であるということで今回の導入に至ったということではありますが、今回、地域おこし協力隊を導入することによって、期待される効果はどのようなものがあると考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

地域おこし協力隊は実際に地域に住民票を移し、最長3年の任期を終えた後は、その地域の一員となることを目指した制度でございます。地域おこし協力隊としての任期中のさまざまな活動により、地域活性化への貢献を期待するのはもちろん、任期が終了した後は、定住者として地域の一員になっていただくことで、新たな仲間を得るという効果が期待できます。また、さきの答弁でも申し上げましたが、地域おこし協力隊はいわゆるよそ者としての考え方や経験を持っておられ、そうした人たちが地域に入って、さまざまな活動をされることにより、本市に新しい風を吹かせてくれることで、もともと本市に住んでおられる市民の方々への波及効果、相乗効果でございますけれども、そういうものも期待しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 隊員としての業務だけではなく、地域に入ってさまざまな地域活動を行って、また住んでいただくことによって、地域の活性化、地域の一員になるということが期待できるということでありますが、その地域に新しい風を吹き込んでくれる地域おこし協力隊を、本市は10月から募集を始められます。そこで、隊員となるための具体的な要件はどのようなになっているのか。また、どのように募集されるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、地域おこし協力隊員の制度としての地域要件といたしましては、生活の拠点を3大都市圏を初めとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域に移し、住民票を異動させたものであることとされております。具体的には条件不利地域以外の東京、名古屋、大阪といった3大都市圏内や3大都市圏外の政令指定都市に住所を有する隊員が、これは特別交付税、この間も申しあげましたけれども、雇用するに当たり、財源的な補填になりますが、特別交付税の対象となっているところでございます。

また、今回の地域おこし協力隊募集に当たって、本市が求める要件でございしますが、まずふるさと納税業務をしていただく協力隊員につきましては、現在、民間業者に委託している返礼品に関する事業者との折衝、それから出荷手配などについて、将来的に委託から直営に切りかわることも視野に入れ、その実現にふさわしい人材を求めていきたいと考えております。具体的には、流通業界などで商品開発や営業職の経験があり、社交性にすぐれたコミュニケーション能力を有する人材をイメージしております。

次に、移住・定住業務をしていただく協力隊員につきましては、外部からの移住者という協力隊員ならではの目線による情報発信に期待をし、まさに先輩移住者として本市への移住希望者をふやすべく、新たに立ち上げる予定の移住・定住専用ホームページの運用を中心に、広報誌、市のホームページ、facebookページなど、市が運用しております媒体を活用した情報発信などを担っていただける人材を求めてまいりたいと考えております。具体的には、出版広告業界などでの職務経験を有し、ホームページの更新作業や動画撮影についてのスキルがある方、そういう方たちの人材をイメージいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） ふるさと納税業務に関しては、過去にふるさと納税に力を入れて、返礼品の手続きは直営でやったほうがいいのかということで質問させていただいたので、期待しているところでありますが、どのように募集していくかということも質問していただんですが、隊員のほうをどのように募集していくのか、もう一度お尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集方法につきましては、市のホームページ、それからfacebookなど、市が運用する情報発信媒体による告知のほか、熊本県の移住・定住ポータルサイ

ト、一般社団法人移住・交流推進機構の移住・交流ポータルサイトでありますニッポン移住・交流ナビにおける募集広告掲載、そしてこのサイトに地域おこし協力隊への希望者登録をされている方々に対するメールによる情報発信など、直接的なアプローチをしてまいりたいと考えております。

そのほか、田舎暮らしの本など、地域おこし協力隊希望者も含めた地方への移住・定住に関心を持つ人が読者である雑誌への広告掲載も検討をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 募集については、ポータルサイトや雑誌への募集広告を掲載することを考えているということでありましたけれども、現在、隊員数も多くなっていますが、募集をされている自治体、こういったものもふえてきております。ですので、応募する隊員もいろんな自治体をとんびんにかけて、自分が行きたい魅力ある地域を探されているわけなんです。ですので、募集については、ネットワークを最大限に活用すること。また、いい人材の採用の決め手は行政担当者の熱意、行動力であるというふうに言われておりますので、待ちの採用ではなくて、メールをするということでしたけれども、攻めの採用を行っていただきたいというふうに思っております。

それでは、隊員を募集して、4月から業務を行っていただくことになりますが、そのときにふるさと納税の寄附額がふえるように商品開発をしてくださいますとか、移住者がふえるようなホームページをつくってくださいといっても、なかなか結果が出ないんじゃないかなというふうに私は思っております。そう考えたときに、地域おこし協力隊とは別に、寄附をしたい、移住したいと思わせるような魅力あるコンテンツづくりを行うようなプロデューサーみたいな役割の人間だったり、また現地で地域おこし協力隊にアドバイスをするアドバイザーみたいな、アドバイザーの役割を持った人間がいればうまく事業が進むと思います。

そこで、現在、総務省が行っている制度で、外部専門家、これアドバイザー招聘制度という制度がありまして、その制度を地域おこし協力隊の活動を進めるに当たって活用できないかと考えているのですが、鹿児島県の薩摩川内市が平成26年に、これは国のモデル事業であったのですが、外部専門家を招聘し、甕島で活動する地域おこし協力隊にアドバイス情報提供などを行い、共同で事業をされておられました。市の担当者にお話を聞かせていただいたんですけども、地域おこし協力隊に対して3年後、島でなりわいをつくっていく方策として、観光、地域づくりのほかの事例、ノウハウ、スキルを学んでもらうことができた。都市部の民間企業を現場に連れてきてもらい、民間企業のニーズを直接隊員や地域に伝えることによって、商品づくりの際の視点、マーケティングについてOJTで学ぶことができたなど、さまざまな成果があったそうです。このように本市も外部専門家アドバイザーを招聘して、隊員と共同して事業を進めてはどうかと考えますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

外部専門家（アドバイザー）制度、これは地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が地域活性化の取り組みに関する知見、ノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導、助言を受ける制度でございます。本市のような定住自立圏を実施する自治体、条件不利地域を有する自治体が議員が申されましたように対象ございまして、情報提供及び招聘に必要な経費につきましては、3年間に限り、特別交付税により財政支援が行われるということになっております。

現在、本市におきましては、外部専門家の活用をしていく計画はございませんけれども、多数の地域おこし協力隊を受け入れている先進的な自治体におきましては、協力隊の活動を支援するために、外部専門家を定期的に招聘している事例があると伺っております。地域おこし協力隊の問題点として、外部からの移住者ということから、地域になかなか溶け込むことができずに孤立しがちであること、それから活動に関して相談できる相手がいないなど、精神面でのサポートは大変重要であると言われております。さきに紹介しました先進地の事例では、協力隊が地域で十分に能力が発揮できるように、外部専門家による定期的な面談などを通じた支援体制を整えていると伺っております。本市におきましても、協力隊導入後の体制づくりを整えていく上において、外部専門家の活用は非常に有効な手段と考えておりますので、これは熊本県の担当者への相談、それから先進地での取り組みの実績などの研究、検討を今後してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） アドバイザーの招聘に係る交通費だったり、謝礼だったり、こちらは交付金のほうで措置されるということがありまして、また本市も有効的な手段であると考えているということでありますので、ぜひアドバイザー制度の活用を検討していただきたいというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊の任期後の定住状況ですが、定住状況につきましては、総務省が地域おこし協力隊の任期終了後の定住状況等を把握するために、平成27年3月31日までに任期終了した隊員の状況について調査を実施したところによると、任期を終えた隊員のうち、約6割が活動していた市町村か近隣地域に定住しております。また、任期を終えた隊員のうち、約8割が20代、30代であり、その中でも定住者の4割が女性ということでもあります。少子高齢化や人口流出が深刻な中で、地域おこし協力隊は若者の定住促進対策の有効な手だてであるというふうに考えますが、ほかの自治体での地域おこし協力隊の任期後の定住状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成27年、昨年9月に公表されました地域おこし協力隊員の定住状況等に関する調査結果

が出ておりますので、その結果によりますと、平成27年3月31日までに任期終了した日本全国の地域おこし協力隊員の47%の方が活動地と同一市町村に定住されており、活動地の近隣市町村内に定住された12%の方と合わせますと、約59%の方が活動地と同じ地域に定住しているという結果となっております。

先ほど5回目で御答弁しましたけれども、なかなか地域に溶け込むことができないということもあるわけでございますけれども、約6割の方はこういうふうに地域に定住されたという結果、なかなか確率的には高いんじゃないかなというふうに思っております。

また、熊本県の数字に関しましては、県の担当者に確認をいたしましたところ、全国平均とほぼ同じ約6割の方が任期終了後も同一地域に定住をしていると伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 全国的にも、県内を見ても約6割の方が定住しているということで、本市においても任期が終了した後もぜひ残っていただきたいというふうに考えているところなんです。任期が終了した後も、こっちは3年間ですね、最長3年間という協力隊の任期が終了した後も隊員が定住を希望した場合、定住に向けた具体的な支援策は、本市は何か考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

地域おこし協力隊への任期終了後の支援策についてでございますが、総務省の支援といたしましては、任期の最終年次、または翌年の起業をする者につきましては、1人当たり100万円を上限とした経費の支援がございます。任期終了後の起業による定住は、新たな事業の創造にもつながるため、この起業に向けた支援は有効なものであると考えております。

そのほか、支援策についてでございますが、基本的には地域おこし協力隊みずからが任期期間中においても、任期終了後の定住を視野に入れた活動を日々行っていただくことが重要であると考えております。最長で3年間の任期期間中において、地域おこし協力隊自身が地域に積極的に飛び込んでいき、地域の一員として住民の方とコミュニケーションを図っていくことが、任期終了後定住に最も必要なことではないかと考えております。もちろん行政としましても、地域おこし協力隊が少しでも早く地域に入り込んでいけるような手助け、例えば地域の人々と接する場を設けたり、協力隊の活動について広報などを通じて広く市民の皆様に周知していただくなど、協力隊に任期終了後も引き続き人吉に住み続けたいと思っただけのような支援を行ってまいりたく存じます。

球磨郡多良木町では、長年閉校されていた槻木小学校が開校されたニュースが話題になりましたけれども、あの方が恐らく学校が閉鎖されたということは聞いていませんので、まだいらっしゃるんじゃないかなと思っておりますので、ああいう事例もありますので、やはり地域がしっかり、この地域はモンロー主義でなかなか難しい人吉球磨でございますけれども、

温かく協力隊の方を支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 隊員の方が知らない土地に来るとするのは、相当な決断と覚悟を持って来られると思って、そう簡単なことではないというふうに思っています。私も隊員の方が地域の方々とコミュニケーションを図っていくことが重要ではないかというふうに考えておりますので、そこら辺はしっかりとサポートしていただきたいというふうに思っています。

それでは、この項目の最後の質問になりますが、今回の隊員の業務はふるさと納税業務、また移住・定住に関する情報発信業務であります。地域おこし協力隊の活動はさまざまな可能性を持っており、全国でもいろいろな分野で地域おこし協力隊が活躍されております。そこで、今後ほかの分野においても、地域おこし協力隊の活動を展開していく予定があるのかお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

今回は地域おこし協力隊の強みをより生かせる分野として、ふるさと納税と移住・定住の2つの分野での募集を行うことにいたしました。これら以外にも協力隊が活躍できる分野は多岐にわたっております。先進地における取り組み事例の中には、伝統工芸の復興や6次産業化などの農業支援、過疎化が進む地区での集落支援など多岐にわたる分野で地域おこし協力隊が活躍されており、本市においてもさまざまな分野での活躍を期待できるのではないかと考えております。その点からも、今後、積極的な活用を進めてまいり所存でございます。

しかしながら、一方で受け入れる私どもが心しておかなければならないことがございます。地域おこし協力隊については多くの成功事例がある一方で、残念ながら任期途中で地域を去ってしまう事例も少なくないと同っております。私は、地域の自立こそが地域おこしの本質的な目的ではないかと考えております。地域おこし協力隊の制度は、地域への移住・定住者をふやし、なおかつ外部からの人材を受け入れて地域に新たな考え方などを導入することで、地域の自立を積極的に促していくものでございます。その点を十分に理解しないままに、地域おこし協力隊を導入した結果、地域が自立ではなく、協力隊に依存してしまう体質になってしまえば本末転倒であり、地域おこし協力隊に任せればよいということではなく、従来から地域に暮らしている我々自身が、地域の活性化、まちづくりに能動的に取り組んでいき、それをさらに前進させていくために、協力隊に御協力いただくということを忘れてはならないと思います。

地域おこし協力隊は、自分の人生をかけて地域に来られます。受け入れる側となる我々も、そこを先ほど議員もおっしゃったように十分に理解した上で、そのことを重く受けとめながら、協力隊導入を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 確かに地域おこし協力隊はスーパーマンではありませんので、過度な期待だったり、依存ということはいけないだろうなというふうに思います。また、行政も補助金つきの使い勝手のよい臨時職員というふうに捉えてはいけないというふうにも思っております。しかし、受け皿が明確なビジョンを持っており、隊員の能力とマッチすればいろいろな分野で隊員は活躍できると思います。積極的な活用を進めていくということでありましたけれども、ぜひ今後、地域おこし協力隊の活動を検討していただきたいというふうに思います。今回はまず2名の採用となりますが、地域に刺激を与えて、変化を起こす担い手としての地域おこし協力隊の活動を楽しみにしたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。震災後の観光振興について質問いたします。前回の6月議会において、4月に発生した熊本地震の影響で人吉市の主な産業の1つである観光産業が大きな影響を受けているので、宿泊者向けの商品券などの予算をつけて観光客の方にお得感を感じさせる。また、地震の影響を受けた飲食店や小売店等にも、経済効果が波及するような取り組みを行えないかというような質問をさせていただきました。その後、本市において8月8日から観光客へのサービスの充実と、観光客の入り込みの早急な回復を行うことを目的として、宿泊者向けの地域振興クーポン券が1万枚配布されることとなり、質問した私もうれしく思っているところであります。

また、国においては、地震の影響により九州で約75万人分の宿泊にキャンセルが出たこともあり、九州観光の復活の起爆剤となる九州ふっこう割が開始されております。第1期である7月から9月の熊本、大分での商品割引率は最大で70%であり、7月1日からの発売直後から予約が殺到し、この九州ふっこう割が追い風となり、旅行客の客足も戻ってきていると言われております。そして、先週から第2期分の九州ふっこう割が発売されておりますが、九州ふっこう割が本市にどのような効果をもたらしているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

事業効果ということでございまして、一番影響を受けましたのが熊本と大分ということで7割。これは10月となりますと5割ということで落ちるわけです。そのほかに風評被害があった各九州、福岡、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島につきましては、5割から4割に落ちることがございまして、現在のところ、温泉観光旅館及びビジネスホテルから抽出いたしました8事業所、ここの宿泊者数でふっこう割、これは販売前の5月から6月を比較いたしますと、前年に比べ90から93%と減少しておりました。これがふっこう割発売後の7月と比較いたしますと、118%と増加をいたしております。8月につきましては、まだ集計が完了していないところでございますが、7月に比べさらに多くのお客様に御利用いただいていると聞いているところでございます。

これまで関係団体との連携、協力を図りながら、観光宣伝や情報発信を行いまして、人吉の元気をアピールする努力を続けてまいったところでございます。九州ふっこう割の効果も加わりまして、多くの観光客の皆様が本市を旅行先に選択していただいたと。これは増加に転じているところでございます。引き続き関係機関、また観光関係の団体の方々と緊密な連携を図りまして、より効果的な取り組みを進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私の東京の友人が九州ふっこう割で人吉に来たんですけれども、そのときにもなかなかホテルがとれなかったということで、かなりの効果が出ていたのかなというふうに思いましたけれども、本市が行ってきた取り組みに九州ふっこう割の効果に加わり、多くの方に人吉に来ていただいたということで、一安心しているところでもございます。

また、先ほど延べました人吉温泉観光協会が実施している地域振興クーポン券ですが、こちらは8月8日から宿泊者を対象に配布されておりますが、この地域振興クーポン券が地域経済にどのような効果をもたらしたのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

クーポン券のほうの効果ということでございます。このクーポン券は、人吉温泉観光協会が実施いたしまして、対象施設に宿泊されましたお客様の宿泊金額に応じて、市内提携店で使用できる商品券を交付するものでございます。1部屋の料金が1万5,000円以上御利用の方には2,000円と。それから、5,000円から1万5,000円未満の方には1,000円を上限として配布しているものでございます。8月7日に用意いたしました1万枚のクーポン券を宿泊施設に頒布完了しているところでございまして、8月31日までに人吉温泉観光協会に精算請求されたクーポン券の数でございますけれども、これが3,930枚、約4割でございます。

利用店舗及び利用目的の重立ったものは、宿泊施設内の売店やお土産店でのお土産購入、これが一番多いんですけれども、それから飲食店での食事、ガソリンスタンドでの給油等も入っております。お客様や施設からはクーポン券を利用いたしまして、買い物や食事ができて、さらに地域の商店を利用するというところで、人吉の活性化に協力できるんだと利用されたお客様に喜んでいただいているといった声、こういったものをいただいているところでございます。宿泊施設だけではなくて、地域経済の活性化への効果を発揮できているものと今評価しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 1万枚の配布が完了して、8月31日までに精算請求が来ている分が約4,000枚ということで、返ってきて請求が来ている分が4,000枚ということですので、かなりの枚数が出ているんじゃないかなというふうに思っております。お土産店や飲食店、またガ

ソリンスタンド、それからスーパーとかでも使われているというふうにも聞いておりますので、私も経済効果はあったのではないかなというふうに思っております。

九州ふっこう割、また地域振興クーポン券の効果は出ているようですが、第2期分の九州ふっこう割が12月で終わります。関係者の間でも、ふっこう割の利用期間が終わった後が心配であるというような声が出てきております。割引終了後の誘客が課題となってきておりますが、ふっこう割が終わった後の観光振興策、これはどのようなものを考えているのかお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

ふっこう割が終了すると、これは12月で終わるわけですがけれども、来年からの観光振興策ということで、これは計画を含めまして答弁をさせていただきます。ふっこう割が終了後の、いわゆる揺り戻しでございます。これは観光客の減少を最小限に抑えるための対策でございますけれども、オフシーズン及び平成29年度上半期に向けまして、これは12月から始めますけれども、1月、2月にテレビスポット、情報発信ですね、現在もやっていますが、これもさらに引き続きやっていくということでございます。それから、各観光団体とも協力いたしまして、キャラバン隊による旅行エージェントの訪問、これは今、なかなかしばらくやめていたというか、盛んにやっていなかった時期があるんですよ。そこで、今やはり相手の顔が見えないとできないと。観光というのは相手の顔を見てやるものだと、こういうものをもう一度基礎からやり直すという感じでもございますけれども、新たにエージェントのほうへの訪問を、しかも福岡を中心として観光宣伝ということでございます。

さらにくまもと県南観光連携事業実行委員会、こういったところとの広域観光連携を行っている組織によりますと、いわゆる香港へのインバウンド観光宣伝、これは外国からのお客様が一時この震災によって非常に減ったということでございますけれども、こういった香港からのお客さん、そして台湾からのお客さんが非常に多うございますので、そういったインバウンドにも力を入れたいということでございます。

これにつきましては、先日の新聞に出ておりましたが、人吉温泉観光協会の駅前の観光案内所が外国人の観光案内所として認定されたというのがございましたので、それとか、今、県内の観光と申しますと、クルーズ船が来て、この前初めて人吉に来たというのがありますので、こういった新たな取り組みといいますか、そういう素材も出てきたということで、こういうものをいかに生かしていくかということが非常に大事なところでございますので、これも活用していきたいと。こういったようにさまざまな方法でこの人吉温泉の元気をPRして、観光客の増加につなげていきたいということであります。

私どものほうといたしましては、5月に地震復興のための経済活性化連絡会議を発足しております。8月に途中経過の報告会をいたしまして、さあこの次は何をやっていきたいと思いますか、という会議をしております。これをさらにまた続けていくわけでありましての

で、そこで10月ぐらいに会議をもう一回やろうかと思っておりますけれども、そこで12月以降の対策会議もやろうじゃないかと。それには何が必要かと。皆様方で話し合いをしながら、新たな復興策も考えていこうじゃないかと。これは観光、行政だけでやるんでなくて、民間の方、観光関係の方も全てオール人吉でやろうじゃないかと。現在そういう取り組みをやっているわけですから、今後もオール人吉でやっていきたいと思いますということで、私どもは取り組んでいきたいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） オール人吉でやっていくということですので、私もできる限り協力のほうをしていきたいというふうに思いますけれども、本市の今後の取り組みとして、テレビスポットなどの情報発信だったり、キャラバン隊を組んで観光宣伝を行っていく、人吉をPRしていくということでありました。また、インバウンドにも力を入れるということで、クルーズ船、私もこの間、青井神社のほうでクルーズ船で来られた観光客の方を見ておったんですけれども、なかなかちょっとお土産は売れなかったという話も聞いておりますので、どのようなものに興味を示されるのかとか、こういうようなものも検討していかななくてはいけないのかなというふうに思ったところであります。

今後の観光振興でございますが、私がちょっと期待しているのが、来春から運行を予定しているJR九州の新しい観光列車「かわせみ やませみ」でございます。各地で導入されている観光列車は、沿線自治体にとって観光増の大きな柱にもなっていることもあり、この「かわせみ やませみ」にも大変期待をしているところでございます。この列車名にもなっているやませみですが、山地の溪流や池の周囲に生息しており、都会にはあらわれないというふうに言われております。しかし、珍しいことにこの人吉ではやませみを町中で見ることができるということで、各方面からやませみを人吉のシンボルの鳥にというような要望もあっており、今議会の「やませみを第2の市の鳥に」という陳情書も出されております。今回、観光列車「かわせみ やませみ」が走る肥薩線の沿線自治体である八代の鳥、球磨村の鳥はかわせみであり、人吉市のシンボルの鳥をやませみに指定することで、観光列車「かわせみやませみ」の運行にあわせ、統一した広域的なイベントを開催するとともに、それぞれの自治体の鳥を活用した広域的な観光が展開できるのではないかとこのようにも考えております。

そこで、市長は、やませみの人吉市のシンボルの鳥、市の鳥に制定することについて、どのように考えているのか。また、観光列車「かわせみ やませみ」を活用した広域的なイベント、観光の展開についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

やませみを市の鳥に制定する考えはという質問だというふうに思いますが、人吉市を象徴する鳥といたしましては、昭和47年にウグイスを指定しているところでございます。やませ

みを自治体の指定の鳥としている自治体は、北海道千歳市、岡山県高梁市、鳥取県三朝町などがございます。かわせみを自治体の指定の鳥としている自治体は多数ございまして、熊本県内では八代市と球磨村でございます。また、自治体によりましては複数の鳥をしているところもございますので、市の鳥として指定するのか、また、指定するとしたら、どのような形にするのか、今後議論をしていく必要があるかと存じます。以前からそういった要望もいただいております、先ほど議員もおっしゃいましたように、今議会へも陳情が提出されているようですので、議会とも相談を申し上げながら検討してまいりたいと存じます。

実は、以前より本市はやませみと人が共生をしている全国でも珍しい都市であるという話を私も伺っておりまして、この夏には直接研究者の方とお話をする機会がございました。私といたしましては、ぜひ、やませみの市の鳥の指定に前向きに取り組んでいきたいと存じますし、来春の観光列車「かわせみ やませみ」の運行という慶事にあわせることができれば、さらにすばらしい話題を提供することができるものと考えております。

また、沿線の八代市と球磨村の市村の鳥がおっしゃいますようにかわせみで、本市がやませみということになれば、JR九州さんのPR戦略にもぜひ御活用いただけるものと期待をするところでございます。観光列車が開通することで、その八代市や球磨村との広域観光連携をということでございますが、観光列車イベントにつきましては、SL人吉開通と同様に、JR九州様及び沿線自治体関係者と今後協議しながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） やませみの市の鳥の制定については前向きに取り組んでいくということで、またイベントについても関係自治体とも協議をやっていくということで、ぜひ実現に向けて御尽力いただきたいというふうに思っております。

この観光列車「かわせみ やませみ」は本市の観光にとって大きな武器になると思われまます。運行までまだ時間はありますが、「かわせみ やませみ」を使った観光プロジェクトもしっかりと考えていただき、本市の観光振興に生かしていただきたいというふうに思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時38分 散会

平成28年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月15日 木曜日

1. 議事日程第4号

平成28年9月15日 午前10時 開議

- 日程第1 議第72号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第73号 平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第74号 平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第75号 平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第76号 平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第77号 平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第78号 平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議第79号 平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第80号 平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第10 議第81号 平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議第82号 人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第83号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第84号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第85号 市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第86号 国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について
- 日程第16 議第87号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議第88号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報第5号 くま川下り株式会社の経営状況について（第55期事業計画書）
- 日程第19 一般質問
1. 仲村勝治君
 2. 高瀬堅一君
 3. 井上光浩君
- 日程第20 委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議第89号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議事日程のとおり

3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教	育	長 末次美代君
総	務	部 長 井上祐太君
市	民	部 長 今村修君

健康福祉部長	村口桂子君
経済部長	福山誠二君
建設部長	大淵修君
総務部次長	小林敏郎君
総務課長	小澤洋之君
財政課長	植木安博君
水道局長	中村則明君
教育部長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
議事係長	栞原亨君
書記	白坂禎敏君

午前10時 開議

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に、議第89号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第89号

○議長（田中 哲君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第89号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第89号に対しての質疑は、本日の一般質問終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君）（登壇） 皆さん、おはようございます。17番、仲村でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。項目は、消防行政と市民の声であります。

まず、消防行政の人吉市消防団について質問してまいります。

平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されました。

第8条に、「消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である」と規定されています。この法律にありますように、人吉市民の安全・安心を守るために、地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の中で消防団は中核となる重要な組織であります。

人吉市は今後10年くらいで町の形態が大きく変化する時期に来ていると思います。理由は2つあります。1つは、人口減少が続いていること。平成18年の総人口は3万7,000人余り、平成28年の総人口は約3万3,000人。10年で約4,000人が減少しています。もう1つは、市庁舎の移転であります。今まで麓町が中心であったのが西間下町になり、市街地の人や物の流れが大きく変化すると思います。

市民の安全・安心を守るために、人口減少による弊害をなくし、地域の核となる消防団が必要と考えます。消防団の現状について質問いたします。

人吉市消防団の階級及び定員は、団長1人、副団長3人、方面隊長5人、分団長7人、副分団長7人、部長22人、副部長22人、班長66人、その他の団員426人で、条例定数は559人となっています。部長以下の団員で、女性消防隊15人、機能別消防団101人を除く団員420人について質問いたします。団員の実数は何人なのか。団員の年齢、平均年齢と最高年齢、最少年齢は何歳なのか。団員の就業形態、そしてその割合についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） 議員の皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず、消防団員の現状についてでございますけれども、平成28年4月1日現在の消防団員数は、定数559名に対しまして、機能別消防団員の101名を合わせました実数510名となっております。議員の御質問の部長以下の団員の実数でございますけれども、これは21部がございますので、21部で368名おまして、5分団2部、これ蓑野町、古仏頂町の13名が最少団員数でございます。平均年齢は33.4歳、最高年齢が48歳、最少年齢は19歳となっております。また、就業形態並びに割合につきましては、入団後に転職をされている団員もおられますので、現在の勤務先の確認をすることができていないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 団員の就業形態と割合についてなんですが、団員の就業形態、サラリーマンとか農業とか自営業、この割合についてはわかりませんか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

団員の管理システムというものがございまして、その情報の中でカウントしていきますと、被雇用者、サラリーマンの方が389名、自営業の方が39名、農業などの家族従事者の方が44名、その他の方が38名となっております。

市内外の在住者でございますけれども、全団員、先ほど私が申し上げました510名のうち、市外在住者の方は6名ございまして、それ以外の方504名になります、計算いたしますと、

全て市内の在住者となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 2015年3月1日の広報ひとよしのことでございますが、これに防災サポーターという特集記事がございまして、この防災サポーターという言葉が、私は例規集をずっと探したんですが、防災サポーターという言葉が入っておらずに、平成26年2月の全員協議会の資料で、機能別消防団の制度が発足して、この機能別消防団を防災サポーターと呼ぶようなことで説明されております。

この防災サポーター、機能別消防団の中が2つに分かれるんですね。分団に配置される者と本部に配置される機能別消防団、この和、人数をちょっと教えていただきたい。

○総務部長（井上祐太君） 通告の中にそういう質問ございませんでしたので、お答えはできません。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） これは消防団の現状についてというところで私通告しているはずなんですが、この防災サポーターも消防団の中で働いているわけですよ。機能別団員が101人配置されてますが、この101人が、全員協議会では、機能別消防団の分団に配置されている鹿目、田野、矢岳、これが33名ですね。そして、新たな機能別消防団制度で防災サポーターが創設されているわけです。この防災サポーターの団員については、下のほうにその次に約70名の候補者があったと書いてあります。実数はこれちょっとわからない。その実数をお尋ねしたい。

○総務部長（井上祐太君） お時間をとらせて申しわけありません。

現在、機能別消防団101名いらっしゃいまして、機能別団員が33名、残りの68名の方が防災サポーターとなっております。

お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 消防団の現状なんですが、消防団の組織図、この広報ひとよしの中では組織図が書いてあるんですが、消防団本部のところの色刷りしてあるんですが、団長、防災サポーター、副団長、ラッパ隊、女性消防隊、第1方面隊長、第2方面隊長、第3方面隊長、第4方面隊長、第5方面隊長、これ全て本部要員です。この人数は100名ぐらいになるんです。この本部要員が100名ということは間違いないか、ちょっとお尋ねしておきます。

○総務部長（井上祐太君） ただいまの議員が申された内容につきましては、間違いはないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 消防団の現状については大体把握できましたが、次の消防団と災害支部の関係について聞きたいと思います。

人吉市災害対策支部は、球磨川より北側に3支部、川北支部、林・薩摩瀬支部、中原支部、中原支部は大柿、小柿を含んでおります。球磨川より南側に4支部、川南支部、間支部、大畑支部、西瀬南支部となっております。消防団の災害支部の配置は、第1方面隊は球磨川を挟み川北支部に120人、川南支部に20人、第2方面隊は万江川を挟んで林・薩摩瀬支部に20人、中原支部に40人、第3方面隊は球磨川を挟んで林・薩摩瀬支部が20人、西瀬南支部が40人と編成されております。

大規模災害時に団長の指揮命令がなければ消防団員は動きません。災害支部の指揮命令は市長がいたします。消防団の指揮命令は団長であります。方面隊長までは本部要員ですので、本部から各分団長に連絡体制が確実に伝達できるのか、またその方法についてお尋ねしておきます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

第1方面隊、第2方面隊、第3方面隊は球磨川を挟んで災害支部が分かれています。しかしながら、災害支部が分かれておりましても、方面隊長や分団長、副分団長から各部長への指示につきましては、防災行政無線の携帯型無線機等を活用して、そして連絡体制をとっておるところでございます。その確実性は十分あるということをお答えさせていただきます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） ただいまのお答えは無線で連絡するというところでございますが、この機器が故障した場合、連絡がとれなくなるのではないかと私は危惧するわけですが、球磨川も万江川も過去大水害を発生させた川でございます。川を挟んだ方面隊の編成、方面隊長は本部詰めでございますから、庁舎中だろうと思います。人吉市ではこの方面隊編成では十分な力が発揮できないのではないかと感じがしておりますが、消防団の編成についてはこの次に言いますので、ここで回答は求めませんが、大災害時に防災サポーターの動き、災害支部が大災害時に設置されたときに、避難活動を行う防災サポーター、さっき言われていた68名、この68名は支部に配置されているのが妥当と思いますが、この68名の配置はどうなるのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

68名のサポーターの方の活動というのは、所属される町内から出ていただいておりますので、その部が活動の拠点になるということでございますけど、状況によっては広域的な活動になる、要するに部だけじゃなくて分団、それから状況によっては方面隊まで行くんですけど、今のところはそこはないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 防災サポーターというこの呼び名が、どうも私、ボランティア組織というぐあいに聞こえるんですが、機能別消防団の団員ということで市では定めてありますから、この機能別消防団の団員は市長が定める特定の事務を処理するというのがあります。市長が定めた特定の事務処理、これ要項があると思いますが、どんな内容になっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

市長がさまざまな業務の指示を与えるというようなところで、そういうふうな位置づけはしてありますけど、基本的にはやはり災害時には、対策本部等々が設けられますと、当然対策本部には消防団長が来られますし、市長のほうも当然本部長として入られるわけですので、大災害、そしてさまざまな水害、それから土砂災害警報等々が、大きな災害が予測される場合には、それに準じたところで、例えば支部にお願いいたします、消防団にお願いいたします土のうの積み上げとか、そういうものも当然団員が足りない場合は市長、それから団長のほうから要請をさせていただいているところでございます。

最近のところであれば、前回、西間のちょうど警察の裏へんで水路が氾濫いたしまして、土のうを200袋ぐらい積むような状況の作業が出てきたわけですが、現状では消防団と支部の職員で対応をさせていただきましたが、状況によってはそちらのほうまで機能別、もしくは防災サポーターまでお願いをすることも考えておりましたけども、そこまでは至らなかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この機能別消防団員の特定の消防事務に関する要項というのがあるんですが、この中に職務が決まっているんです。職務第5条に、「市長が定める機能別団員の特定の職務は、次の各号に掲げるものとする」とあります。担当区域における火災の初期消火及び後方支援、大規模災害時における避難支援、3番目に自主防災組織への協力及び指導、4番目にその他団長が特に必要と認める職務と、職務が明確にされていますが、大規模災害時における避難支援というのは確実に要項に定めてあります。

ということは、災害支部にやっぱり避難誘導するときには必要な方じゃないかなという気がするんです。災害支部に配置するべきじゃないかと考えますが、執行部の考えをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

当然、大規模災害が起きたときは、私たちもほとんどイメージができないような状況で、現在、一昨日からずっとお話をしております業務継続計画（BCP）、現在策定中でございます。

ますけど、市職員が恐らく災害の指定避難所、本部に来れるような状況、これは相当厳しい状況にあるというように今予測しております、それを補足するために、やはり市職の経験者、OBの職員さんであったり、先ほど議員も申されましたように消防団以外、消防団の方も被災をされるということは予測されますので、それを補足する意味でそういう機能別消防団を使うとか、そういうものは当然必要なことでございますので、業務継続計画の中でどういうふうに機能別消防団、それから防災サポーターもどの辺までお願いするのか。

ただ、あくまでも後方支援ということは消防庁のほうの計画の中でも位置づけられておりますが、今、議員も申されましたので、そういうところをやっぱり、余り逸脱しないような状況の中で計画、そして動員機能を活用させていただければありがたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは次の、自主防災組織との連携についてお尋ねいたします。

消防団の役割として、初期消火とか避難誘導、救助支援、避難所の支援などが地域住民と密接なつながりがございます。自主防災組織計画には、町内会長には日ごろより消防分団、災害支部との連携を密にし、災害時の対応を協議しておくものとあります。

質問は、団員が町内にいない、町内の中に団員がいない場合、また団員が町内のことがよくわからない場合、よそから勤務した人が町内に来ているとかそういう場合、災害時の避難誘導の打ち合わせ、これなどの訓練はされているのか。自主防災組織とのかかわり合い、どういう指導をされているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成8年の現在の組織に再編された経緯から見ましても、広域的な組織編成による避難誘導、それから災害防止活動による団員の要請が可能となっております。また、消防団員の出身町内への帰属意識は、やはりこれは強いものがあるものの、消防団活動を通して管轄町内への責任、認識も強く持っておられますので、議員がおっしゃったように、消防団員がおられない町内でも、これは十分に連携はとれておると認識をしているところでございます。

訓練等々でございますけども、そういう指導も行っているのかということでございますが、災害時の避難誘導の打ち合わせなど詳細な訓練は行っておりませんが、現在、福祉課が開催する支え合いマップづくりの策定過程におきまして、これは消防団員が出席されて実際策定に携わられたというような実績もございまして、まだ多くの町内がこのマップづくりを行っておられませんので、今後作成する際におきましては、消防団員にもやはり積極的に御参加をしていただくように促してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、次の団員確保の取り組みについて質問してまいりたいと思います。

団員確保の取り組みについて、人吉市地域防災計画書の支部編成表の記載では、多くの市職員が消防団員の役目を担っています。市民として本当に感謝申し上げます。

人吉市消防団条例第2条の任命が次のように定められています。「消防団長は、消防団の推薦により市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から市長の承認を得てこれを任命する」とあります。「本市に居住または勤務する満18歳以上の者であること、志操堅固、身体強健であって団員の任務に耐え得ると認められる者であること」とあります。

質問は、満18歳以上で身体強健ならば、学生や女性でも団員に加入できると思います。加入促進に向けてどのような行動をされたのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これは、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、この成立に基づいて、大学生、それから専門学校生といった若い人材確保に取り組むということになって、国を挙げて消防団員の不足をやはり補っていかうというようなことでございます。

本市におきましては、専門学校と申しますのは九州技術教育専門学校が考えられますが、それぞれ個々の消防団の勧誘活動におきまして、当該校の学生さんへの声かけはあるかもしれませんが、今のところ本市のほうから学校側に対しまして直接入団をお願いするような働きかけは行っていないところでございます。

また、女性の加入につきましては、平成14年11月に発足いたしました女性消防隊に加入をいただいているところでございますが、中には、もう女性隊では飽き足らず、21部今あります、そこに入りたいと入部を考えていらっしゃる方も聞いておりまして、今年度の消防団理事会においても議論をされたところでございます。非常に私たちもありがたいと、心強いというふうに思ったところです。やっぱり女性の力もここまで来ているのかというような状況でございます。

男性の団員数は年々減少しておりますが、女性の団員数は現在増加をしているというふうに現場のほうから聞いております。今後も消防団理事会、消防委員会におきまして、やっぱり女性の消防活動というのは非常に難しいところもございますので、その辺をしっかりと議論しながら、今後の検討事項とさせていただきますながら、協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 女性が隊員になる場合は、施設面とかでいろいろな問題が出てくると思いますが、できるだけ希望者がいたらやっぱり団員になってもらうほうがいいんじゃないかという気がいたします。

消防団の実数故人吉市は増加したとあります。人吉市の場合、広報ひとよしには55名の増

加となっていたと思うんですが、増加した市町村には、今言われた25年12月の法律改正で交付税措置が増加するようになってはいるんですが、この増加対象になっているのか、またその交付税の額は幾らなのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

平成26年度から消防団員確保のための経費に対する特別交付税措置の拡充が図られたところでございます。拡充のための基準は2つございます。

1つ目の基準が、標準団員数の2倍以上の消防団員がいる市町村が対象となっているようでございます。ただ、本市の場合は、直近の平成27年度で計算いたしますと、標準団員数は375名でございます。その2倍というのは750名でございます。それ以上の消防団員が必要となります。本市は平成27年4月1日現在の実員数が523名でございますので、この1つ目の基準には該当していないということでございます。

2つ目の基準が、平成27年4月1日現在の消防団員の実員数が、前年度の同日、要するに平成27年4月1日と比較する前年度同日、平成26年、1年前の4月1日よりも増加している市町村、ここには該当するというところでございます。本市の場合は、平成26年4月1日は510名でございます。平成27年4月1日現在が、先ほど523名ということでお答えしましたが、この基準日では519名でカウントしておりますので、これは明らかに9名ほど増加しておりますので、該当するというような状況でございます。

金額につきましては、算定が、特別交付税の場合はルール計算といたしまして、非常に複雑な計算になっておりますので、詳しくこれということで算出はできませんけども、今までの実績を見ますと、おおよそ240万程度となっておりますのでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 団員確保のことで、防災サポーターの団員が68名、この人たちが70歳定年ということで、おおむね70歳ですね。70歳の定年で退職されて、また亡くなったりした場合、この防災サポーターの補充、これについてはあるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

補充ということでございますけど、やはりこれは、現在の消防団員の方たちの実員数だけでは当然さまざまな状況に対応できませんので、やはり適時に、そういう状況がありましたときには機能別消防団、サポーターの方の力というのは非常に、OBの方がたくさん入っておられますので、必ず補充のほうもしっかり考えてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、総務部長が言いました。補充はOBを考えているということでございます。消防団の組織は分団があつて、部があつて、各町内からあるんですが、その中に

後援会組織があるんですね。この後援会組織というのは主にOBがやっていたわけなんです。そのOBが現職のほうの防災サポーターのほうに繰り入れられた場合、この後援会組織というのがなくなっていくんじゃないかなという気がいたしますが、そのこのところはどう考えておられるかちょっとお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員がお住まいの願成寺はそういう状況かもしれないけれども、私が住んでおります西間下町はそういうことはございませんで、後援会だけではなくてOB会というのもございまして、西間上下挙げて消防団のほうをバックアップしていると、そういう状況でございます。

当然、町内の役員さん方で消防のほうの後援会も組織されておりますので、さまざまに、各町内ごとにそれぞれ抱えられる事情は違うと思っておりますけれども、やはりさまざまな状況の中で消防団のバックアップというのはやっていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 自主防災組織の団員確保まで今終わりましたが、次の団員の処遇の改善について入りたいと思います。

団員の処遇の改善についてお尋ねいたします。

人吉市では、条例に基づき、消防団員に対して報酬、費用弁償などが支給されております。人吉市の場合、基本消防団の年額報酬、定数559名ですよね。団長が9万3,500円、副団長が7万6,600円、方面隊長が5万8,600円、分団長が5万3,400円、副分団長が4万8,500円、部長が4万7,500円、副部長が2万7,500円、班長が2万2,500円、団員が2万1,500円、機能別消防団員が6,000円となっております。

近隣の町村の基本消防団員の年額、これをお伺いいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

球磨郡の主な階級の報酬額ですが、団長、分団長、部長、団員ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

まず、団長は、近隣の錦町が11万4,000円、多良木町、あさぎり町が11万3,000円、湯前町が11万1,000円、それから水上村が10万9,000円、相良村、山江村が11万6,000円、五木村が13万円、球磨村が11万5,000円となっております。

次に、分団長でございますが、錦町、多良木町、相良村、あさぎり町が6万2,000円、湯前町、球磨村が6万1,000円、水上村が6万6,000円、五木村が8万円、山江村が6万3,000円となっております。

次に、部長でございますが、錦町が4万3,000円、多良木町、あさぎり町が4万4,000円、湯前町が4万2,000円、水上村が3万9,000円、相良村が4万1,000円、五木村が4万5,000円、山江村が3万4,000円、球磨村が3万3,000円となっております。

最後に、団員でございますが、錦町、多良木町、相良村が3万円、湯前町、山江村が3万1,000円、水上村、球磨村が2万9,000円、五木村が3万2,000円、あさぎり町が3万1,200円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉市は団員は非常に安いと思うし、団長も非常に安いと感じます。

これももう少し上がらないかなと思うんですが、それはおいておいて、総務省の27年2月24日の資料によりますと、一般団員の年額報酬の比較表が資料にあります。全国1,742団体の資料でございますが、ゼロ円から3万6,500円の10段階に分けた資料でございます。

全国1,742団体でゼロ円の報酬が6団体あるそうです。ただし、これは平成27年度中に解消の見込みとあります。1円から5,000円未満の団体が6団体。5,000円から1万円未満の団体が29団体。1万円から1万5,000円未満の団体が150団体。1万5,000円から2万円未満の団体が227団体。2万円から2万5,000円未満の団体が299団体あります。人吉市はちょうどこの区分に入るようでございます。それから、2万5,000円から3万円未満の団体が277団体。3万円から3万5,000円未満の団体が232団体。3万5,000円から3万6,500円未満が81団体。3万6,500円以上の団体が435団体でございます。

地方交付税算入額は団員1人当たり年額報酬が3万6,500円で計算してあるそうです。出勤手当が1回当たり7,000円。今、球磨郡の町村の各団体の報酬を教えてくださいましたが、人吉市の年額の報酬は低いと思いますが、この年額報酬をどうにかならないか、もう少し上がらないかということなんですが、このことをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

消防団員の年報酬につきましては、平成16年4月1日から現在の報酬額となっております。先ほど私が球磨郡の町村の実態を説明させていただきましたが、球磨郡の町村と比べますと、副分団長と部長以外の階級が低いのが現状でございます。ただ、これはいつもこういう議論になるんですけど、市と町村では財政規模も違いますし、さまざまな抱える問題もありますので、やはり違いが出てくるのは当然のことでございます。

総務省から市町村に対して地方交付税単価を踏まえた報酬額に引き上げるような要請はなされておるところでございます。普通交付税の単価、これは基準財政需要額に算入をされております単位費用でございますけども、交付税単価におきましては人口10万人の標準団体が団員数が576人として算定をされておりますので、本市の人口規模と団員数などの条件を考慮して検討を行う必要があると考えております。

具体的に申しますと、直近の一番新しい交付税の基準財政需要額の中の消防団員の報酬はどれだけ交付税に入っているのかといいますと、人口10万人で2,152万円でございます。これを、本市の場合は人口が3万3,891人でございますので、これで割り落とす、要するに補

正係数等々で割り落とすわけなんですけども、そのときに算出された経費が962万円ということで、現在本市が消防団員の報酬等を予算化しているのは大体1,000万円ぐらいでございますので、基準的には国の基準をほぼ踏襲していると。ただ、単位費用なんかでいきますと、やはり階級別によって違うところもございますので、非常にその辺の検討は難しいものもあるということでございます。

報酬のほかに支給されております出動手当等につきましては、これまで対象にはありませんでした防火パレード、それから年末警戒、消防出初め式についても、本年度からの支給の対象といたしたところでございます。さまざまに報酬の不足分をこういう手当等々を使いましてできるだけ補填をしていこうというような、現在取り組みを行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今、総務部長が言われた基準財政需要額、交付税のことなんですが、総務省の資料によれば、人口3万人のところでは基準財政需要額が必要なのが4,220万と書いてあります。それで消防団員、その中で今言われた人口10万人のところにも計算書いてありますが、人吉市の場合4,220万円が基準財政需要額で入ってくるんじゃないかと思うんです。そのくらい入ってきませんか。

○総務部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げたのは、報酬に特化してお話をさせていただきましたので、基準財政需要額の中にはこのほかに需用費、団員の被服費とか、安全確保装備とか、情報通信機材、それから負担金等々も入っているわけでございまして、当然退職報償金の共済の掛金等も入っておりますので、今、議員がおっしゃった四千何百万というのは全体的な、普通交付税の中の消防費の中にまだ細節で、下球磨消防の算定をします常備消防費と、あと非常備消防費とメニューがいっぱいあるんですよね。そういうところではないかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉の機能別消防団の団員の年報酬額、これ6,000円だったですね。6,000円と条例で定めておられます。総務省の地方交付税算入額は、団員の場合は年報酬が3万6,500円で算入されてるわけです。この人吉市の機能別消防団員もやっぱり普通の団員と同じですから、この額で算入されるわけですか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

6,000円の基準を、普通交付税の中でその基準に合わせてながら算定されているのかどうかというようなことでございますけど、基本はそこまではされてないというような状況でございまして、やはりさまざまな他市の状況とか、そういうものを比較しながら算定していると。

あくまでも本市が普通交付税を使わせていただいているのは団員以上の報酬等でございますので、6,000円を決定したいきさつ等については、調査をしないと私もこの場ではお答えすることができませんけども、基本的には昨日、財政のほうと協議をしました中での状況は、あくまでも団員以上ということで、交付税のほうの算入された金額でもって現在の団員の報酬を決定しているというようなことでお答えをさせていただきたいと思います。

以上でございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） さっき総務部長が回答されました、ことしから出初め式でも手当が出るそうでございますが、団員に臨時報酬が支給されるわけでございますが、火災が1回1,500円、火災以外の災害が1日、これは行方不明者の捜索ですね、これが1日3,000円、訓練参加、市長が特に必要と認めたときが1日に1,500円、このほかに費用弁償等が出るわけですが、この臨時報酬は防災サポーターにも適用されるのかお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

御質問の手当として支給されるのかということでございます。これは、防災出動の場合は1回につき3,000円、それから訓練の場合は1,500円、これも団員と同じように支給をされているということでお答えをさせていただきます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 消防団員の退職報償金が支給されるわけですが、3点についてお尋ねしたいと思います。

機能別消防団員の退職報償金は団員と同じ扱いになるのか。2番目に、退職報償金が5年以上となっております。退職までに一定期間勤務しなかった場合は勤務年数に算入しないとなっているが、その確認方法をどうするのか。それから3番目に、機能別団員はおおむね70歳までとなっております。おおむね70歳、この70歳というのを、70歳以上になったとき、どういったときに認めるのかという判断についてお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず1点目の機能別団員の退職報償金は団員と同じ取り扱いなのかという御質問でございますけども、これは議員が申されたように団員と同じ取り扱いとなっております。

それから2点目の、退職報償金支給は5年以上となっていると。退職までに一定期間勤務しなかった場合は勤務年数に算入しないとなっているが、その確認でございますけども、これは各部長に確認をするということございまして、長期出張の場合などは休団扱いとなりますので、そういう場合はカウントされないということでございます。

それから最後の3つ目、機能別団員はおおむね70歳までとなっているが、退職報償金支給の5年を満たすために70歳以上を認めるのか、その加入ですよね。（「そぎゃんは言わんやった」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。済みません。70歳以上の加入の基準ですかね。（「どういったときに認めるかということ」と呼ぶ者あり）これは、済みません、ほとんど最初のとき、すなわち入団を勧誘するときの条件と同じということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今のところでちょっとわからなかったんですが、この退職報償金の支給が5年以上となって、この勤務年数の算入しない確認方法というところで、各部長に確認ということだったんですが、この防災サポーターは本部配置ですよ。部長が確認できるかなというところがちょっと思ったんですが、その点はどうですか。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

確認の方法は、今のところは部長が確認するというにしているということで、事務方のほうからそういうふう聞いておりますけども、状況によっては、やはり本当にそれが事実なのかどうかというところまで踏み込んでいくなれば、確認の手法についてもやはりもう少し掘り下げて確認をしていくやり方があるんじゃないかなというふうには思ってますけど、現在のやり方としましては、あくまでも部長に確認をするということで決まっているということをお伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 団員の共済関係のことでお尋ねいたしますが、団員の共済関係の支出、512人の定員のときと増加した現在の比較、またその団員1人当たりについて現在の共済関係は幾らぐらいになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、平成27年でございますけども、消防団員等の公務災害補償等共済組合負担金、これは消防団員が1人当たり1,900円で加入しております。512名ということでございます。

それから、平成28年、本年度でございますけども、これは消防団員、単価は変わりません。1,900円で559名で加入をいたしております。

全体的に、これは消防作業の従事者とか、水防作業の従事者とか、退職報償金等々のメニューもございますので、平成27年度と平成28年度を比較いたしましたときには、ことしのほうが99万1,700円、金額にして増加になっているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 559名、約100万円がふえたということでございますね。これ共済は大事ですから、しっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。組織の再編についてお尋ねしておきます。

人吉市消防団の組織等に関する規則第8条は、消防団の階級及び定員が定められています。消防団員の階級の基準は、平成18年3月、消防庁告示12号により改正されていると思います。消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とあります。人吉市消防団の組織等に関する規則第8条について、市の考え方をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、人吉市消防団の組織等に関する規則第8条には、議員も申されましたように、消防団の階級、それから定員が記載をされております。本市の消防団の組織でございますけれども、平成8年から分団制から部制に見直されまして、その際に、消防庁が示しております消防団員の階級の基準の7階級、これは団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の7階級には含まれていない方面隊長と副部長を本市独自に設けたところでございます。

なお、方面隊長につきましては、これまでに消防団の常任理事会、それから消防団の理事会など幹部会議におきましてさまざまな議論もされておきまして、その必要性等について協議もされているところでございます。昨年度の消防委員会においても組織の見直しを含めた協議が行われているということをお伺っており、これは補足で説明をさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 人吉市の組織は、第1方面隊、第4方面隊が2分団を受け持っております。第2方面隊、第3方面隊、第5方面隊が1分団ずつ受け持っております。体制は、方面隊という機能が能力を発揮できるのか。情報伝達が混乱するのではないかと思います。基準どおり、今言われた7区分にしたほうが私はよく情報も伝達されるのではないかと思います。方面隊が分団を全部2つか3つぐらいずつ持つならばいいんですが、方面隊が1つの分団しか持たないのが3つあるわけですね。2つ持っているのが第1と第4だけなんです。ということは、方面隊組織というのは全体的に見て必要ないんじゃないかという感じがいたします。この考えについて、もう一度部長の考えをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

方面隊のどうのこうのというのは、私がお答えするような範疇じゃございませんし、当然そういう組織を議論するための常任理事会、理事会、それから幹部会議等々が御用意されておりますので、その席上でやはり組織のあり方については、今、議員が申されたような状況は恐らく今後協議もされるのではないかと考えておりますので、その推移をやっぱりしっかり見守っていただきたいと思います。

現状では、2回目に御答弁させていただきましたように、川を挟んで方面隊1、2、3が分かれておりますけれども、現在の消防活動ではほとんど問題がないということで進んでおりますので、方面隊の役割等々もその中でしっかりと、先ほどの会議の中で議論されると思って

います。その推移を、繰り返しになりますけども、見守ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） それでは、今後の団のあり方について検討はという質問に入りたいと思います。

これ回答を市長にお願いしたいと思います。新市庁舎の防災センター機能について基本的な考え方が示されました。災害対策本部機能と消防本部の連携による指令基地として危機管理機能を発揮するとございます。防災拠点施設としての市庁舎、そして住民とともに動く消防団、この2つで人吉市の防災力を高めていくことが私は重要であると思います。

消防団の充実強化には、消防団の加入促進、消防団員の処遇の改善、教育訓練などによりしっかりした財政援助が必要でございます。消防団を地域の中核としての組織体制のあり方を検討すべきではないかと思っております。また、防災サポーター制度は、地域のかなめとなっていた消防団後援会の組織をなくすような方向にいつているのではないかなという感じがいたします。地域の消防団のOBがいなくなってしまうわけです。後援会組織がもう町内会に割り当てられるような状態なのではないかという気がしております。

防災サポーターは非常に重要だと思っておりますが、今後の消防団の編成についてしっかりとした、全体的に消防団はこうあるべきだということを市長が示してもらえればと思っておりますが、市長の考え方をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは、先ほどから議員がおっしゃっております、平成25年に成立いたしました消防団等充実強化法は、東日本大震災を初めとした未曾有の災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とされており、私の政治理念であります、市民の安全・安心を死守し、災害で1人の犠牲者も出さないことと深く合致をしていることと認識をいたしております。

私自身も消防団の経験者であり、この法律の第8条に、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と明記をされておまして、この条文に消防団の全てが集約をされているものと捉えております。もちろん、日夜地域のために精勤をされております消防団員には、深い感謝と大きな期待をしているところでございます。

本日議論をされておりますこの消防団に関する詳細なこと、例えば方面隊に関しましても、これまでの経緯、そのような階級ができた理由等々があるというふうに捉えております。あと、後援会、OB組織に関しましても、例えば私が所属しておりました部においては、そもそもから後援会がないといったような、地域における実情がさまざまであろうかというふうに思っております。

そのような中で、機能別消防団の方たちというのは、やはり消防団活動を長年されてこられて、退団されても地域のために役に立ちたいと思われている方が御加入いただいているも

のと存じます。そのような方たちにも、今後も引き続き地域の安全・安心を守るために、または現役の消防団をしっかりと支えていただきたいと私自身は考えているところでございます。

後援会組織、OB会組織におきましても、機能別消防団に入ったから後援会を抜けるとか、後援会活動がおろそかになるといったようなこととは、イコールにはならないのではないかとこのように私自身は考えているところでございます。

私に消防団はこうあるべきだということを言うようにという御質問でしたが、先ほどから上がっておりますように、500名を超える団員がおりますし、地域との密接なかかわり等々もございますので、さまざまな皆さん方に御意見をいただきながら、本市として安全・安心を保つためにはどのような組織体制、どのような取り組みを行っていくべきかという議論を引き続き行っていきたいと、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 市長の回答が出たわけですが、地域の中核となる消防団は本当に重要でございます。しっかりとした組織をつくり上げていただきたいと思います。

以上で、消防行政については質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 市民の声より、市庁舎別館に郵便ポストをについて質問いたします。

使用できなくなった市庁舎本館を大手門のほうから見ますと、玄関入り口に使われない赤い郵便ポストがたっております。これ移動されなかった郵便ポストでございます。市庁舎本館の移動が完了し、市庁舎別館で執務が始まっております。役所で市民の方がいろいろな証明などの書類の交付を受けて発送準備ができて、郵便ポストがなければ、ポストのところまで行かなければなりません。

郵便ポストは、近くには総合庁舎の前の歩道の際に1カ所ございます。それとローソンの店の中にも1カ所あるそうですが、私はこれは確認しておりませんが、あるそうでございます。庁舎でいろいろなポストに入れなければならない書類を市民の方が持っていたとしても、郵便ポストがなければ発送することができないわけですね。

域内にあるときは本当に便利がよくて、あそこ玄関を出るときにぼいっと入れてこられたわけです。本当に便利よかったです。今の別館はポストがないために、高齢者の方がまた自動車、自転車に乗ってポストがあるところまで行かないかとですよ。ということになれば、

移動によって発生する交通事故が、大変現在あそこは交通量が多いですから、大変道幅が広いですから、交通事故につながりはしないかと思えます。

庁舎別館に郵便ポストができないか、麓町にあったやつを移動することはできないかお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員申されましたように、現在、熊本県球磨地域振興局の前、市道に面した場所に郵便ポストは1カ所、それから南側のコンビニ、ローソン西間下店内に1カ所、これは私もここよく利用させていただいております。あります、間違いなく。

郵便ポストの設置につきましては、日本郵便株式会社をお願いすることとなっております。郵便ポストを設置するためには、集配の実績、それから利用者の見込み等が重要と伺っておりますし、利用頻度が少ない郵便ポストは適時現在撤収をされているというふうに伺っております。

現在の西間別館におきましては、今申し上げました2カ所の郵便ポストが近くに設置しておりますので、これは距離の関係からいたしましても新規の設置は非常に厳しいということで考えておりますし、これは新庁舎が建設されますと新庁舎の多くの市民の方々の御利用は当然見込まれますので、郵便ポストの新設につきましては、新庁舎建設に向けて、日本郵便株式会社と設置について今後協議を行ってまいりたいと考えております。

これはエピソードでございますけど、ポストという語源は、これは置くとか立てるとかの意味のラテン語から来ているようでございまして、当然ポスト何々首相とか、次のとか、後のとかいう意味もございまして、郵便ポストについては後のことを考えながら設置を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） ポストのいわれを聞きましたが、郵便ポストのことでまた質問いたしますが、麓町の庁舎のときには近くに安永商店があったんですよ。あそこにはポストがあったんですよ。そして庁舎にもあったんですよ。そして昔は裁判所の前に郵便局があったんですよ。新町郵便局。あそこにもポストがあったんですよ。近くに3カ所あったんですよ。あの3カ所でいろいろはがきを出していたんですよ。距離的には余り関係ないと思えます。問題はこの集配の実績、集配の実績を高めないといけないんですが、その集配の実績を高めるような書類は、現在、市役所の証明事務ですか、あれが増加しているのか傾向をお尋ねしておきます。

済みません、昔は年金があったんですよ。年金の証明で、切手を張ってすぐ出しよったんですよ。今は年金はいつからか中止になったものですよ。そのところをお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今は年金の証明等々はないということでございまして、そういう答え方でよろしいでしょうか。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） この郵便のことは、郵便局じゃなくても、私設の郵便箱の設置は可能というぐあいに思いますが、この私設の郵便箱は赤いポストじゃなくてもいろいろなポストができるそうでございますが、庁舎ができる3年間か4年間の間に市が設置する、市がつくった郵便箱というものの設置は可能なのか、ちょっとお尋ねします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

工事費が必要になるそうですけども、それは可能ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 工事費がかかるなら、やはり少し辛抱しなければならないと思いますから、新しい庁舎ができたときに確実にポストができるように運動していただきたいと思えます。集配の実績も上げていただくように、ポストをどんどん利用していただければと思います。

それでは次に、公文書の発送についてお尋ねいたします。事務処理ミスにおける対策協議会の設置について、笹山議員が質問されております。質問が重なるところがあるかもしれませんが、回答をよろしく願いいたします。

まず、平成28年1月19日、管理職に出された事務処理ミス防止への全庁的な取り組みという文書がございます。これについて質問いたします。

文書の中に業務の見える化に関する対応策を検討という項目があるんですが、業務の手順書の点検、改善の項目に、市民向けの文書、通知については確認作業を必ず2人以上で行い、最後は監督職、管理職の確認を徹底するとあります。こういう事務処理ミスの防止策が出されております。これは平成28年1月19日の文書なんです。

この私が言いますのは、2課が担当された市民アンケート調査、課が別々のところですよ。これが市民アンケート調査を発送しております。どちらも公文書用封書に担当課または日付が書いてなかったそうでございます。市民アンケートは行政の計画立案に重要な役割があるわけございまして、高い回収率が必要でございます。たとえ何千通発送しても、一通一通出すのは大変重要なことでございます。

今この不安な世の中、振り込め詐欺とか何とかいっぱい発生する世の中で、この文書の表に、市役所の封筒であっても担当課が書いてない、日付も書いてないというのは、公文書として、私は発送するときにきちんと書かないけんという感じがしております。受け取った住民が安心して、この封書はどこから来たから、どういう内容だからこの文書を発送しなけれ

ばいけないという、頭の中に組み入れると思うんです。それが、同じ8月に出された文書で、2つとも別々のアンケートがそういう事態ならば、受け取った人は非常に不安になると思うんですよ。私にばかりアンケートが2つ来た。2つとも市役所ばってんこれは本当だろうかという感じがするわけですね。こういう公文書の封書の出し方、こういうのに指導はどうされているのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

役所の仕事は、本当に昔から文書に始まり文書に終わるとも言われておりますし、これはもう私も議員と同じ考えで、市から発送する公用文書の封筒にはしっかりと日付、そして課名、こういうものがやっぱり表記されてないと、それはもう何ぼ市の公用の封筒を使っている、中身が何なのか、それは心配になりますし、あけて大丈夫だろうかというようなことにもなると思いますので、そこは今回のケースを聞きまして絶対にあってはならないというふうを考えております。

よくよくその2課の責任者のほうに話を聞きましたときに、アンケート調査をやはり受託をされている業者さんと一緒に袋詰めをして、その中に細かい説明書きとか、表書きとかは入れさせていただいていたから、そこまで回らなかったというようなことも伺っておりますけども、それはあくまでも言いわけでございますので、それはあってはならないというふうを考えております。

初日の笹山議員にもお答えさせていただきましたが、事務処理ミス防止のための取り組みの中に、確実な公文書の作成、それから会議次第に記載される氏名、名前がよく間違っているんです。こういうのもちょっとがっかりするような状況でございますので、これも絶対にあってはならない。役職、その名前ですね。期日等の確認、それから郵送文書の正式な宛名、やはり送るわけですから、市民の方に。名前が間違ってたらだめだと。今は名前シールというのを使ってますので、それでパソコン入力間違えるとそのままになってしまうという状況でございますので、これは本当に全庁的にやはり取り組んでいく必要があると考えております。

議員おっしゃるように、本年1月19日に各部長、それから任命権者宛てに市長から事務処理ミス防止への全庁的な取り組みということで文書を出させていただいて、これが発端となりまして、現在基本方針をつくり、そして事務処理ミスの委員会をつくって活動を続けているわけでございますけども、さまざまな状況の中で本当に基本に戻りながらやはりやっていたかなければならないと私たちも考えているところでございます。

いずれにしても、市民の皆様が安心して市からの文書であると認識していただくためにも、今後このようなことがないように、しっかりと職員への周知徹底、指導を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 17番。仲村勝治議員。

○17番（仲村勝治君） 今回で質問通告したことは大体終了しますが、この危機管理を、消防団を主体にした危機管理ということで私捉えて質問したわけですが、11日に熊本市の健軍で行われた西部方面総監があるんですが、あそこで記念式典がございました。そして観閲、行進もございましたが、本当に自衛隊の人たちは、隊員の人たちは集団が集まるときの危機管理、あれは物すごく万全にされておりました。

本当に感心したのは、沿道にずっと隊員が並ぶんですが、並んで整列していくんですが、5メートル間隔でずっと並んでます。その隊員がずた袋を1つ全部持っていました。ずた袋と言えはいかんですが、バッグですね。このバッグの中に、私は大体想像ができましたが、このバッグの中には本当に、地下鉄サリンみたいな事故が発生しないように、私はガスマスクを持っていたんじゃないかなという気がしております。中身まで見せてくれと言うわけにはいかんだったものですから、見なかったんですが。

やっぱり消防団という地域の安全を守る組織は、やっぱり小さなことでもしっかりと積み重ねていかないと地域の安全は確保できないと私は考えます。ですから、市長にお願いしました消防団のあり方、しっかり検討していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。3日間の一般質問も私で最後から2番目となりました。お疲れと思いますが、よろしく願いいたします。

早速一般質問に入りますが、通告をいたしておりますのは、市長の政治姿勢について、市長に求める政治姿勢について、市の活性化のための現状と今後の方針・施策について、少子・高齢化対策について、小学校部活の社会教育体制への移行についてとしております。

通告で災害と表現しておりますが、もちろん熊本地震のことです。私は震災発生後、急激に依頼を受けた仕事の手配や指示にて被災地を見てまいりました。ここにきてようやく避難所等から仮設住宅に移ることが完了するというようなことです。亡くなられた方々への哀悼の意と、けがをされた方々、精神的苦痛を抱えておられ、また家屋等の損失をされた方々、全ての皆様にお見舞いを申し上げるものでございます。さらに、一日も早い復興を心から祈念いたします。

私はさきの6月議会では一般質問をいたしておりません。かつて経験したことの無い、この未曾有の地震災害をしばらく冷静に見守り、事の一つ一つがある程度浮き彫りになってから行いたいとの思いから、時間を置き、今回質問をするものです。なお、執行部の皆さんには、震災対応全般、特に市庁舎の移転作業等々に際し、大変な御苦勞があったことに敬意を表しております。既に終了、さらに決定している本件事案も質問、問題提起しますが、あくまでも市民の強い思いと、今後よりよい行政執行を求める立場から行うもので、御理解をいただきたいと思っております。

そこで、4月14日、16日と、全く予想だにしない今回の熊本地震が発生いたしました。全く想定外の出来事であり、県内はまさにパニック状態にあったと思っております。本市においても、市民の方々は自分たちの地域も被災するとの強い思い込みにより、恐怖の日々であったのではないかというふうに思っております。執行部におかれても、日ごろ懸念される風水害や土砂崩れ等の災害ではなく、かつて経験のないものであったと思っております。

そこで、執行部の今回の初期対応について、経過と内容をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

初期対応の経過でございますから、前震の4月14日から新しい分庁舎先で業務を始めたときまでのものです。これ6月の定例会で笹山議員の御質問にお答えしましたけど、要約するような形で答えさせていただきたいと思っております。

お尋ねの初期対応、4月14日の21時26分、熊本地方をマグニチュード6.5、最大震度7、本市は震度4の前震が襲いましたときには、第2警戒体制をとりまして、本部要員の招集、保健センターと東西コミュニティセンター2カ所に自主避難所を開設、消防団120名による市内巡回を行うなど、15日の早朝まで警戒体制に当たったところでございます。

その後、16日土曜日の深夜1時25分、熊本地方を同じく、今度はマグニチュード7.3、最大震度7、本市の震度は5弱でございましたけども、本震が襲いましたときには、第3警戒体制へ格上げを行いまして、それまでは、前震のときには第2警戒体制でございましたので、格上げを行いまして、午前2時30分には災害対策本部、それから支部、指定避難所、これは人吉高校を含む8カ所を設置いたしまして、その後続くであろう余震に対し警戒体制をより強化したところでございます。

同日7時には、このまま余震が続くと本庁舎の状況が非常に危険であると判断いたしまして、対策本部を本庁舎から歴史資料館に移設、4月27日午前8時、第3警戒体制を第2警戒体制に切りかえるまで、24時間体制で警戒に当たったところでございます。

16日の本震の翌日、17日には人吉球磨設計事務所協会に依頼をして、本庁舎の現場調査を行っていただきました。その結果、今後余震で震度5程度のものがあれば倒壊の危険性が非常に高いと判断、速やかな機能移転、要するに本庁舎は使わないほうがいいと、そういうふうな診断を受けたところでございます。その後、総務省のほうからも御視察をいただき、同

じような判断をいただいたところでございます。

このような状況ではございましたが、4月14日の前震から16日の本震を経て第2警戒体制に切りかえる27日までの14日間、このときには松田副市長、それから私と、あと市庁舎の機能移転特別プロジェクトチームを設置いたしまして、厳重な警戒態勢の中、市庁舎の機能移転計画を作成、関係機関との調整を図りながら、最終形といたしましては、5月9日の移転先での業務再開を目指し、機能移転計画の完全実施に移行していったところでございます。

以上が、前震4月16日からの初期対応ということでお答えをさせていただきます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま初期対応、経過について御答弁をいただきましたけども、単刀直入に申し上げたいと思っているのは、私ども議員への報告、連絡、相談等は全くなかったように思っております。日ごろから大小の事故を問わず市議会全員協議会を要請されておりますので、すぐにその要請があるというふうに思っておりましたけれども、全くその気配がなかったと。そして、促されたような形で4月16日から10日後の全員協議会の開催であったというふうに聞き及んでおるところであります。さらに、被災による市庁舎の仮移転に当たっては、相当の時間が経過し、それも事後報告ではなかったのかなというふうに思っております。

日ごろの議会への対応についてはさまざまな受け取り方がありますが、今回はかつて例を見ない事態であり、緊急を要するものであります。市民の方からも問い合わせが多くあっております。なぜ今回は議会軽視とも思われる鈍足な対応だったのでしょうか。さらに、今後の業務継続計画等の中で、災害時における議会への報告等をどう位置づけていくのかを含め、市長に感想、構想をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど総務部長から4月14日の前震から同月16日の本震を経て、最大警戒の第3警戒体制を解除する4月27日までの14日間にわたる災害対応、その後の5月9日の分庁舎での業務再開に至るまでの機能移転に伴う一連の流れについて説明をさせていただきましたが、御質問のとおり、議会への説明が26日になってしまったことに対しましては、市長といたしましても心苦しく存じております。

ただ、この間たび重なる余震の発生、指定避難所の管理運営、避難者への対応など、地震対策に追われてしまい、私自身も執行部もほとんど余裕がなかったというのが正直な気持ちでございます。お察しをいただきたいと存じます。

そこで、現在策定中の人吉市業務継続計画（BCP）とあわせ、301の非常時優先業務を選定、計画書の中に入れ込むことといたしております。その中には、当然のことながら、議員各位の安否確認、優先度はA1で3時間以内に実施、議員各位への災害状況の情報提供、

優先度はA 2で6時間以内に実施、代表者会議、全員協議会の開催、優先度はCで1週間以内に実施が上がっておりまして、大規模な災害発生時にしっかりとした対応を心がけてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、議会への対応のおくれ、議員各位に御心配をおかけいたしましたことにおわびを申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 日ごろから議会に対して過大な配慮をいただいているというふうに思っております。時間的に問題があったとすれば、深夜であろうと早朝であろうと一向に構わないというふうに思っております。それだけに、今回の対応は全く不可解だったというふうに思います。

幸いにして本市は甚大な被害の状況にはありませんでした。執行部も直接災害対応に従事する状況にはなかったのではないかなというふうに思っております。しかし、市民の不安は極限状態だったというふうに思います。市長も今後、各種専決事項の判断を予測されたのではないかというふうに思っております。であればこそ今後の不安、予想される有事の際にどのように対応するのかの議論を行っておくべきだったと思うから申し上げているわけであります。

そこで、副市長にお尋ねをいたします。昨年、私事にて議会に報告をされたいきさつがありますけれども、その誠心誠意かつ謙虚な姿勢とお人柄を見ております。であればこそ、このような場合、市長を補佐する立場として、また豊富な行政実務経験者として、的確な助言が必要ではなかったかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○副市長（松田知良君） 皆様、こんにちは。先ほど総務部長のほうから答弁がありましたように、今回の災害におきましては、避難所開設、災害対応と24時間職員が張りついて対応いたしましたし、また庁舎機能移転につきましては、当時の契約管財課の職員を中心に、建設部の建築担当の職員、また電算関係のシステム担当の職員は、5月の連休の移転に間に合わせるために本当に不眠不休で対応した、そのような、いずれにしても非常事態の状況での対応でございました。

それでは、お答えいたします。

震災後の対応につきましては、連日の災害対策本部を中心に、市民の安全・安心をどう確保していくかということを最優先に、最新情報に注意を払いながら、庁舎移転等を含むさまざまな課題に対応しなければならないという状況にあり、即座に判断をしなければならない事案も次々に発生いたしておりました。できる限り多くの皆さんの意見や考えを集約して合議的に決めていくことが望ましいのかもしれませんが、非常事態で緊急的かつ即時的な中で、

松岡市長、私、そして井上総務部長の3人で協議をし、市長が最終判断を下すことも多々ございました。

議員御質問の市長に対する助言ということでございますが、私がこれまでの行政経験や社会生活の中で持ち得ている情報や価値観、危機管理意識、人脈あるいは行政感覚といったものが、市長の方針決定や最終判断に役立つのであればと常に提言をいたしてまいりましたし、時には厳しい物言いもあったかもしれません。そういった意味では、私だけではなく、市長より年長の部長、次長、課長たち全員が助言をもって市長を支えているというのが今の人吉市役所でございます。

しかしながら、最終的な政治的決断をするのは市長1人でございまして、為政者の感じる孤独、重圧といったものは想像を超えるものだと考えておりますので、少しでも市長を助けられるような立場でありたいと考えておりますし、それが私の市政に対する責務であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この件につきましてはさまざまに、受け取り方はいろいろとあるのではないかと思いますけども、しかし、私は今後、世の中は何があるかわからないとの思いです。完全に不透明な時代というふうに思っております。このような際は、行政、議会が両輪をフル回転させ、市民のために尽くさなければならないという思いから質問をした次第です。今後このような認識を持っていただければというふうな思いでいるところです。

次に、このような場合の市民への対応、周知についてお尋ねをしたいと思います。

市民は今回の事態にかつてない、経験のない、まさに不安の極致でありました。風水害は歴史的にもその経験と悲惨な過去に意識はあったかと思えます。調査をして知ったのですが、熊本県民の地震保険加入率は全国的に見て低いようです。地震被害に対する関心が薄いように感じたところです。本市もそのような状況下であり、地震への意識がなく、知識、認識が低く、ゆえに不安を一層増幅させたものではないかというふうに思っております。

そこで、不安と恐怖を抱きかかえる市民に対し、その対応、周知はどのようなものであったのかをお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

期間的なことからお答えさせていただくならば、4月14日の前震から4月16日の本震、その後警戒体制を第3から第2に落とすまで、第3警戒体制を解除するまでの27日の14日間、これは自画自賛とまではいきませんが、私たちにできる範囲内で、すなわちかなりきめ細かに地震に関する情報を伝達していったというふうに考えております。

もちろん市民の皆様はそれ以上に、テレビジョン、それから新聞、それからインターネットの環境がある方はそういうネットでの情報収集、スマートフォンなどを媒体に、独自に情

報を得られておりましたが、市もさまざまな手段を使いまして、情報の伝達、情報の共有をしていただくために日夜頑張った、努力したというところがございます。

具体的には、災害対策本部会議をほぼ毎日行っておりましたので、その情報を地元紙に協力をしていただき、可能な限り地震に関連する本市の情報を掲載していただいております。また、町内会長さんとの連携、当然、自主避難所の開設依頼も行いましたし、市のホームページによる最新情報もリアルタイムで更新して掲示していったと。パソコン環境が整っている方へのこれは提供になるわけでございますけども、あと防災無線を使って避難所の開設、それから警察のほうからも強く言われてました空き巣対策、そういうものを防犯対策の周知など、やれることは全てやり尽くしたというふうに考えております。

ただ、それでも市民の皆様全ての方に伝わったのか、これは行政側の自己満足だったのではと、御批判等々もあると思いますので、それはそれでしっかりと受けとめ、今後につなげていかなければならないと存じております。

最後に、現在策定中の人吉市業務継続計画におきましては、最新かつ確実な情報を入手して、整理して、そして提供する、そういうシステムを体制づくりまで現在踏み込んで構築しております、今回の熊本地震の教訓を確実に生かしてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの部長の答弁をいただきまして、さまざまに、防災行政無線、さまざまな情報媒体を使ってやれることはやったというようなことでありましたけども、先ほどの質問同様に、私は実際疑問に思ったというところもあります。

市民の方は新聞、テレビ等マスメディアでしか知り得る情報のみだったということも聞いております。しかも、発生後の避難状況にくぎづけになり、市民の皆さんはもし自分たちにこのような地震災害が発生した場合どうすればいいのだろうと、率直な、また細かな話ですけども、外に飛び出すべきなのか、またテーブルの下などに身を潜めるのか、玄関をいち早くあけるのか、または火を消さなければいけないのか、避難をするならどこなのか、とりあえず持ち出すものは何なのか、車の中が一番安心と聞くなど、さまざまな御意見がありました。全く初期対応、その思考が完全に麻痺状態にあったというふうに思っております。

結果的に県内の重点被災地は混乱し、初期対応についてもいまだこれといった結論はなく、今後検証を重ね、その被災場所、居住地、家屋の状況によって一くりにできないことがわかり、また避難所も定めていたところが必ずしも適正ではないということがわかってまいりました。本市においても同じことではないかなと思っております。あの当時、混乱した被災地からの情報では初動対応は不可能だったのではないかと思います。

しかし私は、災害本部は設置されましたけども、やはり今回は各支部設置も行い、本部からの把握できる状況内でも指示を行い、その緊急初動対応が必要だったのではないかと思います。

ております。その時点で市民の有事の際の初動対応についての周知策をとるべきだったというふうに思います。早急な初動対応のマニュアルを作成し、各戸配布または町内会長さんから各町内で作成されている緊急連絡網を使ってのポイント周知、消防団の方々への協力依頼などによる各戸巡回指導も必要だったのではないかと。もちろん災害支部でのシミュレーションの作成は当然のことですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

また、身近な問題として、大きな地震が発生すれば市庁舎が崩壊すると予想され、常に危険と隣り合わせの中で働く職員の方、来訪される市民の方の命にかかわる問題であります。ヘルメット等は備えつけられたりされたようですが、有事の際の対応の検討実施はされたのでしょうか。来訪者を含む避難訓練なども実施されたのでしょうか。この点についてもお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、1点目の初動対応のマニュアル等の市民への周知、それから災害支部でのシミュレーション作成、これは本当に私たちも初めて経験する状況でございましたので、やっぱり地震が本当いつ大きなものが起きるかわからない状況の中で、軽はずみな行動だけはやっぱりやってほしくないということもございましたので、これはしっかり災害対策本部会議のときに消防団長を通して消防団員への周知、それから電話等々で町内会長さんたちへの連絡も密にやらせていただきましたし、そのほかさまざまに市民の方々から通報とか御協力へのありがたいお電話もいただきましたので、できる範囲内で、先ほど申し上げましたけれども、市民の生命、財産を守るため、さまざまな方策を講じていかなければならないと。

実際、議員が申されたことは、初めてのことでしたので、基本的にはやれなかったということで、現在、防災計画書の中に入り込んでいる対応の範囲内でしか対応できなかったということで、これをやっぱり次のステップという言葉はおかしいんですけど、未曾有の大震災がもう起こらないことを望みますけれども、そういうことが絶対にないとは限りませんので、やっぱりしっかり、もう一度そういう体制づくりをつくっていかなければならないと考えております。

それから、本庁舎での避難訓練等々につきましては、もちろん前震がありましてから1階にはヘルメットをたくさん用意して、すぐに余震がひどかったら本庁舎から出れるような状況をつくっておりましたし、市役所の自主防衛組織の中で市民部、健康福祉部の職員さんに部長たちが中心となってそういう体制もつくっておりました。ふだん行っている避難訓練のときには、当然周知をしながらやっていっておりますので、中には市民の皆さん方にも一緒になって避難をします。ただ、あくまでも予鈴を出しながらの訓練でございますので、そこにやっぱり緊急危機管理があったのかどうかというのは、非常にこれは難しいところがございます。

そういう状況でございますので、やはり今後、市民の皆様及び職員の安全確保を図るための行動、そういうものの指示もしっかりやらなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 本当に当時、執行部の皆さんがお仕事中にそれだけの大きな地震が来なくて本当によかったなど。もし来ていればと思えば、本当に恐ろしいというか、大惨事になっていたのではないかなというふうに思っております。

幸いに本市は、先ほど申しましたけども、甚大な被害は免れたわけですが、しかし、聞くところによると、我が市はまさかという軽い認識なり意識の欠如があったのではないかなというふうに、話を聞くところによると言われております。この予測不能な事態を、必ずやってくる、残念ながら思わずにはいられないわけです。

このことを踏まえ、今後いろいろと解明され、調査研究が進み、自分の身は自分で守るという認識、その準備に必ずや移行していくことでしょう。しかし一方、徐々に意識が希薄になっていく状態もかいま見えます。早急にこの初期対応のあり方、各戸への危機マニュアル本の作成、配布、各町内会での避難訓練、説明会など、開催をしていただきたいというふうに思っております。

次に、災害に伴う市庁舎の仮移転についてです。

先ほど市議会との連携を申し上げましたけども、仮庁舎移転計画について、議会、市民にも一切ノータッチの形で進められたというふうに思っております。議会、市民へ全くの事後承認であったというふうに思っております。既に説明、予算化が終了していますけども、問題提起、検証として再確認の意味も含め、質問をいたします。

この仮移転計画はどのようにして検討し、決定に至ったのでしょうか。専門知識を有される方の参加、指導などはあったのでしょうか。その点を含め、その経過と内容をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

まず、今回の市庁舎の機能移転につきましては、16日の本震後の翌日、17日の本庁舎の現場視察のことを先ほど申し上げましたけども、専門家の目が入ったというのがそこです。そこが一番の切り口になっています。被災後の庁舎の状況、調査結果が本市にとりましてこれは非常に厳しいという内容でありましたことに端を発して、いろいろなことが進み始めたということでございます。

6月市議会におきまして、これも笹山議員の御質問にお答えしましたように、議員がおっしゃるように、議員各位のみならず職員への説明、周知も不足しておりまして、これは一部の幹部職員の構想が先行してしまったというような御批判、これはもう免れないと私自身がそういうふうに存じておりますし、個人的には、移転が終わった後もやはりこのやり方が、

やはりそういう状況であったのではないかと、これでよかったのかと、私自身も言葉的には悶々とした日々を送ったと。5月はそういう状況でございました。

やはりさまざまに聞こえてきます職員の不安感、そして庁舎が分散してしまって、市民の皆様方へのサービスの低下、そういうものをやはり目の当たりにしておりましたので、そういう気持ちであったことをきょうお伝えしておきたいと思います。

私自身も猛省いたしまして、機能移転後の職場環境の安定を今、可能な限りやらせていただいておりますし、市民サービスの向上、さらには4年後の市庁舎建設に向け、私は事務方のトップとして努力をしていくしかない、それでもって責任を全うするしかないというふうに思っています。ただ、残念なことに私は新庁舎に入ることができませんので、そこだけは非常に残念に思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま御答弁いただきましたけども、私が申し上げたいのは、一瞬の判断ミスが思わぬ大参事につながるということであります。ならば、そこに専門家、有識者、市民、議員の方々を含む意見、提案を聴取する機会が必要だったのではないかというふうに思います。こうした場合、そんなに時間を要するものではないはずです。伝え聞く少ない情報の中で、私も移転候補地、施設を見ていますけども、その移転構想に違和感を感じたのも事実であります。仮施設等の建設も同様に違和感を感じたところでもあります。

小さな1つの例でありますけども、スポーツパレスの経済部、建設部の配置については、2階ではなく1階にするべきではなかったかなというふうにも思っております。市民の方の来訪時の利便さ、間口、明るさ、トイレ、空調問題等々いろんな見方があるでしょう。私はそう思ったところでもあります。

ですから、申し上げたいことは、専門家目線、市民目線、議員目線が加わって決めていくことに何のマイナスがあるのでしょうか。そのことをきちっと認識してほしいという思いから、申し上げたものであります。

次に、市長に求める政治姿勢について質問をいたします。

中でも、新市庁舎建設問題です。市長は今回の甚大な被害をこうむった各自治体を見ておられるのでしょうか。また、機能不全、庁舎移転を余儀なくされた対象自治体、施設を視察、研修をされたのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

発災直後から6月初めまでの本市の動きに関しましては、6月議会で御報告をさせていただいたところでございまして、まずは首長として本市の安全・安心を守るべく、本当に夜も寝れないくらい不安な日もある中で、その日そのときにできることを全力でやってきたところでございます。

被災地の状況を見たかというようなお話ですが、感想も含めまして、私は発災直後はテレビでしか拝見はしておりません。映像が映し出す崩れた山や家、ゆがんだ道路、通れない橋を見たときには、言葉が出てきませんでした。本当に自分の想像を絶する光景を目の当たりにしたときには、東日本大震災後にも現地を訪ねまして絶句したことを思い出しますが、言葉にできない、言葉が出てこないというのが正直なところですが、ハード面のこともですが、首長さんたちのお話、ボランティアに行かれた方たちのお話、メディアでの報道等、我々の想像を絶する心の痛みも受けられたこととっております。

その後、熊本市周辺で被災の傷跡を何度も目の当たりにすることになりましたが、現在もたくさんの屋根にかかった青いビニールシートが目立っておりまして、ハード面、ソフト面でも日常を取り戻すには長い時間がかかると認識をしておりますし、なるべく早い復興に向けて、本市としてもできることは精いっぱい支援を続けていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけども、視察はしておられないということでありましたけども、市民に対して納得した説明ではないような感じもしておりますけども、やはり常に発表される市長の動静を見ても明らかですけども、やはり目で見て、耳で聞き、口で語り、被災者の思いを受けとめ、しっかりと自分がリーダーである人吉市に置きかえて、認識、見識を深めるべきではないかというふうに思っております。こういう事態が発生したら、自分ならこうしなければならぬなど、信念を確立させておくべきだというふうに思います。

私はこの緊急事態の中で、仕事の依頼があり、現地を見、また議員の立場でしっかりと目で、耳で確認をしたところでもあります。住民の方の話では、避難所に、また車中に、テントにこれだけいれるのは、あの死を感じた恐怖からですと、ずっとトラウマになっておりますと言われ、市役所、町村役場の機能不全が不安をかなり大きくしているなどの率直な感想が出ました。

市長のこれまでの、また現在の活動を見ても、その行動力不足を少し、少々ですけども、感じているのは私だけでしょうか。また、新庁舎建設については、これまで何回となく問いただしてまいりましたけども、まだ昨年のものであります。選挙前後を通じ3本の柱、庁舎移転の白紙撤回、給食費の無料化、医療費の無料化、全て耳ざわりのいいものばかりでありました。108の項目の実現も抽象的で絵に描いた餅としか思えなかったことなど、繰り返し問題提起をしてまいりましたけども、このことが失礼な、手厳しい指摘と思われたでしょうけども、これが608票差の市長選の勝利であったと私は思っております。

特にその中心公約の新市庁舎建設問題では、カルチャーパレス、4億3,000万円プラスア

ルファでの実現、現行の白紙撤回を求められ、白紙撤回の白紙撤回はしないとの一貫姿勢から、同僚議員の問題提起により現行案の見直しへの変更、そして15年間にわたり議論されてきたことを無視し、今まで検討してきた人材も含め、3カ月間の短期間で職員のみを検討会でまとめさせた上、16億円、19億円の分散型、A案、B案の提示。市長、カルチャーパレスは改造工事などできないことは、職員の方は恐らくわかっておられたのではないかというふうに思っております。A案、B案の分庁型で、しかも45年は経過した施設が活用できるはずがない、職員の方はこのこともわかっておられたはずです。市長だけが認識されていなかったことなのではないでしょうか。そこを十分反省していただきたいと。

今度の熊本地震で目が覚められたのでしょうか。行政の大原則は継続であり、政治の世界は一寸先は闇なのです。しかし、最終的な結論は、現実の結果が判断となるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。市長は当選以来、本件について反対の意見が続出する中で強固に推進されてきたのですか。現在どう思われているのか、その感想をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずもって、新市庁舎建設問題に際しましては、議員御指摘のとおり、選挙公約、白紙撤回、見直し案を経て、最終的には財政支援のめどが立ち、再度現行計画に戻りましたことにつきましては、御迷惑、御心配をおかけしたとおわび申し上げる次第でございます。

ただ、私がこれまでお伝えしてまいりましたこと、有利な財政支援がない状況下においての新庁舎建設への不安、恐らく後年度負担が増大するのではという懸念、また次世代へ負担を残したくないという強い思いがありましたゆえの考え、発言であったこと、また、それが私にとりまして最大限に優先すべき政治倫理、信念であったことは申し上げておきたいと存じます。

議員が申されました、間違っていたものは素直に認めるべき、市民の信頼を損ねている、市長の反省がないといったような御叱咤はしっかりと受けとめまして、猛省もさせていただき、今後は新庁舎建設に向け邁進してまいりたいと存じます。1期4年400メートルトラックに例えますならば、ちょうど第2コーナーに入ったところでございまして、これからも市民の生命、財産の死守、健全財政の堅持、2つの政治信念を常に市政運営の中心に置きながら、その時々状況に応じた最善の選択を行ってまいりたいと存じますので、御支援、御協力をいただきますようお願いを申し上げまして、お答えといたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 市長は考え方、発言などを改めてほしいというふうに思っております。カルチャーパレス案の撤回は、地域住民の方に残念な思いをさせたとと言われておりますけども、そうではないと。市民全員の失望を生んでいるのではないかというふうに思います。そ

れからもう1つ、後世に負担をかけない、次世代への負担の先送りはしない、事ごとに言われてきました。市長、若い方々、次世代の方は、分散型で安づくりのもの、老朽化施設の再利用など同調していたというふうにお思いでしょうか。こういうものを残されてもかえって迷惑だという声が圧倒的にあったということを御存じなかったのかというふうに思っております。ここはしっかりと認識していただき、そのときそのときの判断は間違っていなかったとよく言われますけども、間違っておられたのです。そのことをしっかりと胸に刻み込んでほしいというふうに思っております。

次に、新庁舎建設問題については、熊本地震による衆目の一致する所となり、今後急ピッチで進むことになることは説明を受けております。各機関との合意形成や市民とのコンセンサスの構築も必要なものになるでしょう。ゆえに、半面、市民不在の事業遂行はあってはならないというふうに思っております。

そこで、この計画については、議会特別委員会にも提示され、議論を深めていくことになり、既に計画案も提示されております。既に説明、予算化されていますので、今さらと思われるかもしれませんが、市民になりかわり、初歩的な質問ですが、プロポーザル方式をとられた理由と、その経過、委託予算の算定根拠などの概要をお尋ねいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

設計者の選定方式、まず原則論ですけども、通常プロポーザル方式、それからコンペ方式、それから競争入札方式の3種類が考えられるわけでございます。プロポーザル方式というのは、会社の体制、それから取り組み実績、技術力等を総合的に判断し、すぐれた設計者を選定する方法でございまして、コンペ方式は、具体的な設計、要するにこういう庁舎をつくりますよという設計案を評価し、すぐれた設計案を選定する方法。競争入札方式は、価格によって設計者を選定する方法でございます。

本市の場合、これまでの設計者の選定につきましては、これまでのというのはさまざまな庁舎建設以外の建物の設計ですよ、そういうものにつきましては、原則競争入札方式を採用してまいりましたが、この方式の場合は一般的に価格のみで設計者を選定する、設計者の技術力や取り組み体制等の把握が困難であると考えられております。また、2番目のコンペ方式は、最もすぐれた設計案を選定するわけでございますけども、発注者側の準備作業や手続が多大であったり、参加側の労力、それから時間及び費用等の負担も非常に大きいことに加え、完成形の設計案、こういうものをつくりますよというようなことになりますので、基本的にはそこをコンペ方式により落としたところは、その後の変更ができないというような状況でございまして、発注側の意見の反映等が非常に難しいと言われております。これはコンペ方式でいろいろやられているところの、いろいろなそういう間に出てくる困難はそういうところから言われているというところでございます。

今まで私が述べました理由により、市庁舎建設設計業務を委託するに当たりましては、設

計段階におきまして発注者や市民の意見を容易に盛り込むことができ、高い技術力及び豊富な経験等を有する設計者を選定することができるプロポーザル方式を採用したところでございます。

手続でございますけれども、現在、8月18日に第1次審査を終了しておりまして、9月24日にプレゼンテーションとヒアリングによる第2次審査を行いまして、最優秀者を決定し、その後、市内の設計事務所との設計共同企業体の協定手続等々も経まして、受託者との契約締結を完了することといたしております。後段のほうはいろいろ、さまざまな中で生まれてきているような状況でございます。

庁舎建設設計委託料予算額は1億2,050万円、この根拠につきましては、国土交通省が定めます国営整第1号、官庁施設の設計業務等積算基準、それから官庁施設の設計業務等積算要領に基づき、設計業務を委託する場合に適用します床面積に基づく算定方法を算出しております。業務内容には庁舎建設にかかわる基本設計と実施設計等が含まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたけれども、このような答弁を聞いておりますと、果たしてどれだけの市民の方々が承知をしているのだろうというふうに思います。今後の問題提起としてお尋ねをしたものであります。今後、市行政の課題として常に注目され続けますので、情報公開を初め、公明性をもって取り組んでいかれることを強く切望いたします。

次に、住民説明会についてですが、さきの6月議会において市民に新庁舎建設に理解をいただくべく説明会を開催されると約束をされました。ことしの2月の説明会とは一変いたしております。ただし、不思議なことに、2月の各校区説明会は6校区で194名、今回の校区説明会は同じく6校区で158名の参加者です。注目を集めている案件といいながら、前回より少ない参加者に疑問を感じております。

市民の関心はないのでしょうか。私はその点も少しは否めませんが、やはり周知の徹底の欠如があることと思います。どのような手法で周知策をとられたのかお尋ねをいたします。また、市長は6月議会で同僚議員の強い問題提起で、市民におわびし、丁寧に説明をしたいと言われました。おわびをしたいと追加答弁をされております。しかし、参加者の方々にお話をお聞きますと、説明会でのおわびはなかったとの声も聞いております。この点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

住民説明会の概要についてはかなり説明をさせていただきましたので、少し簡単にですけれども、7月15日の大畑校区の大畑コミュニティセンターを皮切りに、8月9日の西瀬校区の西瀬コミュニティセンターを最後に、これは議員が申されましたように、5会場6校区、参

加者は158名であったということでございます。

内容は、市長が方針転換に至った経緯、それから今後の庁舎移転計画のスケジュール等々を説明した後に、参加の皆様からさまざまな御意見、御質問をいただいたところでございます。これは特別委員会でも説明しましたが、なかなか若い方の参加が望めなかったということでございます。

2点目のどのように周知をしたのかということでございますけれども、周知の方法はこれまでどおり市が開催する一般的な会議への参加要請のスタンス、マニュアルどおりの周知方法をとっていったということでございます。もちろん広報、それから地元紙、それと町内会長さんを通しての要請、そういうものが入っております。

以上、お答えいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、お寄せいただいている市民の皆様のさまざまな御意見につきましては、御激励、あるいは御叱咤としてしっかり受けとめ、反省すべき点はきちっと反省をし、今後は新庁舎建設に向け邁進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） おわびに関しましては、率直に市長の気持ちを受けとめさせていただきたいというふうに思っております。

市民周知の問題は、いろいろと難しいことは承知をしておりますけれども、2月は若干の市長後援会の動員があったとも聞きますし、今回は職員の方への参加要請もあったというふうに聞いております。それはさておき、やはりできるだけ市民参加を促す努力をしてほしいと思っております。その方策を模索してほしいと思っております。

説明会の結果等については、報告資料をいただいておりますので、今後精査していきたいというふうに思っております。

説明会等の参加者促進について、今後、本件を問わず各種これから行われると思っておりますが、どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これが本当に難しい問題でございまして、これまでもさまざまに努力をしてきたつもりではございますけれども、今回のこういう大きな会議にもなかなか功を奏しなかったというのが本音でございまして、さすがに動員をかけて、100名単位の出席者を期待するとか、確実にそういうふうに参加者をふやす方法もあるかもしれませんけれども、そういうやり方ではやはりいけないとも思いますし、そういうやり方をずっと続けていっても、真に来ていただいて御意見をいただく、そして市長の話に対してさまざまな判断をしていただく、そういう会議は多分望めないと思っておりますので、本市といたしましては、これからのさまざまな説明会等々

に際しましての周知は、できれば今までの基本スタンスは変えないでやっていきたいと存じます。今回の開催時間が、校区説明会、7時からでございましたので、恐らく夕飯時、それとか家族団らん、少しまだ早いと思いますけども、そういう時間帯であったことも影響もあったと。こういうことからするならば、時間設定にも今後配慮していく必要があったのではと後々反省もしております。市庁舎建設に際しましては、基本設計が進みまして、新庁舎のデザイン等が出てまいりまして、さまざまに校区、それから御町内に見ていただく機会がまいりましたならば、これはもう多くの住民の皆様にご参加いただき、御意見をいただけるようにしてまいりたいと思いますし、そういう会議が開催できますように、さまざまに私たちが工夫をしましてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 本件に限らず、各種開催されるであろう住民説明会について、もう一度原点に戻り、やはり市民が主役であるということを確認され、住民参加の努力を期待いたします。

これまで確認から質問いたしました。結論として申し上げたいことは、本件に関してもこれまでの市長の発言については言いわけに終始されるものではなかったかなというふうに思っております。ここは是は是、非は非との明確な認識を持たれ、はっきりと間違いは間違いと認識し、見解を示していただきたい。市民は理解してくれるものです。若い、県内最年少市長として登場され、素直な、率直な聡明さを期待してのことです。何も途中で見解、解釈の違いに気づかれた場合、堂々とその理由を述べられ、明快かつ丁寧な説明対応されても、市民は納得するはず。ひいては全ての行政運営に言えることと思います。

市長の今後の政治信条についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御承知のとおり、私の108つの公約は、第5次人吉市総合計画後期基本計画の策定の段階でそれぞれ整理をして、施策として、事業として、あるいは背景や方針として位置づけを行い、総合計画としての実現を図っているところでございます。

この計画は、総合計画の後期に当たる平成28年度から31年度までの4年間を計画期間としたものであり、私の就任期間とは1年の差異がございますが、当然4年間の任期というものを目標に進捗管理を行っているところでございます。

確かに熊本地震により社会情勢が大きく変化しており、熊本県全体の復旧、復興が最優先されることにより、他の課題が直接的に、また間接的に影響を受けることは当然のことでもありと受けとめているところでございますが、そういった中でも現状による優先順位等を鑑みながら、情報を収集し、他市に学び、知恵を絞り、知見を深めることで実現に向け努力をしましてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 市長とは同じ市議会議員活動を通じ、性格、立派な能力、考え方などお持ちであることは十分理解しているつもりです。昨年市長となられ、さらに重責を担われ、大変な責務を遂行されているわけですが、先ほど申し上げたのが私の思いですので、少しでも御理解をいただき、受けとめていただければというふうに思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時42分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）
3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 次に、市の活性化のための現状と今後の方針、施策についてお尋ねをいたします。

松岡市政誕生以来、新庁舎問題、給食費、医療費の無料化問題が多く取り沙汰されてきました。選挙公約でもあり、とても重要な問題ではありますが、やはり常々思いますのに、やはり市民の暮らしの問題が最優先だと思っております。市民の方々の日々の暮らしです。本市においても格差社会の増幅は否めません。頑張れど、働けど一向に向上しないこの現状、漂うこの閉塞感に大変危惧をしております。

かつて歴代市長が標榜され続けた商工業、農業、観光によって食べられるまちづくりは、形骸化しているのではないのでしょうか。九日町、紺屋町、大工町等は徐々にシャッター街と化しております。経営しておられる方の切実な努力も、やはり大型店志向の購買、また利用には歯どめがかかりません。

アンケート調査によりますと、市民の7割以上の方が中心市街地外での主に大型店利用です。日本の地方都市が抱える問題ではありますが、私たちの地域も同様ではないかと思っております。このまま放置するわけにはいきません。時代の趨勢ではありますが、努力を続けねばなりません。

市街地の活性化、商工業の活性化についてどう思われるのか、見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市街地を初めとする商工業の活性化の現状と私の考えについてという御質問でございますが、市街地、商工業者の現状に対する私の認識から話をさせていただきます。

まず、全国的に中小企業事業者数は年々減少傾向にあり、また、中小企業経営者の高齢化も問題とされる中、本市につきましても同様に、非常に厳しい現状にあると認識いたしております。それは市街地の状況も同様でございまして、事業者数の減少、経営者の高齢化から、

活性化を担う人材や後継者不足が大きな課題であると認識いたしております。

議員御指摘のとおり、市街地活性化に対する政策は、長年市においても最重要政策としてこれまでいろいろな施策が検討されてまいりましたが、大型店舗の郊外への出店や人口減少などさまざまな要因があると思われませんが、なかなかこれといった成果を見出せていないのが現状でございます。国もこれまでに市街地活性化策としてハード、ソフトを含め多種多様な政策メニューを提供してこられました。ある自治体で成功しているから他の自治体でも成功するといった処方箋はないわけではございまして、いまだ多くの地方自治体が解決策を見出せてない状況にあり、大変難しい課題であると痛感しているところでございます。

そのような中、市街地活性化に対する私の方針といたしまして、民間主導による自立した市街地活性化の実現を目指すというコンセプトのもと、市街地を舞台とした各種イベントの実施を促進するなど、市街地の方々、さらには市街地を元気にしたいという方々の思いを大切にした活性化を目指しているところでございます。近年におきましては、九日町、紺屋町かいわいを中心に定期的な実施されている人吉ふれあい100円商店街を初め、青井阿蘇神社、人吉駅前通り、鍛冶屋町通りにおいて商店街や住民の方々のみならず企画、運営するさまざまなイベントが実施されておりますし、さらに本年度におきましては、商店街の震災復興を目的とした国の商店街にぎわい創出事業補助金を活用したイベントも実施されているところでございます。

本市といたしましては、商工会議所などと連携し、従来から実施している空き店舗対策事業を初めとした商店街活性化施策を継続して実施するとともに、市街地での開業や商店街組織のサポートなど市街地の方々の取り組みを支援しているところでございます。

また、市街地活性化、商工業の活性化策の今後の方針でございますが、私は市長就任前から全国各地の経済活性化の取り組みを見させていただいた経験から、全国で活性化に成功している事例には必ずキーパーソンとなる人の存在があると考えております。これらのキーパーソンは、地元住民、公務員、地域外から移住された方などさまざまであり、また、その取り組みも、行政が政策的に実施しているケースや民間主導によるケースなど多種多様であることも事実でございます。

そこで、本市の市街地活性化、商工業活性化の政策を考えていくためには、活性化を実現する人をどう考えていくのかが政策の鍵だと考えております。本市には既に地域活性化のために活躍されているキーパーソンがたくさんいらっしゃいますし、今後新たに活性化のキーパーソンとなり得る人材もたくさんおられると思われまして。一方で、どうしても地域だけで解決できない課題対応や、地域に新たな視点をもたらす人材を外部から登用することも大変重要なことと考えております。このような視点を踏まえ、まず市街地活性化策としまして、人吉TMOにおかれては、本市のまちづくりを担う次世代の人材育成を主眼に置いた取り組みを強化するべく、本年度事業において若手人材を対象にしたセミナーや研修を計画されて

いるところでございます。また、本市の中小企業事業者の置かれた厳しい現状を踏まえ、さらに踏み込んだ支援体制の構築を目指し、高度なビジネス専門知識を有する外部人材を活用した起業創業・中小企業支援センターの設立のため、現在、計画の策定、財源等の協議を行っているところでございます。

冒頭申し上げましたが、市街地を初めとする中小企業事業者を取り巻く環境がますます厳しくなる中、時代の変化に対応しながら持続的に経営を行っていただけるように、商工会議所や国、県の産業支援組織などとともに引き続き地域ぐるみで面的に支援する仕組みを推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 独自の工夫と旺盛な民間活動が叫ばれて久しいものがありますけども、今現在、民間活動に活気がないのも事実であります。何としてでも官民一体となって、活性化への兆し、活路を見出すための方策を英知を結集して取り組みたいものであります。

次に、農業問題です。農業問題も悩めるところであります。国全体が途方に暮れていると言っても過言ではありません。農業耕作地の放棄地は4割に達しております。規制緩和策の1つとして、農業委員会の改革などが行われますが、現実的には一部を除いて農業でもうけようとする人はほとんどおられません。自給自足のためであり、先祖が残した財産を継承しなければならないという使命に近いものがあります。

私の周辺では、高齢化した親と同居し、夫婦もしくは独身で懸命に農業をしている人がおられます。しかし、やがて農業労働も放棄せざるを得ない事態になるでしょう。もうかる農業で暮らしていける経営はほんの一部であります。これらの対象者の方々への行政支援も必要ではないでしょうか。

大変難しい時代ではありますが、本市の単独支援事業の現状について、また新しい支援策について何かあるのかをお尋ねいたします。

○経済部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。2点ほど今、御質問いただきました。単独支援事業の現状と新しい支援策ということです。

まず、現状でございますけれども、1つ目といたしまして、今議会におきまして補正予算として計上させていただいておりますが、人吉市クリセン定作業支援補助金が1つございまして、本事業につきましては、1日または半日の剪定作業料金の2分の1を助成するというものでございます。

それから、2つ目といたしまして、人吉市農業担い手対策事業補助金でございます。この補助金は3つの事業に分かれておりまして、新規就農支援事業といたしまして、機械購入、こういったものに対しまして上限が20万円の助成がございまして、それから、農業研修支援事業といたしまして、研修費、こういったものの3分の1以内でございますけれども、上限が10

万円というのがございます。それから、就農者結婚成立事業といたしまして5万円、これをそれぞれ助成するものでございます。先ほど議員がおっしゃいました、独身で農業されているという、そういう方々へのものでございます。

それから、3つ目といたしまして、人吉市農業活性化対策事業補助金でございます。この補助金は7つの事業に分かれておりまして、農業活性化条件整備事業といたしまして、営農組織が行います農業機械導入や、施設整備事業に対しまして事業費の2分の1以内、最高が50万円でございます。それから、認定農業者支援事業といたしまして、認定農業者が行います条件整備事業に対しまして、事業費の3分の1以内で最高が50万円。それから、放牧推進事業といたしまして、家畜の放牧を行う際でございますけれども、電気牧柵等の導入に対しまして、事業費の2分の1以内でこれも最高50万円。それから、農産物ブランド化推進事業といたしまして、本市が認める作物を取り組んでいくための必要な機械施設整備に対しまして、事業費の2分の1以内で最高が50万円。それから、昨日も質問等があったおりました有害鳥獣被害対策事業でございますね。これが販売農家の有害鳥獣被害対策といたしまして、電気柵につきましては、施設導入に対しまして、事業費の2分の1以内でこれも最高が50万円ということでございます。それから、肥育経営連携促進事業というものがございまして、これは肥育牛農家の子牛導入に対しまして、これは15頭という数の制限がございまして、1頭当たり3万円でございます。畜産経営支援事業といたしまして、繁殖牛の予防注射として、これは注射代ですけれども、1頭当たり500円。それから、高齢者支援といたしまして、1頭当たり1,500円または1,000円を助成するというものでございます。

4つ目といたしまして、優良子牛の保留奨励事業がございまして。優良雌子牛を保留しまして資質の改善を図る場合、これは40頭が上限というのがございまして、1頭当たり5万円を交付するものでございます。

5つ目といたしまして、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金でございます。肉用牛の繁殖農家が優良な血統を有します雌牛を購入する場合がございますけれども、50万円と。それから、自家生産いたしました優良子牛、これを売却せずに繁殖用の素牛として自家保留する場合、こういった場合もございまして、そのときには35万円をそれぞれ上限として貸し付けするものでございます。

以上が本市の単独支援事業でございまして、もう1点の御質問の新しい支援策でございますけれども、これにつきましては、現在、国や県の事業におきまして、農業の各分野におきましてさまざまなメニュー、こういったもので資金や補助事業として支援を行っておりまして、本市におきましても農家の皆様へ随時そういった情報提供を行いながら、要望調査を行っているところであります。

本市といたしましては、今後まずはこうした国とか県の事業、こういったものを有効活用して、推進をしてみたいと存じます。しかしながら、国、県の事業といたしますものは、

要件や予算配分が大変厳しい現状であることも承知いたしておりますので、国、県事業の対象とならない、また対象とならなかったものにつきましては、本市の単独事業を有効に活用していただけるよう、指導と助言を行ってまいりたいと存じます。

新しい支援策につきましては、厳しい財政状況ではございますけれども、今後、農家の皆様の御意見、これが一番だと思っておりますので、これを伺いながら必要な事業につきまして検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁いただきましたけども、私のほうで農業指導者の方に話を聞くことがあったんですけども、農業指導はのれんに腕押しの状態と言っておられました。手当たりがなくて、特効薬がないのだそうです。要するに一つ一つ、一個一個の形態が余りにも違い過ぎるということで、押しなべた施策は通用しないということでした。しかしながら、5年後、10年後を考えると、不安でいっぱいであります。ここは小さな一歩からでも行政手腕をぜひ発揮してほしいと思う次第であります。

次に、観光問題です。観光の現状と今後の推進策ですが、外貨を獲得するものがない本市にとって、経済の浮揚に大いに期待が持てるのが観光推進と思っております。これは商工業、農業各分野に相乗効果を生み出すからです。外貨獲得の唯一の分野と思っております。

このたびの熊本地震のダメージは、被害が大きかったところに比べ大きな被害はなかったわけですけども、逆転の発想を持って取り組むべきだと思いますが、各種お尋ねしてまいりたいと思っております。

まず、震災前の本市の観光状況と震災後の観光状況をお尋ねします。2点目に、現在まで推進されてきた、また現在も推進されている主な観光振興策をお尋ねします。また、3点目に、その中でヒット商品はどのようなもので、その要因はどこにあったのでしょうか。4点目に、観光の地域間競争は熾烈なものがあります。長期で結果が出るもの、思わぬことで人気、脚光を浴びるものもあります。ですが、やはり観光客のニーズに合ったものでなければ成功することはないと歴史が教えてくれています。先ほども逆転の発想と申しましたが、ピンチをチャンスに変えるという点で、現在の熊本地震による観光振興策はどのようなものでしょうか。特に本市オリジナルがあればお尋ねをいたします。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

4点ほどいただいたかと思えます。議員がおっしゃいますように、大きな建物等被害はございませんでしたが、いわゆる風評被害というのは大変なものがございます。例えばラフティングの教育関係の研修は3,500名のキャンセルとか、それとか1万3,000人の宿泊のキャンセルもございますので、大変なそういった被害というのは実際は起こっているところなんです。

まず1点目でございますけれども、震災の前後を含めた観光の現状はということでございます。平成23年3月に九州新幹線全線開通、それが日本遺産に認定されたことによりまして、平成25年には130万人を超える観光客かと。これは今まで高速道路が開通する直前ぐらいまで大体80万人ぐらいだったんですね。これがだんだんと少しずつふえてまいりまして、130万人ぐらいまでやっとなふえたと思いましたら、この震災でございまして、これはことし4月に発生したこの地震によりまして、熊本を初めといたしまして九州全体が大きな影響を受けました。当市におきましても、先ほど申し上げましたように、宿泊客が1万3,000人のキャンセルが出ておりますし、またこの宿泊客だけの数値でありましたので、これを経済損失で計算しますと、2億5,000万円ということになっております。

それから、セーフティーネットにつきましても、これは商工業関係でございますけれども、大体70件ほど今申請が上がっております。まだセーフティーネットの期間が延長されておりますので、今後また出てくるのではないかと考えております。

地震からやがて半年が経過するわけでございますけれども、これまで関係団体の方々と連携、協力は図りながら、観光宣伝も一緒にキャンペーンとか行っておりますし、また情報発信、テレビのスポットなども打っておるわけです。人吉市の元気をアピールする努力を続けてきたわけでございます。

そういう中で、九州ふっこう割の効果も加わりまして、多くの観光客の皆様が本市を旅行先に選択いただき、またおいでいただくようになりました。地域振興のクーポン券、これは本市独自のもので考えていただければ結構です。観光客、宿泊客も現在は回復傾向に向かっているところでございます。

続きまして、2点目の御質問の、現在まで推進してきた、今現在も推進している観光推進策ということですが、これにつきましては、一番大きいのはひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーンがございまして、それから、インバウンド対策等の取り組みも推進しているところでございます。特にひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーンは、平成7年に人吉からえびの間に九州自動車道が開通いたしましたけれども、そのときに非常に観光関係の皆様方が一番危惧したのは、通過都市になってしまうんじゃないかと。そういうところで、平成7年7月にスタートしたのがこの旬夏秋冬キャンペーンということになっております。こういった通過都市にならないためにどうしたらいいかということで、これは人吉温泉旅館組合から観光人吉のPRのためと、こういうことでやっとなじゃないかということで、人吉球磨全体の魅力をほかの地域の人々に情報発信し、より多くの観光客にお越しいただく。そういう中で、当時は熊本県の球磨事務所、今は振興局でございますけれども、それとか本市の呼びかけ、こういうところによりまして、これは本市とか、そういうことだけではなくて、当時の人吉球磨は14市町村でございましたけれども、そういうところの市町村と民間団体、合計が40団体でございまして、そこで実行委員会をつくって、この事業をやっとな、今も続けておるとこ

ろでございます。

それから続きまして、この中でヒット商品と申しますか、ヒット政策と言いかえたほうがいいのかも知れませんが、その要因でございます。これはどこにあるかということです。旬夏秋冬キャンペーンの要因は、まずこれはおもてなしだと私思っております。これは非常に温泉旅館組合のおかみさん方、さくら会でございますので、その方々の動きとかおもてなしを見ていただければ、一番よくおわかりになるかと思っております。

それから、もう一つこの中で特筆すべきは、相良三十三観音めぐりでございます。もうすぐお彼岸がまいりますので、また多くのお客さんが来ていただけるんじゃないかと。これは季節感と適正な期間を設けて取り組んでいったということでございます。これも大きな要因ではないかと。ぜひ議員も、もうそろそろお彼岸でございますので、回っていただければと思います。

それから続きまして、ピンチをチャンスに変えるという点でございます。これは熊本地震による観光振興策ということでございますが、当市におきましては、全国から風評被害で熊本に注目していらっしゃる中、人吉市を露出、人吉市を売り出していく、こういうための観光人吉を売り出すことがピンチをチャンスに変えるものでございますので、そのためにも、先日もちょっとお話ししましたけれども、宮原議員のときに、オール人吉ですね、これでやってまいるといふことであります。

今回の地震で私どもも含めまして認識させていただきましたのが、まずはみずからできることを行い、ともに汗をかくという、これ一番大事なことだと思っております。皆さんと一緒にすることを目的を持ってやろうじゃないかと。旬夏秋冬キャンペーンを始めたときのあの意気込みですね。非常に危機感を覚えて取り組んだのが旬夏秋冬キャンペーンでございましたので、それと全く同じ状況で、しかも今回はもっと危機感が募っている状況でありますので、そういったところでの連携、それから今後キャラバンなども企画いたしますが、いかに相手の方の顔を見ながら、やっぱり人と人とのつながりというのは非常に大事なんですね。それならば人吉に行こうかという、そういうところもございまして、そういった顔のつながり、これが有効ではないかと。このことが非常に大事なことでありますので、観光関係者、これを再認識させていただいたところでございます。

一例でございますけれども、先ほど申しましたおかみの会の皆様方ですね。この方々が特に称賛に値するものでございまして、この暑い中、特にことしは暑かったわけですが、熊本とか福岡、鹿児島、東京、こういうところに和服を着て、汗だくになりながらキャンペーンをしていただきました。非常に積極的にキャンペーンを手がけていただいた、これ一番宣伝でございました。これは一例でございます。

このように、地震という最大のピンチの中で、新たな観光を推進していくためのチャンス、これは観光関係者のみならず、関連いたします皆様、私たち一体となって復興へ取り組むと

いう、こういったいわゆる目に見えない推進策というものがございます。これは私はチャンスであると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ありがとうございます。大変熱い答弁だったと思っております。ありがとうございます。

観光の1つの資源として、通常箱物、観光施設も観光推進に重要な要素であり、観光センター的役割、目玉となることは間違いありません。市とかかわりのあるいろいろな観光施設が取り沙汰されております。また、管理運営も含め、問題点が多々ありますが、特に、常にこれまで問題提起されております鉄道ミュージアムについて、現況と今後の計画をわかりやすく御説明いただければというふうに思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

昨年5月に開館いたしました人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868は、これはもうおかげさまで開館以来多くの皆様に御来館いただいております。本年度は、当初熊本地震の影響はあったものの、7月には開館10万人目の御来館をいただき、SL人吉の人気と相まって、夏休み、小さなお子様連れの御家族におおむね好評をいただいたところでございます。これが現況でございます。

今後の計画でございますが、この鉄道ミュージアム、地域文化振興の拠点、観光振興の拠点、地域の連携を図る拠点の3つのコンセプト、いわゆる駅と子供という2つのキーワードを持つ施設として建設されたものでございまして、現在はやや観光振興拠点の面が強くなっているなど、そういうことは現在私たちも検証しております。これは当然2年目であり、いたし方がないというふうには考えております。

今後、この3つのバランスを図りながら、建設に至った最大のコンセプト、肥薩線を世界遺産に押し上げるためのガイドンス施設であるべきと、そういうことをこれは見失うことなく、運営内容につきましても、今後のことは今協議中でございます。さまざまにしっかりと検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 鉄道ミュージアムについては、事業着手時、開館前、開館後、常に問題提起をされているのは御承知のとおりだと思います。なぜなのかといいますと、常に目的の不明確さと利用形態、費用対効果の不明な面などがあるからではないかというふうに思います。昨年5月に開館しておりますが、執行部が発表される、7月には10万人目の来館者があったとか、地域文化振興を図る拠点施設と力説されますが、市民が期待した本音は、やはり観光推進の施設と考えられたからではないかと私は思っております。それで、まだ入館者の

多くが地元の方であるということ、しかも地元入館者のリピーターによる数の増大だというふうに思っております。地元の子供の無料遊園地というふうにも言われておるようです。

当初、肥薩線の世界遺産に持っていく核となる施設との方針でありましたが、地元外の来場者は、特に撮り鉄といわれる鉄道写真マニアの方たちの失望ははかり知れないものがあります。全国を見ても、この方たちがロコミ、写真、動画のアップにより全国的に鉄道文化、魅力を生み出し、大きな観光資源に発展させている実態はいくらでもあります。現状は、大人は10分で見学終了、子供はミニトレインの乗車で終わり、本を手にして読書や館内展示に興味を抱いている姿を少なくとも見たことがありませんというふうな話も聞いております。

今後、発展的要素を感じておりません。この点についてどのような認識をお持ちか、また鉄道ミュージアムとくま川鉄道の田園シンフォニーとを結びつけ、事業の連携推進策はないのかもお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

くま川鉄道の田園シンフォニーとの結びつき、それから事業の推進策ということでございますけれども、これは鉄道ミュージアムとくま川鉄道の田園シンフォニーの購入、要するに建設、購入に至った両方ともプロセスが全く違うのでございまして、当然根本が違うということからするならば、なかなか結びつけることは難しいということは感じております。

ただ、これはJR九州人吉駅を間に挟みまして両翼に位置しておりますので、鉄道旅行客の回遊等には当然貢献ができるものとは存じておりますし、鉄道の魅力が根底にあることは同じでございまして、その結びつき、連携推進策もやはりあわせて、鉄道の魅力、それから観光の振興の拠点として、やっぱりしっかり今後検討もしなければならぬと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ぜひ連携策を推進していただければというふうに思っております。

肥薩線の世界遺産の認定は、全国の有名な鉄道路線を見たとき、かなり困難なものを感じております。しかし、それはそれで今後の目標とし、努力を続けていってもいいでしょう。しかし、この市の財源が大変というときに、鉄道ミュージアムに手をこまねいていいのでしょうか。子供たちの情操教育も否定するものではありませんが、やはり観光、そして鉄道ファンのメッカとなるものにすべきというふうに思っております。

例えばの話ですけれども、思い切って矢岳のD51を持ってきたらどうでしょうか。大変難しいとは思いますが、矢岳の展示場に幾度となく行ってみますととても寂しい状況であります。

最後に、市長にお尋ねをします。市長としては、鉄道ミュージアム活用について今後どのようなお考えかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど部長答弁にもありましたように、鉄道ミュージアムは7月に来館者10万人を記録したところではございますが、熊本地震の影響から6月、7月の来館者は昨年に比べ大きく減少したところではございます。しかしながら、夏休みに入りますと、昨年同様多くの方に御来館いただき、子供たちの姿であふれかえる光景を目にすることができ、大変うれしく思っているところでございます。これも観光関係者の努力のたまものであり、観光復興に御尽力された皆様にこの場をかりまして改めて御礼を申し上げたいと思います。また、この鉄道ミュージアムが人吉市の新しい観光スポットとして定着していることのあかしであると感じているところでございます。

鉄道ミュージアムにおきましては、開館当初からこれまでに、鉄道関連資料の展示やミニトレイン、レイルバイク、遊具のほかにも、ミニコンサート、読み聞かせ会、リースづくり講座などのソフト事業を館内で行っているところでございまして、今後もさまざまな催しを企画してまいりたいと存じます。

議員御提案のD51の展示についてでございますが、確かにD51が鉄道ミュージアムの敷地でございますと物すごいインパクトがあるものと思われまますので、入館者は増加し、観光スポットとしても価値も高まるものと存じます。しかしながら、議員もおっしゃいましたように、実際問題といたしましては、矢岳駅から鉄道ミュージアムまで持ってくる方法、経費などさまざまなことを考慮いたしますと、ここは遠大の夢として持っておくことにとどめておきたいと存じます。

今後の事業展開につきまして具体案を持ち合わせているのかということではございますが、地域文化振興の拠点、観光振興の拠点、地域の連携を図る拠点の3つのコンセプトと、駅、子供の2つのキーワードのベストミックスを目指しながら、また観光関係者、鉄道関係者の御意見も賜りながら、観光客にも市民にも何度でも来ていただける施設として、さまざまに事業の展開をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） この鉄道ミュージアムについては、私もですけども、ここは中途半端でもったいないというような意見も大変聞いております。皆さんもこのままでいいとは思っておられないというふうに思っております。ここは1回リセットをして、真剣に考えていかなければならないというふうに思います。

次に、観光推進体制の問題です。この鉄道ミュージアムは自治振興課が所管です。観光面は観光振興課、市民はこの施設の窓口は観光振興課と思っておられるようです。なぜなら、観光施設と思っているからであります。この点も、制度上の問題もあるでしょうが、施設の中に観光協会が入っておられるのではありませんか。どう説明がつくのでしょうか。

また、本地域の1つのかなめである広域観光を主体とし、先ほど部長の答弁の中にもありましたけども、旬夏秋冬キャンペーンを担当する事務局が広域行政組合に移管したことであります。しかし、人吉球磨の自治体で観光に対する温度差が相当大きいことは否めません。また、広域行政組合は生活基盤、インフラ施設の管理運営が主体であり、経済部門とか産業部門がありませんので、横の連携という意味でも疑問であります。この点もいかがかと思う次第であります。先ほどの鉄道ミュージアム、担当部署の問題も含め、この点はいかがでしょう。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

鉄道ミュージアム担当部署の問題、これは本当に難しい問題でございまして、鉄道ミュージアム、現在、建設当時から自治振興課におきまして所管をいたしております。これは、世界遺産を平成25年の機構改革以前の市長公室の企画課でやっております、交通政策がそのまま引き継いだというような状況でございまして。

現在総務部にあるわけでございますけども、基本的には総務部というのは管理部門でございますので、鉄道ミュージアムの担当部署、これは当然、事業課さんが本来であれば持つておいたほうがさまざまに事業の展開には非常に有効的だということでございます。組織論からいたしますと、当然こういうことは成り行き上の問題ではなくて、しっかり詰めていかなければならないと思っております。

現在、来年の組織機構改革に向けてしっかり取り組んでおりますので、その中で鉄道ミュージアムを所管する担当部署の件につきましても、議論、検討、そしてしっかりした方向性を出してまいりたいと存じております。

あと、広域行政組合の広域観光関連に関しましては、私もちょっと仕掛け人の1人でございますけれども、これは広域行政組合のことでございますので、答弁のほうは控えさせていただきますと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） やはり事業の展開、充実は、人であり、組織であります。この基本的なことを十分検討、配慮され、一層の観光推進につなげていただきたいというふうに思います。

次に、観光推進の1つにイベントの開催による観光客の集客とPRがあります。本市の大きな、かつ長い間有名で、伝統行事として好評しておりました人吉温泉球磨焼酎まつりが8年前に日本百名城人吉お城まつりとなり、内容も大きく変わっております。しかし、よそから来訪される方の観光認識として、人吉城を見学するという気持ちがあっても、本市が醸し出す観光のイメージとかなりかけ離れております。

本市は温泉であり、球磨焼酎であり、母なる球磨川、風光明媚な自然、そしていにしへの

お城となります。にぎやかな祭りとしては、やはり温泉、球磨焼酎、旬の料理をモチーフとしたかつての祭りに返すことが、またネーミングの検討も含め、本市の観光の推進の一助になるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現行行われている人吉お城まつりのネーミングと内容がイメージとかけ離れているので、変更すべきではないかとの御意見だというふうに存じますが、現在開催しております人吉お城まつりの正式名称は、いで湯と球磨焼酎・笑顔の里日本百名城人吉お城まつりと申します。

市民総参加のもと、人吉市の代表的な観光資源である温泉、世界に誇る名産品である球磨焼酎、また人吉市の未来像を示す笑顔のまちをテーマとし、日本百名城に選定されたのを機に、相良700年の年月に育まれた人吉城と城下町を中心とした歴史や文化に基づいた祭りを官民一体となって展開し、県内はもとより九州有数の祭りへと発展させ、全国各地からの観光客誘致をもって観光浮揚を図り、本市の地域振興に寄与することを目的といたしまして、平成20年5月に第1回目を開催したところでございます。武者行列や古武道の奉納演武、流鏝馬、薪能、野点、梅花の渡しなどお城にちなんだ人吉の名前に恥じぬイベントを開催してまいりました。

平成24年からは鶴田一郎氏デザインのポスターにより、対外的にもPR効果が高まったものと感じております。また、前の人吉温泉球磨焼酎まつりでも人気の高かった俵担ぎリレーや夜のパレード、公衆温泉入浴割引、市内の焼酎工場見学などは引き続き実施してまいったところでございます。ことしは熊本地震により中止となりましたが、ことしで9回目を迎える祭りでございます。

祭りの運営実施体制につきましては、官民一体となった実行委員会を組織し、会議を重ねながら行っているところでございます。今後は実行委員会の中で、祭りのイベント形態や名称等につきまして、人吉に合っているのか、さまざまな角度から皆さん方と協議、検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） もちろん官民一体となった実行委員会があることで、いろいろな意見があると思いますが、このような多くの民間関係者の意見があることも事実でありますので、ぜひ検討され、たたき台に上げていただきたいというふうに思っております。

次に、項目の4番目の少子高齢化問題についてお尋ねをいたします。

何度も本件につきましては質問をさせていただいており、担当部局からは懇切丁寧に説明等を受けており、感謝をいたしております。少子高齢化問題は本市だけの問題ではなく、日本が抱える問題であり、大きい悩める問題であります。しかし、若い世代との集まりのたびに出る話が、この少子化問題であります。また、老若男女を問わず出てくる話題が高齢者間

題、特に介護問題になります。在宅介護、老老介護が中心になってまいります。若い人が介護のために仕事をやめなければならず、生活苦に陥る状態を幾度も見てまいりました。広い範囲の調査ではありませんが、どこの自治体も手をこまねいている状態であります。しかし、自治体単独で何とかこの問題の入り口を突破しようという試みのところも多くあります。これもいい意味での福祉問題の地域間競争ではないでしょうか。

そこで、少子化対策の現状と今後の計画について、市長も子育ての真っ最中であり、少子化の問題は日ごろから憂慮される発言をたびたびお聞きしております。本件は重要な問題として捉えておられると思いますので、市長から基本的な考えをお聞きし、担当部署からは、少子化問題とあわせ、高齢化対策の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

少子化対策についての考えをということだというふうに捉えておりますが、本市の少子化対策としての子育て支援につきましても、できることから少しずつであっても着実に子供を産み育てやすい環境構築に努めておりまして、おかげさまで合計特殊出生率もここ数年、国、県の平均を大きく上回っているところでございます。

今後は、保護者の方々のニーズが最も高い経済的な負担感の軽減のため、第5次総合計画後期基本計画の期間内において、中学校卒業までの子供医療費の無料化と学校給食費の段階的補助に向けて引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、少子化対策には子育て支援に限らず多方面からの施策が必要と考えております。やはり人口減に歯どめをかけるためには、昨年策定をいたしました人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げておりますとおり、安定した雇用の創出を図り、若い世代が収入的にも安心して本市に住み続けられる、将来に希望を持てる活力のあるまちにしていくことも重要と考えております。まずは若い世代の定住を図ってまいりたいと存じます。

次いで、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるためには、経済的安定の確保のための支援も重要でございますが、ワーク・ライフ・バランス、すなわち仕事と生活の調和の実現もより重要なことと認識しております。幸い人吉市におきましては、3世代同居や近所に祖父母がおられる家庭が多く、近親者の支援が得られやすい地域性があることなどからも、子育てしやすい環境にあると言えますが、そうではない核家族の御家庭におきましては、配偶者同士が力を合わせて子育てや家事に取り組む必要がございます。そのためには、やはり働き方や社会の仕組みそのものを改革していく必要性を強く感じているところでございますので、そのような取り組みも進めていきたいと考えております。

以上のように、現在取り組んでおります各計画などに基づき、さまざまな施策を継続的に行っていくことで、今後とも総合的な少子化対策を推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（村口桂子君） 皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

まず、少子化対策と今後の計画についてでございますが、少子化対策としましては、子供を産み育てやすい環境づくりが重要だというふうに考えております。

まず、子供を育てやすい環境づくりといたしまして、継続事業ではございますが、夜間保育事業や病児・病後児保育、中学生までの子供の医療費の助成など行っているところでございます。また、赤ちゃんの全戸訪問や各相談などを通して、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図り、安心して子育てができるよう、寄り添い型の支援なども実施しているところでございます。

次に、産みやすい環境づくりといたしましては、本年7月から新たに不妊に悩む御夫婦の経済的負担軽減を図り、赤ちゃんを産み育てる喜びを感じていただける御夫婦が一緒に多く誕生することを目的に、人吉市特定不妊治療費助成事業を開始したところでございます。高度な不妊治療は原則医療保険が適用されませんので、経済的な負担が非常に大きい中、治療を開始しやすく、また継続しやすい環境が整ったのではないかと考えているところでございます。

今後におきましても、第5次総合計画後期基本計画や人吉市子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子供を産み育てやすい環境の整備に努め、合計特殊出生率の向上及び出生数の増加を目指してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、高齢化対策の現状と今後の取り組みについてでございますが、まず、本市の高齢化率は直近の平成28年8月末時点におきまして33.7%と高く、国、県を大きく上回り、早い高齢化の進展にございます。

そのような中、高齢者を支える世代がふえること、つまり人口減少に歯どめをかけ、若者人口をふやすこと、また健康寿命と平均寿命に10年ほどの開きがございますので、健康寿命を延ばすこと、この2点が高齢者対策の大きな柱と捉えているところでございます。

現在の高齢者対策としましては、まず働けるうちはできるだけ生涯現役を続けていただけるよう、健康づくり、生きがいつくり、就労支援などの事業を展開しておりまして、元気な高齢者をふやすことに努めているところでございます。

次に、できるだけ介護を要しないように、元気・長生きセンター、地域包括支援センターですけれども、そちらのほうであらゆる介護予防事業の展開をしているところでございます。また、もし介護が必要な状況になった場合には、必要なサービスを必要なときに受けることができるよう、それぞれの段階に応じて高齢者対策を講じているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、平成29年4月に移行します介護予防・日常生活支援総合事業におきまして、多様な生活支援サービスや介護予防のメニューの整備を図り、あわせて社会の担い手となり得る元気な高齢者の割合を高めるために、健康づくり、介護予防の推進に取り組んでまいります。その一環としまして、新規に8月から人吉市社会福祉協議会に委託をし、生活支援コーディネーターを配置しました。地域づくりの視点で介護予防サービス

の体制整備を強化してまいりたいと考えております。

今後も高齢者が住みなれた地域で元気に安心した生活が継続できるよう、さまざまな施策を総合的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁をお聞きしまして、やはりなかなか一長一短に取り組み成果が出せるものではないということはわかっておりますが、何としてでも人吉市オリジナルを編み出していただくことを期待しております。

少子化問題については、NHKスペシャルで反響があった岡山県奈義町は、出生率1.41を2.41に官民一体となって引き上げております。実に生き生きとした母親の笑顔が感動的でありました。また、高齢者問題については、厚労省に問い合わせますと、類似都市で実に参考になる事例がたくさんあるとのことでありました。ある程度照準を合わせ、これらの先進地の研修を行い、所管の担当課長、各担当者の視察研修をしていただき、少しでも本市にその施策を取り入れていただきたいと思います。

最後に、小学校部活の社会教育体制への移行についてであります。近年、この問題については問題提起があるのはわかっておりましたが、それより、近年中学校への剣道または柔道の必修科目の導入のほうに関心を持ち、剣道指導者として側面的に応援をしてみたいと思っております。

しかし、今回は長い歴史を持つ小学校部活の社会教育化への移行ですので、これまでの歴史の中で青少年の健全育成、人材の発掘と運動基礎の充実、能力の開発を身につけ、スポーツ振興に大いに寄与してきただけに、思わず残念な気持ちを持ってしまうのですが、本制度移行についてお尋ねするものです。

一昨日、福屋議員のほうから質問があつており、重複する部分もありますが、まず市内の小学校部活の現状と、保護者、先生方の認識、意識はどのようなものであるかをお尋ねいたします。

○教育部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

小学校の運動部活動の現状でございますが、4年生から6年生が運動部活動に参加できることになっております。各小学校の5月末現在の状況につきまして申し上げます。人吉東小学校は陸上競技、バスケットボール、バレーボール、サッカー、軟式野球の5競技。それから人吉西小学校、東間小学校、西瀬小学校、中原小学校は、今申し上げた中でサッカーを除く4競技。それから大畑小学校は、バスケットボールと総合運動部が実施されております。全体の部員数は634人で、加入率は76%でございます。

次に、保護者、先生方の認識についてでございますが、熊本県教育委員会から私どもに説明がありましたのが今年の3月でございまして、昨年12月に保護者を対象として実施しましたアンケート調査では、社会体育移行を御存じでない方が半数いらっしゃるという結果でござ

ございました。

ことしに入りまして、6月から8月にかけて各小学校の保護者やPTA役員の方を対象としまして9回の説明会を行い、また市の子ども会育成連絡協議会の総会などで説明などを行ってまいりました。その結果、認知度は高まってきたものと推察しているところでございます。

説明会の中では、事前に熊本県教育委員会からの情報提供が少なかったことから、どうして学校教育の一環として運動部活動が継続できないのか、また社会体育へ移行するメリットは何なのかなど、今後の方向性や展望が見えないことから動揺と戸惑いが大きかったということが私どもが受けた率直な感想でございます。そのことは、現場で運動部活動を熱心に御指導いただいております先生方も同様であったかと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 答弁の中で実際の数字をお聞きしますと、予想をはるかに超えている部員数634人、加入率76%には正直驚いたところであります。

そこで、この小学校部活の社会体育移行へのメリットと今後の課題、解決策はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○教育部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、社会体育移行のメリットについてでございますが、熊本県教育委員会の基本方針によりますと、1点目といたしまして、学校の枠を超えたチーム編成が可能になること、2点目といたしまして、保護者や児童のニーズに応じたスポーツ活動や質の高い継続した指導が期待できることが上げられております。

次に、今後の課題、問題点についてお答えいたします。

1点目が、課題といたしましては、指導者の確保の問題と捉えております。これまで学校の先生方が運動部活動の指導をされておられましたが、移行後、放課後の時間帯に社会体育活動の指導をしていただく方をどのように確保するかという問題でございます。

2番目といたしまして、活動場所の問題でございます。これまでどおり小学校を活動場所といたしますと、児童の安全性は確保できますが、スポーツパレスなどの校区外や遠方での活動になりますと、保護者の送迎が不可欠となるということでございます。

3番目は、指導者の養成の問題でございます。子供たちを御指導いただく方が社会人になるということで、御本人を御存じでないことなどから抵抗感や違和感を覚えられる保護者もおられるかと思えます。また、指導者が勝利主義に陥りますと、上手な児童が試合に出場する機会がふえる一方で、競技力がない児童は試合に出られないなどの格差が生じることが考えられます。さらには、過度な練習により身体の故障やけがの危険性も高まります。児童の体力や成長、個性に合わせた適切な指導が望まれるところでございます。

そのほかにも、安全対策、練習中の事故の対応、部費の問題、連絡網の構築、学校のかかり方など、今後調整、検討が必要な細かな課題も認識をいたしておるところでございます。

次に、それぞれの課題の解決策ということでございますが、今後の方針やスケジュールにもつながりますが、保護者、学校、町内会や校区公民館、スポーツ推進委員といったこれからの社会体育活動の運営継続に必要な皆様方にお集まりいただきまして、検討会、協議会を設立いたしまして、そのお力添えをいただきながら、一つ一つ丁寧に課題に向き合っ
てまいらなければならないものと認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 課題も結構あるなというのが実感であります。

この体制移行をいつから実施されるのか、またどのような計画なのか、移行方針とスケジュール、執行部としての決意をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、現在は学校教育の一環としまして運動部活動が実施されておまして、小学生にとりまして学校の運動部活動はお互いの友情や信頼関係を育み、体力づくりやスポーツに親しむきっかけをつくり、子供たちの健全育成には欠くことのできないものと認識しているところでございます。一昨日の福屋議員のお言葉をそっくりそのままおかりするならば、まさにゴールデンエイジでございます。大切な年代でございます。

本市の運動部活動の加入率は平成28年度5月末現在では76%でございます。多くの児童が積極的に参加している状況でございます。また、人吉市スポーツ推進基本計画で位置づけておられますとおり、小学生の運動部活動は、体育の授業とあわせまして、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための根底となるものであり、運動を日常の習慣とすることで、大人になってからも心身の健康を維持するために大切であると言われております。

スポーツの持つ多面的な魅力を子供たちに伝えていくことは行政の責務でもございますので、この運動部活動の社会体育移行を好機として捉えていただきまして、学校、地域、保護者がさらに連携を密にさせていただくことで、公民館活動を初め、地域の活性化にもつながるものと期待しているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど部長が答弁しましたところと重複するところがございますが、小学校区ごとの保護者の方への説明会が終わり、保護者の皆様の意向が把握できましたので、その結果をもとに、保護者、学校、町内会や校区公民館等関係各位に御参画をいただき、検討会を開催し、十分な意見交換をしたいと考えております。

さらに、社会体育活動についての共通理解が深まってまいりましたら、小学校区ごとに地域の皆様にも御参画いただき、運営協議会を設立し、また全市的な協議会も設立いたしまして、さまざまな問題や課題、丁寧に解決していきながら、社会体育活動を継続できるシステ

ムをつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

何と申しましても、社会体育移行へ向けての着地点と新たな出発点ははっきりしておりますし、大事な転換でございますので、平成31年4月1日、スムーズなスタートが切れますよう、児童を中心に据えて丁寧に進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 今、この制度の長所、短所をお聞きしたような気がいたしております。やはり主役は児童であります。もちろん学校側、先生方の立場も理解しますが、着々と移行を進められているようですので、児童、先生、保護者、学校と十分な理解、合意を行い、優秀な指導者の確保は絶対条件ではないかと思えます。

社会的に指導者の体罰が多く起きているのは、教職員ではなく社会教育指導者であり、年配の方が多いようです。自分の厳しい経験に合わせた指導、また勝利主義に大きく起因しているようです。実際私がかかわりを持っている剣道界でも、その多くの事例を知っております。しかし、関係者相互の正しい認識の共有と連携によって乗り越えております。

本件について今後も注視していきたいと思っております。協力は惜しみませんので、執行部におかれましても、各分野の理解を得て、努力、傾注していただくようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時50分 休憩

午後 4 時02分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。8番議員の井上光浩でございます。

本定例議会一般質問の最終登壇者を務めさせていただきますが、台風16号の動向が心配でございましたけれども、少し速度が遅くなっているようであります。今週末には敬老会も行われますので、大変天候が気になるところでありますけれども、しばらくおつき合いをいただきたいと思えます。

最後であります。足早にならぬよう質問を行ってまいりたいと思っておりますので、執行部の皆様におかれましては、心穏やかに、明快な答弁をいただきたいと思えます。

宮原議員も申されましたけれども、ことしは本当に暑い暑い夏でありました。気温の上昇

に伴い、さらに日本選手団の活躍により、日本全体が熱狂したリオオリンピックが開催され、日本選手団は金メダル7個を含む41個のメダルを獲得してくれました。表彰式において国歌である君が代が流れ、お隣の薩摩藩士であった島津斉彬公のデザインの提案である国旗日の丸がセンターポールに揚がる映像に、気温以上に熱い感動を覚えた夏でもありました。

さらには、現在連日メダルラッシュが続くリオパラリンピックが開催されております。さまざまな競技に、障がいを乗り越え、日々鍛錬に鍛錬を重ね、競技に望まれる選手の皆さんの姿に、私自身、毎日の生活を大事に、そして大切に過ごしているのか、自問自答するばかりであります。ほとんどが反省であります。パラリンピック日本選手団の健闘と無事の帰国を祈る次第であります。

それでは、通告に従って一般質問を行います。今回3点通告をしておりますが、1点目の産業振興に向けたブランド化を含めた新たな事業資金補助制度の検討については、私の直前でございました高瀬議員とかぶる部分がございますけれども、私は私なりに整理をさせていただいて、重複する部分があるかと思っておりますが、質問をさせていただきたいと思っております。2点目は、公共交通充実に向けた施策について。3点目は、肥薩線を未来へつなぐ協議会の今後のあり方についてであります。

まず、1点目の質問でございますけれども、市民から郡内町村において産業振興を目的として農業者が使途を設定せず自由な使い道ができる資金補助制度があると聞かすが、市として把握しているものがあるのか、把握していればどのような制度を設けておられるのかお尋ねをいたします。1回目終わります。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

郡内町村での産業振興を目的としました農業者が自由に使える資金補助制度、これは把握をしているのかということで、郡内町村を調査をいたしております。それでお答えさせていただきます。

議員御質問の農業者が自由に使途を考えられる資金、そういう補助金制度というものはございませんでしたが、ある程度目的に応じまして幅広く活用できます補助制度、補助事業、基金を創設されています町村がございましたので、これを御紹介させていただきます。

まず、お隣の錦町でございますが、錦町産業振興資金貸与基金というのがございまして、7,000万円を上限といたします基金がございまして。農業、商工業者が対象でありまして、使えます共通事項としましては、長期、短期の研修に使う場合とか、それから災害復旧、土地購入でございます。また、農業関連だけについて申し上げますと、繁殖牛、乳用牛、肥育牛、素牛の導入でございますけれども、それから高性能の機械の導入など、10の事業に対しまして、事業ごとでございますが、50万円から200万円以内を限度として貸与される事業がございまして。

それから、多良木町がございまして。こちらが農業振興活動補助金といたしまして、予算枠

が360万円。この中で、果樹の剪定や優良和牛導入の事業、これが5つ事業がございますが、これに活用できる事業を実施されております。また、産業振興基金といたしまして1億5,000万円を上限とします基金がございます、農林業、商工業者、こういったところを対象といたしまして、農業関連におきましては、繁殖牛、乳用牛、それから肉用牛の頭数をふやす場合におきます規模拡大、品質向上、それとか農業用施設整備や機械取得など、これは11の事業がございます、事業ごとに貸付限度と償還期間を定めて貸し付けを行うこととされております。

あと1村ございます。球磨村がございます、産業振興対策事業補助金というものがございます。予算枠が500万円の中で、水田等の畦畔整備や獣害対策、農道整備事業、農業後継者育成事業、こういった中の16の事業、それごとに定額または上限額を設けて事業を実施していらっしゃいます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 資料を見てみますと、各自治体、町村でそれぞれ現状に応じての補助金や基金が創設されているというところがございます。

今回、市民の皆さんからの要望というのが上がっております。これ農業関係でありましたので、きょうはこのまま農業関係に特化して質問をいたしますけれども、錦町さんと多良木町さんは商工業者を含んでの基金創設でありますので、大変目的はあるかもしれませんが、使い勝手のよいものではないかなと私は感じているところがございますけれども、本市において錦町さん、多良木町さん、球磨村さんと同様なものとして、人吉市農業活性化対策事業補助金制度、また人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金などがありますけれども、市の現状としては、これ高瀬議員からの質問と重複するかもしれませんが、質問の流れ上、平成26年度、平成27年度の実績を含めて答弁をいただきたいと思います。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

本市の制度の状況でございますけれども、他町村と同様に農業者が自由に用途を考えられるという補助金、基金制度、これはございません。

先ほど御紹介いたしました錦町、多良木町、球磨村と同様な補助事業といたしましては、今、議員が申されましたように、農業者が目的に応じて幅広く活用できる補助事業といたしまして、人吉市農業活性化対策事業補助金制度があるわけがございます。また、基金制度といたしましては、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金制度でございます。こちらは幅広い目的で活用できるといった基金ではございません。

事業の詳細につきましては、先ほど高瀬議員のところでも御質問いただきましたのでお答えいたしておりますが、一部重複いたしますが、御了承いただきたいと思っております。

人吉市農業活性化対策事業補助金制度、これは市単独事業といたしまして、本年度は年間

700万円の予算枠の中におきまして、機械購入などに対する条件整備事業、こういったものに7つの事業で構成をいたしております。

実績でございますが、平成26年度は延べ30件、合計653万3,000円、平成27年度は延べ39件、合計653万1,500円を助成しているところであります。

次に、人吉市繁殖肉用牛導入等資金貸付基金でございますが、この基金は平成26年12月から創設をいたしております、3,000万円を上限とする基金の中でございます、繁殖肉用牛の購入に当たり、1頭当たりが50万円以内、子牛を自家保留する場合ですけれども、1頭当たり35万円以内を限度といたしまして、据置期間が2年、償還期間が5年以内で無利子で貸し付けをするものでございます。

また、実績を申し上げますと、平成28年8月末現在で合計900万円を助成しております、平成26年度は購入が3件の130万円、保留が1件35万円の合計165万円でございます。それから、平成27年度は購入2件100万円、保留1件35万円、合計135万円でございます。2年間の累計で申し上げますと、購入が5件の230万円、保留2件の70万円、合計300万円の貸し付けとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 本市の貸し付け状況、大体、現在畜産関係ということになります。牛ということになりますけれども、答弁いただきましたが、この畜産だけの助成制度に、牛に関する助成がほとんどでありましたけれども、今回質問いたしましたのは、実は養豚農家の皆さんからの要望もあっております。それで、養豚農家に対する支援はないのか、まず1点。そしてまた、養豚農家においても御自分でブランド化を目指していらっしゃる農家の方がいらっしゃいます。豚肉のブランド化も含め、養豚農家への支援について、例えば農家の皆さんから直接行政のほうに相談や要望があったのか、この2点をお聞きしておきたいと思えます。

○経済部長（福山誠二君） お答えいたします。

養豚農家への支援が1点、それと相談、要望が1点ということでございます。

まず初めに、養豚農家に対します支援はないかということでございます。2回目の答弁で申し上げました人吉市農業活性化対策事業補助金につきまして、昨年度におきましては、認定農業者であります養豚農家、これは認定農業者支援事業を活用されまして、飼料米の製粉機を購入されております。そのほか、補助事業ではございませんが、現在、全養豚農家に対しまして家畜伝染病予防対策といたしまして、年に1回程度ではございますが、石灰と消毒薬の配布を行っているところであります。

それから、相談、要望ということでいただいております。これにつきましては、養豚ブランド化を含めた養豚農家への支援につきまして、これは相談といたしましては、最近では家

畜伝染病予防対策としてのカラス対策、こういったものの相談がっております。要望でございますけれども、こちらはつい先日でございましたが、今後の養豚経営に対するお考えや支援についての御要望がございましたので、意見交換をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 要望につきましては、先日直接おみえになったということで、意見交換をされたということで、大変よかったなと今は思っているところでありますけれども、この全養豚農家に対して家畜伝染病予防対策として年に1回石灰と消毒液の配布と。これは平等性としてはそれが一番いいわけだと思います。口蹄疫等もありましたので、全農家のことを思うならば、それが平等性があると思いますけれども、相談に上がった方、養豚農家の方、恐らくブランド化に向けてやる気が、非常に意欲のある方だと思います。

その中で、やはり高瀬議員も質問されました、商業関係の方もやる気があればどんどんやっていきたいと。今回は農業従事者の皆さんから要望がありましたのでこの質問をしておりますけれども、やはり農家の皆さん方の農業意欲向上ということが産業振興につながるというのは皆さん方よくわかっていらっしゃると思うし、市長に、これは答弁をいただきませんが、やっぱり恒産なくして恒心なし、孟子が言った言葉でございますけれども、やはり定まったなりわいがきちとなければ安定した精神状態でやっていけないと。そういった方々ということは、安定した精神というのは、やはり農業意欲、頑張ればこれだけ入ってくるんだということが大事になってくると思いますので、こういった要望、例えばやる気のある農家の方にも積極的に意見交換をしていただければと思っております。これについては答弁は必要ございませんけれども、先ほど高瀬議員からもありましたので、重複しますので、答弁はいただきません。

では次に、質問を変えさせていただきますが、2点目の公共交通充実に向けてであります。先般、8月9日でしたか、大畑コミュニティセンターにおいて第1回大畑地区実証運行に関する意見交換会を開いていただきました。なかなかこういう意見交換会、私も立場上伺いますけれども、なかなかいい雰囲気で行くことはありません。しかし、今回の意見交換会は非常に気持ちよく受け入れていただきました。乗り合いタクシーのときにこれを先にやっておけばよかったんじゃないかなと、私は切に思っているところでありますが、今回まだ実証実験始まっておりませんので、そのことにつきまして少しお尋ねと確認をしておきたいと思えます。

人吉市地域公共交通網形成計画の策定方針、まず基本となるこれについて確認をしておきたいと思えます。これについて、確認の意味を込めて答弁を求めたいと思えます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。少し長くなりますけれども、よろしくお願ひします。

本市の地域公共交通を取り巻く環境でございますが、人口減少、少子高齢化社会、それから自家用車の普及による社会構造の進展によりまして、利用者の減少が著しく、また運行コストの増大に伴い、運行本数の減少や運賃の値上げといった輸送サービスの低下につながる施策の検討を余儀なくされております。これらによってさらに利用者が減少するといった悪循環を招いておりまして、これは全国的な傾向でございます、国におきましては、将来にわたり持続可能な交通網の形成を目指すために、これまでに交通政策基本法の制定や関係法令、それから制度の改正が逐次行われてきたところでございます。

このような中、本市を含みます人吉球磨地域では、地域一体となってまちづくりを推進する定住自立圏構想が制定され、本市におきましては中心市宣言を行っているところでございます。地域公共交通におきまして、複数の市町村をまたぐくま川鉄道、路線バスが運行しておりますので、平成22年度に10の市町村と関係者で人吉・球磨地域公共交通活性化協議会なるものが設立され、主にこのときはくま川鉄道の経営安定化を図るために人吉・球磨地域公共交通連携総合計画が策定されました。この計画に基づきまして、経営安定のための公費負担制度の構築、老朽化した車両、施設の更新等が実施されてきたところでございます。先ほど高瀬議員の質問の中で田園シンフォニーのことが出ましたけれども、田園シンフォニーもこの中で購入してきたというような状況でございます。

また、平成27年度におきましては、人吉球磨地域の交通施策の基本計画となります人吉・球磨地域公共交通網形成計画を策定し、現在はこの網形成計画の具体的な実施となります人吉・球磨地域公共交通再編実施計画の策定に向けて、球磨郡の自治体とともに現在取り組んでおるところでございます。この人吉・球磨地域公共交通網形成計画におきまして、主に市町村をまたぐ路線バスの再編を計画し、各市町村で完結します路線バス、それからコミュニティバス、乗り合いタクシーなどはそれぞれの自治体で検討をすることとなっております。

このことを受けまして、本市におきましても人吉・球磨地域公共交通網形成計画との整合性、連携を図りながら、本市の地域公共交通政策のマスタープランといたしまして、人吉地域公共交通網形成計画を、人吉市の網形成計画を策定する必要がございまして、本年度中の策定を目指し、業務を進めておるところでございます。要するに、平成27年は人吉・球磨のをつくりまして、本年度は人吉管内のものをつくっていると、そういうふうなことで御理解いただければと思っております。

次に、本年度つくっております計画策定のための方針について述べさせていただきます。まず、基本的な考え方でございますが、地域の持続的な発展、地域住民の日常を支える基盤として、使いやすく、無理、無駄がない持続可能な地域公共交通体系をつくることを念頭に考えております。

具体的には、人吉・球磨地域公共交通網形成計画及び再編実施計画の考え方や方向性との連携、整合性を保つこと、これが1つ目でございます。2つ目が、人吉市全体での詳細分析

に加え、人吉球磨地域全体の観点から検討を行うこと。3つ目が、まちづくりや観光、福祉分野などの地域づくりとの連携を重視すること。4つ目が、持続可能な地域公共交通に向けた新たな仕組みづくりを検討すること。そして最後に5つ目が、地域公共交通網の再構築に向けた継続的なモニタリングの手法を構築すること。

少し専門用語が入りまして、なかなか御理解いただけるか、私も非常に心配というか、非常に心苦しいんですけども、そういう状況、そういう中で進めておるところでございます。今の5点の基本的な考え方、これが計画策定の根底にあるということをお伝えしておきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今回、ありますけれども、デマンドタクシーの実証実験ということでございますけれども、試験運行ということでございますけど、私は大畑地区の話をしましたけれども、永野地区においても行われると。大畑地区が10月17日から11月11日まで、そして永野地区が10月18日から11月10日までと、これ予定でありますけれども、まだ予定でありますので、行われるわけですが、これも確認を込めてでございますけれども、全協において説明をいただきました。しかしながら、本会議場ではまだきちっと、説明といいますか文言は残っておりませんので、確認を込めて答弁をいただきたいと思います。この区域運行の概要についてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員も申されましたけれども、公共交通空白地での実証運行、これを今回、大畑区域と永野区域で実施すると。

その内容でございますけれども、これは人吉地域公共交通活性化協議会におきましてもう既に御了承をいただいたところでございます。事業名を予約型乗合タクシーの区域運行の実証運行、ちょっと長たらしいんですが、そういう名称で決定をいたしまして、これは詳細に入っていくわけでございますけれども、まず予約型であること。それから、次に乗り合いタクシーであること。これは一般の個人ごとに乗車するタクシーとは異なりまして、1台の車両を複数の利用者、同乗者で御利用いただくということとなっております。

また、区域運行につきましては、路線バス等のように決められた停留所で乗りおりし、決められた経路を運行する形態ではなく、一定の区域内に限っては利用者が指定された任意の場所、当然御自宅も入るわけでございますけれども、そういう御自宅が恐らく多いのではないかと考えておりますが、あらかじめ決められていない乗降場所や経路で運行することを基本といたしております。これはいわゆるドア・ツー・ドアが可能となるわけでございます。これによりまして、停留所までの距離が遠い方、例えば荷物をたくさん持って、荷物が多い乗車の場合はこれで負担が軽減できるというようなところでございます。

したがって、今回の取り組みを要約いたしますと、予約が必要で他の利用客との乗り合わせであるもの、そして自宅までの送迎が可能なタクシーということでございまして、先ほども申し上げましたが、市が目指しながら形にこれまでできなかった交通の弱者の方への究極の方策、ドア・ツー・ドアを具現化したものということでございます。

次に、今回実施いたします区域運行の概要でございますけれども、交通空白地帯で実証運行ということで、永野地区と大畑地区の2地区でございます。

この2地区を選択しました理由といたしましては、永野地区におきましては現行での公共交通の運行がない、いわゆる公共交通空白地となっております関係で、今回新たに区域運行、実証運行を行い、今後の方向性を見定めたいと考えております。

また、大畑地区につきましては、現在乗り合いタクシーの運行がなされておりますが、これまで同地区におきましてどのような交通体系が適しているかについて、地元のほうと、議員にも御協力いただきまして協議を行ってまいりましたが、現行の乗り合いタクシーと今回の区域運行型乗り合いタクシーに御乗車いただいた上で、比較検証につなげてもらいたいという趣旨から、大畑地区を選定させていただいたところでございます。

ここは、さっき議員も冒頭で申されましたけど、路線バスをいきなり乗り合いタクシーに持っていった経緯もございますので、去年のちょうど6月ぐらいまででしたか、路線バスに変えるとか、そういう動きがありまして、現在の乗り合いタクシーをできるだけ利用しやすいようにするためにはというところから入っていくということで現在の状況がつけられているわけでございますけど、この地区におきます区域運行を10月中旬から11月中旬まで1カ月間やらせていただきたいというふうに考えております。

「永野地区は月曜、水曜、金曜、大畑地区が火曜、木曜の曜日」を限定とさせていただいております。運行回数につきましては、永野地区が1日当たり片道8便運行いたします。1カ月で合計64便。大畑地区も同様に片道8便の運行で、1カ月96便を予定させていただいております。

運賃につきましては、両地区とも区域内の乗りおりであれば中学生以上が片道150円、区域を出て市内中心部まで乗車をされた場合には300円となっております。小学生の方はそれぞれ半額、小学生未満の方は無料といたしております。

ちなみに、大畑地区におきましては、現行の乗り合いタクシーは休止をせず、そのまま並行して運行をやるということとしております。

以上、長くなりましたが、お答えさせていただきます。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） この公共交通空白地帯ということで、永野地区も選定をされました。

2地区で行われますが、私も何度もこの点については質問をいたしましたし、宮崎議員も何度も質問をされてきた経緯がございます。今回こういった導入に向けての実証実験でありま

すので、皆様方にたくさん乗っていただければなと思っているところでもありますけれども、そこで、この実証運行の動向を見て、そして導入後に起こり得るであろうと想定される区域運行のメリット、デメリットについてお尋ねをいたします。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

区域運行のまず特徴としまして、メリットのほうから申し上げますと、先ほども申し上げましたように、自宅で乗りおりができること、それから乗り合わせでの乗車となりますので、通常一般のタクシー利用よりも運賃が安価となることがメリットとなっております。次に、デメリットでございますが、利用客の人数や乗降場所によって経路が決まることから、乗りおりする時刻が事前に確定されていない、また事業者にお問い合わせをされたとしても大体の目安の時刻しか教えることができないということが、これが最大のデメリットと存じております。これは会議の中でもそういう御質問も出たところでございます。また、ほかの事例を見ましても、利用前に事前の登録が必要となりますので、現在運行を行っております乗り合いタクシーと比べますと、手続が1つふえるということでございます。

以上を総括いたしますと、停留所も近い、決まった時刻に乗りおりしたいと言われる方には、既存の乗り合いタクシーのほうに向いているのではないかというふうに思っております。逆に、時間には余裕があるので、定刻でなくてもいいので自宅で乗りおりしたいとおっしゃる方には、今回実証運行を行います区域運行がより便利なシステムとなっておりますので、1回お試しいただいて、その辺をしっかりと検証していただければと思っております。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。先ほど曜日を間違っていたみたいで、「永野地区が火曜日と木曜日、大畑地区が月曜日と水曜日と金曜日」ということでございます。訂正をさせていただきます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 導入後に想定されるメリット、デメリットでございますけれども、これははっきり言って、私も、大畑地区につきましては乗り合いタクシーも継続して同じに進めていただきますので、どちらがいいかという選択肢があるわけです。ただ、意見交換会で幾つか意見が出ているようでありますので、この点をかいつまんでちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

御存じのとおり、国道221号を人吉に向かいまして下ってまいりますけれども、大型商業施設、名前は申し上げませんが、向かって右手のほうにございます。本当に大畑地区から近うございます。ただし、住所は球磨郡錦町ということになりますし、下田代地区になりますと、農道を真っすぐ1キロも行きますと、ここも球磨郡錦町、地区は大正地区ということで、大変生活圏も一緒になるわけです。御親戚もいらっしゃる。ということになりますと、こういったことについてもやはり人吉市の区域外になりますと、この運行については難

しいのでしょうか。

また、大畑地区で乗られた方々、7カ所人吉市におりるところがございます。人吉医療センター、人吉スターレーン、人吉駅前、人吉郵便局、札の辻、新町、人吉市役所西間別館とございますけども、このカルチャーパレスまでは実証運行の中には入れられないのか、今後検討の余地があるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、カルチャーパレスまでは経路として含まれて現在おりません。市役所の窓口の中で最も利用の多い西間別館は経路のほうに含ませていただいたということでございます。

今後どうするのかというのは、この実証をどう生かしていくのかというのを今後やっていくわけでございますけども、恐らくそういう御意見も出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、御要望がそういう、今、井上議員がおっしゃったような御要望がたくさん出て、そしてそのニーズに対して何らかの手を打たなければならないということになりましたならば、これはまた実証運行から本格稼働に移っていくときに、さまざまな状況で検討しながら、関係機関と協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

答弁が漏れたようでございます。失礼いたしました。

イオン錦店までの運行でございますが、恐らく需要はあるものだろうということで、検討前に熊本運輸支局に御相談申し上げましたが、この実証運行については自治体間をまたぐ経路の設定については望ましくないと。やはりこの運輸局の指導がかなり細かく入ってまいりますので、現在は設定をいたしておりませんが、これは先ほどのカルチャーパレス経路と同じで、ニーズが高い場合、要望が多く出ましたならば、改めましてまた運輸局とも支局とも協議をさせていただきたいと考えております。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 答弁がなければもう一回聞こうかなと思っておりました。

先ほどやはりニーズがあればと。1回やってみて、やらんとわからんことですから、やってみてどういった要望があるのかというのを、そのためにこの実証運行されるわけですけども、それならば、まず今回は2地区でやられますけども、今後地元への周知方法をどう進めていかれるのか、余り時間もないようですので、答弁をいただきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

これまでに2つの地区の主に各団体の代表者の方と実証運行について意見交換を行わせていただきましたほかに、本市の地域公共交通会議に諮り、運行を認めていただいたと。ここは先ほどもお話をさせていただきました。これからは、運輸支局の認可がおりました後、より多くの皆様に御利用いただけるよう、両地区での住民説明会はもちろんのこと、町内単位

や小グループにおきまして可能な限り説明を行い、誘客、PRに努めてまいりたいと存じます。

議員がおっしゃったように、もう時間はないわけですよ。ただ、これは支局の認可というのが非常に厳しく、支局のほうは厳しい指導がありますので、許可がおりない前に余りたくさんいろいろできるような雰囲気で作るなというような御指導もあつてますので、これは支局の認可をにらみながらやらせていただきたいと思います。具体的には、9月中に住民説明会を行い、もう9月入ってますけど、本日の広報は、きょうは広報日ですよ、予告版のチラシを配布しておりますほか、10月1日号の広報に合わせまして詳細の御案内を掲載したチラシを全戸配布を予定をしておるところでございます。

また、1カ月間の実証運行を終えますと、その間に行いましたアンケート分析、それから地元との意見交換等を行った後に、人吉市地域公共交通活性化協議会におきまして、将来この地域の実情に合った持続可能な交通体系、要するに今回の試行を本格稼働させていくのか、そういうところをしっかりと議論してまいりたいと思っています。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはり今回、2つだけ私、気をつけないといけないなと質問の中で思ったのは、乗車率、これだけ乗ったらこれだけ運行するんですかと。今後導入に入るんですか。どれぐらいのお客さんをお呼びすれば。この2点だったんですけど、大体。

一番はどれぐらい乗られるかという基準を、費用対効果を質問しようかと思いましたが、やはりどれだけ乗っていただいて、そして高齢者率も高うございます、大畑地区については、やはり乗り合いタクシーのときも乗り方が最初からわからなかったんですね、導入されたときに。どうすればいいのか、電話するのも面倒。しかし今になると、電話のやり方も予約の仕方もわかってこられると、意外と使えるなというような意見もあります。

そこで、今回の実証運行、多く乗っていただいて、そしてこの実証運行がどんなものであるのか、今後導入しようとしているデマンドタクシー、予約型タクシーについて、これを知っていただくためには、例えば往復無料にしてもらうとか、そういったことの考え方というのはないのでしょうか。答弁を求めます。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、せつかくの実証運行でございますので、数多くの方々に御利用いただければ非常に私たちも成果が上がるというふうに考えておりますけども、努力はいたしますけど、現在御提案いただいた無料の計画はないんですが、それにかわるもので少し、ちょっと寂しい御提案ですけども、片道無料券の配布等々があれば、その分を実施主体であります人吉地域公共交通活性化協議会の負担の中でこれは可能であるというふうに考えておりますので、そういうものも、お一人様ということで限定をさせていただきながら、御提案

していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 全額無料というのは非常に都合がよろございますし、平等性から言うならば本当に御批判もある地区もあると思います。1回だけは乗っていただくように無料、また、後は御自分で出していただくというような形で進めていただくようでありますので、そのようにしていただければと思います。今度の試験運行、また実証運行がよい結果であってほしいと思います。

私どもの大畑は、先ほど申しあげましたように、乗り合いタクシーもありますし、今度は新しく実証運行を考えておられるプランもあります。これを選んでいただくのはどっちみち住民の方でありますので、そこで、今回実証運行の結果次第では区域運行の本格導入の見送りもあるのか、その点について1つだけ最後に聞いておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

今回の実証運行を行った上で、まずどのような好評を得ることができたか、また反対に改善点はどのようなものであったか、これは利用客、事業者、行政にとってそれぞれに分析を行いまして、今後どのような交通体系がこの地区に必要なのか、ベストの選択となるのか、住民の方々の御意見を前提にやっていきたいと。本格導入見送りとか、そういうことは今のところは答弁はできないわけでございますけど、まずはこの試行をして、そしてその状況をしっかり見ていきたいということでございます。答えをいきなり導き出さないで、ほかの選択肢もかみ合わせながらやっていきたいと思っておりますし、恐らく大畑地区、永野地区だけではなく、やはり全体の見直し、当然空白地帯はまだ人吉市のほうに多数ありますので、そういうところの状況もしっかり視野に入れながら、今後この大きな人吉市の網形成計画等々をつくり上げてまいりたいというふうに思っております。

ちょっと答えになりませんが、そういうことでよろしく願いいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはりやってみて、そして結果を見て、そして使っていただいて、実証運行で、そして私も先ほどから何回も繰り返しますが、大畑地区については2つの選択肢がある、そのうち1つを選んでいただくというような形になりますし、永野地区については初めての導入でありますので、これが本当のドア・ツー・ドアという形になりますこと、私は強く要望しておきますが、質問の中に織り込んでおりませんでしたけども、例えば介護の必要な方、介護補助が必要な方に対しても幅広い配慮をしていただければと思っております。この点につきましては、今後の推移を見ながら、また質問をする機会があると思っておりますので、これで質問を終わりたいと思います。

それでは次に、最後の締めの質問になります。8月31日に開かれました肥薩線を未来へつなぐ協議会総会のことにつきまして、翌朝でしたか、新聞報道で私はこの事実を知ったところです。その際に、取り下げられたということが書いてありましたけども、この記事を見たときに、何でと素直に思いました。何でと。これはいかんと思ったこと、また相反して、松岡市長はいい判断をされたなど。もう一回持ち帰ると、取り下げるという表現ではありましたが、新聞紙上では。私はよくもう一回持ち帰られると、会長として持ち帰られたなど思いました。

この件につきまして、ちょっとわからない、質問の進め方でわからないところがあるかもしれませんので、改めてちょっと整理をしておきたいと思います。

まず、肥薩線利用促進存続期成会、この後期成会と申し上げるとは思いますけれども、これができ上がって、これが構成団体16団体であります。人吉球磨の10市町村が入っていただいて、そのほかにえびの市、湧水町、八代市、芦北町、そして霧島市、伊佐市ということで、16構成団体があるわけです。その後、今回質問をいたします肥薩線を未来へつなぐ協議会、これが平成23年8月に設立をされております。今後は肥未協というふうでありますので、期成会と肥未協という名称で呼ばせていただきますけれども、これが平成23年8月に設立をされて、両会とも会長は現在の人吉市長であります松岡隼人市長であります。

まず1点目はここを整理をしておいて、質問をしてみたいと思いますが、平成27年度の総会が開かれまして、その後全員協議会の中でも説明がございましたけども、この事業内容の中に、学術調査、文献調査、調査委託等をされて、さまざまに調査をされているようがあります。

ただ、この件につきましてはまだ議会のほうには一度も報告もあっておりませんでしたので、この件について、ほかの自治体、構成自治体にはちゃんとこういったものができ上がったということで説明をされたりはしてあると思います。私どもの本議会についてはまだ説明があっておりませんので、今後全協あたりで説明が、結果、成果品は出していただくという形になると思いますので、その件についてはお聞きませんが、どういった学術調査をされたのか、内容等を含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

肥薩線を未来へつなぐ協議会のこれまでの学術調査事業についての御質問でございますが、当協議会は肥薩線の世界遺産登録推進事業とD51形蒸気機関車復活運行を大きな目標といたしまして、平成23年8月に発足した団体でございます。学術調査研究は、世界遺産登録推進事業として位置づけ、肥薩線関係文献、それから現地調査、専門機関への委託研究などを行っております。

まず、文献調査でございますが、これは主に事務局員が肥薩線関係の文献につきまして、書籍、資料の購入、それから所蔵先の図書館等におきまして閲覧、複写の調査を行ったもの

でございます。

次に、現地調査でございますが、これは八代から隼人までの肥薩線関連施設の現地調査を事務局員で行ったものでございます。

次に、委託研究でございますが、熊本県立大学によりまして、明治時代に発行されました鹿児島新聞の中から肥薩線関連記事を抽出する調査を行っております。この事業は平成25年度から継続して行っている事業でございますが、明治30年から明治の終わりまでの肥薩線記事一覧等の成果が出ている状況でございます。また、平成25年度には、肥薩線木造駅舎所見作成業務といたしまして、白石駅、一勝地駅、大畑駅、矢岳駅、真幸駅の5つの駅を対象といたしました調査業務を実施いたしております。

次に、現地確認調査や文献調査をまとめ、肥薩線の歴史、背景、現存する施設についての報告書であります肥薩線の概要を平成26年度に作成をいたしております。その肥薩線の概要の次のステップといたしまして、平成27年度には肥薩線比較研究業務委託を行っておりますが、これは国内における肥薩線と類似した鉄道路線、鉄道遺産との比較研究につきまして専門機関へ委託を行ったものでございます。全国の類似施設の概要、肥薩線の山線、川線と国内の路線との比較研究により導き出された肥薩線の特徴が報告をされております。

以上が学術調査の実績でございます。なお、この調査実績等につきましては、各自治体に御報告をさせていただいておりますが、議員がおっしゃったように、本市議会のほうにはまだ報告はなされておられません。この場をかりまして深くおわびを申し上げたいと思います。機会を設けましてしっかり、平成26年にある程度でき上がっておりますので、内容等の詳細な説明までさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 成果品を、成果品と言ったらいけませんけれども、歴史的文化遺産の学術調査ですから、県立大学さんには45万円、肥薩線比較研究には355万3,200円、木造駅舎等の見学会には9万7,016円おつけになっているわけです。これが高い安いと言っているわけではありません。こういった事業をされたのであれば、やはり説明をするべきではないかと私は思います。

そして、この事業については、肥未協の中で構成されております団体で御負担をいただいている。特に御負担をいただいている団体がありますよね。大変厳しい予算の中で御負担をいただいているわけです。少し触れますと、平成24年から27年、人吉市は456万4,000円、えびの市さんは203万3,000円、湧水町さんは181万1,000円、これに2年間の人件費も出している。人的交流にも出していただいたと。そして球磨村さんにおかれては128万円御負担をいただいているわけですから。こういったことを考えてみますと、やはり先ほど冒頭申し上げました、これはいかんと、私は率直に思いました。

なぜかというならば、鉄道ミュージアム、先ほど高瀬議員の際に総務部長答えられましたが、3つのコンセプト、私は世界遺産の登録に向けて推進の拠点づくりというような説明を受けたのも記憶にしております。そのときにこの基礎母体であります、それを目指してつくった肥薩線を未来へつなぐ協議会の解散、またそして、それが期成会への部会に入ること、この小さな一滴が大きな周辺自治体に波紋を広げるのではないかなと思ったわけです。これだけではなくて、ほかのことについても波紋が広がるのではないかなという懸念がありました。

そして、もう一つ申し上げましたのは、よくぞ持ち帰ってもらった。やはりこれは会としては全会一致でなければならないと、会長であります松岡市長は考えられたと思います。思われたと思います。よくわかります。その点については今からお聞きをいたしますけれども。

今、会長預かりとなっておりますけれども、では、私は部会に入れ込んで、そして新たなスタートを切ろうということについては反対ではないんです。協議会だけをずっとやってくださいと言っているわけではありません。私が言いたいのは、鉄道ミュージアムの国庫補助もいただいて、それが完結するまでは名前は残しておいてほしかったなど。それが波紋が広がるんじゃないかなという懸念だったんです。これだけ6月議会では福屋議員も質問をされました。どうするんだと。ごもつともですよ。だったので、このことについては質問をしたところです。

それでは、会長預かりとなっておりますけれども、今後はどういった流れになるのでしょうか。松岡市長、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

御質問にありましたように、肥薩線を未来へつなぐ協議会総会の解散の議案につきましては、総会に提案を行い、その後、会長預かりという形で一旦取り下げをさせていただいているところでございます。

解散の提案理由でございますが、主な事業でございます世界文化遺産登録とD51形蒸気機関車復活が客観的に見てこのままでは非常に困難であり、今後の方向性を見直す時期を迎えていると考え、今回解散の提案をしたところでございます。加えて、この協議会が設立されて5年になりますが、事業を進めるに当たり、構成自治体間の温度差がますます顕著になってきていることも事実でございます。事業費負担のあり方も含め、14自治体が共同で事業を進めることが非常に困難になってきている状況にございました。

先ほど議員もおっしゃいましたように、非常に重要な議案でございましたので、全ての構成自治体から、解散の賛否について総会の場で御意見をお伺いしたところでございます。結果といたしましては、賛成いただいた自治体が11自治体、反対された自治体が2自治体でございました。議案として上げておりますので、通常であれば採決するところであり、3分の2の団体が賛成をされれば成立することになりますが、この肥薩線を未来へつなぐ協議会は

人吉からお呼びかけして設立されたものであり、全ての自治体に十分御理解をいただいた上で御賛同いただくことが大前提であると判断をいたしまして、今回は会長預かりとさせていただきます、議案を取り下げたところでございます。

今後につきましては、全ての自治体に御理解、御賛同いただける道を探り、着地点を今年度中の早い時期にお示ししたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 14団体のうち12自治体が賛成をされた、そして反対が2自治体だったということ。そうですね。このまま会の規則としては成立するわけですから、そのまま会長でその採決のままお進みになればよかった、いいかもしれませんけども、そこはやっぱり松岡市長のお人柄だったと思います。よく配慮をされたと思います。これそのまま押し切っておくと、なかなか後々さまざまな問題が出てくるのではないかなと私は思います。

期成会は16団体、そして肥未協は霧島、伊佐市を除く14団体でありますので、14の皆さん方を説得をされていくとは思いますが、やはり先ほど今年度中の早い時期にということとございましたけど、やはり予算編成も各自治体あるわけです。このことについて、市長としては早い時期と言われましたけども、大体明確にお答えいただくわけにはいきませんか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、来年度予算要求もございますので、他の自治体の予算要求に支障が生じないように、なるべく早急にお示ししてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 早急にということとございますが、臨時総会もお開きになると思います。その前にお会いになる、自治体の長にお会いに行かれると思いますが、こういうのはやっぱり余り長く時間をとらないほうがいいなと思います。私のサラリーマン時代の先輩からの教えでございますが、人を変え、場所を変え、時間を変えと、こういった話についてはそうしなさいというような教えもいただいたことがありますので、なるべく早いほうがいいなと思います。

臨時総会なり開かれると思いますが、例えば部会に入った場合、部会に入れ込んだ場合に、負担金等々についてはどういったふうに発生をするのでしょうか。新たな負担金というのはまた出てくるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

現時点におきましては、負担金の前提となります来年度の協議会の体制や、事業計画案も定まっておられませんので、今後のあり方とともに検討していかなければならないと考えてお

ります。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 総会のことですのでお聞きしますけど、平成27年度の事業報告、また平成27年度の決算報告、そして平成27年度の監査報告までは承認をされておられると思います。あと残るはこの肥薩線を未来へつなぐ協議会の解散について、そして肥薩線を未来へつなぐ協議会の解散に伴う残余残債について、この2点が残っていると思いますけれども、ちょっと気にかかることがございます。

先ほど御答弁申し上げられたと思いますけれども、解散理由の中に上げられた、D51復活に対するところに触れられております。JR九州様の意見ということで、実現可能性がちょっと低い、費用面から危惧するとの回答を得ているという答弁でありました。この御返答いただいているのはわかりますけれども、D51復活に対しては7,903筆の署名も集まっております。1万名の目標だったと思いますが、あと2,100切っているわけですが、これについての考え方として、JR九州様からのちょっと難しいんじゃないのというような回答については、いつ回答があったのでしょうか、お尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

施設所有者であるJR九州様の御意見についてですが、これは肥薩線利用促進・存続期成会が例年行っている要望会での御意見でございます。まず最初は、平成25年2月にJR九州熊本支社にいたしました要望において、D51復活運行は非常に困難との回答をいただいております。直近では、平成28年1月27日に実施いたしました鹿児島支社への要望会においては、ニュースバリューはわかるがかなりの費用がかかるため危惧するという御意見、平成28年1月29日の熊本支社様からは、実現性が厳しいとの御意見を賜っております。

D51の復活運行に伴う要望活動は平成24年度から継続して行っておりますが、JR九州株式会社様からは毎回、大変厳しい、難しいという旨の御回答をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） やはりそういったことについてははっきりとした回答というのはやっぱりあったわけですね。この提案をされる要因として。これについては理解を示すところがあります。何でもJR九州さんの御協力がなければD51の復活というのは難しいわけですから。この本元がそう言っておられるのです。そこは理解するところがあります。

そしてまた世界文化遺産登録についても、非常に不透明な状況が続いているということも上げられておりますけれども、それについては、このことを理解した上でお聞きしますけれども、総会だけで審議をしたのか、また提案に至るまでどういった経緯でこれを提案された

のか、それを私も理解した上でお尋ねをしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

会の存続に伴う案件でございますので、これまで事業費の御負担を特にいただいておりますえびの市さん、湧水町さん、球磨村様にはまず個別で御説明を申し上げました。その後、構成自治体の担当課長等の職にある方で構成する幹事会におきまして、加盟自治体の総意を踏まえ、事務局案としてお示しし、そしてさまざまな御意見をいただきながら、総会で御提案をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） この肥未協の総会というのは年に一度行われるわけです。会計については4月1日から翌年の3月31日までですか、そういうふうに会則でなっているようでありますので、やはりこの総会に向けて職員も市長も尽力されたとは思いますが、結果はやっぱり反対があって、御理解がいただけない自治体の長さんがいらっしゃって、そして、じゃあ今後どうしようかという、今そういう時期に、そういうところなんですけれども、やはりこれは要望でありますけれども、どうでしょうかね、私は取り下げられた案とは申し上げません。もう一回考え直そうと思って持ち帰られた案に、期成会など14自治体で部会をつくられるということで提案をされた、しかしながら、もし部会として入ったとしても16自治体でやりましょうということで、説得に回る、こういう説得という言い方はいけませんけど、提案をしていくということも1つの手ではないかなと思います。

また、現在ありますこの利用促進・存続期成会自体をリニューアルして、世界遺産登録に向けて、また、あわせて肥薩線の魅力を取り組めるような、そういった魅力発信を含めた新しい会として生まれ変わるというような考えも1つは必要ではないかなと思うわけです。

やはり世界遺産登録に向けてはどことも努力をされてまいりました。登録されたところ、どことも長年の努力、それは地域の皆さん方、周辺の皆さん方の御尽力であったということは、私たちも党派として勉強させていただいておりますので、よくわかっているつもりではありますが、あの富岡製糸場さんでもすごい努力をされてこられたわけです。

そういったことを考えますと、やはり御協力いただけなかった首長さん方にはやはり思いがあると思うんですよ。口で言われる部分と、おなかに持って、それをやっぱりひも解いていかれたらいいんじゃないかなと私は思っています。

この3点について、事業費を出していらっしゃる他の3つの市町村の自治体の長さんとも一堂に会して話をされることも必要ではないでしょうか。この3つについてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

肥薩線を存続し、そして未来へつないでいく、さらには世界遺産に認定をされるというの

が私も最高のことであろうかというふうに思っておるところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、沿線16自治体のうちに14自治体、そして、さらには負担金等々の割合、または取り組みに対する考え方による温度差等々が見られたところでございます。

まずは大前提として、私は沿線の全自治体で取り組むこと、そしてさっき議員がおっしゃいましたような地域の盛り上がり、これが前提条件であろうというふうに考えておったところでございます。そういうような考えをもちまして、解散と言いながらも発展的な解散、期成会と肥未協を一本化したような、沿線自治体全てが取り組めるような事業をやってまいりたいという思いから、そのような提案をさせていただいたところですが、御存じのとおり、まだまだ私の説明不足等々もございまして、全ての自治体の方に御理解いただいているというのが現状であろうかというふうに捉えております。

そのような点も、また議員からも御指導いただきましたように、まずは事業費を出している市町村様と再度会談といたしますか、お話をさせていただき、そして沿線16自治体全てが取り組めるような、肥薩線沿線が発展、持続していけるような会に私も方向性を持っていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今回、反対という意見を申された自治体の長の方も、やっと学術的な調査が終わったばかり、じゃあそれをまたもう一度みんなで検証しながらやろうよと、御自分のところはもしかしたら違う路線のことのほうが頭にあられるかもしれません。

そういったことまで、なぜこう言うかという、これはやはり周辺自治体の、人吉市の市長というのはリーダーシップが必要であると。認められていると。認めていると。私は認めております。やはりその中で、大変辛辣なことも申しましたけれども、やはりこの中で精いっぱい努力をしていくと答弁されました。愚公山を移すですよ。しっかり努力すればいつか必ず成功します。どうぞ誠意を持ってきちっと考えを申されれば、わかっているのではないかと思います。私が一番心配するのは、解散をして、何もかもが解散をしてしまうことです。それだけは避けていただきたいと思っております。

今回は3点について質問をいたしました。冒頭についてはオリンピックについて触れましたけれども、例年でありますと県民体育祭の時期に入ります。ことしは残念ながら熊本大震災の発生により中止が余儀なくされましたけれども、来年は人吉市で開催されます。教育部が所管であると思っておりますけれども、全庁を挙げて、この被災をされました自治体からの選手団の皆さん方を含めて、多くの選手団がおみえになると思っておりますので、精いっぱい準備方をお願いをして、私の一般質問といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

追加日程 議第89号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（田中 哲君） 次に、議第89号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議第89号について質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 本日追加提案されましたので、ちょっといろいろ、ちょっとわからない点がありましたので、質疑を行いたいと思います。

今回、条例改正が提案されてますが、平成27年度の下水道使用料の徴収誤りに関する減額措置分、これについては、ことし平成28年3月議会に条例改正を提案をされていると思っております。このときは賛成少数で否決をされている案件だと思ってるんですね。今回はその平成27年度の下水道使用料の徴収誤りにあわせて、平成28年度における一連の事務処理ミスに加えての市長等の減額措置ということで提案されました。

平成28年3月に提案されたときについては、減額措置分が市長と副市長それぞれ2カ月、市長が10分の1、副市長が20分の1の2カ月分ということの減額で提案をされています。それを含めて今回は、市長、副市長同じですよ。あわせて今回は、教育長、それから常勤の監査委員が20分の1の1月分ということで、あわせて追加提案をされております。前回は下水道使用料分だけについて市長、副市長は2カ月分であったと。今回はそれを含めて、事務処理ミス等の部分も含めて提案をされて、そこで教育長、常勤の監査委員も追加して提案をされていると。

市長、副市長はなぜ2カ月分変わらないのかなど。その2カ月分の根拠についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

議員申されましたように、3月の定例会のときには議第28号で人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで上げさせていただいております。ただ、これは2段階ございまして、議員申されましたように、1つが例の現下の厳しい財政状況のもと、市長が掲げる108の事業実施に向けた財源の一部とするため、市長、副市長、教育長及び監査委員の給料月額を減額するもの、それが1点あっております。このときは市長が10分の2、副市長が10分の1、教育長が10分の1、監査委員が10分の1、これは減額の期間は37月、任期期間中でした。それプラス、下水道使用料の徴収誤りに関する減額措置、これは市長が10分の1、副市長20分の1、これを2カ月間やらせていただいたような状況でございます。恐らくこれをおっしゃっているのではないかと思います。

このときには2カ月間であって、今回は、恐らくこれは市長、副市長は2カ月、その2カ

月の中には事務処理ミスが1月分入っているということで、本来であればこれは2カ月プラス1カ月をベースにするべきじゃないだろうかというような御質問だと思いますけど、基本的には、下水道使用料の徴収誤りの減額措置、それと今回の事務処理ミス等々を含めて総括的に率を決定したということでございますので、市長、副市長の10分の1、20分の1は2カ月間、それから教育長、監査委員の20分の1は事務処理だけ1月ということで、その辺で決定をさせていただいたといういきさつでございます。

おっしゃるように、本来であれば下水道使用料が2カ月になっておりますので、2カ月プラス事務処理を含めれば、その辺の少し違和感はおありになるかと思いますが、基本的には事務処理ミス、この徴収誤りも事務処理ミスということでカウントしておりますので、全体で2カ月ということにさせていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。

それから、済みません、これはもう当然委員会のほうに審議になると思いますので、そういうところはしっかり御議論をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 恐らくそういうふうに答弁されるだろうというのは私も予測しておったんですよ。ただ、やはりそういった形、3月に下水道使用料の誤徴収分だけで2カ月の提案をされているわけですね。きちっと。やっぱりその下水道使用料徴収分の誤徴収分は結局2カ月相当分の、やっぱりそれだけ重いものがあるということで提案をされたと思っております。ただ、今回はそういった事務処理を含めて、新しく発生した事務処理も含めて2カ月相当なんだということだと思いますけども、市長は施政方針の中で今回の事務処理ミス、どういうふうに陳謝されてますか。非常に重いものであるというふうに陳謝されているわけですね。そういった中で、本当に2カ月の中に含めていいのかという問題があると思っております。

それともう1つは、13日の全員協議会で説明もあってましたが、そこで私はちょっともう質疑しませんでしたけども、結局、市道占用料徴収条例の不備等についての中で、基本的な市民等に重大な損害を与えたものについて結局懲戒処分をするんだというようなことで、基本的に市民等に重大な損害を与えたことに対する考え方が、結局市民に対して重大な損害を与えたとまでは言い切れないという判断をしたんだということなんですよね。特定の建設業者だけにしか損害を与えてないから、直接重大損害を与えてないんだと。物的な損害だけで判断していいのかという問題なんですよ。

それと、3年間条例改正を誤った、市道占用料改正を3年間も見落としてしまったという、その過失は何もしていない。そういったミスを、やっぱり重大なミスという判断で、私は市長は陳謝をされたと思っております。ですから、そういった損害の与え方についても、物的

なものだけでいいんですかと。なら、市民に対しては物的なものだけじゃなくて、内面的なものも恐らく与えていると思ってるんですね。そういった部分の考え方はどうなのかなということが非常に私は気になりました。

それともう1点、昨年6月に緊急質問を私はさせていただいたところです。教育委員の辞任についてということで緊急質問させていただきました。そのときに最後に市長は、市長に答弁求めましたが、やはりこのことについては、任命権者市長であるから、市長としての責任も重大であるというふうに答弁をされています。その責任については今までに全く、どういった形でされているのかあらわれていないというふうに思っております。ですから、そういった部分についてはどう考えているのかなというふうなことでずっと私は思ってきたところなんです。

今回もそういった部分を含まずに、今回こういった状況に応じての提案となっていますので、改めて、ちょっとこれに関する質疑とはちょっと違うかもしれませんが、そういった責任が重大であるというふうに市長が発言されたことに対しての責任のとり方はどうとられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○総務部長（井上祐太君） お答えいたします。

全協でお話ししました市民に重大な影響というところは、これは基本的には今議員がおっしゃったようなことはやっぱり一理、一論あると思います。ただ、これを決定するに当たって、やはり市民に重大なという、これは平田議員さんも御質問されましたけども、私たちが市民に重大なというところは、あくまでも一例で言うならば、これまで例えば市民にかかわる重大な部分が漏えいしたとか、そういう状況がやはり1つの懲戒等審議会の中で基準となりましたので、そういう状況からして、バックヤードをお持ちの業者さんに対して重大なということで片づけたということではございません。やっぱり全体的な中でそういうふうな位置づけをしたというのがまず1点でございます。

そして2点目が、3年間やってなかったと。ここも大分議論的になったんですけど、上位法が改正になったところで、本来であればその分を条例も改正しなければならないんですけども、基本的には上位法が改正になったとしても、そこを市があえて改正をするということもないというような議論もあったわけなんです。要するにそのまましておいてもいいというような状況でございますので、あくまでも上位法の考え方の中で意見が分かれて、そこはそういうふうな判断に至ったということでございます。私も条例を、やっぱり上位法が改正になれば当然改正になるのが、私はそういう意見でございましたけども、なかなか事業課の意見、それと委員の意見を聞いたときに、やはりそういう意見も出ましたので、そういうものを総括的に判断されて、今回はそこまで至らなかったということでございます。あとは、かかわった職員が、数えれば20人近く関係してまいりますので、誰がということは特定ができなかったというのはこの間もお話をさせていただきましたので、そういうことで、御了解

していただくかどうかわかりませんが、お答えとさせていただきます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

責任は重大であるというふうに思っておりますし、今回の事務処理ミス の件、そして提案の件もですが、6月の提案の件に関しましては、やはり提案の方法とか配慮とか、そういったところが少々皆様方に御迷惑をおかけしたというふうに思っておりますし、そのあたりをしっかりと、二度とそういう方法、やり方にならないようにやっているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 一定の理解はしますけれども、まだまだ不十分な点もありますけれども、質疑ですので、質疑はできませんので、やめます。ただ、あとは委員会の中で十分な審査をお願いしたいということをお願い申し上げて、質疑を終わります。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

日程第20 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第72号から陳第7号までを一括して各委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成28年9月第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、2ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第72号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委 [別記]
議第73号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第74号	平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第75号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第76号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第77号	平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第78号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第79号	平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	経建
議第80号	平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第81号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	厚生
議第82号	人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第83号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第84号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第85号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第86号	国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について	経建
議第89号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
陳第4号	人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖崩れ防止工事施工の陳情	総文
陳第5号	『ヤマセミ』を第二の市の鳥として指定を求める陳情	総文
陳第6号	人吉市が計画されている新庁舎建設における電気設備工事の発注を求める陳情	総文
陳第7号	人吉市で計画されている新庁舎建設の機械設備工事（給排水設備、空調設備等）を人吉市管工事協同組合の組合員へ発注（単独、JV等）を求める陳情	総文

[別記]

議第72号 平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第2条 債務負担行為の補正
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費

[提出陳情件名]

陳第4号 人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖崩れ防止工事施工の陳情

陳第5号 『ヤマセミ』を第二の市の鳥として指定を求める陳情

陳第6号 人吉市が計画されている新庁舎建設における電気設備工事の発注を求める陳情

陳第7号 人吉市で計画されている新庁舎建設の機械設備工事（給排水設備、空調設備等）を人吉市管工事協同組合の組合員へ発注（単独、JV等）を求める陳情

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時38分 散会

平成28年9月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成28年9月28日 水曜日

1. 議事日程第5号

平成28年9月28日 午前10時 開議

日程第1	議第82号	人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第89号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第83号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第4	議第84号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第85号	市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第6	議第86号	国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について	
日程第7	議第72号	平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）	各委
日程第8	議第73号	平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
日程第9	議第74号	平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
日程第10	議第75号	平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
日程第11	議第76号	平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第12	議第77号	平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）	
日程第13	議第78号	平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	経建
日程第14	議第79号	平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第15	議第87号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第16	議第88号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第17		市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告	

日程第18 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第19 人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第21まで議事日程のとおり

- ・ 追加日程

議第90号 平成27年度人吉市歳入歳出決算認定について

報第6号 平成27年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について

報第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- ・ 追加日程

平成27年度決算特別委員会の設置について

- ・ 追加日程

意見第9号 災害ボランティア割引制度に関する意見書（案）

意見第10号 青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）

意見第11号 「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書（案）

- ・ 追加日程

決議第2号 北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議（案）

3. 出席議員（18名）

1番 塩見寿子君

2番 宮原将志君

3番 高瀬堅一君

4番 大塚則男君

5番 宮崎保君

6番 平田清吉君

7番 犬童利夫君

8番 井上光浩君

9番 豊永貞夫君

10番 西信八郎君

11番 本村令斗君

12番 笹山欣悟君

13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
副市	長	松田知良君
教育	長	末次美代君
総務部	長	井上祐太君
市民部	長	今村修君
健康福祉部	長	村口桂子君
経済部	長	福山誠二君
建設部	長	大渕修君
総務部	次長	小林敏郎君
総務課	長	小澤洋之君
財政課	長	植木安博君
会計管理者		山下正純君
水道局	長	中村則明君
教育部	長	松岡誠也君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
議事係	長	栞原亨君
庶務係	長	椎葉千恵君
書	記	白坂禎敏君

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第1 議第82号及び日程第2 議第89号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第82号及び日程第2、議第89号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第82号人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2、議第89号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第1、議第82号人吉市庁舎等移転建設審議会条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市庁舎等移転建設審議会における事務局の変更に伴い、同条例の第7条中契約管財課を市庁舎建設準備室に改めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第89号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市の不適正な事務処理、その他一連の事務処理ミスに伴い、管理監督する立場にある市長、副市長、教育長、常勤の監査委員の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものです。

改正案の内容は、市長が平成28年10月及び11月の2カ月、給料月額の10分の1、副市長が市長と同様に2カ月、給料月額の20分の1、教育長と常勤の監査委員が平成28年10月の1カ月、給料月額の20分の1、それぞれ減額支給するものです。条例の施行日は10月1日です。

今回、補助金の支給に係る不適正な事務処理案件につきましては、事務処理を直接担当した職員及び管理職について一番重い処分として戒告としているので、過去の事例で見ると、平成5年3月の給食センターの一連の不祥事が参考になると説明がありました。この案件は、平成5年1月、調理用の裁断機の刃が給食に混入、平成5年2月、カッターナイフの刃が食材に混入、平成5年3月、大畑小にて連絡の行き違いから給食が配送されず、といった事件が3カ月の間に立て続けに起きたというものです。懲戒内容は、所長以下3人が戒告、市長、教育長が給料月額の10分の1の1カ月減額、助役が給料月額20分の1の1カ月減額という処分でした。

委員からの質疑に対し、今回の判断に至った根拠は、前回は下水道分と厳しい財政状況という2つの要件を内容とする案で提案がなされたが、否決となった。下水道分を含めて議会で否決されたことになり、下水道分についてもリセットされたものとして最初からやり直すことになる。議会で否決された案をベースにして減額案を作成することは、議会の意思に反するものとなるので、できないものとする。また、過去の事例を参考にして決めたという答弁がありました。

また、減額の期間等については、今回の提案に関しては、市長、副市長、教育長、監査委員が4人でみずから協議され、決定されたものである。職員が減額案に言及はしていない。過去の事例を提示し、4人で話し合っていた。この協議の際に、前回の提案では特に厳しい財政状況に対する給料減額分について、議会から強い懸念、反対の意見が出されていたため、今回の提案については、あくまでも一連の事務処理ミスに関する特別職としての管理監督責任のみに限定して提案する必要があることから、そのための判断資料を総務課で作成して参考としていただいた。この資料を4人で慎重に協議され、平成27年度の下水道分と平成28年度の一連の不適正な事務処理分について、総枠として捉え、作成された案が今回の減額案であるという答弁がありました。

委員から、市民に重大な損害を与えた場合には厳しい処分あるいは対応を行うこと、市民に対しても説明責任を果たしてほしいという意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第82号及び議第89号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第82号、議第89号は、原案可決確定いたしました。

日程第3 議第83号及び日程第4 議第84号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第83号及び日程第4、議第84号の2件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。厚生委員会に付託されました

日程第3、議第83号及び日程第4、議第84号の2件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第3、議第83号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険事業計画等策定・運営委員会の年額報酬を日額報酬へ変更し、本条例において、その他の非常勤職員として整理されていた健康福祉部所管の既設の協議会、委員会など4件について、改めて別表第1中にそれぞれ日額報酬を規定するものです。あわせて、同じく別表第1表の麻しん予防接種嘱託医については、実態としてその職がないことからこの項を削除し、また所要の改正として第3条第2項中年報酬額を年額報酬に、別表第2中教育委員会を教育委員会委員に改めるものです。

介護保険事業計画等策定・運営委員会の開催状況についての質疑がなされ、通常年2回の開催で、2回とも出席が半数、1回出席が半数といった状況である。計画策定時は年5回程度の開催頻度となるが、1回しか出席できなかった方もいたとの答弁がありました。また、他市の状況についての質疑等もあっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、日程第4、議第84号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大に伴い、本年4月1日から取り組んでいる人吉市特定不妊治療費助成事業がこれに該当することから、新たに独自利用事務として追加するために条例改正を行うものです。

特定不妊治療費助成事業の実績、申請書類、県内の専門医などについての質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第83号及び議第84号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第83号、議第84号は、原案可決確定いたしました。

日程第5 議第85号及び日程第6 議第86号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第85号及び日程第6、議第86号の2件を議題とし、経済建設委員長長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。経済建設委員会に付託された日程第5、議第85号及び日程第6、議第86号の2件につきまして、審査の結果を報告いたします。

初めに、議第85号市道占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正が平成25年4月1日に施行されたのに伴い、本市市道占用料徴収条例（昭和31年人吉市条例第13号）の一部を改正するものです。

本件について執行部から、本件の改正内容は3点あるとして、1点目は、道路法施行令第18条の規定が削除されたため、本市条例第4条第2項を削除する。2点目は、本市条例第9条中、督促状を発したときは納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.95%の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するを、督促状を発した場合における延滞金の徴収については、人吉市税条例（昭和29年人吉市条例第13号）の例によるに改める。3点目は、平成25年4月の道路法施行令の一部改正に伴い、道路法施行令第7条に、同条第2号太陽光発電設備及び風力発電設備、同条第3号津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設、同条第13号高速自動車国道または自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を占用物件として、また、その占用物件の占用料についても追加改正されたため、本市条例の別表（第2条関係）を改めるものとの説明がありました。

また、本条例改正は、本来であれば道路法施行令の一部改正に伴い、平成25年4月1日に改正すべきであったものの、本市においては条例の改正がなされていなかったため今回改正するもので、平成28年10月1日から施行されます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、議第86号国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分については、国営川辺川総合土地改良事業の計画変更に伴い、国、熊本県、市町村（人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村、山江村）及び受益農家の負担区分を変更することについて、議会の議決を求められたものです。

本件について執行部から、昭和58年度に川辺川ダムを水源とした農業水利施設を整備するとともに、あわせて農地造成及び区画整理を行うこととして、国営川辺川総合土地改良事業が着手されましたが、新利水計画などに対して合意が得られず、平成25年8月の関係6市町村と国、県で組織する行政連絡会議において、農業用排水事業については川辺川からの水が来なくなったので廃止とし、農地造成事業と区画整理事業は計画変更して実施した上で完了するとの土地改良事業のこれまでの経緯と経過の詳しい説明を受けました。

また、人吉市では、上原田町の尾崎団地、約2.4ヘクタールが本事業の対象となっており、

農地造成事業で2ヘクタール、区画整理事業で0.4ヘクタールの整備を行っており、最終的に人吉市の負担割合は農地造成事業については6%、区画整理事業については22.1%となり、負担金額は2,600万円となるとの説明がありました。全体事業は243億円、このうち整備が終わっているものは193億円、残り50億円となっております。なお、農家の負担率は、農地造成事業で2.5%、反当たり7,000円、区画整理事業で3.6%、反当たり5,000円となっております。

審査の過程で委員から、本件について受益農家への説明はなされているのか。受益農家に負担額を示さないうちに議決してよいのか。受益農家の負担割合は変わるのか。受益農家に計画変更の同意は得られるのか等々の質疑があり、執行部から、農家への説明は議会の議決後に、まず尾崎団地の農家16戸に説明を行い、その後上・下原田、合ノ原、瓦屋、鬼木地区の受益農家2,357名に説明を行っていく。また、国の方針により、関係6市町村議会の同意を得ないと、国、県、市町村、受益農家の負担額が示せないことになっている。今後の負担割合の変更はないが、農家との交渉次第では、農家負担の3.6%については、今後自治体が全額あるいは一部負担するところも出てくるかもしれない。

さらに、今後の国営川辺川総合土地改良事業の計画変更は、関係6市町村の受益農家の3分の2の同意が得られなければ進まない。人吉市においては、上原田地区の利水事業がまだ残っている。農家に対しては、国営事業が進まないと県営事業などほかの事業も進めることができないということも含め、丁寧に説明していきたいとの回答がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第85号及び議第86号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第85号、議第86号は、原案可決確定いたしました。

日程第7 議第72号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、議第72号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。日程第7、議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、予算委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、4億7,586万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億9,041万9,000円とするものです。今回の予算につきましては、地方交付税の決定と国庫支出金の平成28年度地方創生推進交付金の交付決定、県支出金及び繰入金などの増額補正であります。

委員から、学校基本調査費委託金と、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の介護ロボット、スプリンクラーについて、国・県支出金による障害児通所支援事業費負担金、生活保護費、母子自立支援対策事業費補助金、災害復旧費負担金等について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第7、議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、人事異動などに伴う人件費の補正や、平成28年熊本地震に伴う被災地への職員派遣に要する旅費、鍛冶屋町公民館新築事業及び小柿公民館設備設置工事に対する人吉市地区公民館等整備費補助金のほか、くま川鉄道株式会社の平成27年度決算において生じた鉄道事業の経常損失額を人吉市くま川鉄道経営安定化補助金交付要項に基づき補助するものです。

委員からの質疑に対して、熊本地震による職員派遣は、派遣を希望する自治体の要望を県が取りまとめ、市長会、町村会を通して各市町村に意向調査があり、それにあわせて派遣をする。本市は、5月が御船町に2名、6月が御船町に8名、益城町に2名、7月が宇土市に9名、御船町に12名、8月が御船町に10名、9月が御船町に10名の合計53名の職員派遣を行っている。なお、緊急であったため、予算計上されていなかったため、総務部の既決予算で対応したという答弁がっております。

10目情報管理費の増額補正は、国のセキュリティ強化対策に伴う迷惑メール等フィルタリングサービス手数料や、マイナンバーの自治体間での情報やりとりにおいて、守られた回線を使用するための装置設置委託料、シンククライアント端末使用料などです。

9款、1項消防費、2目非常備消防費の減額補正は、平成28年度の熊本県操法大会が熊本地震により中止となったことから、消防協会人吉支部交付金を減額するものです。

委員からの質疑に対して、交付金総額は511万2,000円で、今回の減額分と協会運営費171万7,000円、消防本部費199万5,000円の合計であるという答弁がっております。

5目災害対策費の増額補正は、平成28年11月に開催を予定している総合防災訓練に関する経費です。

委員からの質疑に対して、総合防災訓練の内容は、人吉盆地南縁断層による大地震が発生したとき、人吉市全地区を対象として地震後時系列に何をしなければならないかを検証するという答弁がっております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の増額補正の主なものは、備品購入費で小学校2校分の印刷機と中学校1校分のコピー機を老朽化により買いかえるものと、こども王国保安官の方々が活動時に着用されるベストを購入する経費です。

委員からの質疑に対して、こども王国保安官が10周年を迎えるので、記念式典を来月行うという答弁がっております。

2項小学校費、1目学校管理費の増額補正は、来年度の小学校新入学児童への入学祝い品購入経費や、東小プールバルブの老朽化による取りかえ、西瀬小多目的教室の床修繕、東小学校にある現在使用されていないごみ焼却炉2基の解体撤去などの工事費、西瀬小のワイヤレスマイクやスピーカーなどの購入経費などです。

委員より、ごみ焼却炉解体撤去工事は他の学校もあるので、国、県に補助を強く求めてほしいという意見がありました。なお、東小学校については現地視察を行っています。

3目学校建設費の増額補正は、東小学校の靴箱が風雨にさらされ、破損がひどいため、全てを取りかえる工事や、西小学校運動場の体育倉庫の屋根修繕と、球磨工業高校との境にフェンスを設置する工事、大畑小学校の体育館側の昇降口の雨どいを改修し、雨水の流れをよくする工事、東間小学校の5学年教室前の廊下改修と、当初予算に既に計上している電気設備の改修を内部だけに予定していたものが、雨漏れもあり、雨水対策も必要となり、外部も含めて全面改修となったものです。

5項社会教育費、2目公民館費の増額補正は、中原コミセン2階調理室の1階会議室への移設と、移設後の部屋を会議室へ改修する工事などです。

委員からの質疑に対して、調理台等も今回の補正に含まれ、従来の調理室は33平方メートルであったが、改修後は60平方メートルとなるという答弁がっております。

5目文化財保護費の増額補正は、主に史跡大村横穴群の保存修理事業に係る予算です。

委員より、大村横穴の装飾と希少植物の保護を求める意見がありました。

6項保健体育費、2目体育施設費の増額補正は、クレイ射撃場の崩土除去委託料です。

債務負担行為補正の追加は、地域おこし協力隊設置事業で、平成29年4月採用予定の地域

おこし協力隊を募集するに当たり、本年10月から募集を開始するため、根拠となる予算を確保する必要があることから、事業の期間を平成28年度から29年度、限度額を平成29年度の見込み額を800万円とするものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第7、議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

2款総務費の2項徴税費及び3項戸籍住民基本台帳費の増額補正は、土地情報システムの航空写真を最新のデータと交換するデータ修正業務委託料や、庁舎機能移転に伴い戸籍関係等の届出書及び交付前のマイナンバーカードを保管するため、新たに耐火金庫を購入するためのものなどです。

委員からの質疑に対し、データ修正業務委託は、県が保有する最新の航空写真データを本市の土地情報システムの中に取り込む委託で、建物の滅失や新築といった情報を得るためのもことになるものとの答弁がっております。また、戸籍関係書類を保管する金庫等の鍵の管理体制についての質疑がっております。

3款民生費の増額補正は、DV被害者の一時的な避難場所を確保するためのDV被害者等一時保護事業に要する経費や、障害児通所支援事業の対象者が当初見込みより大幅に伸びていることによる不足分の補正、介護施設等におけるスプリンクラーの整備及び介護ロボット導入に対する地域密着型サービス拠点等施設整備補助金、母子生活支援施設入所者の入所期間延長に伴うものなどによるものなどです。

委員からの質疑に対し、DV被害者等一時保護事業では、現時点では社会福祉施設に委託予定であり、ホテルや市営住宅などは安全上の問題により想定していない。母子生活支援施設等措置については、いわゆる母子家庭あるいはそれに準ずる家庭の女性が、子供と一緒に利用できる自立支援のための施設に要する経費で、現在、市から2世帯7名を県外の施設で措置しているが、期間延長の半年分と新規分を計上しているとの答弁がっております。また、無料法律相談の実績や、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金についての質疑がっております。

4款衛生費の増額補正は、健康管理システム変更に伴う委託料及び機器購入によるものなどで、これまでの手入力からOCR読み込みとするシステム構築を予定しているとの説明がっております。

全体を通して、システム改修などの委託料が多く計上されているので、情報漏えいがないよう構築には細心の注意を払ってほしいという意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第7、議第72号平成28年度人吉市一般会計補正予算（第4号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、第1条、6款農林水産業費は1億3,002万5,000円増額し、補正後の額を5億4,151万7,000円とするものです。その内訳は、1項農業費、1目農業委員会費を27万4,000円減額、2目農業総務費を591万円減額、3目農業振興費を9,144万5,000円増額、5目農地費を4,556万2,000円増額、2項林業費、2目林業振興費を302万円増額するものです。

補正の主なものは、JAくまの下球磨選果場に設置するJAくまクリ選果選別機械更新におけるJAくま栗選果選別施設整備事業補助金（市補助金447万5,000円）及び産地パワーアップ事業推進補助金（県補助金8,142万5,000円）、国営川辺川総合土地改良事業の計画変更等に伴い、国が行う関係農家等を調査する農地調査員等の報酬、大畑及び古仏頂地区水路の測量設計業務委託料、中林地区農道改修工事ほか2件の農道整備工事請負費及び鹿目川山口地区頭首工改修工事ほか1件の水路改修工事請負費、中神町小柿地区における市有林の倒木災害の防止を目的とした保安伐採のための樹木伐採等委託料などです。JAくま栗選果選別施設整備事業及び産地パワーアップ事業については現地視察を行い、クリ選果選別機及び施設の老朽化に伴う施設内外の騒音の現状を確認しました。

なお、視察過程において委員から、選果選別機の騒音状況は、またクリの持ち込みは球磨郡中から持ち込まれるのかとの質疑があり、JA担当職員から、クリの選果選別作業は現在1日40トンの選果選別ができ、夜中8時から9時ごろまでかかる日がある。騒音については、実際に選果選別機械を稼働させ、施設内外の騒音を確認しました。施設へのクリの直接持ち込みは人吉市、山江村、球磨村、錦町、相良村が主であり、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、五木村は、おのおの集積場からの搬入となっている。また、山江村クリ集積所を閉鎖し、JA下球磨選果場に直接持ち込みとしたため、山江グリの産地性は薄くなったとの答弁がありました。

また、大川間川矢岳地区農道橋補修工事並びに鹿目川山口地区頭首工改修工事については、本市に大きな被害はなかったものの、台風16号通過後により増水した現地、現場の視察を行っております。

次に、7款商工費は323万9,000円増額し、補正後の額を3億4,156万5,000円とするものです。その内訳は、1項商工費、1目商工総務費を204万9,000円減額、2目商工業振興費を91万8,000円増額、3目観光費を437万円増額するものです。

補正の主なものは、人吉商工会議所が事務局となり、座学研修や先進地視察研修等を行う事業に係る中心市街地活性化推進事業補助金、人吉商工会議所創立70周年記念事業補助金、熊本地震に伴い、予定より多くの観光パンフレットの増刷を行ったことから、10月以降の予算に不足が生じることによる印刷製本費、ふっこう割終了後の揺り戻しによる観光客の減少を最小限に抑えるための対策を行うための広告料などです。

次に、8款土木費は1億379万5,000円増額し、補正後の額を16億2,967万5,000円とするものです。その内訳は、1項土木管理費を272万7,000円増額、2項道路橋梁費を7,000万9,000円増額、3項住宅費を2,528万6,000円増額、4項都市計画費を3万5,000円減額、5項河川費を580万8,000円増額するものです。

補正の主なものは、25件分の人吉市住宅リフォーム促進事業補助金、測量設計や支障木除去、道路維持補修業務及び除雪作業委託料、単独事業で行う市内一円の道路維持補修工事請負費、同じく中林二中線ほか2路線の測量設計委託料、単独事業で行う祇園堂栗林線ほか5路線の改良工事費、市内一円に防護柵やカーブミラー、ガードレールを設置するための交通安全対策関係工事請負費、市営住宅各施設の建築や各種設備の修繕料、市営住宅桜木団地1、2号棟が雨漏りしていることによる屋上防水の修繕工事及び市営住宅蟹作団地の住宅共有設備（側溝）改修工事請負費、岩川内川河川改修工事請負費などです。

審査の過程で委員から、人吉市住宅リフォーム促進事業の進捗状況は、補助金活用の回数は、補助金の2分の1が商品券となっているが、商品券を使用する店が限定されているので使い勝手が悪いとの質疑、意見があり、執行部から、本年7月までの申請件数は54件となっている。補助金申請は、要項により1回のみとなっている。また、商品券はきじ馬スタンプ組合加盟店での使用ができるとの答弁がありました。

次に、11款災害復旧費は4,466万5,000円増額し、補正後の額を1億8,704万8,000円とするものです。その内訳は、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費を530万円増額、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費を2,780万円増額、3目公園施設災害復旧費を1,056万5,000円増額、5目河川災害復旧費を100万円増額するものです。

補正の主なものは、熊本地震や6月から7月の豪雨などによる災害復旧工事で、上永野地区農業用施設災害復旧工事ほか4件の農業施設等災害復旧工事費、矢岳四ッ谷線ほか4路線の単独災害復旧工事費及び七地赤池線ほか2路線の現年災公共土木施設災害復旧工事費、また、7月13、14日の豪雨により村山公園の園路路肩のコンクリートブロック積みが崩壊し、公園路が陥没したことによる村山公園災害復旧工事費などです。なお、村山公園災害復旧工

事については現地視察を行っております。

視察の過程において委員から、崩壊、陥没の原因はとの質疑があり、執行部から、公園園路の路肩排水口からの排水が排水パイプの破断及び目詰まりにより園路下部の土砂を洗い流し、園路が陥没し、コンクリートブロック積み路肩が崩壊したものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第72号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第72号は、原案可決確定いたしました。

日程第8 議第73号から日程第13 議第78号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、議第73号から日程第13、議第78号までの6件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第8、議第73号から日程第13、議第78号までの6件につきまして、審査の結果の主なものを報告します。

まず、日程第8、議第73号平成28年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入は前年度繰越金の確定によるもののほか、保険給付費に係る国庫負担金の精算によるものです。

歳出は、平成28年度概算納付金の確定に伴う減額や、医療費適正化対策広域化基盤整備事業を活用したレセプトデータの分析をするシステム開発費を、県内の国保の保険者で負担する国保連合会への負担金などです。

委員から、出産費用に対する補助のさらなる充実を求める意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第9、議第74号平成28年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入は前年度繰越金の確定によるもの、歳出は平成27年度熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の精算などによる補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第75号平成28年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、介護保険介護給付費準備基金積立金に4,692万円を任意積立金とするもののほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の精算に伴うものなどです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第76号平成28年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金によるもののほか、人事異動に伴う人件費の補正などです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第77号平成28年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第2号）は、人事異動に伴う人件費の補正と、熊本地震に伴う不足した資機材の補充による補正となっております。

委員からの質疑に対し、現在、給水タンクは500リットルの5基、1,000リットルの1基を備えているが、今回の補正で1,000リットルの給水タンクを5基、既決予算から500リットルの給水タンク1基をそれぞれ購入予定であるので、合計6基を追加予定している。また、応急給水袋は熊本地震の際、535袋を使用したもので、残り465袋となっている。今回、1,000袋を購入予定であるので、在庫としては1,465枚になるといった答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第13、議第78号平成28年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第73号から議第78号までの6件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号は、原案可決確定いたしました。

日程第14 議第79号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第14、議第79号を議題とし、経済建設委員長の報告を求め

ます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第14、議第79号平成28年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

第1条、歳入歳出の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,516万6,000円とするものです。また、第2条、地方債の補正は、工業用地造成事業債の限度額を1億4,500万から1億6,470万に変更するものです。その内訳は、1款、1項工業用地造成事業費、1目人吉中核工業用地造成事業費を1,970万円増額し、補正後の額を1億6,493万1,000円とするものです。

補正の主なものは、人吉中核工業用地緑地整備工事請負費及び人吉中核工業用地防火水槽新設工事請負費であります。本件につきましては、委員会により現地視察を行うとともに、執行部から、本事業内容は人吉中核工業用地に配する緑地については、従業員や周辺住民の健康増進スペース及び災害時の避難場所、景観機能を構成する等多面的な効果をもたらし、計画的な配置及び必要な面積が義務づけられていることから、本工事において緑地の整備を行うものであるとの説明を受けました。

視察の過程において委員から、緑地整備状況について、遊具及びベンチ等の設置の考えは、緑地使用時の駐車スペースは、安全対策は、企業誘致までの雑草管理はとの質疑があり、執行部から、緑地整備は、張芝工2,300平方メートルと700平方メートルの2カ所整備予定。緑地面積が狭く、遊具、ベンチ等の管理も困難なため設置しない。駐車スペースは企業誘致の工場従業員の利活用を最大限に考えており、緑地公園利用者の駐車スペースは現在のところはない。安全面を配慮した見回りはしていないが、用地整備中であり、バリケードを設置して安全に努めている。雑草管理については、予算も少なく、早期売却をしたいとの答弁がありました。

また、防火水槽新設工事については、執行部から、消防法の規定に基づく消防水利の基準に従い、敷地内に40立方メートルの耐震性防火水槽2基の新設を行うとの説明がありました。

委員から、消火栓ではいけなかったのかとの質疑があり、執行部から、国道221号に埋設されている上水道管は100ミリ管で、消防法において消火栓設置数は1基のみ可能とされており、既に国道沿いに1基設置しているため、消火栓設置での対応はできなかったとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第79号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第79号は、原案可決確定いたしました。

日程第15 議第87号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第87号を議題といたします。

お諮りいたします。議第87号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第87号は、任命同意することに決しました。

日程第16 議第88号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、議第88号を議題といたします。

お諮りいたします。議第88号について、任命同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第88号は、任命同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時13分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第17 市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第17、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。永山芳宏議員。

○15番（永山芳宏君）（登壇） 日程第17、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を行います。今回の報告は、閉会中の7月8日に第10回目を、第11回目を7月28日に、本定例会

中の9月7日に第12回目を、昨日の27日に13回目を開催し、合計4回開催しておりますので、順次、審議内容について報告をさせていただきます。

まず、第10回の特別委員会では、行政視察に関する委員派遣について審議を行いました。委員派遣の内容は、派遣委員が市庁舎建設に関する特別委員会委員全員、期日は平成28年7月19日火曜日から7月21日木曜日まで。視察地及び視察目的は、徳島県阿波市が市庁舎及び交流防災拠点施設建設事業について、高知県四万十町が町庁舎建設事業についてという内容で、議長に対し要求することを決定いたしました。また、その他で執行部から、人吉市庁舎等移転建設審議会へ2月12日に諮問した諮問事項については取り下げるとの報告がありました。

次に、第11回の特別委員会では、行政視察のまとめということで、徳島県阿波市と高知県四万十町を視察して感じられたことを、各委員及び執行部に意見を求めました。委員からは、阿波市庁舎は本市が策定した基本構想の9,700平方メートルに類似した建物であり、中にピロティ部分があって開放的であり、内装には木材をふんだんに使用されていて、やわらかい雰囲気のある庁舎であり参考になった。阿波市らしさ、四万十町らしさの庁舎をつくりたいという気持ちがあり、四万十町では木材をふんだんに使用してあった。人吉らしさを出してほしい。また、より多くの市民の声を反映させたものにしてほしい。木材での建築を考えたときに、内部に地元産材を使ったほうがいい。災害の拠点となる強い庁舎を。防災センターをどういった形で庁舎の中に組み入れていくか、十分に検討するべき。免震構造が必要である。歩く人の足音が邪魔にならないように廊下も布張りにしたほうがいい。プロポーザルの期間が非常に短かったのにびっくりしたが、本市においては十分な設計ができる取り組みをしてもらいたい。本体工事等には地元企業が建設に参入できる体制を。ランニングコスト面では空調システム部分でも木材は高い機能を持っているので、木材利用の発注をお願いしたい等の意見がありました。

また、執行部からは、阿波市はかなりイメージがわいた状況であり、検討会議を開き、執務環境がすばらしかったことを報告し、部署の配置を含め議論を深めていく。基本設計から実施設計、建設において地元の企業、地元産材等を活用できる庁舎にしていきたい等の意見がありました。

その他で、執行部より業務委託の補足説明ということで、基本設計に基づく基本設計と実施設計の中には、麓町庁舎の解体、保健センターの解体、青少年ホームの解体、弓道場の解体などの旧市庁舎等支障物件の解体撤去の設計も入っているという説明を受けました。

次に、第12回の特別委員会では、市長のロビー活動報告、市庁舎建設における事業費シミュレーション、校区説明会の結果報告、麓町本庁舎解体に伴う基本的な考え方、その他で今後の特別委員会の要旨、人吉市庁舎等移転建設審議会の今後のあり方等について説明を受け審議を行いました。

まず、市長のロビー活動報告については、7月14日に市長と議長が県知事と県議会議長へ要望活動を行い、7月21日には県選出の衆参両院議員、宮崎3区選出国會議員の方々に要望活動を行い、アドバイス、忠告、助言等をいただいた。8月2日に総務省協議で、県への要望の内容を説明、同月4日には総務省自治財政局長へ市の状況等の説明を行ったとの説明がありました。

次に、市庁舎建設における事業費シミュレーションについては、総務省から熊本地震で被災した自治体庁舎への建てかえに伴う地方債起債については、原形復旧にとどまらず、行政機能強化のための増床をする部分まで認める方針が示された。増床部分については、公共施設総合管理計画を策定することが前提条件である。平成28年度中に総合管理計画の策定を進めているところであり、規模については、職員の1人当たり35.3平方メートルで積算すると、約1万2,000平方メートルぐらいになるが、今後の維持管理を考えて、実態に即した9,000平方メートルぐらいで考えている。

交付税の措置が47.5%から85.5%あるということで、仮に庁舎建設に係る部分を33億円、附帯工事を7億円、総事業費を仮に40億円で試算した場合、元利償還額が約34億円になり、交付税の算入が85.5%あるので、28億9,700万円が普通交付税のほうで元利償還に算入されると、市の持ち出しは10億4,900万円で済むことになる。従来の起債、一般単独事業債、充当率75%と一般単独災害復旧事業債、充当率100%と比較すると、一般財源が20億6,500万円少なくて済む。市の持ち出しの10億4,900万円に対しても、基金に充てたり、減災基金、財調基金を充てると、新たに一般財源を持ち出すこともないので、今回の制度が非常に有利であると説明がありました。

次に、校区説明会の結果報告については、7月15日の大畑校区を皮切りに、8月9日の西瀬校区を最後に計6カ所で行い、総勢158名の参加があった。市長がパワーポイントを使い、防災センター機能を備えた堅牢な市庁舎建設を目指していくという方針変更した経緯を説明し、意見を聞いた。各校区の市民からは建設費はどれぐらいか。東日本大震災並みの財政措置は可能か。防災センターは必要。被災しない庁舎を。1回目の説明会では分庁舎方式で住民の顔が見えるという話をされ、今回は熊本地震で防災機能を備えた庁舎になると思うが、何が目的でこのようになったのか。急に変わったのはどうしてか。被災した庁舎の復旧支援について、規定の枠を超えた支援を検討しているとの拡充の考えに期待感を持っている。地元産材を積極的に利用する考えはないか。防災センターは気象観測機器を備えたものにしたらよい。別館の利用はどうなるのか。カルチャーパレスはどうなるのかなどのさまざまな意見があったとの説明がなされ、アンケート結果についても資料により説明がありました。

委員からは、東校区では、市長の考えが変わったことにおわびを申し上げたところがあったが、ほかの校区ではどうであったか。全体で158名の参加で、おおむね市民の理解が得られたと判断できるのか。市民に対して説明が不十分ではないかとの質疑に、執行部から、謝

罪はあった。町内会座談会、未来カフェなどで説明し、理解を求めていくと答弁がっております。

次に、麓町本庁舎解体に伴う基本的な考え方については、文化財保護法第125条第1項、現状変更の考え方、調整会議の設置、麓町庁舎附属備品の取り扱いについて説明を受けました。委員からは、麓町庁舎が建っていたところは武家屋敷の跡かとの問いに対し、武家屋敷の一面だが、江戸時代の図面には建物が建っていたような形にはなっていない一面であるとの答弁がありました。ほかに解体費用はどうなっているかなどの質疑もあったところです。

次に、今後の特別委員会で取り上げる項目としては、プロポーザル方式による選定委員会の結果報告を予定している。また、今後急がなければならない項目として、設計業者が決まった後、本庁舎に入る部署、西間別館の有効利用、社会福祉協議会、総合福祉センターへの取り付け道路、新庁舎建設後の旧看護学校のあり方、庁舎周辺の駐車場、弓道場の移転等があり、特別委員会でも検討していただきたい。また、財政対応についても、予算編成との調整があるが、本体工事を平成30年9月から平成32年9月までの約2年間、継続費を29年度中に設定しなければならないと考えていると説明がありました。

最後に、人吉市庁舎等移転建設審議会の今後のあり方については、場所等々も決まり、所期の目的は達成されているが、意見をいただく会としてこの審議会を今後残して活動をお願いする予定であるとの報告がありました。

次に、第13回特別委員会では、庁舎建設設計業務プロポーザル方式による選定結果について報告を受けました。執行部から、9月24日に選定委員会により最終審査が行われた結果、最優秀者には株式会社山下設計九州支社が選定された。選定委員会の構成は、委員長に熊本大学教授、副委員長に人吉市副市長、委員として国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課長、人吉市総務部長、市民部長、建設部次長の6名で構成。代表企業枠の参加社数は5者から参加表明があり、審査の内容については、5者全部が一次審査を通過し、二次審査ではプレゼンテーション及びヒアリングにより5つのテーマに対する技術点及び実施方針を審査し、最優秀者、優秀者を選定したなどの説明がありました。

今後の契約手続としては、最優秀者に選定された業者が、市内企業枠候補者に対するヒアリング等を実施し、その中から1者以上と設計共同企業体を結成し、本市と随意契約を締結する予定となっております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第18 治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第18、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 日程第18、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

今会期中に第6回と第7回の2回、治水・防災に関する特別委員会を開催しておりますので、それぞれについて報告をいたします。

まず、第6回特別委員会を9月7日に開催し、3項目について審議をいたしました。視察の実施については、以前から川内川流域における災害対策について視察の意見がありましたので、執行部が検討した視察実施の案を説明いただき、協議した結果、実施することといたしました。視察内容は、薩摩川内市街部における引堤、輪中堤及び鶴田ダムの再開発事業の視察とし、期日については、今後改めて国土交通省と調整をしていくこととしております。

人吉市業務継続計画（BCP）策定の進め方については、現在、策定段階における進捗状況において報告がありました。職務代理順位と職員の参集体制、代替庁舎のリスト化及び非常時優先業務（AからEランク）などについて資料に基づき、詳しく説明をいただきました。

人吉市・球磨川水害タイムラインについては、国や自治体、防災にかかわる組織の方が連携をし、事前調整を図り、台風、水害等に対するそれぞれの役割や対応行動を定めた計画に基づき、実際に台風12号の際に運用した実績について報告を受けました。

次に、第7回特別委員会を9月23日に開催しております。これは先ほど報告いたしました川内川流域における災害対策の視察について、日程調整を行いましたので、期日を11月21日月曜日とし、視察実施案の確認と委員派遣について審議を行いました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第19 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成28年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、平成28年8月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、錦町選出の11番、藤川喜一議員、多良木町選出の12番、中村正徳議員が指名されました。

日程第2、会期の決定では、8月26日の1日限りとすることに決定しました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から、平成28年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第4から日程第9までの提出案件6件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて議案3件を一括して執行部の補足説明を受けた後、議案ごとに質疑、採決を行い、日程第4、議案第14号平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、日程第5、議案第15号平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第16号平成28年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）の3議案については、原案のとおり可決決定しました。

次に、決算の認定関連の日程第7、認定第1号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号平成27年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についての3件を、一括して会計管理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に、日程を追加し、平成27年度決算特別委員会が設置され、決算の認定3件の審議については、委員会に付託されました。決算特別委員会委員には、宮原将志議員（人吉市）、井上光浩議員（人吉市）、豊永喜一議員（あさぎり町）、源嶋たまみ議員（多良木町）、山崎隆浩議員（水上村）、森田俊介議員（山江村）、中村重道議員（相良村）、山本豊議員（五木村）の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に井上光浩議員（人吉市）、副委員長に豊永喜一議員（あさぎり町）が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び審査方法について審議をされ、決定しました。

最後に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査については、議会運営委員会及び平成27年度決算特別委員会から申し出のあった委員会の閉会中の継続審査及び調査申出書は、各委員長の申し出のとおり決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第20 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決

を要するもので、ただいまお手元に配付しておりますように、仲村勝治議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、仲村勝治議員を派遣することに決定いたしました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定について、報第6号平成27年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告について及び報第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 議第90号、報第6号及び報第7号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定についての案件は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度人吉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（山下正純君）（登壇） 皆様、こんにちは。お疲れのところ恐れ入りますが、私から議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。1年ぶりの登壇になります。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に、お配りしております資料の御確認をお願いいたします。A4縦の冊子で、この厚いほう、こちらが平成27年度歳入歳出決算書、それから薄いほうの冊子がございます。これが平成27年度各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書、そしてA4横の冊子になりますけれども、これが平成27年度決算に係る主要な施策の成果報告、以上の3冊でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。

それでは、歳入歳出決算書によりまして説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。まず、一般会計の歳入でございます。歳入につきましては、

一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳入合計欄をごらんください。予算現額164億8,679万9,000円、調定額169億5,216万8,946円、収入済額162億2,555万2,125円、不納欠損額4,917万5,149円、収入未済額6億7,835万1,450円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は98.42%、調定額に対する収入済額の割合は95.71%でございます。

なお、右下の括弧内に収入済額についての補足説明を記載しております。まず、1款市税、1項市民税の収入済額には、未還付額4万9,870円が含まれており、さらに特別徴収市民税の収入済額は、県民税の過払いにより674円減少し、同未払いによりまして84万183円増加をしております。次に、13款使用料及び手数料、1項使用料の収入済額には、未還付額2万400円が含まれております。また、20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の収入済額は、県民税の過払いにより1円減少をしております。

続いて、歳出でございます。5ページをお開きください。歳出につきましては、一番上の項目名で、左から3列目の予算現額、右に支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に読み上げてまいります。では、一番下の歳出合計欄をごらんください。予算現額164億8,679万9,000円、支出済額154億9,002万3,021円、翌年度繰越額4億9,984万8,000円、不用額4億9,692万7,979円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は93.95%でございます。

1ページの前のピンクの仕切りのページにお戻りください。下から二段目、歳入歳出差引額は7億3,552万9,104円となっております。

これ以降は特別会計でございますが、平成27年度から公共下水道事業が公営企業会計に移行したために、今回の決算書から特別会計の数が1つ減り、7つとなっております。

では、6ページをお開きください。最初に、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入合計の予算現額54億7,501万9,000円、調定額60億5,434万9,840円、収入済額54億7,373万649円、不納欠損額6,056万1,557円、収入未済額5億2,006万2,234円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.98%、調定額に対する収入済額の割合は90.41%でございます。なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税の収入済額には未還付額4,600円が含まれております。

続いて、7ページをお開きください。歳出の予算現額54億7,501万9,000円、支出済額50億7,147万7,917円、一列飛ばして不用額4億354万1,083円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は92.63%でございます。

6ページの前の仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は4億225万2,732円となっております。

次に、8ページをお開きください。人吉球磨地域交通体系整備特別会計でございます。

歳入の予算現額171万9,000円、調定額と収入済額は同額の171万4,808円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は99.76%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%で

ございます。

続いて、9ページをお開きください。歳出の予算現額171万9,000円、支出済額171万4,808円、一列飛ばして不用額4,192円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は99.76%でございます。

8ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額はゼロ円となっております。

次に、10ページをお開きください。工業用地造成事業特別会計でございます。

歳入の予算現額4億8,607万5,000円、調定額と収入済額は同額の4億6,571万1,909円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は95.81%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、11ページをお開きください。歳出の予算現額4億8,607万5,000円、支出済額4億6,015万6,190円、翌年度繰越額444万3,000円、不用額2,147万5,810円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は94.67%でございます。

10ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は555万5,719円となっております。

次に、12ページをお開きください。国民宿舎特別会計でございます。

歳入の予算現額526万3,000円、調定額と収入済額は同額の566万8,226円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は107.70%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、13ページをお開きください。歳出の予算現額526万3,000円、支出済額231万1,627円、一列飛ばして不用額295万1,373円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は43.92%でございます。

12ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は335万6,599円となっております。

次に、14ページをお開きください。介護保険特別会計でございます。

歳入の予算現額42億9,895万1,000円、調定額43億4,327万8,403円、収入済額43億488万79円、不納欠損額1,031万7,000円、収入未済額2,840万6,324円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.14%、調定額に対する収入済額の割合は99.12%でございます。なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款の保険料、1項介護保険料の収入済額には、未還付額32万5,000円が含まれております。

続いて、15ページをお開きください。歳出の予算現額42億9,895万1,000円、支出済額41億7,866万3,025円、一列飛ばして不用額1億2,028万7,975円となっており、予算現額に対する支出済額の割合は97.20%でございます。

14ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は1億2,621万

7,054円となっております。

次に、16ページをお開きください。介護サービス事業特別会計でございます。

歳入の予算現額3,325万7,000円、調定額と収入済額は同額の3,377万2,732円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は101.55%、調定額に対する収入済額の割合は100.00%でございます。

続いて、17ページをお開きください。歳出の予算現額3,325万7,000円、支出済額2,965万9,354円、一列飛ばして不用額359万7,646円となっております、予算現額に対する支出済額の割合は89.18%でございます。

16ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は411万3,378円となっております。

次に、18ページをお開きください。最後になりますけれども、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入合計の予算現額4億7,518万3,000円、調定額4億7,926万6,785円、収入済額4億7,664万7,285円、不納欠損額67万700円、収入未済額221万7,800円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は100.31%、調定額に対する収入済額の割合は99.45%でございます。なお、右下の括弧内に記載のとおり、1款、1項後期高齢者医療保険料の収入済額の中には、未還付額26万9,000円が含まれております。

続いて、19ページをお開きください。歳出合計の予算現額4億7,518万3,000円、支出済額4億6,692万1,684円、一列飛ばして不用額826万1,316円となっております、予算現額に対する支出済額の割合は98.26%でございます。

18ページの前のピンクの仕切りページにお戻りください。歳入歳出差引額は972万5,601円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明でございます。

なお、法令で添付が定められました歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書を本冊子の20ページ以降につづっております。また、財産に関する調書は本冊子の244ページから、基金運用状況調書は、同じく264ページからとなっております。あわせて、別冊で、平成27年度決算に係る主要な施策の成果報告及び平成27年度人吉市各会計歳入歳出決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を提出しております。

慎重審議の上、認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○総務部長（井上裕太君）（登壇） 議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから報第6号平成27年度人吉市一般会計継続費精算報告書の報告及び報第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

お手元の議案書の2ページから3ページにかけて、主に3ページの横表を使わせていただきます。字が小さくて恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。継続費の事業名

は水ノ手橋補修事業でございます。平成26年度から平成27年度までの2カ年の継続事業として施行してまいりました事業でございます。平成27年12月、昨年12月でございますけれども、竣工をいたしております。

そこで、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告を行うものでございます。まず、3ページの表の平成26年度において、左側になりますが、全体計画のところでございます。事業費の予定総額、年割額の一番下になりますが、3億100万円、年割額を平成26年度が1億50万円、平成27年度が2億50万円と定めております。その後、逡次繰越を行い、最終的な事業費が表の中ほどの実績の欄でございます。支出済額でございますが、総額が2億6,657万2,333円でございます。それぞれの年割額、上のほうになりますが、平成26年度が3,190万円、それから平成27年度が2億3,467万2,333円と確定をしたものでございます。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。報第7号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての御説明を申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められました健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、中ほどの1番、健全化判断比率の御説明を申し上げます。これは、普通会計における赤字の大きさを示します実質赤字比率と公営企業会計を含めました全ての特別会計を対象とした赤字の大きさを示します連結実質赤字比率、この数値は、平成27年度決算はいずれも黒字でございますので、両比率とも数値はなし、棒線が引いてありますけれども、なしとなっております。また、企業会計及び一部事務組合を含めました標準的な一般財源に占める公債費の割合でございます。3番目の数値でございますけれども、実質公債費比率は6.9%、それから、第三セクターまで含めました標準的な一般財源に占めます負債の割合でございます。将来負担比率は39.7%で、いずれも早期健全化基準値を下回っておるところでございます。

それから、最後に一番下でございます2の資金不足比率でございます。法第22条に基づく資金不足比率は、水道事業特別会計ほか全ての公営企業会計で資金不足は生じておりませんので、数値はいずれもなし、棒線となっております。

最後に、5ページから11ページまでは、監査委員の審査意見書となっております。

御審議のほうよろしく願いいたします。補足説明のほうを終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明及び報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま提出されました議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定についてに伴いまして、平成27年度決算特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 平成27年度決算特別委員会の設置について

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。名称は平成27年度決算特別委員会、委員数は7名からなる特別委員会を設置し、委員は議長より指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、平成27年度決算特別委員会を設置し、委員の指名をいたします。

平成27年度決算特別委員会委員に、宮崎保議員、高瀬堅一議員、大塚則男議員、平田清吉議員、本村令斗議員、永山芳宏議員、三倉美千子議員、以上7名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。議第90号平成27年度人吉市歳入歳出決算認定については、ただいま設置されました平成27年度決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議第90号は平成27年度決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました委員の方々は、平成27年度決算特別委員会を開催され、正副委員長を互選し、付託案件を審査され、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時47分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま平成27年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選がありましたので、報告いたします。

委員長に大塚則男議員、副委員長に永山芳宏議員が選任されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第21、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び平成27年度決算特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成28年9月第4回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第4号	人吉西小学校開校130～140周年記念事業に伴う急傾斜崖崩れ防止工事施工の陳情	慎重審査を必要とするため
陳第5号	『ヤマセミ』を第二の市の鳥として指定を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第6号	人吉市が計画されている新庁舎建設における電気設備工事の発注を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第7号	人吉市で計画されている新庁舎建設の機械設備工事（給排水設備、空調設備等）を人吉市管工事協同組合の組合員へ発注（単独、JV等）を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
議第80号	平成27年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
議第81号	平成27年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため

	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○平成27年度決算特別委員会

事件の番号	件名	理由
議第90号	平成27年度人吉市歳入歳出決算認定について	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第9号災害ボランティア割引制度に関する意見書（案）、意見第10号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）及び意見第11号「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書（案）の3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 意見第9号

○議長（田中 哲君） まず、意見第9号について提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第9号

災害ボランティア割引制度に関する意見書（案）

日本列島は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えています。その救援から復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦礫の処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズなども高まってきており、多くの支援者が欠かせません。

しかしながら東日本大震災では、1日当たり推定1万～2万人のボランティアが必要でしたが、実際には集まりませんでした。近年の災害多発は、各地で被災地ボランティア不足を生み出しています。また、今年4月に発災した熊本地震からの復興・復旧のためには、長期間、多数のボランティアを必要とします。

他方、各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費負担が大きくボランティアに行けないという人が圧倒的に多くなっています。「行きたい気持ち」はあるけれど「行けない」のです。

過去の実績から、首都直下地震や南海トラフ沖地震が起きると、1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になることが分かっています。それだけ多くのボラン

ティアを集めようとするならば、近隣からの支援だけでは足りず、遠方からの支援や長期にわたる支援に頼らなければなりません。今の我が国にはこうした大規模災害の被災地に、必要なだけのボランティアを集める環境が整っていません。まずは、彼らの「被災地への移動手段」と「滞在場所」にかかる経費の援助を社会的に図るべきです。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例があります。国はこうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなる支援のあり方を構築するなど、被災地に必要な人数のボランティアを集めることができる官民協働の社会システムを構築すべきです。

以上の理由から、下記の事項について特別な措置を講じられることを強く要望します。

記

- 1 地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアの交通費や宿泊費を軽減する制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
国土交通大臣	石井 啓一 様
経済産業大臣	世耕 弘成 様

意見第9号

災害ボランティア割引制度に関する意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

宮 原 将 志	仲 村 勝 治
福 屋 法 晴	本 村 令 斗
三 倉 美千子	村 上 恵 一
犬 童 利 夫	高 瀬 堅 一
大 塚 則 男	井 上 光 浩
宮 崎 保	笹 山 欣 悟
永 山 芳 宏	平 田 清 吉

塩 見 寿 子 豊 永 貞 夫
西 信 八 郎

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第9号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第9号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第9号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 意見第10号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第10号について、提出者の説明を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第10号

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット、携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状をみると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守

り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ません。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されています。今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備であります。特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えるものです。

以上の理由により、一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
総務大臣	高市 早苗 様
法務大臣	金田 勝年 様
文部科学大臣	松野 博一 様
厚生労働大臣	塩崎 恭久 様
国家公安委員会委員長	松本 純 様

意見第10号

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）の提出について
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

宮 原 将 志	三 倉 美千子
西 信 八 郎	仲 村 勝 治
豊 永 貞 夫	村 上 恵 一
犬 童 利 夫	高 瀬 堅 一
大 塚 則 男	井 上 光 浩
笹 山 欣 悟	宮 崎 保

平 田 清 吉 永 山 芳 宏
福 屋 法 晴

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、意見第10号については、討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番、本村令斗議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 意見第10号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書（案）について、反対の立場より討論を行います。

青少年健全育成基本法案は、2004年3月に与党が参議院に提出し、審議未了で廃案となったものです。その後、2010年の参議院選挙の自民党マニフェストでも制定を公約しており、法案の内容はほぼ変わらないものと考えられます。2004年に日本弁護士連合会は、5点の問題点を指摘して大幅な修正を求めています。その中で3つの問題について述べておきたいと思えます。

1つ目に、子供の成長発達権、子供の最善の利益が基本理念として明記されていないことです。憲法上、子供も個人として尊重されるとともに、教育を受け、成長発達する権利を有しています。また、子供の権利条約では、子供は単なる保護の客体ではなく、権利の主体であって、特に子供は成長、発達する権利を有し、これを最大限確保するべく国家や社会は援助しなければならないとされています。

ところが、基本法案には子供の成長発達権や最善の利益確保についての言及は一切なく、他方、前文や第1条では青少年の健全育成が我が国社会の将来への発展にとって不可欠の礎であるとされ、あたかも子供の成長発達権よりも国家社会の発展を優先するかのような内容になっています。

2つ目には、子供の権利条約の重要原則を反映した内容になっていないことです。日本は、1994年に子供の権利条約を批准しており、国内法的効力を有しています。子供の権利条約は、締結国はこの条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずると規定しています。子供にかかわる権利について網羅的に規定するとともに、その基本原則を明らかにしたものであって、青少年育成に関する包括的基本法を制定するに当たって、この条約が反映されるべきなのは当然です。

ところが、基本法案には子供の権利条約の諸原則、子供の成長発達権、子供の最善の利益

確保の原則、子供の参加権、意見表明権の保障のほか、一切の差別禁止、市民的権利の保障などの重要原則が盛り込まれていません。

3つ目には、保護者、国民、事業者などの責務が子供の権利を中心として規定されていないことです。子供の権利条約は、子供の権利を中心として規定しているため、親などの保護者の責務と国との関係についても、大人は子供の権利を実現するための援助者としての役割を負うこととされています。保護者はその第一次的権限を有し、国は保護者の権限行使を保障し、尊重するものとされています。すなわち保護者は、国との関係においては一定限度の養育、監護の自由が保障され、この自由は子供の最善の利益尊重の原則によって、制約調整が図られるという関係に立っています。

ところが、基本法案は、保護者は青少年を健全に育成すべき第一義的責任を有することを自覚し、その育成に努めなければならないとしており、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎という基本理念と相まって、あたかもまず国家社会に対して親などの保護者が第一義的責任を負うかのように規定しています。

このように問題が指摘されている青少年健全育成基本法の制定を求めるべきではないと思います。

以上のような見地から、私はこの意見書（案）に反対します。

○議長（田中 哲君） 以上で討論を終了します。

お諮りいたします。意見第10号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第10号について、原案のとおり賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立多数。

よって、意見第10号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 意見第11号

○議長（田中 哲君） 次に、意見第11号について、提出者の説明を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

意見第11号

「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書（案）

1987年4月1日に国鉄が分割・民営化され、JR7社が誕生しました。国鉄改革は、JR各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生、発展させることを目的として実施されました。そして、新幹線や都市圏の路線を有するJR東日本、JR東海、JR西日本の本州三社は、その後堅調な経営を確保し、株式上場・完全民営化を果たしました。また、2015年の第189通常国会では「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（JR会社法）」の改正法が成立し、2016年度中にJR九州の株式上場、完全民営化を果たすことが決定されました。

JR九州は発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により黒字を確保する形で設立され、この間固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える都度、この特例を適用延長するとともに、経営努力で何とか経営を維持してきました。

しかし、株式上場するとはいえ、一定の激変緩和措置が設けられた税制特例については2018年度末をもって廃止となり、ローカル線を多く抱えるJR九州の鉄道事業の経営体質は何ら変わるものではありません。こうした中、平成24年7月の九州北部豪雨による豊肥本線の災害、平成26年6月の大雨による指宿枕崎線の列車脱線事故、平成27年8月の台風15号による肥薩線の災害等、多頻度化・大規模化する台風、集中豪雨等の自然災害による被害や、「平成28年熊本地震」からの復旧対応や予防保全的な防災対策の強化、在来線の鉄道構造物（トンネル、橋梁等）の著しい老朽化に伴う大規模改修の必要性などの課題が挙げられます。

については、今後においても「安全」を基軸として鉄道による人流・物流ネットワークを維持・強化していくためには、こうした喫緊かつ重大な課題に対する早急な対応が必要であります。しかしながら、一事業者の努力の範疇を超える課題については、国家的な観点からの処方箋が求められます。

また、本年度末には、JR北海道、JR四国、JR貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎えます。東日本大震災等の教訓や地方創生、観光立国といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、当該三社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、JR発足30年を機に、これらの税制特例措置の適用延長はもとより、恒久化を図ったうえで当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

以上の認識に基づき、2017年度の税制改正において、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 鉄道事業各社の経営自立に向けた、安定的な運営と地域交通や鉄道ネットワークの維持・発展に資する所要の措置を図ること。
 - 2 自然災害の多頻度化、大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。
 - 3 国・地方自治体による治山・治水対策の拡充・強化と、鉄道防災、予防保全の支援スキームの拡充を図ること。
 - 4 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修に向けた支援スキームの確立を図ること。
 - 5 第三セクターを含む鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月28日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
総務大臣	高市 早苗 様
国土交通大臣	石井 啓一 様
農林水産大臣	山本 有二 様

意見第11号

「鉄道の安定・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

豊 永 貞 夫	福 屋 法 晴
笹 山 欣 悟	本 村 令 斗
宮 原 将 志	三 倉 美 千 子
西 信 八 郎	塩 見 寿 子
井 上 光 浩	犬 童 利 夫
大 塚 則 男	村 上 恵 一
平 田 清 吉	高 瀬 堅 一
仲 村 勝 治	永 山 芳 宏

宮 崎 保

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第11号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第11号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第11号は、原案のとおり可決されました。

日程の追加について

○議長（田中 哲君） さらに日程の追加についてお諮りいたします。

決議第2号北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程 決議第2号

○議長（田中 哲君） 決議第2号について提出者の説明を求めます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） 提案理由の説明は、決議（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（決議案 朗読）

決議第2号

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議（案）

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は9月9日、我が国を含む国際社会が強く自制を求め
る中、本年1月に引き続き5回目となる核実験を強行した。

北朝鮮は9月5日に弾道ミサイル3発を発射させ、日本の排他的経済水域（EEZ）内に
落下させたばかりである。

このような度重なる北朝鮮の行為は、核実験と弾道ミサイルの開発・発射の中止を求めた
国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明らかに違反するものであり、国際世
論を無視した暴挙である。また、我が国のみならず北東アジア及び国際社会の平和と安全に
対する重大な挑戦であり、断じて容認できるものではない。

我が国は世界で唯一の被爆国であることから、本市においても昭和60年に「核兵器廃絶・
平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を強く願ってきたところである。

よって人吉市議会は北朝鮮に対して、一連の核実験及び弾道ミサイル発射に対し厳重に抗
議し、いかなる核実験や弾道ミサイル発射、核開発を中止し、すべての核兵器及び核計画を
放棄することを強く求める。

また、政府においては、国民の安心・安全の確保に万全を期すとともに、国際社会との連
携を強化し、諸懸案の早急な解決に向けて、これまで以上に強力な外交を展開するよう強く
要望する。

以上、決議する。

平成28年9月28日

人吉市議会

決議第2号

北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に抗議する決議（案）の提出について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年9月28日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

福 屋 法 晴 仲 村 勝 治

西 信 八 郎 本 村 令 斗

三 倉 美 千 子 村 上 恵 一

犬 童 利 夫 高 瀬 堅 一

大 塚 則 男 井 上 光 浩

豊 永 貞 夫 宮 崎 保

笹 山 欣 悟 永 山 芳 宏

平 田 清 吉 塩 見 寿 子

宮原将志

以上でございます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。決議第2号については委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

決議第2号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、決議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年9月第4回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 塩 見 寿 子

人吉市議会議員 宮 原 将 志